

令和3年度  
スクールソーシャルワーカー活用事業  
実践活動事例集



**文部科学省** MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

初等中等教育局児童生徒課

## 各都道府県・指定都市・中核市の取組

### 《注》

「【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例」に係る問題の種別については、各都道府県・指定都市・中核市の判断により、下記の区分から選択されたものである。

- ① 貧困対策（家庭環境の問題、福祉機関との連携等）
- ② 児童虐待（未然防止、早期対応、関係機関との連携等）
- ③ いじめ
- ④ 不登校
- ⑤ 暴力行為
- ⑥ 非行・不良行為
- ⑦ 小中連携
- ⑧ その他（発達障害等に関する問題、心身の健康・保健に関する問題等）
- ⑨ 性的な被害
- ⑩ ヤングケアラー
- ⑪ 民間団体(NPO 法人等)との連携
- ⑫ 教員とSSWの役割分担
- ⑬ オンラインカウンセリング

# 北海道教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

- (1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的  
いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するべく、教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行う。
- (2) 配置・採用計画上の工夫  
委託した市町村がSSWをより有効に活用することができるよう、任用するSSWは福祉や教育の分野において、専門的な知識・技術を有する者又は活動経験の実績等がある者も可とするとともに、SSWの勤務日数や勤務時間については、任用した市町村が地域や学校の実情に応じて設定できること
- (3) 配置人数・資格・勤務形態
  - ・ 北海道の広域性を踏まえ、スーパーバイザー（以下SV）を1名、エリアスーパーバイザー（以下ASV）を5名配置し、市町村教育委員会、SSW、道立学校からの相談を受け必要に応じた支援。
  - ・ 道及び38市町村にSSWを延べ74名配置。SSWの資格は、社会福祉士29名、精神保健福祉士25名、その他社会福祉に関する資格5名、教員免許状35名
  - ・ 心理に関する資格所有者8名、その他SSWの職に関する技能の資格所有者1名
  - ・ SSWの勤務形態は、原則として勤務日数、勤務時間等については、地域や学校の実情に応じて柔軟に設定することとしている。
- (4) スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組
  - ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法
    - ガイドラインの作成（有・無）
    - ガイドラインの内容、周知方法  
SSWの職務、主な活動、SSWの効果的な活用に当たっての留意点等、活動方針等について、SSW活用実践事例集などにより広く周知した。
  - ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組  
全道連絡協議会や地域別研修会に教職員が参加できるようにして実施
- (5) オンラインカウンセリングの実施の有無
  - オンラインカウンセリングの実施（有・無）

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

- (1) 研修対象
  - ・ 全道連絡協議会…SSW、市町村教育委員会担当者、指導主事、SV、ASV
  - ・ 地域別研修会…SSW、市町村教育委員会担当者、指導主事、SV、ASV、SC、教職員等
- (2) 研修回数（頻度）
  - ・ 全道連絡協議会…2回（リモートで実施）
  - ・ 地域別研修会…1回（リモートで実施）
- (3) 研修内容
  - ・ 全道連絡協議会…令和3年度SSW活用事業についての行政説明、大学教授を講師とした効果的なスクールソーシャルワークについての講話、事例発表及び協議（SVによる助言を含む）を実施
  - ・ 地域別研修会…事例発表及び質疑応答、地域のアセスメントを中心とした研究協議及びASVによるスーパービジョンを実施
- (4) 特に効果のあった研修内容
  - ・ 全道連絡協議会では、スーパーバイザーから、これまでの取組を振り返ることの意義等についての講義を実施し、これまでの実践を振り返るとともに、これまでの実践における困難さ、現在と今後の課題について整理し、その後の活動につなげることができた。
  - ・ 地域別研修会では、SSWの専門性の向上を図るため、児童虐待や不登校への対応など各エリアの課題に応じたテーマを設定し、講話や実践事例に基づいたグループ協議とエリア・スーパーバイザーによるスーパービジョンを実施し、SSWの実践や学校との効果的な連携などについて理解を深めた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置 (  有 ・ 無 )
- 活用方法

委託先市町村、道教委SSW、各市町村SSWからの相談を受け、適切な指導助言を行うとともに、必要な場合には、学校において研修等を実施

(6) 課題

- ・ 学校の教職員がさらに参加できるように実施する必要がある。
- ・ 協議が深まるよう、時間と協議すべきことのバランスを図る必要がある。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】児童虐待における関係機関の連携のための活用事例 (②児童虐待) <SSWの配置形態：巡回型>

(1) 本人及び家庭の状況

- ・ 当該児童は、空腹で登校することが多く、イライラして、暴言を吐いたりすることがあった。
- ・ 当該児童の保護者は、当該児童の登校時間帯には寝ていることが多かった。
- ・ 当該児童の保護者は、しつけとして暴力を振るうことがあり、児童相談所が指導をしていた。

(2) SSWの活用と関係機関の連携

- ・ SSWのコーディネートにより、関係機関から情報を収集し、関係機関の役割分担を明確にした。
- ・ 乳幼児の定期検診等、関係機関が保護者に関わりをもつあらゆる機会を通じ、児童虐待の防止とペアレントトレーニングを継続した。

(3) 当該児童の変容

- ・ ケース会議で各機関の関わりについて継続的に情報共有することにより、家庭環境の改善が図られ、当該児童は学校及び家庭で落ち着いて過ごすことができるようになった。

#### 【事例2】不登校生徒の家庭支援のための活用事例 (④不登校) <SSWの配置形態：派遣型>

(1) 本人及び家庭の状況

- ・ 当該生徒は、保護者と社会人のきょうだいと三人で同居している。
- ・ 当該生徒は、長期休業明けから不登校になり、昼夜逆転の生活を送っていた。
- ・ 学校が家庭訪問をしても、当該生徒や保護者と会うことができず、連絡がとれないことが多かった。

(2) SSWの活用と関係機関の連携

- ・ SSWが主体となってケース会議を開催し、学校のほか、教育支援センター、保健センター、子育て支援課が参画して支援にあたる計画をたてた。
- ・ SSWは、保護者への支援について、関係機関の調整を担い、定期的に情報共有を行った。

(3) 当該生徒の変容

- ・ SSWの働きかけにより、学校が保護者と面談を行う機会を設定することができた。保護者は、関係機関が関わることを確認し、当該生徒の生活改善について留意するようになった。
- ・ 学校は、家庭訪問等により、当該生徒や保護者と会い、会話することができるようになった。

#### 【事例3】家事を担う児童の支援のための活用事例 (⑩ヤングケアラー) <SSWの配置形態：拠点校型>

(1) 本人及び家庭の状況

- ・ 当該児童が朝食をつくるなど、家事やきょうだいの世話を、当該児童が担っている様子がうかがえる。
- ・ 当該児童の保護者は、発達に偏りがある幼児の世話にかかりきりになっていた。
- ・ 当該児童の保護者は、福祉等の行政機関には頼りたくないという意向を示していた。

(2) SSWの活用と関係機関の連携

- ・ 子育て支援課が主体となって行ったケース会議において、SSWのアセスメントにより、家庭への経済的支援を行うとともに、関係機関との関係を構築することを決定した。
- ・ SSWは、保護者との相談窓口を担い、手続き支援や保護者の意向確認などを行った。

(3) 当該児童の変容

- ・ 保護者とSSWの信頼関係を築いたことにより、保護者は関係機関の支援を受け入れることができた。
- ・ 家庭への食料支援を優先的に行い、当該児童の家事負担を軽減することができた。

#### 【事例4】該当なし

## 【4】成果と今後の課題等

### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成29年度から令和3年度の5年間の配置市町村数とSSWの実人数を見ると、いずれも徐々に増加しており、派遣によるSSWの活用でその効果を実感するとともに、市町村におけるSSWの需要が顕著になってきたと考えている。

	H29	H30	R元	R02	R03
配置市町村数	30	33	36	37	38
ソーシャルワーカー人数(実人数)	45	48	51	52	58

### (2) 課題と課題解決に向けた取組

#### ①昨年度(令和2年度実践活動事例集)に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

##### <課題の概要>

- ・SSWの資質能力の向上
- ・SSW同士が情報共有できる連絡体制の整備
- ・SSW活用事業の周知

##### <課題の原因>

- ・SSWの拡充に伴い、社会福祉士や精神保健福祉士などの有資格のSSWが一層少なくなっている。
- ・要請に応じてSSWを派遣しているため、地域の情報が共有されにくく、ケースの検討やリフレクションを行う機会が少ない。
- ・教職員のSSWに対する理解に差が見られ、派遣要請に偏りが見られる。

##### <解決に向け実施した取組>

- ・派遣前にSSWが支援の方向性について協議する機会を設定した。
- ・エリアごとにリーダー的な役割を担うSSWを指名し、実務的な助言ができる体制を整えた。
- ・SSW連絡協議会を開催し、各教育局指導主事との連携を図り、市町村教育委員会への周知を図った

#### ②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

##### <課題の概要>

- ・SSWの資質能力の向上
- ・SSW活用事業の予算拡充
- ・支援を要する児童生徒に確実にSSWの支援が届く体制整備

##### <課題の原因>

- ・SSWの需要が高まり、委託市町村が増加する一方、必要な人材や予算の確保が難しくなっている。
- ・SSWの活用方法の理解不足や派遣申請手続きの負担感から、ケースに対する早期のSSW派遣要請に抵抗がある学校、市町村教育委員会が見られる。

##### <解決に向けた取組>

- ・事業の見直しにより事業委託市町村の予算を確保するとともに、次年度に向けて予算の拡充を検討する。
- ・関係機関による支援が必要と考えられるケースを把握した際に対応できるよう、派遣申請によらないアウトリーチ型の派遣を行えるよう運用方法を変更した。

# 青森県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・公立小・中・高等・特別支援学校において、問題を抱える児童生徒が置かれた環境へ働きかけ、その改善を図る。
- ・学校と関係機関等とのネットワーク構築、学校内のチーム体制構築や、保護者・教職員の支援について、学校及び教職員に対し、適切な指導及び援助を行う。

### （2）配置・採用計画上の工夫

各教育事務所及び県立学校6校にスクールソーシャルワーカーを配置し、市町村教育委員会や県立学校長の申請に基づき、各教育事務所が所管する小・中学校及び関係機関等に派遣した。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- 配置人数 小・中学校対応（24名）、県立学校対応（9名）
- 資格 社会福祉士（15名）、精神保健福祉士（9名）、教員免許状（18名）  
その他社会福祉に関する資格（9名）
- 勤務形態 1日5～6時間 年間600時間

### （4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

#### ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（有・無）

#### ○ガイドラインの内容、周知方法

- ・スクールソーシャルワーカー活用における役割分担
- ・スクールソーシャルワーカーの勤務形態
- ・校内での教育相談体制
- ・教育相談に当たっての留意点 等

「スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するために」（活動方針等に関する指針）を策定し、連絡協議会で説明し、周知を図っている。

#### ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

学期ごとに校内研修を行う際、スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための具体的な取組について周知・検討し、教職員間での共通理解を深めた。また、スクールソーシャルワーカーが派遣された際には、教職員に対して適宜、支援に対する指導助言をする機会を設定した。

### （5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（有・無）

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

- ・スクールソーシャルワーカー、各教育事務所担当指導主事、県立学校（配置校）担当教職員

### （2）研修回数（頻度）

- ・年2回（4月、2月）スクールソーシャルワーカー活用連絡協議会という名称で開催

### (3) 研修内容

- ・スクールソーシャルワーカーの役割と課題、学校における保護者対応等に関する講義
- ・地区毎の協議及び情報交換

### (4) 特に効果のあった研修内容

- ・各教育事務所や県立学校（配置校）で行われているケース会議の持ち方や事案対処の流れ等について、協議及び情報交換することが実践で役立っている。

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（有・**無**）

○活用方法

### (6) 課題

- ・スクールソーシャルワーカーが対応した事例を検証し合うことや、今後の対応に生かす事例検討会の回数を増やすことで、見識を広めることやスキルの向上を急ぐ必要がある。

## 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

### 【事例1】貧困のための活用事例（①貧困対策）＜SSWの配置形態：派遣型＞

両親は別居していて、母親が子を連れて、実家に帰る。その後、離婚手続をする。学校からの要請もあり、SSWは保護者面談を行う。その場で、利用できる制度をいくつか紹介し、一人親への支援等を進めるが、母親は申請しようとしなない。理由として、一人親だが、内縁関係の相手がいる、親権者が違う、一緒に暮らしていないなどが挙げられる。本人は就職が内定しているが、給食費や学校徴収金が支払えない状況にあるため、卒業認定ができない。申請方法がわからない、書類が書けない、意味が不明である場合もあるため、SSWが役所等に連絡をしたり、同行したり、書類作成の手伝い等をするこもあった。

### 【事例2】いじめ対応のための活用事例（③いじめ）＜SSWの配置形態：派遣型＞

生徒は、母親と二人暮らし。狭いアパートに暮らす。クラス内で、生徒が「臭う」ので、周りの仲間から馬鹿にされ、クラスメートからどんどん離れていった。直接、そのことを言った生徒もいて、本人はクラスに居づらくなって、不登校になった。教職員は、クラス内で聞き取りを行い、本人をどのようにして教室を戻していくか、SSWを含めた会議を開催した。その際、母親の協力も必要と考え、学級担任とSSWが、家庭訪問をした。そこで「臭う」原因が、母親のたばこであることがわかった。結果として、いじめとして学校は認め、被害者に寄り添った対応するよう、SSWも含めて確認をした。

【事例3】「⑨性的な被害」「⑩ヤングケアラー」については、該当する事案がないため記載しない。

### 【事例4】教員とSSWの連携を強化するための活用事例（⑫教員とSSW等の役割分担のための活用事例）＜SSWの配置形態：派遣型＞

管理職が、教育と福祉の連携について、強く理念を持つことが大事であると考えており、そのことをSSWを含めた職員会議等で確認した。内容としては、地域の文化や社会資源を踏まえながら、教育と福祉が連携し、将来を担う子どもたちを社会の中で育てていく＝自立させていくことである。

また、よりよい連携をするために、対応の主体は教職員であって、あくまでもSSWはそのための支援者という役割分担をしっかりと。そこで、お互い事情を理解することにより、教職員・SSWが児童生徒及び保護者に寄り添うことができた。結果的に、チームで見守る、支えることができたため、安心して対応できた。

## 【4】成果と今後の課題等

### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 令和3年度の支援対象児童生徒数を令和2年度と比較すると、高校で8%増の157人、中学校で約13%減の251人、小学校では2%減の389人となっている。対応学校数は、86校増の276校であった。
- 継続支援対象児童生徒の抱える問題と支援状況では、不登校が28.5%、発達障害等に関する問題が22.3%と、この2項目が圧倒的に多い。特に、不登校について、246件中、支援中が152件ほどになっている。不登校は長期化する傾向も強いことから、早期に対応が必要となる。

### (2) 課題と課題解決に向けた取組

#### ①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

##### <課題の概要>

- スクールソーシャルワーカー配置事業及びスクールソーシャルワーカーの活用方法等が周知されていない。
- 多様なニーズに対応するために、スクールソーシャルワーカーの資質向上を目指した研修が実施されていない。

##### <課題の原因>

- スクールソーシャルワーカー配置事業自体の認知やスクールソーシャルワーカーの専門的職務及び具体的役割の理解が不足している。
- 現場目線に立った研修内容が不足している。

##### <解決に向け実施した取組>

- 各教育事務所主催会議や県立学校の各会議でスクールソーシャルワーカーの紹介と具体的役割の周知徹底を図った。
- 社会福祉士会と連携を図り、スクールソーシャルワーカーの具体的な活用方法や必要性を積極的に周知する研修等を実施した。

#### ②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

##### <課題の概要>

- スクールソーシャルワーカーの職務や役割、活用方法等、県内の全学校に対する周知への取組不足。
- 児童生徒に関わる問題が多様化、複雑化するために、地域の支援機関との連携が必要であるが、困難場面が増加している。
- スクールソーシャルワーカーの実績に見合った報酬単価の確保がされていない。

##### <課題の原因>

- 学校からのスクールソーシャルワーカーの派遣の要望が少ない。
- 今までにはないケースにも対応できるスクールソーシャルワーカーが求められている。
- 限られた配置人数や決められた勤務時間という状況の中で、報酬単価が低いため、力のあるスクールソーシャルワーカーが転職を考える傾向が見られる。

##### <解決に向けた取組>

- スクールソーシャルワーカーの存在や役割を児童生徒や保護者等へ伝える方策を検討し、周知を図る。
- スクールソーシャルワーカーの資質向上のための研修の充実化を図る。
- スクールソーシャルワーカーの報酬単価を引き上げられるよう、財政部局と検討を重ねたい。



# 岩手県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

学校、家庭及び関係機関等との連携・調整により、困難を抱える児童生徒が置かれている環境の改善を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

県内6か所にある教育事務所に2～5名のSSWを割り当て、相談ニーズに応じた配置を行った。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数：計21名（会計年度任用職員）

資格：社会福祉士または精神保健福祉士18名、教員免許状等3名

### （4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

#### ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（有・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

令和2年度に「スクールソーシャルワーカー活用指針」を策定し、学校及びSSW、関係機関等に配付及び周知した。

#### ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

県内小中学校及び高等学校、特別支援学校教職員、教育関係者、スクールソーシャルワーカー、県内福祉関係者等に対して「スクールソーシャルワーカー活用指針」に基づいた研修会を実施した。

### （5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（有・無）

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

本事業で任用された全てのSSW

### （2）研修回数（頻度）

年4回（4月、7月、10月、2月）

### （3）研修内容

指導主事による講義、SSWの情報交換、事例検討等

### （4）特に効果のあった研修内容

SSWから提供された事例について検討を行い、SVから助言をもらう事例検討が特に有効であった。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（有・無）

○活用方法 SSWに対する助言、研修会での助言、各教育事務所への訪問

### （6）課題

児童生徒の抱える課題の多様化や保護者の価値観の多様化に伴う、事例検討に係る提供事例の確保

## 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

### 【事例1】貧困対策のための活用事例（①貧困対策、④不登校）＜SSWの配置形態：巡回型＞

一人親家庭において、母親が自己破産に至った事案。学校集金が滞っていたことをきっかけにSSWが家庭訪問を行い、滞納している集金の支払い方法等について相談を行うなど、学校との橋渡しを行った。当該児童は学校を休みがちとなっていた。

経済的な立て直しのため、破産手続きや生活保護などの制度利用を母親に勧めた。母親は当初支援制度の利用を拒んでいたが、破産手続きが終了すると、その利用を考えるようになった。当該児童は親元を離れて施設で生活を整え、学校で学習することを考えはじめるようになった。

### 【事例2】児童虐待のための活用事例（②児童虐待、④不登校）＜SSWの配置形態：巡回型＞

家庭の養育環境に問題を抱えた事案。住居環境に課題があり、虐待の疑いがあったもの。兄弟は、小学生の男子児童と中学生の女子生徒の2人であるが、生徒（姉）は不登校、児童（弟）は登校渋りの状況。

小中学校の関係者を交えたケース会議の場において、実状を詳しく知る小中学校がネグレクトの状況を関係機関

に詳しく伝えるよう働きかけた。その後、学校（SSW）、児童委員、社会福祉協議会、行政の定期的な家庭訪問や面談が行われ、互いに情報共有し見守りを続けることとなった。各部署のネットワークに支えられ、姉は週2～3回の別室登校、弟はほぼ毎日登校できるようになった。

【事例3】ヤングケアラーのための活用事例（⑩ヤングケアラー、④不登校）＜SSWの配置形態：巡回型＞  
一人親家庭（母親と当該児童の2人暮らし）。母親は病気があるため、就労と家事ができていない家庭の事案。当該児童の世話がままならない状況にあり、不登校が続いていた。

学校、市役所、社会福祉協議会、SSWの協力体制の元、母親の体調に合わせることができる就職先を決めることができた。母親の気持ちに変化が生じたせいか、当該児童の世話もスムーズに行うことができるようになった。当該児童も週2回程度ではあるが、登校できるようになった。

【事例4】民間団体（NPO法人等）との連携のための活用事例（⑪民間団体（NPO団体等）との連携、④不登校）＜SSWの配置形態：巡回型＞

学校へ足が向かず、隣町のフリースクールへ通っている生徒の事案。フリースクールにおける出席状況や活動内容を把握するため、フリースクールの職員との連携を継続した。勤務日にはフリースクールへ出向き、実際に担当職員から当該生徒の様子を聴き取ったほか、当該生徒が記入している活動日誌の写しを当該校へ引き継いだ。当該生徒がフリースクールに出席した日は、聴き取り内容や活動日誌を根拠に出席扱いとすることができた。

## 【4】成果と今後の課題等

### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

支援の対象となった生徒児童数やケース会議の開催状況等から、相談ニーズが高まっていると考えられる。

- ・支援対象となった児童生徒数 743人（R2 646人）
- ・ケース会議（学校、関係機関） 462回（R2 444回）
- ・ケース会議で扱った件数 1430件（R2 1465件）

### （2）課題と課題解決に向けた取組

#### ①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

##### ＜課題の概要＞

課題1 スクールカウンセラーに比べて、スクールソーシャルワーカーに対する学校の認知度がまだ低いことから、スクールソーシャルワーカーの活用につながらない場合もある。

課題2 文科省の目指す全中学校区にSSWを配置するには、人材確保と予算確保が本県の課題である。

##### ＜課題の原因＞

課題1 スクールソーシャルワーカーが果たす役割や活用の在り方がSCに比べて十分に理解されていないこと。

課題2 広い県土において、地域ごとのスクールソーシャルワーカーの人数に大きな差があること。

##### ＜解決に向け実施した取組＞

取組1 「スクールソーシャルワーカー活用指針」を令和2年度に作成したことから、県内小中学校及び県立学校教職員、教育関係者、スクールソーシャルワーカー、県内福祉関係者等に対して引き続き研修会を実施する。

取組2 年度初めに、通知文書とともに上記活用指針を県内の各市町村教育委員会や各県立学校等に広く周知している。

取組3 地域ごとの相談実績に応じながら、スクールソーシャルワーカーの勤務形態の調整を図る。

#### ②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

##### ＜課題の概要＞

スクールソーシャルワーカーの人材確保及び人材育成。

##### ＜課題の原因＞

スクールソーシャルワーカーの職務遂行にあたっては、高度な専門性が求められるため。

##### ＜解決に向けた取組＞

スーパーバイザーによる研修会の充実を図る

るほか、県の社会福祉士会及び県立大学社会福祉学部と連携を図ったり

りしながら人材の確保・育成に努めたい。

## 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

## 【事例2】児童虐待のための活用事例（②児童虐待、④不登校）＜SSWの配置形態：巡回型＞

段階	取組内容及びSSWが担った具体的な役割（具体的な役割は下線太字）
① 問題の発見	<p>家庭の養育環境に問題を抱えた事案。住居環境に課題があり、虐待の疑いがあったもの。中学校の女子生徒（姉）、小学校中学年の男子児童（弟）はゲーム依存の傾向もあった。当該校は保護者の養育方針が不透明であったことから、登校指導に苦慮していた。</p> <p><b>SSWは学校、主任児童委員から情報収集を行うとともに、アセスメントシートの作成を行った。加えて、保護者、弟との面談を行うとともに、家庭訪問にて姉との面会も行った。</b></p> <p>その結果、当該校はこの家庭が抱える問題は多岐に渡ると判断し、より広い関係者・関係機関に呼びかけ、ケース会議を開くこととなった。</p>
② 学校内での方針の検討	<p>ケース会議の実施に関して、<b>SSWも打ち合わせに参加し、進行等の助言を行った。</b>このケース会議の場において、次のとおり、児童生徒等に関する課題の明確化を行い、支援内容が検討された。</p> <p>参加者：小中学校（校長・副校長・担任）、主任児童委員、児童相談所、子育て支援課、教育委員会、社会福祉協議会及びSSW</p> <p>会議の流れ：前半は各部署による今までの関わりや対応について報告、後半は今後の方針について検討。</p> <p>（課題の明確化）</p> <p>①学校・家庭での様子</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校の女子生徒（姉）は不登校、小学校中学年の男子児童（弟）は登校渋りの状況。</li> <li>・母親もゲーム障害の疑いがあること、家計改善支援が必要な程、経済的な問題を抱えている。</li> <li>・ネグレクトの状況（入浴させない等）を確認できていた。</li> </ul> <p><b>（実状を詳しく知る小中学校がネグレクトの状況を関係機関に詳しく伝えるよう働きかけた）</b></p> <p>②各部署からの情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭内の状況、課題解決の進捗状況、他部署・他機関への要望等が挙げられた。</li> </ul> <p>③考えられる背景・要因</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒が感じる学習や集団生活への不安や抵抗感</li> <li>・家庭の養育力の低さ（経済状況、劣悪な住居環境など）</li> </ul> <p>④現在行われている学校の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者への連絡、面談</li> </ul> <p>（支援内容の検討）</p> <p>①目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護の申請を再度保護者に促していくとともに、ケースワーカー等の生活指導を視野に入れていきたい。</li> <li>・医療扶助を利用した母親の病気治療入院、子どものゲーム障害、健康面の改善を図るための治療入院を検討していきたい。</li> </ul> <p>②プランニング（手立て）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>SSWから児童・保護者に対するきめ細かな相談支援</b>（小中学校と方向性を相談しながら）</li> <li>・主任児童委員・社会福祉協議会を中心とした地域の見守り援助</li> <li>・公的機関への情報周知と連携保障</li> </ul>
③ 支援の実施	<p><b>SSWからは、会議を機に、今後も関係部署や地域とのソーシャルサポート・ネットワークの構築を強め、点ではなく面としての支援を継続させることをお願いした。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童・保護者に対するきめ細かな相談支援</li> <li>・主任児童委員・社会福祉協議会を中心とした地域の見守り援助</li> <li>・公的機関への情報周知と連携保障</li> </ul> <p>この働きかけによって、学校（SSW）、児童委員、社会福祉協議会、行政の定期的な家庭訪問や面談が行われ、互いに情報を共有し見守りを行うことができた。</p>
④ 経過観察	<p>①各部署のネットワークに支えられ、姉は週2～3回の別室登校、弟はほぼ毎日登校できるようになった。</p> <p>②ケース会議後の母親との面談が功を奏しており、週2回登校の約束が守られている。再び休みがちになった場合は、母親との面談やケース会議を実施していくよう<b>SSWによる学校側へのコンサルテーションを行った。</b></p> <p>③経済的問題が今後さらに厳しさを増し、家庭の養育力も改善が期待できないことも考えられることから、母親の健康改善と就労、姉弟を含めたゲーム依存の解消など抜本的な解決策を模索していく予定である。</p>

# 宮城県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

東日本大震災による被災等のため、本県児童生徒の生活環境、教育環境は大きな変化が生じた。このような中で、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など児童生徒が抱える様々な問題や生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を持つS S Wを、県教育委員会及び希望する市町村教育委員会に配置し、教育相談体制の整備に資する。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- 小・中学校においては、県教育委員会及び市町村教育委員会にS S Wを配置している。また、市町村教育委員会の配置については、希望する市町村への委託事業として実施し、当該教育委員会が所管する学校等に派遣している。
- 高等学校においては、県教育委員会及び希望する高等学校44校にS S Wを配置している。また、非配置校の求めに応じ、配置校から派遣することにより、全ての県立高校に対応できるようにしている。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- 配置人数 小・中学校 34市町村にのべ63人（実人数49人）を配置  
高等学校 44校に18人を配置
- 資格 小・中学校 有資格者（社会福祉士・精神保健福祉士）40人 準ずる者（退職教員等）9人  
高等学校 有資格者（社会福祉士・精神保健福祉士）18人
- 勤務形態 小・中学校 市町村の実情に合わせて決定  
高等学校 年12回～36回の勤務とし、1回当たりの勤務時間は5～6時間

### （4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

#### ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ガイドラインの作成 （有）・ 無）
- ガイドラインの内容、周知方法
  - ・ 義務教育課 平成30年度に「スクールソーシャルワーカー活用指針（教育委員会・学校用）」、「スクールソーシャルワーカー活動指針（S S W用）」を策定し、学校及び市町村教育委員会に周知している。
  - ・ 高校教育課 「S S W活動事例集」を年度初めに各校及びS S Wに配付している。

#### ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- 義務教育課 市町村教育委員会において任用しているS S Wが講師となり、教員対象の研修会を実施し、S S Wの役割等について周知している。
- 高校教育課 S S W連絡協議会で学校担当者がS S Wと共に研修等を受ける機会を設けている。

### （5）オンラインカウンセリングの実施の有無

- オンラインカウンセリングの実施 （有）・ 無）

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

- 義務教育課 S S W
- 高校教育課 S S W及び学校担当者

### （2）研修回数（頻度）

- 義務教育課 連絡協議会2回（S S W及び教育委員会担当者）を予定していたが中止  
研修会2回（S S W）
- 高校教育課 連絡協議会1回（S S W及び学校担当者）  
研修会1回（S S W）

### （3）研修内容

- 義務教育課 S S Wの服務、ヤングケアラー、シナリオロールプレイ、情報交換 等
- 高校教育課 県の施策やS S Wの配置・活用等、ヤングケアラー

#### (4) 特に効果のあった研修内容

- 義務教育課 シナリオロールプレイでは、事例をもとに、SSWが感じると思われる違和感や困惑する事柄に焦点を当て、「なぜ違和感が生じるのか」「どう対応すればよいのか」等について、有意義な話し合いが行われた。
- 高校教育課 ヤングケアラーに関する講演では、問題が顕在化しにくいこと、本人がヤングケアラーであることに気付いた時の心のバランスの問題に配慮が必要なこと等、SSWの慎重かつ細やかな関わり等について研修を深めることができた。

#### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置 (  有 ・  無 )
- 活用方法

- ・ 市町村で任用しているSSWからの相談への対応や支援
- ・ 県、市町村教育委員会、学校等が主催するSSWの活用等に関する研修会の講師
- ・ SSW及び教職員への助言及び援助
- ・ 生徒や保護者、教職員及び関係機関とのネットワークの構築

#### (6) 課題

- ・ 有資格者であっても、経験年数が少ない場合もあり、資質向上に有効な研修内容を工夫していく必要がある。
- ・ 高校の場合、生徒が広範囲から入学しているため、生徒の住んでいる地域の外部資源との連携の方法が難しいケースもある。

### 【3】SSWの活用事例

#### 【事例1】児童虐待のための活用事例 (②児童虐待 ⑧その他) <SSWの配置形態：派遣型>

子供が2、3日同じ服を着てきたり、散髪等がされていない状態が続いたりするなど、衛生面で心配な状態が見られネグレクトが疑われた。家庭の状況は、祖母が入院しており、母親は入院中の祖母の世話に追われ疲弊している状態であった。父親はほとんど自室におり、子供たちを養育していないような状況が推察された。また、生活も困窮していたため、市町村教育委員会及び自治体の福祉部局、児童相談所等と連携を図りながら対応した。母親との面談は、自治体の保健師が定期的に行い経過観察を行っている。今後も関係機関と連携を図りながら切れ目ない支援を行っていくことが必要な家庭である。SSWは、学校と関係機関をつなぎ、調整役を務めるなどの役割を果たしている。

#### 【事例2】不登校生徒への支援のための活用事例 (④不登校 ⑧その他) <SSWの配置形態：派遣型>

学習が苦手で、人間関係づくりも得意ではないことから休みがちになり、夏休み明けから欠席が続くようになった。家ではゲームやタブレットを使って過ごし、外出することも少なくなっていた。SSWは早い段階で関わり、母親と面談を継続しながら支援にあたった。また、市町村の教育支援センターや近隣の特別支援学校の発達相談等も活用しながら、支援体制の構築に努めた。その後、登校には至っていないものの、家族とともに食事をするできるようになり、外出する機会も増えてきている。また、友人とも外で会うこともできるようになってきている。

#### 【事例3】ヤングケアラーのための活用事例 (⑩ヤングケアラー) <SSWの配置形態：単独校型>

幼い頃から精神科への入院を繰り返す母親と、母親の病気に理解のない父親に悩んでいた。母親に代わって生徒が家事をやらざるを得ない状況が続いていた。生活面の相談のためSSWとの面談を入れた。SSWから、母親が障害者手帳を取得できれば支援できること（ヘルパー利用、就労支援事業所A型B型への就労、バス地下鉄無料乗車証など）や、障害年金の説明、手帳がなくても利用可能なデイケア、区役所の相談窓口などを紹介してもらう。また、役所の保健師を加えた会議を開き、病院とのやりとりや手続き、施設に入れるための資金の相談など、具体的なアドバイスをもらい、本人は安堵の涙を見せていた。

#### 【事例4】不登校生徒への支援のための活用事例 (⑫教員とSSW等の役割分担) <SSWの配置形態：派遣型>

5月の連休後から自室に引きこもることが多くなり欠席が続くようになった。そこで、学校、スクールカウンセラー、SSW、医療機関が連携を図りケース会議を行いながら対応した。ケース会議の後で、支援体制の構築に加えて、SSWが、母親の支援についても面談等を実施し対応することとし、本人に対しては、担任だけでなく、関わりのある複数の教員が手紙等でアプローチすることを確認した。その後、本人の状態に大きな変化はないものの、母親が部屋に入ることができるようになり、両親と本人との関わりも増えるなど、わずかな変化が見られるようになってきている。

## 【4】成果と今後の課題等

### (1) SSW活用事業の成果

- ・ 義務教育課

令和3年度の支援対象児童生徒は2,754人、派遣日数は4,306日、学校訪問の回数は5,737回、家庭訪問の回数は1,405回であった。主な支援内容は、①不登校(1,364件)②家庭環境の問題(1,178件)③発達障害に関する問題(659件)で、解決・好転率は、52%であった。

- ・ 高校教育課

支援対象生徒は、1,189人、派遣日数は844日、家庭訪問などの訪問活動回数は31回であった。連携した機関は①児童生徒福祉関係機関(79件)、②保健医療機関(27件)であった。主な支援内容は、①家庭環境の問題(493件)、②心身の健康・保健(271件)、③不登校(223件)であった。

### (2) 課題と課題解決に向けた取組

#### ① 昨年度(令和2年度実践活動事例集)に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

SSWの資質向上と効果的な活用についての情報共有

<課題の原因>

- ・ 子供を取り巻く環境が複雑化・多様化しており、支援が難しいケースが多くなっている。
- ・ SSWの役割や効果的な活用方法について、一層周知を図っていく必要がある。

<解決に向け実施した取組>

- ・ SSW対象の研修内容の工夫
- ・ 市町村における教育相談体制づくりへの支援(教育支援センターの整備等)
- ・ SCやスクールロイヤーとの合同会議等の実施

#### ② 今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

SSWの更なる資質向上と効果的な活用

<課題の原因>

- ・ 子供を取り巻く環境が複雑化・多様化しており、支援が難しいケースが多くなっている。
- ・ 有資格者のSSWは増えてきているもの、経験年数が少ないSSWも多くなっているため、更なる資質向上を図る必要がある。
- ・ 小・中学校では、各市町村における教育支援センターの整備等へ向け、定期的に情報交換の場を設定する等、SCとの連携を図りながら効果をあげているところもあるが、活用の工夫が見られないところもまだある。

<解決に向けた取組>

- ・ SSWの更なる資質向上のため研修会の内容を工夫する。また、グループ討議の際には経験年数や地域等を考慮し、資質向上を図る。
- ・ 効果的な活動について、積極的に周知していくことで、市町村教育委員会や各学校、関係機関との効果的な連携体制の構築を目指す。
- ・ 高等学校においては、連絡協議会での事例発表や研究協議、及び活用事例集の作成等により、各校におけるSSWの効果的な取組を共有したり、学校訪問を実施し、SSWの活用状況について情報を収集したりすることを一層進めるとともに、SSWも参加した校内教育相談委員会等の開催を学校に働き掛ける。

# 秋田県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育と福祉の両面に関する専門的な知識・技術を用い、関係機関との連携を促進するなどして児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援をするスクールソーシャルワーカーを配置して、教育相談体制を整備する。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- ・秋田明德館高校、総合教育センター、北教育事務所、中央教育事務所、南教育事務所の計5か所に配置

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ＜配置人数＞ 秋田明德館高校、総合教育センター、3教育事務所にそれぞれ2名、合計10名
- ＜主な資格＞ 社会福祉士、精神保健福祉士等の有資格者5名、退職教員5名
- ＜勤務形態＞ 1日6時間×96日

### （4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

#### ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（有・）

○ガイドラインの内容、周知方法

- ・ガイドラインは策定していないが、事業内容やSSWの役割、活動例について記載したリーフレットを作成し、各教育事務所から市町村教育委員会を通じて、各小・中学校に配付した。

#### ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・SC、SSW、各中学校の教育相談担当者等を対象とした不登校・いじめ問題等対策事業連絡協議会を年1回開催し、SCやSSWの効果的な活用の仕方や、連携の在り方について情報交換及び協議を行っている。

### （5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（有・）

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

- ・県内のSSW及び適応指導教室指導員、生徒指導担当指導主事

### （2）研修回数（頻度）

- ・全県指導主事等連絡協議会（年2回）
- ・適応指導教室等ネットワーク協議会（年1回）
- ・SSW配置事業研修会（年1回）

### （3）研修内容

- ・教育相談体制の充実について
- ・これまでの取組及び成果と課題
- ・関係機関等との連携の在り方 等

### （4）特に効果のあった研修内容

- ・関係機関と連携した事例検討会

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（有・）

○活用方法

### （6）課題

- ・生徒指導上の諸問題に対する未然防止に向けた取組や、SCと連携した対応
- ・SSWとしての力量を高めるための研修の場の確保

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】不登校生徒のための活用事例（①貧困、④不登校）＜SSWの配置形態：派遣型＞

中学校男子生徒の不登校の背景に家庭問題があり、要保護児童対策協議会の個別ケース会議に出席した。ここでは、自閉症スペクトラムの診断を受け、母親への暴力行為として、意に添わないことがあると物を投げつける等の行動が見られたことや母親からの警察への通報により児童相談所の介入があったこと、また母親の離婚により生活困窮状態にあること等が話題となった。

SSWは個別ケース会議で生徒と母親の状況を把握した後、母親と面談を行い、経済的に厳しいこと、新しい仕事に就いたものの不慣れで大きなストレスを抱えていること、体調不良であること、本生徒のことをどうしたらよいか分からなくなっていること等を訴えた。母親の思いを傾聴しながら、今後も学校や関係機関と連携しながら支援していくことを伝えた。その後、母親は入院することになり仕事を退職したが、本生徒は祖母や親族と生活しながら、何回か登校できるようになった。SSWは、学校や市町村福祉課、家庭児童委員等と連携し、ケース会議を重ね、継続して支援していくことを確認した。また、食糧支援を行っているNPO法人の情報を提供し、当該生徒への支援へとつなげた。学校からは適応指導教室の情報を提供し、見学や体験に至った。母親の病状の安定を見定め、経済的安定を図るため社会資源の活用、就労面における支援についても相談できる体制を整えた。

#### 【事例2】貧困による不登校のための活用事例（①貧困対策、④不登校、⑪民間団体との連携）＜派遣型＞

母子世帯で母親の実家で生活をしてきたが、実家との折り合いが悪くなり、あてもなく転居し、アパートで生活をしてきた。しかし、就職も決まらず、アルバイト収入もコロナ禍の影響もあり減ってしまい、貯金を切り崩す生活となっていた。そんな中、子どもが不登校となり、母子ともに精神的に追い詰められていた。SSWの支援介入により、生活を立て直すために、母子生活支援施設への入所を提案し、支援施設への入所に伴う行政機関への同行支援を行い、入所に結びつけ、同時に民間団体の食料支援にもつないだ。母子支援施設に入所したことにより、家賃負担も減り、支援施設の相談員など身近に相談できる人ができたことで、母親と子ども双方の精神的な安定につながった。母親の就職が決まり、経済的にも安定し、子どもも別室登校ができるようになった。

#### 【事例3】該当事例なし

#### 【事例4】学校、保護者及びSSWが連携した支援をするための活用事例（⑫教員とSSW等の役割分担）＜SSWの配置形態：派遣型＞

発達障害が疑われる中学校2年生女子生徒に対して、定期的にケース会議を開き、学校、保護者及びSSWがそれぞれ役割分担して支援に当たってきた。母親からは学校での指導に対して、本人の特性に基づいた建設的な提案をしてもらっている。SSWは、母親の希望により、令和2年から月1回程度のSST（ソーシャルスキルトレーニング）を実施してきた。その結果、生徒は落ち着いて学校生活を送れるようになった。SSWや学級担任の支援により、忘れ物をしないように手帳に色ペンを使って書くなどの工夫が見られるようになった。係活動や当番活動も友達と協力して頑張り、授業にも集中して取り組むことができるようになった。苦しいことにも挑戦し、分からないときは友達に聞くなど、理解しようと努力する姿勢が見られるようになった。これまで見られた友達関係のトラブルもなく過ごせるようになり、今までできなかったことができるようになりたいという目標を立て、前向きに取り組めるようになった。学校、保護者及びSSWの役割分担が機能し、本人の成長につながった。

### 【4】成果と今後の課題等

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・有資格者と教職経験者のペア配置により、幅広いケースに対応できており、関係機関との連携も機能している。
- ・生徒指導推進会議や校長会・教頭会等で周知した結果、どのようなケースでSSWを活用すればよいかについて、学校の理解が広がってきている。



- ・多様で複雑な家庭環境を背景とする児童生徒に対し、S S Wが新たな視点から学校と保護者の間をつなぐ役割を果たすことにより、状況が好転しているケースがあった。

## (2) 課題と課題解決に向けた取組

### ①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

#### <課題の概要>

- ・対応する児童生徒数が増加してきており、多忙である。人員が不足している。
- ・何のためにS S Wにつなぎ、学校としてどう支援していくのかビジョンがはっきりしていないケースがある。

#### <課題の原因>

- ・S S Wの周知が進み、ニーズが高まっている。広範囲の児童生徒に対応するため、移動に時間がかかる。
- ・S S Wの周知は進んでいるが、S S Wの活用の仕方やS S Wの実際の動きなどはよく分かっていない。どの状態の際に派遣要請すればよいかの判断は、各校でまちまちである。

#### <解決に向け実施した取組>

- ・S S Wが事務作業や所内でのケース会議等を行う時数を確保できるよう、人員や時数を増やす。
- ・S S Wの活用方法、活用事例等の学校関係者への伝達について、引き続き学校訪問や校長会等で丁寧な説明を続けるとともに、S Cや市町村教育委員会とも連携し、周知を図る。

### ②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

#### <課題の概要>

- ・S S WとS Cが連携して支援の方策を検討する必要性を感じるケースがあるが、日程調整が難しい。
- ・発達障害等の医療的な分野に関わる内容について、その知識や技術等を研修する場が少ない。
- ・学校側からのS S Wに対する依頼が早いとよい。問題が長引いたり、こじれたりしてからの要請が多い。

#### <課題の原因>

- ・S S WとS Cの従事時間や担当地域の違い、従事体制がことなることにより、互いの連絡調整が容易ではない。また、互いに顔を合わせる機会が少ない。
- ・発達障害のある児童生徒は、一人一人状況等が異なるため、対応に苦慮することがある。
- ・S S Wの存在の周知は進んでいるが、どの状態の際に派遣要請すればよいかの判断は各校でまちまちである。

#### <解決に向けた取組>

- ・S S WとS Cの情報や意見交換を主とした協議会や研修会を実施する。
- ・発達障害や発達障害が疑われる子どもへの対応に関する研修会を実施する。
- ・食糧支援等N P O法人による支援に関する現状や効果的な活用についての学習会を実施する。
- ・S S Wの活用方法、活用事例等を学校関係者に伝達する。

# 山形県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・いじめや不登校等を課題とする小学校にスクールソーシャルワーカー（以下SSWという）を派遣し、児童の状況や学校・地域の実態を踏まえた支援を行うことができるようにする。
- ・県内4教育事務所に設置している「いじめ解決支援チーム」にエリアスクールソーシャルワーカー（以下エリアSSWという）を構成員として含め、「いじめ未然防止」に係る活動・いじめ重大事態発生時の対応を行うことができるようにする。
- ・県内の市町村にスクールソーシャルワーク・コーディネーター（以下SSWCという）を派遣し、問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関とのネットワークの構築等の支援を行うことができるようにする。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- ・SSW、SSWCの任用については、県ホームページに掲載し、公募により人材確保に努めている。
- ・SSW、SSWCについては、市町村教育委員会からの情報を集約し、課題や実態を踏まえて派遣先を決定している。
- ・エリアSSWについては、特に生徒指導業務に精通している者を各教育事務所に1名ずつ配置し、域内の諸課題の未然防止及び適切な対応に努めている。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数： SSW13人（小学校13校） エリアSSW4人（教育事務所4か所）  
SSWC11人（11市町）
- ・主な資格： 社会福祉士13人、精神保健福祉士6人、教員免許18人、保健師1人、介護支援専門員1人
- ・勤務形態： SSW …原則 週2日×6時間×35週 年間420時間以内  
エリアSSW …原則 週3日×4時間×35週 年間420時間以内  
SSWC …原則 週3日×4時間×35週 年間420時間以内

### （4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

#### ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（有・無）

#### ○ガイドラインの内容、周知方法

- ・連絡協議会において、事業の趣旨、活動方針等をまとめたものを周知し、連携・協力体制の構築を図っている。また、県内4教育事務所の生徒指導主事会議等で事業の趣旨、活動方針等について周知し、効果的な活用及び改善に向けた方策等について情報交換を行っている。

#### ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・全県及び県内4教育事務所ごとの研修会において、講師による講演や演習、グループ別研修による効果的な活用事例等の情報交換・意見交換を行っている。

### （5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（有・無）

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

SSW、エリアSSW、SSWC（その他、県独自事業の教育相談員、SC等の希望者）

### （2）研修回数（頻度）

全県研修会：年1回 教育事務所研修会：年2回

### (3) 研修内容

- ・全県研修会・・・講演「『ネットとの上手なつきあい方』をどう指導するか  
－『ルールづくり』と『気をつけなさい』だけでよいの？－  
事例検討を行う分科会
- ・教育事務所研修会・・・関係機関との連携等に関する研修、いじめの対応に関する研修、事例検討

### (4) 特に効果のあった研修内容

- ・具体的な事例や演習を交えた研修
- ・現場のニーズを把握し、それに合った研修内容や講師の選定
- ・参加者から事例を持ち寄ってもらい、様々なケースに対しての意見交換

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 (  有 ・  無 )

○活用方法 エリアSSW、SSWCによる域内への支援・助言

### (6) 課題

- ・週2～3日の勤務であるため、日程調整がやや困難であること。

## 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

### 【事例1】貧困のための活用事例 (①貧困対策) <派遣型 (貧困対策の重点配置)>

生徒Aは、母子家庭で兄との3人家族である。母と兄は親族が経営する店で仕事を行っていたが、様々な理由から2人とも仕事を辞めてしまった。そのような状況で、家庭も不安定になり、生徒Aの学校生活にも影響が出始め、欠席が徐々に多くなっていった。

生徒Aが登校できた時に、スクールカウンセラーと面談を行い、現在の状況について把握し、家庭環境への働き掛けが必要であることから、スクールソーシャルワーカーと連携を図りながら対応に当たった。スクールソーシャルワーカーが母と面談を行った際、母から金銭面で生活が苦しいとの相談があったため、自治体福祉部局と情報共有し、生活保護に向けて申請等を進め、受給することができるようになった。

学校では生徒Aと担任やスクールカウンセラーとの面談を定期的に行い、生徒自身の悩みや家庭の状況などについて丁寧に話を聞くようにした。一時期よりも家庭の状況が改善されたため、生徒Aも落ち着きを取り戻し、自分自身のことに目が向き始めていった。進学についても、はじめは希望をしていなかったが、学校からの様々な情報を得て、高校進学について前向きに考えるようになっていった。進学先も具体的に考えられるようになり、高校入学後は学校の寮に入り、通学したいことも考えるようになった。

今後については、母の安定が生徒Aの安定につながるため、母の就労に向けた支援を福祉部局が行うとともに、その情報をスクールソーシャルワーカーが学校とも共有しながら、それぞれの立場でできる支援を行っていくことを確認している。

### 【事例2】ネグレクトへの対応事例 (②児童虐待) <派遣型 (虐待対策の重点配置)>

児童Bは、両親と兄、妹の5人家族である。父はうつ病を患っており、母は広汎性発達障害があり、家庭の養育力は低い状況にある。以前、ネグレクトの疑いから児童相談所や自治体福祉部局が支援を行ったことがある。児童Bは知的障がいがあり、ゲーム依存も強く、夜遅くまで起きていることから、学校生活にも支障が出ている。

児童Bの学校での様子を受け、スクールソーシャルワーカーが自治体福祉部局とこれまでの支援の状況を確認し、現在の状況を踏まえて、ケース会議を設定することにした。ケース会議では、家庭への全般的な支援や児童Bの生活リズムの改善について検討した。スクールソーシャルワーカーと福祉部局担当者が家庭訪問を行った際、ゴミ等が散乱しており、不衛生な状況にあったため、居宅介護(ヘルパー)を利用し、家庭内の掃除や片付けの支援を受け、生活環境を整えることから始めた。また、児童Bのゲーム依存については、家庭でのルールづくりだけでは難しいところがあったため、児童精神科を通院し、その状況について病院の相談員と福

祉部局担当が情報共有し、スクールソーシャルワーカーを通じて、学校でも状況を把握した。学校では児童Bに対して、個別に学習支援を行うとともに、家庭でのゲーム使用の状況や生活リズムについても確認し、モデルステップで目標を設定し、達成した喜びを積み上げていけるように取り組んでいる。

### 【事例3】ヤングケアラーのための活用事例（⑩ヤングケアラー）〈派遣型〉

生徒Cは、祖母、父親、姉2人（社会人、高校生）の5人家族である。祖母が認知症で、深夜徘徊等をしてしまうため、生徒Cもその対応をしなければならない状況にあった。時々、担任や養護教諭がゆっくり話を聞くと、介護の苦しさや祖母に対して優しくできない自分を責めることなど、様々な思いを涙ながらに話した。祖母の認知症の進行も考慮し、スクールソーシャルワーカーが中心となり自治体福祉部局との情報共有を行い、関係機関が連携した対応を行っていくことになった。

まずは学校に自治体福祉部局担当者も集まって、ケース会議を行った。家庭の経済的な理由から、祖母が要介護認定を受けていない事実も明らかになり、改めて家庭への福祉的な支援と生徒Cに対する学校での支援の在り方を確認した。

今後はスクールソーシャルワーカーが定期的に学校を訪問し、必要に応じて生徒Cと面談を行いながら状況を把握し、自治体福祉部局と情報を共有しながら、適切な支援を行っていく。

### 【事例4】記載できる事例無し

## 【4】成果と今後の課題等

### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・SSW、エリアSSW、SSWCが対応した学校数が昨年度と比べて増加している。  
※【R02】123人→【R03】147人
- ・派遣型であるエリアSSW、SSWCの周知・活用が進んだことによって、支援対象となった児童生徒数は昨年度と同様に約400人となった。また、派遣型による支援において、継続支援の対象になっている児童生徒が抱える問題は複雑化しており、学校だけでは解決が困難な多様な事案に対応している。  
※支援対象児童生徒【R02】471人→【R03】399人（うち、派遣型：【R02】205人→【R03】203人）  
※継続支援対象児童生徒（派遣型）【R02】167人→【R03】171人

### （2）課題と課題解決に向けた取組

#### ①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

##### 〈課題の概要〉

- ・有資格者の人材確保（地区による偏り） ・SSWの資質向上と支援の充実
- ・学校等におけるSSWの効果的な活用

##### 〈課題の原因〉

- ・雇用形態（会計年度任用職員）によるもの ・市町村独自予算による任用 ・活用方針の周知方法等

##### 〈解決に向け実施した取組〉

- ・県ホームページにおけるの公募 ・社会福祉協議会及びSSW養成の大学との連携、情報交換
- ・資質向上や支援の充実のため、全県や県内4教育事務所における研修会の実施及び研修内容の充実
- ・学校等における有効活用のための活用方針等の周知方法の検討

#### ②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

##### 〈課題の概要〉

- ・有資格者の人材確保（地区による偏り） ・県内全域を支援できる配置計画の検討

##### 〈課題の原因〉

- ・雇用形態（会計年度任用職員・パートタイム）によるもの ・限られた予算（県）の範囲内での任用数

##### 〈解決に向けた取組〉

- ・県ホームページにおけるの公募 ・社会福祉協議会及びSSW養成の大学との連携、情報交換
- ・派遣型で配置しているエリアSSWやSSWCの配置計画について検討（複数市町村をまたいだ配置等）

# 福島県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

東日本大震災により被災した児童生徒の心のケア、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復旧支援、福祉関係機関・団体との連携調整等様々な課題に対応するため、被害の大きかった市町村や多くの児童生徒を受け入れている市町村や学校へSSWを派遣し、安心して学校生活を送ることができるようにする。

### （2）配置・採用計画上の工夫

SSWについては、児童生徒・保護者のみならず、教職員との関係構築のためにも原則同一地区（市町村）配置としているが、適宜入れ替えを行い、適材適所に配置している。新規採用者については居住地区等も考慮した上で、助言・援助が効率的にできるような配置を工夫している。

採用計画上においては、志願書類を精査するとともに、高校教育課主任指導主事及び義務教育課主任指導主事等が面接官となり、SSWとしての資質・能力に加え、人物面でもしっかりと評価できるようにしている。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数は7つの教育事務所に22名、31市町村に34名、のべ56名を配置している。

【主な資格】社会福祉士（20名）、精神保健福祉士（9名）、教員免許状（22名）、その他

### （4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

#### ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（）・無（）

#### ○ガイドラインの内容、周知方法

「スクールソーシャルワーク実践ガイドブック」を平成26年4月に発行し、県ホームページに掲載している。（平成30年度一部改訂）

#### ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

○スクールソーシャルワーカー自らが講師として研修会を開催。

○ソーシャルワーカー通信等を定期的に発行。

### （5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（）・無（）

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

○SSW ○SSW担当指導主事（教育事務所・市町村教委） ○SSWスーパーバイザー（SV）

### （2）研修回数（頻度）

○推進協議会（年2回）・・・全SSW、SV等

○新規採用SSW研修会（年1回）・・・新規採用SSW及びSV

○SSW研修会（年1回）・・・全SSW、SV、指導主事

○域別研修会（年4回程度）・・・各教育事務所主催の研修会。年4回～6回開催

### （3）研修内容

○事例研修会 ○SVによるスーパービジョン ○講師による講演 ○年間計画と活動のまとめ

### （4）特に効果のあった研修内容

○医療面及びカウンセリングの視点からの「スクールソーシャルワーカーへの期待～コロナ禍における関わりの中で～」という演題で具体的な事例を基に講演を開く。全体研修の場で、スーパーバイザーから支援体制やSSWに必要な資質について講話を聞く。普段個人での活動が多くなるSSW同士が情報を共有することを通して、効果的な支援方法や関係機関との連携方法などを学ぶ。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（）・無（）

#### ○活用方法

各教育事務所や市町村教育委員会等の要請に応じ、SSWに直接指導助言を行っている。

### （6）課題

○学校及びSSWにおける「SSWはチーム学校の一員である」という認識の必要性。

○各学校におけるSSWを効果的に活用する在り方の明確化。

○多様なニーズに対応できるSSWの資質・能力の向上。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】無気力、体調不良が要因である不登校のための活用事例（①貧困対策（家庭環境の問題）、④不登校、⑧その他（心身の健康・保健に関する問題））＜S S Wの配置形態：派遣型＞

##### －状況－

中学生。本人は何でも頑張り、人間関係もうまくやってきたが、中学校に入り、部活や人間関係、勉強に疲れてしまった。同時期の体調不良をきっかけに不登校となった。母親は、多忙で仕事と家事に追われ、母と子が話す時間は、長い間とれていなかった。父親は転職により不安定な状態であり、母親については、様々なストレスが重なっていた。

##### －対応－

教師のコーディネートにより、背景・役割分担等を確認し、本人の「好き」を認めて支援につなげていく方向で話し合われた。体を動かすことが「好き」であることから、短時間での相談室への登校を促し、その際に好きなことを活動に移すことができるよう提案した。登校時には、他の生徒と接触しないよう配慮した。本人の「好き」を認め自己肯定感につなげていけるよう、学年主任・相談員が夢を応援することで、登校意欲へとつなげていった。

また、担任は母に常に連絡し、中学生や母親自身の頑張りを認めるとともに、S S Wは母親と面談し、困り感に寄り添い、支えるようにした。その結果、母親は、仕事を調整し、中学生の送迎のための時間を取るようになった。

中学生の体調について、医師からの情報を、学校・母親・S S Wと共有し、体調の変化についても丁寧に対応し、体調を考慮した働きかけを行った。

##### －成果と課題－

中学生教師等との信頼関係が生まれ、定期的な登校につながり、学習にも意欲をもち始めた。母親の送迎以来、中学生の表情も明るくなり、母親も自信をもつようになった。校内体制が機能し、成果へとつながっていった。

#### 【事例2】適切な医療に結び付けるための活用事例（②児童虐待（関係機関と連携）⑧その他（発達障がい等に関する問題））＜S S Wの配置形態：派遣型＞

##### －状況－

小学校低学年。発達障がい。場面緘黙があり直接会話することが難しい。就学前に自閉と診断され、受診を中止。医療とつながっていなかったため、本人の状態や支援の仕方が分からなくなっていた。

##### －対応－

S S Wが母親との面談を通じて、母親の思いを聞いた。当該児童の状態を理解するために医療機関の受診を勧め、診察につながった。母親による受診継続が困難になりそうであったため、S S Wが同行し、診察内容を聞き取り、母親、学校と共有した。

翌年の当該児童の転学が決まり、転学先の行政機関に連絡を取り、母親の相談窓口を紹介した。転学先の病院を紹介してもらい、主治医に相談を行った。また、紹介状を書いてもらい、病院の予約を行い継続して診療してもらうことへとつなげることができた。

##### －成果と課題－

学校、家庭、医療、福祉の連携体制が作られたことで、多面的に支援できるようになった。転居先でも連携体制が継続してできるよう対応している。

#### 【事例3】虐待や不登校を背景としたヤングケアラーのための活用事例：（⑩ヤングケアラー）＜S S Wの配置形態：派遣型＞

##### －状況－

中学生。6月中旬より欠席が多くなり、欠席は100日以上。小学校高学年の時から、父親の虐待を受け、児童相談所が介入。母親とともに母の実家に転居。

実家には、他にも親類が住み、多くの家族が居住することとなった。合わせて10名以上の大家族となり、同居家族の中でも夫婦間トラブルが発生した。同居家族の中には幼い子が複数いた。

##### －対応－

学校に登校していないため、中学生が同居家族の幼い子供の面倒を見ることとなり、以前からの不登校がさらに助長された。中学生が不登校であることだけが課題ではなく、ヤングケアラー化していることが懸念されたため、早期に関係機関と連携し対応に当たった。

地域の要保護に関する協議会において個別ケース会議を実施。また、地域の福祉課、教育委員会等とも連携し、福祉相談や教育相談を積極的に行い、家庭への介入を行った。

関係機関の介入等により、同居していた家族の夫婦間トラブルが和解し、その家族は実家を出て暮らすこととなった。

##### －成果と課題－

同居家族の転居により、ヤングケアラーの要因はほとんどなくなった。同時期に転居した家族についても、引き続き関係機関が介入することで、幼い子供も保育園に入園することができた。本人も、同居解消後、時折登校することができている。電話や家庭訪問により、保護者との連携もとれ、状況は好転してきている。

## 【事例4】虐待や不登校への対応における教師やS Cとの連携のための活用事例：（⑫教員とS S Wの役割分担）

### < S S Wの配置形態：派遣型 >

#### —状況—

高校生。特別支援学校に通う兄弟がいる。学業や友達との関わりに困難さを感じており、学校職員が不調である様子を見取り、担任の促しでS Cにつながった。S Cの聞き取りによると、父親に職がなく、母親は夜勤の仕事をしており、本人が兄弟の世話をしていることが分かった。また、過去には父親による母子への暴力があり、家庭支援としてS S Wへつながってきた。

#### —対応—

母親と面談し、「現状」や「困っていること」、「今後どうしたいと思っているか」等について聞き取りをしたところ、家事・育児・経済的なことを全て母親が行っており、今後家庭生活を支え続けていくことは難しいとのことであった。そのため了解を得て、女性専用の相談窓口や相談支援専門員への相談と連携を行った。父親の暴力については、警察や法律事務所へとつなげ対応した。

高校生については、自分の進路と向き合うことができるよう、世話をしていた兄弟について教育相談員と連携し、適宜施設の利用を進めた。

また、兄弟については、今後母親が対応することは難しいと判断されたため、施設へ入所し、そこから登校することのできる学校へ転学することとなった。

#### —成果と課題—

母親は、生活に限界を感じていたが、なかなか現状から抜け出すことができず、変化を作り出せずにいたところに、学校が子供の変化を感じ取り、不安定な状況についてS Cにつなげ、そこから必要な援助ができるS S Wへとつないでいった。そうすることによって、子供、母親の将来に向けて必要なことを考え、踏み出す機会とすることができた。

## 【4】成果と今後の課題等

### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

S S Wについてのアンケート調査の結果、担当者及び保護者との「信頼関係を構築し、協力的に活動できているか」という問いに96.5%のS S Wが「そう思う・どちらかと言えばそう思う」と回答した。同様の質問に対する学校現場の回答は93.1%であり、S S W活動を評価していることがわかる。また、「S S Wは、やりがいを感じているか」「学校はS S Wに満足しているか」という問いに対して、S S Wは96.4%が、学校は93.0%が「そう思う・どちらかと言えばそう思う」と回答していることから、S S Wにおいてはやりがいを感じ、学校においてはS S Wの活動に満足していることが分かる。

### （2）課題と課題解決に向けた取組

#### ①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

##### <課題の概要>

問題を自分一人で抱えてしまうS S Wについて、学校と家庭、社会福祉施設との連携をより円滑に図る必要がある。特にケースに適した社会福祉等の機関との連携を図ることができるようにする必要がある。

##### <課題の原因>

社会福祉に関する情報収集の不足。連携の測り方について課題がある。

##### <解決に向け実施した取組>

S S W自身が孤独にならないように、担当者と連絡を取り活動の様子を共有したり、スーパーバイザーからの助言をお願いしたりするなどして、問題を一人で抱え込まないよう連携を図った。

また、S S Wの活動内容のまとめとして好事例と課題の残る事例について事例集を作成した。

#### ②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

##### <課題の概要>

S S Wの配置については整備が進み、十分活用が図られているため、今後はソーシャルワークの質を高め、いくことができるよう研修等に取り組み、S S Wの活動に対する認知を広めていくようにする。

##### <課題の原因>

S S Wの活用については学校によって対応が異なることも多い。S S Wを講師として研修を行ったり、S S Wの活動内容についての研修会を設定したりすることへの認識が薄いことが原因と考えられる。

また、これまで以上に会議や研修会等の場において積極的にS S Wの活動内容について周知する機会が少なかったことも原因の一つとしてあげられる。

##### <解決に向けた取組>

S S Wについて、今後も報告・連絡・相談を適宜行うよう周知するとともに、チーム学校の一員としての意識を高めていくよう呼びかけていく。

また、学校に周知する機会を設け、積極的にS S Wの活動について広めていくよう、会議や研修の場を設定していく。

# 茨城県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

社会福祉等の専門性を有するスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」）を、支援を必要としている市町村立学校、県立学校等に派遣し、児童生徒が置かれた環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童生徒の支援を行うとともに、福祉的な視点や手法を用いて学校の問題解決能力向上を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- ・市町村教育委員会又は県立学校からの派遣要請に応じて、SSWを派遣
- ・経験豊富なSSWをスーパーバイザー（以下「SV」）として派遣し、SSWの資質向上や、必要に応じて複数で対応できる体制を整備
- ・SSWを採用する際には、一般公募にて広く人材を募っている。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ①派遣人数：31名（34名採用）
- ②資格：社会福祉士24名、精神保健福祉士15名、教員免許保有者10名（重複有り）
- ③勤務形態：【派遣型】小・中学校等：1回3時間（派遣回数は原則5回又は12回）  
県立学校：1回2時間  
※実態に応じて、派遣回数等を変更可能

### （4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

#### ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ガイドラインの作成（有・無）
- ガイドラインの内容、周知方法

【主な内容】SSW活用事業の、①活動のイメージ、②派遣校における一日の様子（例）を記載

【周知方法】上記資料を、各市町村教育委員会、各県立学校に配布するとともに、指導主事等研究協議会、SSW派遣事業説明会において活用方法等を周知

#### ②研修の実施や教職員の理解促進に向けた取組

- ・SVを派遣校に派遣し、教職員に対して、SSWの活動内容、活用方法等についての研修を実施
- ・SSW派遣事業説明会で担当教職員及び指導主事に対して研修を実施
- ・SSWが派遣された学校においては、全職員にSSWの活動が理解されるよう、SSWが周知チラシを作成し配付したり、活動内容について動画で紹介したりする取組事例の紹介

### （5）オンラインカウンセリングの実施の有無

- オンラインカウンセリングの実施（有・無）

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

- SSW

### （2）研修回数（頻度）

- 年2回（5月、2月（※どちらも書面開催））

### （3）研修内容

- 「令和3年度スクールソーシャルワーカー活用事業」に係る組織及び連絡体制づくり活動の方向性についての共通理解
- ヤングケアラーに関する研修
- 個別のケース及び関係機関等との効果的な連携について情報共有
- SVによる支援に向けた心構えや準備について

### （4）特に効果のあった研修内容

- 資料「SCとSSWの連携の在り方について－SCとSSWの経験から－」  
SCとSSWの職務内容を理解し、互いの特性を生かして連携していくことによって、「チームとしての学校」の一員としてのよりよい連携の在り方について、理解を深めることができた。



(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置 (  有 ・ 無 )
- 活用方法：SSWが行う支援に対する指導及び助言  
派遣校でのSSWの活動内容、活用方法等についての指導及び助言  
派遣校での教職員研修等への指導及び助言  
その他児童及び生徒等の支援に関し、必要と認められるもの

(6) 課題

- SSWの人材育成 (SSWの資質及びスキルの向上)、人材の確保

**【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例**

**【事例1】環境に要因があると思われる不登校生徒のための支援事例 (①貧困対策、④不登校) <SSWの配置形態：派遣型 (貧困対策の重点配置) >**

中学生A。Aは1年ほど不登校が続いており、週に一度母親と放課後登校する状態であった。母親からコロナ禍による仕事の減少のため、生活が苦しいと学校へ連絡が入ったため、学校からの要請でSSWが派遣され、SSWは母親とAと面談を行った。

母親とSSWとの面談の中で、母親は身体に障害があるものの障害者手帳は所有しておらず、その障害のために他者とコミュニケーションをとることに苦労していることが分かった。まずは母親に対して支援を行い、Aの生活環境を整えていくことを目標にSSWと学校で他機関との連携を模索した。

母親の手帳取得や経済面などを総合的に支援していくために、母親とSSWが市の福祉課を訪問し、現状を伝えたいえでもに連携していくことを確認した。

その後、福祉課等からの支援もあり、母親は手帳を取得することができた。このため、経済的支援を受けることができ、各種福祉サービスの利用につながり、様々な面で家庭を支えていく環境が整った。

各種福祉サービスの利用により生活環境が向上したことで、Aは学校へ登校できるようになり、学校と家庭が一層連携することができるようになった。

**【事例2】母親の精神疾患に対する支援事例 (②児童虐待) <SSWの配置形態：派遣型 (虐待対策の重点配置) >**

小学校の姉妹B・C。家庭内のゴミが増え、母親が子どもに対して満足な食事が用意できない等、母親の精神疾患も起因したネグレクト。母親の登校支援の力が弱く、姉妹共に、昼夜逆転傾向であった。SSWが母親と支援内容について話し合い、教職員や各関係機関と連携したことにより、興味のある行事や授業には登校することができるようになった。市町村の教育支援センターにもつなげ、定期的な行事への参加を促すなど、教職員と連携をして、姉妹の登校支援や面談を継続して、家庭状況の把握と支援に努めた。

今後は、養育環境の支援に向け、関係機関とケース会議を行い、支援の方向性と役割分担を再確認していくことになった。

**【事例3】経済支援体制を構築するための支援事例 (⑩ヤングケアラー) <SSWの配置形態：派遣型>**

高校生D。小学生のときに父親が行方不明になり、その後母親と死別していた。自立している成人の兄と同居をはじめ、中学を卒業し、兄のもとから高校へ通っていた。入学時には成績は良かったが、すぐに授業についていけなくなった。また、遅刻や早退、欠席も目立つようになり、養護教諭や担任と面談を行ったところ、連日アルバイトをしていることが分かった。また、学校で必要なものを購入しておらず、昼食を食べない様子もみられ、SSWが介入することになった。

Dや兄と面談したのち、市の福祉課、児童相談所とも連携し、Dを支える制度はないか探りながら、同居していない二人の姉とも電話で話し合った。姉や兄は、当初は「Dも自分のことは自分ですべき」という、Dに対し厳しい意見だったが、SSWと面談を行うと徐々に、「Dは周囲の十分な手助けが必要である」と考えるようになり、兄姉でDを支えていく意思をみせるようになった。兄は地元の市役所と戸籍のある他県の役所の窓口へ行き、児童扶養手当受給の手続きや、県の奨学給付金の手続きを行った。

関わった当初はDも兄も「SSWなんて必要ない」と批判的であったが、養護教諭と連携し、同居していない姉らと繋がることができ、支援者を広げることができた。

**【事例4】支援対象者への繋がり維持するための支援事例（⑬オンラインカウンセリング）＜SSWの配置形態：派遣型＞**

小学生E。特別支援学級在籍 1年時から不登校となり、2年時では、家庭訪問を行っても、誰とも会えない状態であった。母親の存在がなく、自宅はゴミが散乱し、高齢の祖母が窓口となっているが、祖母は学校との関わることをよく思っていなかった。

SSWが家庭訪問し、祖母を通してEと会うことを繰り返し実施したところ、祖母を通して母親に繋がることのできた。SSWのアセスメントにより、祖母は認知症、肝性脳症が進んでいること、母親はうつ病で長く療養中、兄は知的障害者通所施設へ通所中であり、経済的に困窮していること（祖母の浪費、やりくりが出来ない等）がわかった。家庭訪問では祖母が窓口となっており、Eに会うことが難しいため家庭訪問ではなく、オンラインを用いてEや母親と面談を行うこととした。オンラインでEや母親と教職員やSSWがつながり、画面上でEの姿を確認しながら会話ができるようになった。

**【4】成果と今後の課題等**

**(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果**

○ 平成23年度の事業スタートから11年目を迎え、SSWの取組が充実

	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
派遣人数	31名	30名	24名	17名	13名
派遣校	170校	158校	133校	112校	87校
市町村立学校	134校(673名)	130校(719名)	95校(767名)	78校(587名)	60校(396名)
県立学校	36校(117名)	28校(105名)	38校(116名)	34校(115名)	27校(77名)
派遣回数	1,510回	1,284回	979回	695回	608回

※ ( ) 内は、支援の対象となった児童生徒数

**(2) 課題と課題解決に向けた取組**

**①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組**

＜課題の概要＞

- 1 SSWの人材の確保と育成
- 2 学校におけるコーディネーターを中心とした教育相談体制の構築

＜課題の原因＞

- 1 複雑化する課題への対応、新規採用SSWの増加
- 2 コーディネーターの育成

＜解決に向け実施した取組＞

- 1 連絡協議会、研修会やSVによるスーパーバイズの充実
- 2 コーディネーターの育成に向けた研修会の実施

**②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組**

＜課題の概要＞

- 1 SSWの人材の確保と育成
- 2 学校におけるヤングケアラー発見に向けた研修の充実

＜課題の原因＞

- 1 県新規採用SSW、各市町村教育委員会独自雇用SSWの採用増加、多様化、複雑化する課題への対応
- 2 学校におけるヤングケアラーに対する認識

＜解決に向けた取組＞

- 1 県社会福祉協議会との連携、連絡協議会、研修会やSVによるスーパーバイズの更なる充実
- 2 ヤングケアラーへの理解促進と意識向上のための研修の実施

# 栃木県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- 貧困など福祉的支援が必要な家庭に対し、保健福祉部局等と連携して、関係機関に働きかけながら支援のためのネットワークを構築するなど、家庭支援体制づくりに向けた取組を行う。
- 学校の努力にもかかわらず解決が困難な問題を抱えている学校に対して、県教育委員会、専門家、市町教育委員会が協力して、保健福祉部局などの関係機関、地域の人材と連携を図りながら問題の解決に向けた学校支援を行う。

### （2）配置・採用計画上の工夫

県スクールソーシャルワーカーを県内全ての中学校区（中核市を除く）に配置し、児童生徒の置かれた環境の改善に向けた支援を速やかに実施するため、市町福祉部局等と連携・協力している。

また、栃木県スクールソーシャルワーカーとして活躍が期待される、福祉に関する知識や技術を備えた人材を養成するため、県SSWの業務に関心のある者、県SSWとして学校現場で働きたいと考えている者を対象に養成研修会を開催した。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- 配置人数：24名
- 資格等：社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、教員免許、養護教諭免許、スクールカウンセラー
- 勤務形態：1日当たり6時間、年間勤務日数126日

### （4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

#### ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ガイドラインの作成（有・無）
- ガイドラインの内容、周知方法

「県スクールソーシャルワーカー活用ガイド」（事業の目的、スクールソーシャルワーカーの役割、相談内容、活用事例等）を作成し、学校訪問及び県教育委員会主催の生徒指導担当者連絡会議等において周知した。

#### ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

「スクールソーシャルワーカー活用ガイドブック」を学校等へ配布した。

### （5）オンラインカウンセリングの実施の有無

- オンラインカウンセリングの実施（有・無）

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

- 県内スクールソーシャルワーカー、各教育事務所担当指導主事、各市町教育委員会担当指導主事 等

### （2）研修回数（頻度）

- 研修会3回（全体研修会2回、新任研修会1回）、連絡会議3回

### （3）研修内容

- 研修会：有識者を招いての講話及び班別研修

### （4）特に効果のあった研修内容

- 「虐待対応とスクールソーシャルワーカー～学校と福祉の橋渡し～」と題し、スクールソーシャルワーカーによる虐待対応に関する講義を実施した。
- 「事例検討会」を実施し、他市町のSSWや教育委員会の指導主事と意見交換を行った。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置（有・無）
- 活用方法：対応が困難なケースへの対応等について助言を受ける。

### （6）課題

- スクールソーシャルワーカーに対する期待が高まり、今後も、児童生徒及び保護者に関わる多様化、複雑化した問題について学校等からの支援要請が増加してくることが考えられる。スクールソー

シャルワーカーが様々な事案に適切に対応できるよう、スクールソーシャルワーカーの資質・対応力向上のための研修を充実させる必要がある。

- スクールソーシャルワーカーの配置人数の増加に伴い、社会福祉や児童福祉等の専門的な知識や経験を備えた人材を確保する必要がある。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】 貧困対策のための活用事例（①貧困対策）＜SSWの配置形態：巡回型＞

- (1) 該当生徒：小学1年生 男子児童〔以下A〕
- (2) 経過：集金の未納や学用品が揃わない、朝食を食べてこない、洋服のサイズが合っていないなどが見られた。
  - 以前、Aの家庭は、生活保護を受給していたが、Aの母親が仕事に就いたため、生活保護受給停止となっている。
  - Aの母親（以下B）は、Aを学校に送迎している。放課後は、AはBの終業時間まで仕事用のトラックの中で過ごしている。
  - 学校は、Bに対して就学援助申請を勧め、Bは申請をした。しかし、Bが確定申告をしていなかったため、Bの所得確認ができず、認定されなかった。また、確定申告の期間は過ぎており、年度初めの就学援助の申請期日が迫っていた。
  - 学校は、SSWへ支援の要請をした。
  - SSWは、税務署に手続き等を確認し、また、Bへの対応について依頼をした。その後、SSWは、Bと面談し、状況を確認するとともに、税務署への手続について提案した。
  - SSWは学校に対して、関係教員を集めてケース会議を開催することを提案し、この家庭への支援体制の確認、役割分担を行った。
  - SSWは、学校、市町の子育て支援課及びサポートセンターと情報共有し、市町子育て支援課やサポートセンターに支援を依頼した。
  - 後日、Bは税務署での確定申告を済ませることができ、また、就学援助の申請をすることができた。

#### 【事例2】 家庭環境に課題を抱え不登校状態が続いている児童と保護者のための活用事例（②児童虐待④不登校）＜SSWの配置形態：巡回型＞

- (1) 該当児童：小学3年生 女子児童〔以下A〕
- (2) 経過：Aの保護者は養育能力が低く、家はゴミが散乱しているなど、不衛生な状態である。Aの母親（以下B）は昼近くまで寝ていることが多いため、Aが朝食を食べずに登校したり、衣服の汚れや臭いがしたりするなど、ネグレクトが疑われた。
  - 学校から家庭に連絡しても電話が繋がらないことが多く、家庭訪問や電話連絡ができたとしても、Bは学校に対して拒否反応を示しており、関係性を築くことが困難であった。
  - 学校は、SSWに支援を要請し、これまでのAの状況について情報を共有した。
  - SSWは、学校訪問の際、毎回A宅への家庭訪問を実施した。
  - SSWが家庭訪問を始めた当初は、Bから全く応答がなかったが、AとB宛てに短いメッセージを書き置くことを続けた。
  - 半年以上経過した頃、SSWが家庭訪問すると、Bは扉を少し開けて顔を出し、迷惑そうな表情をしていたが、SSWが、教員とは違う福祉の立場の者であることを伝えると、徐々に話をしてくれるようになった。
  - Bの話から、Aの不登校、ネグレクト状態等の背景に、様々な家庭環境の課題が蓄積していることが分かった。
  - SSWは、学校に家庭訪問の結果報告するとともに、ケース会議において、今後のA及びAの家庭に対する支援策等について話し合うことを提案した。
  - ケース会議には、教職員、市の福祉部局、児童相談所職員、精神科の医師が参加した。
  - ケース会議では、これまでのAの状況を共有し、それぞれの立場でA及びAの家庭との関わりや見守りを継続することになった。また、SSWは、家庭訪問を継続することになった。

## 【4】成果と今後の課題等

### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

ア 対応回数：延べ4,718回

- 【内訳】・校内相談：2,961回（個別事案や指導体制への助言、児童生徒の観察支援、保護者の相談対応等）
- ・ケース会議：242回（学校、関係機関が開催するケース会議への出席）
  - ・家庭訪問：343回
  - ・関係機関訪問：269回（市町教委、適応指導教室、病院、福祉部局等学校以外の施設等への訪問）
  - ・電話来校相談：880回（電話相談、来所相談への対応、電話での関係機関との情報共有等）
  - ・研修会講師：23回（学校等が開催する研修会の講師）

イ 成果

- 定期的な学校への訪問を通じて、福祉的支援が必要な児童生徒に関する情報を収集・早期発見につなげることができ、支援を実施することができた。
- 令和3年度から中学校区配置とし、各学校を定期的に巡回することで、スクールソーシャルワーカーの役割や活用方法が周知されてきたため、相談件数が前年度に比べ増加した。

### (2) 課題と課題解決に向けた取組

① 昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

#### <課題の概要>

- スクールソーシャルワーカーの配置拡充に向け、社会福祉士等の有資格者を含め、福祉に関する知識や経験を備えた人材を確保する必要がある。
- スクールソーシャルワーカーの勤務時間や業務内容の負担が大きくなっている。

#### <課題の原因>

- スクールソーシャルワーカーの存在や活動内容が周知されてきたことにより、相談件数が増加している。
- 多様化、複雑化した事案への支援要請が増加し、ケース対応に追われることが多くなっている。

#### <解決に向け実施した取組>

- スクールソーシャルワーカーの全中学校区への配置（中核市を除く）や勤務条件等の改善
  - 福祉に関するスクールソーシャルワーカーの知識や経験を備えた人材の確保に向けた養成研修会の実施
  - スクールソーシャルワーカーの資質向上を目指した研修会の実施
- ② 今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

#### <課題の概要>

- 県SSWの配置時間の不足により、市町SSWと連携した支援が難しいことから、市町教育委員会及び市町SSWは、県SSWとの連携に苦慮している。
- また、県SSW、市町SSW、教育事務所指導主事、市町教委指導主事の情報交換・共有する時間が不足している。

#### <課題の原因>

- 現状の配置時間には、中学校区への訪問以外の対応が考慮されていないため、十分な情報共有の時間が確保できない。
- 市町SSWは、派遣型が多く、県SSWと運用方法が異なる。

#### <解決に向けた取組>

- 学校規模や支援ニーズに柔軟に対応できるような勤務時間の確保や運用方法の整備をする。
- 市町や事務所単位ごとの研修会や事例検討会、情報交換会を開催する。

# 群馬県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待などの生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉士等の専門的な知識・技能を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行うSSWを配置した生徒指導体制の充実を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

SSW5名を派遣型として県内3つの教育事務所に配置し、市町村教育委員会からの要請により、県内全域の学校に幅広く関わられるようにした。さらに、SSW15名を巡回型として県内36指定中学校区に配置し、定期的（2週間に1日）に対象中学校区を巡回し、迅速かつ継続的な支援ができるようにした。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

#### <配置人数>

派遣型：5名（県内3教育事務所に配置）

所有資格（社会福祉士5名、精神保健福祉士3名、介護支援専門員2名、教員免許所有者2名、公認心理士1名、知的障害援助専門員1名、看護師1名）

巡回型：15名（県内36指定中学校区に配置）

所有資格（社会福祉士12名、精神保健福祉士5名、教員免許所有者5名、介護支援専門員2名、認定心理士2名、看護師2名、社会福祉主事1名、児童福祉士1名、学校心理士1名、特別支援教育士1名、心理相談員1名、県多文化共生ソーシャルワーカー1名）

### （4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

#### ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（有・無）

本県の令和3年度の「学校教育の指針」の学級経営・生徒指導に関する指導の重点で、「学校内におけるチーム支援」「学校外の専門家との連携」におけるSSWの役割や活用について記載した。また、SC・SSWの役割、教育相談体制の構築、ケース会議の方法等を示したリーフレット「学校の対応力を高めるSC・SSWとの協働」を作成した。

○ガイドラインの内容、周知方法

県教育委員会ホームページへの掲載及び市町村教育委員会及び各学校に送付した。

#### ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

○小学校・中学校生徒指導対策協議会（年各1回）において、県内全ての生徒指導主事等担当教諭に対して、SSW活用事業に関する説明資料を配布し、各校で共有できるように依頼した。

○各教育事務所事業担当者による学校訪問時に、SSWの役割の理解と活用の推進に向けた説明を行った。

### （5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（有・無）

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

県SSW、県SCSV、教育事務所生徒指導担当指導主事

### （2）研修回数（頻度）

年1回

### （3）研修内容

令和3年度については、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、開催を中止した。

### （4）特に効果のあった研修内容

※SSWからは、SSW同士の情報交換の機会を求める意見があった。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（有・無）

## ○活用方法

派遣型SSWが、巡回型SSWへの指導・助言を行うなど、SVとしての役割も果たしている。

## (6) 課題

- 学校が、福祉機関等と連携して支援するためにSSWを有効活用し、福祉機関等と円滑な連携が図れるように、SSWの役割や有効性を学校及び市町村福祉部局等に周知する必要がある。
- 地域や学校ごとにSSWの活用方法等に差があるため、SSW自身だけでなく活用する学校の職員に対してもSSW活用に関する方針を周知していく必要がある。
- 教育及び社会福祉に関する専門的な知識・技術を有し、活動実績をもつ人材を確保する。

## 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

### 【事例1】貧困対策のための活用事例（①貧困対策、②児童虐待、⑦小中連携）＜派遣型（貧困対策の重点配置）＞

#### ○概要

母、兄、次男（当該生徒）、三男（当該児童）、妹、弟の6人家族。離婚後、経済困窮によりネグレクトの状態となり、子どもたちがゴミ箱をあさったり、近隣住民から食事をもらったりしている。

#### ○SSWによる支援・助言

- ・家庭訪問により母親と面談を行い、母親の困り感を確認する。
- ・市のフードバンクを紹介する。
- ・生活保護を提案する。

#### ○経過等

- ・管理職は、地域の声を踏まえて、適切に保護して欲しいと考えているための児童相談所による訪問の調整を行っていく。

### 【事例2】児童虐待のための活用事例（②児童虐待、⑧その他）＜派遣型（児童虐待の重点配置）＞

#### ○概要

父、母、息子（当該児童）の3人家族。母親に代理ミュンヒハウゼン症候群の疑いがあるため、当該児童は、幼少期より食欲不振→嘔吐→入院を繰り返し、学業に専念できない状況にある。

#### ○SSWによる支援・助言

- ・退院後すぐに復学となるため、その時の学校としての対応方法を考える。
- ・児童虐待の視点での関係機関（児童相談所、医療機関、教育委員会、住民生活課）とのケース会議を調整する。

#### ○経過等

- ・各機関と連携ができ、「みんなで成長を見守る」という共通理解のもと、それぞれの役割を明確にした。
- ・定期的にケース会議を開催し、危機管理を継続して行う。

### 【事例3】性的な被害及びヤングケアラーのための活用事例

※令和3年度は、該当なし

### 【事例4】教員とSSW等の役割分担のための活用事例（⑩教員とSSW等の役割分担）＜派遣型＞

#### ○概要

母（2度の離婚）、2人目の父親の娘（当該児童）の2人家族だが、交際する男性（外国人）が同居。同居する男性が嫌いで、自分の居場所が家に無くなったことが、リストカットにつながった。父の日には、3人の父親にプレゼントを渡している。

#### ○SSWによる支援・助言

- ・家庭訪問を行い、母親の困り感を学校につなげる連絡手段を確認する。
- ・当該児童の将来（高校進学など）のために経済面の支援についてSSWに相談できることを伝える。
- ・学校の教職員にお願いしたいことと、SSWが支援できることの共通理解を図る。

#### ○経過等

- ・話を十分に聞いてあげられるような相談体制をつくる（一人だけではなく、SC、養護教諭、職員等、複数で対応）。
- ・リストカットを気付いた時は、無視をしたり大げさにしたりせず（リストカットを隠したりするようになることを防ぐため）、「そっか、切っちゃったのだね」と受け止めるようにする。

## 【4】成果と今後の課題等

### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

#### ○支援状況

- ・ 支援件数 延べ1095件（問題が解決または好転241件）
- ・ 主な支援内容 不登校304件、家庭環境の問題276件、心身の健康・保健に関する問題188件 等

#### ○成果

- ・ SSWを活用した学校のうち、小学校76%、中学校92%の学校が、「福祉等の関係機関や部局との連携が行いやすくなった」と回答しており、学校、市町村の福祉課、教育委員会等の各機関が持つ情報を整理するとともに、今後の支援方針を関係者で共有するなど、関係機関との連携が行いやすくなっている。
- ・ SSWを活用した学校のうち、小学校97%、中学校96%の学校が、「SSWの働きにより児童生徒への効果的な支援策が提示された」と回答しており、教職員と一緒に具体的な事案について協議を重ねることによって、福祉的な視点からの支援の重要性について、教職員の理解を深められた。
- ・ 巡回型SSWが配置された学校では、同じ中学校区内の小学校の事案にも対応することができ、早い段階での支援が可能になった。

### (2) 課題と課題解決に向けた取組

#### ①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

##### <課題の概要>

- ・ 支援件数及び、支援により解決または好転した件数は令和元年度より大きく減少している。（令和元年度の支援件数912件、解決または好転の件数273件）
- ・ SSWを活用したことがない学校のうち、その理由を「SSWの役割がわからない」と答えている学校が2.6%（令和元年度3.5%）おり、SSWの周知が必要な状況も見られる。

##### <課題の原因>

- ・ 支援件数の減少は、臨時休業による学校勤務日数の影響が大きいと考えられるが、好転件数の減少については、社会の状況が不安定になる中、支援対象児童生徒一人一人が抱える課題がより複雑になってきている。
- ・ SSWの働きにより、学校と福祉機関が連携した支援を継続してもなかなか改善が図れない事案も増えている。

##### <解決に向け実施した取組>

- ・ 多くの学校にSSWの効果を実感してもらえるように、配置校を固定せず、新規に配置する学校を計画的に設定する。また、配置されない学校に対しては、生徒指導月例報告等を確認し、各教育事務所から状況に応じて、派遣型SSWの活用の提案を行った。
- ・ SSWとSCの役割の違いや、学校の教育相談コーディネーターの役割、ケース会議の開催方法などを示した「教育相談体制向上に向けたリーフレット」を作成し、各市町村教育委員会及び各学校に配布するとともに、研修等で積極的に活用してもらうよう依頼した（令和3年7月配布）。

#### ②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

##### <課題の概要>

- ・ SSWの有効性を明らかにし、成果を県内に広め、活用を推進する。
- ・ 教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有する人材を確保する。

##### <課題の原因>

- ・ SSWが配置されていない学校は、その有効性を知ることが難しい。また、担当学年や担当学級にSSWを活用する事案がない場合、その有効性を知ることが難しい。
- ・ 社会福祉士や精神保健福祉士等の確保が難しい。令和元年度の国全体の数値では、社会福祉士の資格を有しているSSWは、60.9%、精神保健福祉士の資格を有しているのは、31.8%である。

##### <解決に向けた取組>

- ・ SSWとSCの役割の違いや、学校の教育相談コーディネーターの役割、ケース会議の開催方法などを示した「教育相談体制向上に向けたリーフレット」を使用し、各種研修会等において周知啓発活動に努める。
- ・ 令和4年度から巡回型SSWを3中学校区増やし、39指定中学校区に配置する（5教育事務所）。



# 埼玉県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

学校と連携し、子供が置かれた様々な環境へ働き掛けを行うとともに、関係機関等とのネットワークを活用しながら、問題を抱えている子供及びその保護者等に支援を行い、問題の解決を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

小・中・義務教育学校対応のSSWについては、配置を希望する市町村教育委員会から配置申請書を県に提出する。県教育委員会は、申請書と市町村教育委員会の生徒指導上の課題等を踏まえ、県内のバランス等を考えて配置している。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数：59 市町村教育委員会に 77 人（政令市、中核市を除く県内全市町村）

教育事務所 4 か所、拠点校となる定時制高校 8 校に 13 人

SV（名称はスクールソーシャルワーカー指導員）2人 計 90人

主な資格：社会福祉士 37人 精神保健福祉士 21人 その他社会福祉に関する資格 8人

教員免許状 55人 心理に関する資格 20人

その他SSWの職務に関する技能の資格 4人

勤務形態：1日6時間、週2日、年間90日（事務所及び高校のうち6か所は週3日、年間135日）

### （4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

#### ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（有・無）

#### ○ガイドラインの内容、周知方法

埼玉県スクールソーシャルワーカー活用指針を策定し、市町村教育委員会及び学校へ配付し、活用を図っている。また、市町村教育委員会に対して、生徒指導に関する会議で各学校への周知依頼を行っている。SSWに対しては、年度当初の連絡協議会で説明し、周知している。

#### ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

年次研修や生徒指導や教育相談に関する研修でSSWの活用について扱っている。また、各学校での活用を目的としたスクールソーシャルワーカー活用ハンドブックを作成し、活用を周知している。

### （5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（有・無）

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

市町村教育委員会、教育事務所、定時制高校配置のSSW及び配置市町村教育委員会の担当職員

### （2）研修回数（頻度）

①新規採用対象：1回（4月）

②全員対象：3回（4月、7月、10月～11月）

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため以下のような対応をした。

→4月：机上研修 7月：中止 10月～11月：地区別少人数で実施

③市町村教育委員会配置対象：1回（5～6月）地区別研修

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止とした。

④県立学校・事務所配置対象：2回（9月、1月）

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、以下のような対応とした。

→9月：中止 1月：講義、事例による研修

### (3) 研修内容

#### ①新規採用対象

行政説明（活用事業概要等）、講義、事例研究

#### ②全員対象（参考：これまでの研修内容含む）

第1回（4月）：講演・演習、事業概要説明

第2回（7月）：講演、分科会による協議（SCとの合同研修会）

第3回（10月～11月）：事例研究・グループ協議（地区別研修会）

#### ③市町村教育委員会配置対象（参考：これまでの研修内容含む）

事例研究・グループ協議

#### ④県立学校・事務所配置対象（参考：これまでの研修内容含む）

第1回（9月）：講演、事例による研修

第2回（1月）：事例による研修、情報交換

### (4) 特に効果のあった研修内容

市町村教育委員会配置SSW、県立高等学校配置SSW、教育事務所配置SSWを地区ごとに集め事例研究を実施した。事例研究の中で、多様な視点での支援検討ができ、校種間の連携の必要性を確認することができた。また、校種による課題についても共有することができた。

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（有）・無）

#### ○活用方法

・SSWへの助言 ・研修の企画立案、講師 ・ケース会議への参加

### (6) 課題

・SSWの資質向上 ・SCとSSWの効果的な連携

## 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

### 【事例1】貧困対策のための活用事例（①貧困対策）＜SSWの配置形態：派遣型＞

本世帯は、父、母、本人、弟が2人の5人家族である。中学1年生の後半頃から登校渋りとなり、現在は不登校の状況となっている。不登校になってから家庭と連絡が取れないこともあり、SSWが関わることとなった。

SSWは、学校との情報共有や定期的な家庭訪問から家庭の状況について、情報収集に努めた。その情報を基にケース会議において、情報の共有と課題を明確にするとともに、各関係機関との役割についても明確化を行った。

保護者が病気のため仕事につけない状況であることから、SSWと関係機関が連携し、経済面が安定するように保護者に対し社会資源の情報提供を行うとともに生活保護の申請を行った。

生活が安定してきたことと定期的な訪問を通して、保護者との良好な関係を構築することができるまでになった。その後、計画的に関係機関と連携し、継続的な支援を行ったことで、学級担任がSSWのコーディネートした外部の機関において、本人と会うことができた。

### 【事例2】不登校のための活用事例（④不登校）＜SSWの配置形態：巡回型＞

本世帯は、母、姉、兄、本人、弟の4人家族である。母子家庭で母親は仕事が忙しいため、本人が昼間一人で家にいる状態であることや母親と連絡はとれているが登校させる意欲が感じられないということでSSWが関わることとなった。

SSWが、家庭の様子や気持ちを聞き出し、学校や担任と本人や母親とのパイプ役を担った。また、家庭訪問では、別室登校や課題のサポートの実施、担任とのコミュニケーションの機会を増やし、関係性を築くための支援を行った。別室登校の他に、オンラインでの授業参加やパソコン内の教材を使った勉強、担任の先生とのチャットをつかったコミュニケーションを試みるなど、学校と関係が断たれないように継続的な支援を行った。また、母親は、姉の進路も心配していたので、無料の学習支援施設を紹介した。

### 【事例3】ヤングケアラー対策のための活用事例（⑩ヤングケアラー）＜SSWの配置形態：派遣型＞

本世帯は、父、母、本人、妹、弟の5人家族である。母親に病気等があり、家庭内での養育力の問題と、本人に兄弟の養育の負担がかかっている状態であった。学校から家庭への支援の要請がありSSWが関わることになった。

学校から、保護者にSSWとの面談を促すとともに、SSWは、担任や管理職から、本人の情報収集を行った。保護者との面談を実施していく中で福祉関係課の支援も必要と思われたため、母親と福祉関係課を繋ぎ、SSW・母親・福祉関係課の相談員で面談を実施した。その後、母親が定期的に福祉関係課に相談ができる状況となった。また、母親の福祉サービスの介入も視野に入れることも考え、支援者（SSW・福祉関係課）が連携・調整を行いながら様々な申請の提案を母親に行った。母親一人では、申請が難しいと思われたため、SSWとCWとで連携し、申請を行った。継続的にCWと連携し、支援体制の強化を図っている。

#### 【事例4】⑪民間団体（NPO団体等）との連携SSW等の役割分担

本世帯は、祖母、母、本人の3人家族である。1年近く母親が帰宅しておらず、祖母との2人で生活をしている状況にあった。本児は中学校入学後、数日しか登校せずに不登校が続き学校は家庭訪問を行うものの、家庭訪問を拒否されていた。母親から登校刺激はしないで欲しいとの要請があり、学校としての対応に行き詰まり、学校からSSWへの対応要請により、関わることとなった。

母親との連絡がとれないことから、SSWが福祉担当課に繋ぎ、まず同居している祖母の健康面、生活経済面での支援に道筋をつけた。祖母の支援を中心に進めることが、延いては本人の支援につながることに焦点を当て、校長・担任、福祉関係課、教育委員会、民間団体（地域食堂担当責任者）、社会福祉協議会、SSWの参加の下、ケース会議を複数回開いた。ケース会議では、祖母の支援体制を医療支援までも含め確立した。また、SSWと地域食堂が連携し、本人と祖母への支援を行うこととなった。

地域食堂の情報をSSWから祖母に伝えると、本人を連れて地域食堂に通うことになり、祖母と食事をすることができている。さらにSSWが、生活困窮家庭向けの学習支援教室の情報を伝えた。祖母と本人は前向きに捉え、学習支援室に参加し、徐々に学習に慣れ、前進している。そこで知り合う、生徒とも自然な中で、交流をすることができるようになっている。

### 【4】成果と今後の課題等

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・SSWが県内公立学校（政令市、中核市を除く）でのべ6,362回活動を行った。
- ・SSWが県内公立学校児童生徒（政令市、中核市を除く）4,050人を継続支援した。
- ・SSWが継続支援した件数のうち1,319件（20.4%）問題が解決又は支援中であるが好転した。

#### （2）課題と課題解決に向けた取組

##### ①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

###### <課題の概要>

- ・「問題が解決した件数」又は「支援中であるが好転した件数」をさらに増加させる。

###### <課題の原因>

- ・早期発見、早期対応での活用やSCとの連携が進んでいない。
- ・SSWの資質向上。

###### <解決に向け実施した取組>

- ・SSWが、学校等で教職員向けに研修が行えるように資料を作成する。
- ・スクールソーシャルワーカー活用ハンドブックを各種研修会等で活用する。
- ・SC・SSWの合同研修会を実施し、連携について協議する。

##### ②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

###### <課題の概要>

- ・「問題が解決した件数」又は「支援中であるが好転した件数」を増加させる。

###### <課題の原因>

- ・事後対応での活用はされているが、早期発見や早期支援での活用が進んでいない。
- ・SSWの資質向上。

###### <解決に向けた取組>

- ・SVの活用を配置先に促し、ケース会議への参加や少人数の研修会を実施する。
- ・スクールソーシャルワーカー活用ハンドブックを各種研修会で活用するとともに事例研究を進める。
- ・SC・SSWの合同研修会を実施し、連携について協議する。

# 千葉県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

様々な困難を抱える児童生徒の状況について、家庭や福祉機関への働きかけ及び関係者に対する支援・相談を行うため配置している。

### （2）配置・採用計画上の工夫

担当地域を市町村ごとに細分化し、その地域の小・中・高等学校全てを一人のSSWが担当する。地域ごとの担当とすることで、小・中学校・高等学校との系統的な支援ができ、支援が途切れることを防ぎ、子どもを長期的な視点で支えることができる。また、スクールソーシャルワーカーにとって関係機関との連携が取りやすくなり、多くのケースに対して円滑な支援につなげていく。

各教育事務所5カ所に3名ずつの計15名を配置し、虐待等、児童生徒を取り巻く緊急・困難事案に迅速に対応。また、事案への対応に加え、各学校を訪問し、虐待への対応について教職員研修の実施。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数：小中学校18名、高等学校17名、地域連携アクティブスクール4名  
教育事務所15名
- ・資格等：社会福祉士 精神保健福祉士 教員免許 保育士 養護教諭免許 等
- ・勤務形態：年間543時間（1日7時間45分×70回）

※アクティブスクールは、年間624時間（1日6時間30分×96回）

### （4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

#### ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

勤務形態、派遣手順、校内での受け入れ態勢を明記した「活用の指針（教育事務所〈市町村教育委員会・学校〉用）」を策定し、配付するとともに、管下の学校への配付を依頼し、周知を図っている。また、取扱要綱を策定し、配置校に配付している。

#### ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

不登校や児童虐待等の研修で、スクールソーシャルワーカーの活用について各学校の管理職及び生徒指導主事等に周知を図っている。

### （5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（有・無）

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

54名

### （2）研修回数（頻度）

年間7回

### （3）研修内容

訪問相談担当教員合同研修会では、講話及び協議を訪問相談担当教員と行うとともに、スクールソーシャルワーカーのみでの事例検討会を実施した。また、スクールカウンセラー等研修・協議会（地区別）においても、講話及び情報交換、グループ別協議等を実施した。

#### 【4】特に効果のあった研修内容

それぞれが抱える課題の事例検討会を行ったことで、様々なケースに対する個々の対応方法が学べ、今後のケース対応をしていく上で有効であった。また、活動全般について助言しあうことで、より効果的な取組となった。スクールカウンセラーや訪問相談担当教員との合同研修会の中で、それぞれの役割の確認や、連携に向けた情報交換を行った。

#### 【5】スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置 (  有 ・  無 )

##### ○活用方法

スクールソーシャルワーカーに対する助言及び校内研修等の講師。

#### 【6】課題

各スクールソーシャルワーカーの経験年数によって活動に差が生じることがないように、一定基準の資質を確保できるような研修を検討したい。また、年々スクールソーシャルワーカーへのニーズは高まっており、ヤングケアラー等の家庭環境を中心とした課題が複雑化してきている。そのような課題に対応するためにもスクールソーシャルワーカーの資質の向上のための研修会を実施し、専門的なスキルや事案に応じた対応力の向上を図る必要がある。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】家庭環境の問題のための活用事例 (①貧困対策) <拠点校型>

生活保護世帯で定時制高等学校の夜間部に通う生徒について、自立支援を行った。自治体の子育て支援課や担当ケースワーカー、民生委員の協力を得て、生徒のアルバイト収入を卒業後の独立生活に充てることで、生活保護を受けずに自立生活を送ることができるようになった。

#### 【事例2】児童虐待のための活用事例 (②児童虐待) <拠点校型>

母親の暴力から逃れるために、家出を繰り返し不登校になっていた生徒に対し、自治体の家庭児童相談室と連携することで、生徒の住居や食料を提供することができた。その結果、生徒の登校支援につながり、単位習得と卒業に向け前向きに学業に励むようになった。

#### 【事例3】ヤングケアラーのための活用事例 (⑩ヤングケアラー) <拠点校型>

在宅介護・不登校・家族関係の悪化の問題を抱えた生徒に対して、関係者によるケース会議に生徒と保護者にも出席してもらい、アセスメントから総合的な支援を検討し、教職員や中核地域生活支援センターと連携することで、好転の兆しが見えるようになってきた。

#### 【事例4】教員とSSWの役割分担のための活用事例 (⑫教員とSSWの役割分担) <拠点校型>

校内のケース会議に参加したり、個別に教職員へのコンサルテーションを行ったり、学校関係者等と密な情報共有及び役割分担を明確にして支援を行った。また、担任等が校内での生徒の様子を観察したり支援したりした情報を共有し、SSWが保護者への直接的な支援(関係機関への同行や家庭訪問、定期面接)を密に行い、学校と家庭との良好な関係性を構築することができた。

## 【4】成果と今後の課題等

### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

令和3年度の活動状況報告から、「継続支援対象児童生徒の抱える問題と支援状況」をみると、延べ相談件数は4,440件で、令和2年度の約1.6倍となり、そのうち「問題が解決」「支援中であるが好転」は1,185件、支援中2,824件、その他431件だった。また、「支援対象となった児童生徒数」も2,476人と、令和2年度の約1.7倍に増加しており、スクールソーシャルワーカーのニーズが高まっている。

### (2) 課題と課題解決に向けた取組

#### ①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

##### <課題の概要>

スクールソーシャルワーカーのニーズは年々高まっており、独自にスクールソーシャルワーカーを雇用する自治体も増えてきている。県で配置しているスクールソーシャルワーカーと自治体独自に雇用しているスクールソーシャルワーカーの適切な連携が求められる。

##### <課題の原因>

各自治体で雇用しているスクールソーシャルワーカーと、活動について協議する場が少ないので、活用にあたって共通理解が図られていないことが考えられる。

##### <解決に向けた取組>

スクールソーシャルワーカーの配置状況を見直し、より効果的に家庭への支援ができる体制を整える。

#### ②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

##### <課題の概要>

スクールソーシャルワーカーの活動範囲が広く、支援対象となる学校数も多いため、更なる配置の充実を図る必要がある。また、独自にスクールソーシャルワーカーを雇用する自治体も増えてきている。県で配置しているスクールソーシャルワーカーと自治体独自に雇用しているスクールソーシャルワーカーの適切な連携が求められる。

##### <課題の原因>

担当地域を市町村ごとに細分化し、その地域の小・中・高等学校全てを一人のSSWが担当するようになり、地域ごとの一人当たりの相談件数や支援対応校数に差がある。

各自治体で雇用しているスクールソーシャルワーカーと、活用にあたって共通理解が図られていないことが考えられる。

##### <解決に向けた取組>

相談件数が、前年度比22,577件増の37,145件となっており、全県からのニーズに幅広く応えるために、スクールソーシャルワーカーを各教育事務所に増員し、柔軟で機動力のある支援を展開していく。

各地域において、児童生徒や保護者、学校からのニーズに数多く支援・対応ができるよう、他の自治体のスクールソーシャルワーカーと情報共有会等を通して連携していく。

# 東京都教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待やヤングケアラーなど、生活指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童・生徒が置かれた様々な環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなどして、相談・連携体制の整備を図り、問題を抱える児童・生徒への支援を行うために配置している。

### （2）配置・採用計画上の工夫

実施主体を区市町村教育委員会とし、学校や地域の実態や関係機関の設置状況等に応じた適切なネットワークによる支援体制の構築ができるよう工夫している。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- 配置人数 245人
  - 実施地区 50区市町
  - 資格
    - i) 社会福祉士〔194人〕
    - ii) 精神保健福祉士〔127人〕
    - iii) その他社会福祉に関する資格〔36人〕
    - iv) 教員免許〔68人〕
    - v) 心理に関する資格〔59人〕
    - vi) その他SSWの職務に関する技能の資格〔26人〕
- ※複数回答のため、総和は配置人数を超える。

#### ○勤務形態

事業を実施する区市町村教育委員会が、学校や地域の実情やニーズにより設定しており派遣日数及び時間、報酬等は実施地区ごとに異なる。

### （4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

#### ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（有・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

#### ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

区市町村の生活指導を担当する指導主事を対象とした連絡会において、東京都の不登校の現状及び教師用指導資料「児童・生徒を支援するためのガイドブック～不登校への適切な対応に向けて～」活用のための研修キットについて周知するとともに、家庭に支援が必要な場合は、スクールソーシャルワーカーや福祉等の関係機関との連携が重要であることなどについて、共通理解を図った。

### （5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（有・無）

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

スクールソーシャルワーカーを対象とする研修については、事業を実施する区市町村教育委員会において必要に応じて実施している。

都教育委員会は、令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症まん延防止対策によりオンラインでの開催とした。

(1) 研修対象

各区市町教育委員会に配置されているスクールソーシャルワーカーのうち、参加を希望する者

(2) 研修回数（頻度）

年1回

(3) 研修内容

講演「コロナ禍におけるスクールソーシャルワーカーのあるべき姿と取組」

(4) 特に効果のあった研修内容

コロナ禍におけるスクールソーシャルワーカーの役割と支援の仕方

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置（有・**無**）

○活用方法

スーパーバイザーの設置及び活用方法は、実施主体である区市町教育委員会の方針及び運用による。

(6) 課題

引き続き、スクールソーシャルワーカーの情報共有の場や資質・能力の向上を図る機会を充実する必要がある。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】児童虐待改善のための活用事例（②児童虐待）＜SSWの配置形態：派遣型＞

児童が不登校になっており、学校に通わせたい母親が子供に手を上げるなど、虐待の疑いがあった。子供家庭支援センターの支援にも背を向ける状況があったことから、スクールソーシャルワーカーが子供に寄り添い、母親にどのような支援ができるかを検討し、利用できる支援についての案内をした。また、スクールソーシャルワーカーが母子の間に入ることで、母子関係を緩和させた。

#### 【事例2】不登校生徒の支援のための活用事例（④不登校）＜SSWの配置形態：巡回型＞

不登校傾向があり、相談室や別室のみでの登校となっていた生徒は、高校進学を目指していたが、親子の関係性の悪化や自宅に引きこもりになってしまうことが心配された。中学校在学中に、スクールソーシャルワーカーが学校訪問等を通して、本人と関係性を築いた。また、保護者に了解を得たうえで、地域の居場所となる施設を本人に紹介した。スクールソーシャルワーカーが地域施設への初回訪問の日程調整の仲介、当日の同行など、スムーズに施設とつながることができるようにサポートをした。中学校卒業後も、地域施設に定期的に通っており、本人の居場所を作ることができたと同時に、本人を見守る地域のネットワークを広げることができた。

#### 【事例3】ヤングケアラー対応のための活用事例（⑩ヤングケアラー）＜SSWの配置形態：派遣型＞

母親は車いす生活をしているが、福祉サービスの利用を拒否している。生徒の欠席が増え始め、学校は相談室登校を促していた。登校するはずの日に二人が登校せず、母とも連絡が取れなかったため、スクールソーシャルワーカーが家庭訪問したところ、二人は外で時間をつぶし、昼に家に戻って母親の介護をしていることが分かった。その後、両親、生徒二人、管理職、担任、スクールソーシャルワーカーで話合いの場を設け、問題の背景を整理し、今後の支援について共通理解を図ることができた。

#### 【事例4】教員とSSWの役割分担のための活用事例（⑫教員とSSW等の役割分担）＜SSWの配置形態：派遣型＞

母親が母子依存であり、子供が通う小学校に対して不信を抱きやすい状況となっていた。スクールソーシャルワーカーが何度か家庭訪問を行う中で、児童本人が相談室に行ってみようという気持ちを抱くようになった。担任をはじめとする教職員が、当該児童の学校生活の様子について観察をし、スクールカウンセラー



の相談支援につなげた。また、スクールソーシャルワーカーがフリースペースに同行支援を行うとともに、母のサポートは子供家庭支援センターが行い、子供への直接支援はスクールソーシャルワーカーが行うなど、役割分担をして継続的に支援している。

## 【4】成果と今後の課題等

### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 令和3年度の区市町村における実施地区は、前年度同様50地区となった。対応学校数についても令和2年度と比べ小学校において35校、中学校において14校増加した。
- 支援対象児童生徒数についても、小学校で227人、中学校で613人増加した。
- 令和3年度、スクールソーシャルワーカーが、継続的に支援した事例の総件数は19,713件であった。令和3年度に扱った総件数のうち、不登校への支援が一番多く、5,903件であった。新型コロナウイルス感染症対策下において、各地区がスクールソーシャルワーカー活用事業を活用して、より一層、児童生徒への対応を実施したことが分かる。

### (2) 課題と課題解決に向けた取組

#### ① 昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

##### <課題の概要>

- 引き続きスクールソーシャルワーカーの資質・能力を高めるとともに、保護者や関係機関との効果的な連携、学校サポートチームによる支援等の充実を図る必要がある。

##### <課題の原因>

- コロナ禍において活動の制約等が続く中、様々な不安やストレスを抱える児童・生徒や、保護者の経済状況など家庭環境に変化が生じる児童・生徒の増加が懸念される。特に、家庭への支援が必要な児童・生徒については、スクールソーシャルワーカー等や関係機関と連携し、福祉的な支援につなぐことが一層求められている。

##### <解決に向け実施した取組>

- コロナ禍で家庭の状況が変わったことなどにより、不安を抱えている子供に対応した事例等について、スクールソーシャルワーカー同士で情報交換する場を設けるとともに、学校サポートチームの効果的な活用事例等について、校長対象の連絡会で共有できるようにする。

#### ② 今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

##### <課題の概要>

- 引き続きスクールソーシャルワーカーの資質・能力を高める。また、スクールソーシャルワーカー認知度を高めるとともに、スクールソーシャルワーカーと学校、関係機関との連携を強化していく必要がある。

##### <課題の原因>

- 不登校児童・生徒数が増加傾向にある状況で、支援機関につながりにくいこともあり、関係機関との連携が重要となる。支援を要する児童・生徒へ対応を行おうとしても保護者の理解が得られないこともあった。スクールソーシャルワーカーの認知度を高めることによって、連携を強化し、円滑に福祉的支援につないでいく。

##### <解決に向けた取組>

- 不安を抱えている子供への事例をスクールソーシャルワーカー同士で対応を協議したり、地区を越えてスクールソーシャルワーカー同士が情報交換したりする場を設ける。引き続き、学校サポートチームの効果的な活用事例等について、校長対象の連絡会で共有できるようにする。

## 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

## 【事例1】児童虐待改善のための活用事例（②児童虐待）

&lt; S S Wの配置形態：派遣型 &gt;

段階	取組内容及びS S Wが担った具体的な役割（ <u>具体的な役割は下線太字</u> ）
① 問題の発見	<p>（家庭の状況） 母親と当該生徒の二人家庭である。母親は日本語を話すことができず、読み書きも困難であり、就学援助等、様々な申請をすることができない状況であった。生活は困窮していた。</p> <p>（不登校の状況） 母親は夜間に仕事をしており、当該生徒は一人で夜を過ごしている状況であった。そのため、生活リズムが乱れており、登校が難しい状況から不登校となっていた。</p> <p>（虐待の疑い） 学校へ登校させようとする母親と、学校へ行きたがらない当該生徒の間でのいさか이가大きかった。しつけの一貫として手を出してしまうことがあり、近隣から虐待の疑いとして通告があった。</p>
② 学校内での方針の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 養護教諭を中心として、担任やスクールソーシャルワーカー、子供家庭支援センター職員等の関係者でケース会議を行い、現状や対応方針、支援の効果、課題解決に向けた方策等について協議する。</li> <li>○ 当該生徒に対しては、別室登校を呼び掛けるなど、学校との関係を切らさないようにする。また、進学に向けた準備や支援は、学校とスクールソーシャルワーカー、子供家庭支援センターが連携して行う。</li> <li>○ 母親への直接的な支援は、スクールソーシャルワーカーが行うこととする（母親が、子ども家庭支援センターによる支援に対し、拒否感があるため）。また、日本語の読み書きが困難であることから、学校からのお知らせ等をローマ字での表記にするなど、母親が理解しやすい方法でやり取りを行うようにする。</li> </ul>
③ 支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活にゆとりができることで、母親から当該生徒への対応の仕方が変化することを見据え、スクールソーシャルワーカーが中心となって、<u>家庭にどのような支援ができるかを検討し、利用できる支援サービスについて母親等に案内</u>した。</li> <li>○<u>スクールソーシャルワーカーが母子の間に入る</u>ことで、ぶつかりやすい母子関係を緩和させた。</li> <li>○当該生徒の不登校が続く状況に対し、学校との関係を切らさないよう、別室での指導や、<u>スクールソーシャルワーカーとの面談等を定期的に設定</u>した。</li> <li>○母親が<u>病院や市役所に手続き等</u>に行く際、当該生徒を通訳としていたことに対し、<u>スクールソーシャルワーカーが同行することで、母子の負担の軽減</u>を図った。</li> <li>○<u>学校での保護者面談や、進路に関する説明会、学校見学等にスクールソーシャルワーカーが同行</u>するなどの支援を行った。</li> </ul>
④ 経過観察	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当該生徒は、現在、高校に進学した。大学進学を見据えて高校生活を送っている。また、様々な手続き等を自分で行うことのできる力もついてきている。</li> <li>○母親は仕事をしながら、当該生徒と共に生活をしている。</li> <li>○スクールソーシャルワーカーは、<u>高校進学後も、当該生徒への支援を継続</u>している（<u>学校での保護者面談に同行する、当該生徒からの相談に乗る</u>など）。</li> </ul>

# 神奈川県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

課題を抱えた児童・生徒が置かれた「環境への働きかけ」や「関係機関とのネットワークの構築」等により、問題行動等の未然防止や早期解決に向けた対応を図るため、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者をスクールソーシャルワーカー（以下、SSWとする）として学校等に配置している。

### （2）配置・採用計画上の工夫

各教育事務所に配置されたSSWは、中学校区を単位とした重点対応地域を中心とした活動と、管内の市町村教育委員会や学校からの要請を受け、長期化・重大化を防ぐ必要がある事案への対応を行っている。

県立高校においては、拠点校にSSWを配置し、拠点校以外の対象校（県立の中等教育学校、特別支援学校を含む）から派遣要請があった場合には、拠点校からSSWを派遣し対応している。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

小・中学校は、SSWを4教育事務所に48名配置し、勤務形態については、年間245時間（1日7時間、年間35回）であるが令和3年度は緊急支援分として35時間追加し年間280時間に対応した。

県立高校においては、拠点校に各1名、計30名を配置し、勤務形態については、年間490時間（1日7時間、年間70回）である。

小・中・高校ともに、SSWが保有している主な資格は、社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、教員免許状等である。

### （4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

#### ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（有・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

SSWが学校教育における役割や、学校と関係機関との連携が円滑に進んだケースを示した「スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン」及び「関係機関との連携支援モデル」を策定し、県のホームページに掲載するとともに、県教育委員会や各教育事務所、市町村教育委員会が実施する研修会等で活用し、教職員等がスクールソーシャルワークの視点に立った支援の手法等を取り入れ、児童・生徒指導・支援の充実を図るための取組を推進している。

#### ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

SSWが各学校等において、職員会議などを通じてSSWの理解促進に向けた情報発信や教員向け校内研修を行っている（学校の実情に応じて実施）。

### （5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（有・無）

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

スクールソーシャルワーカースーパーバイザー（以下、SSWSVとする）、県及び市町村が配置するSSW、教育事務所及び各市町村教育委員会担当指導主事、保健福祉局関係職員（児童相談所、保健福祉事務所、精神保健福祉センター、市保健福祉事務所等）

### （2）研修回数（頻度）

○小・中学校のSSW等・・・連絡協議会年2回、連絡会年2回（※）

○県立高校のSSW・・・新規採用研修会2回、連絡協議会3回（※）

※うち1回は小・中学校、県立高校のSSWと合同開催。

### (3) 研修内容

【新規採用研修会】公務員、SSWとしての自覚と責任感を持つとともに、事故・不祥事防止や、ソーシャルワーク業務力向上を図るための研修を行った。

【連絡会】年2回開催。第1回は、令和3年度SSW等の配置、新規SSW向け研修、県SSW活用ガイドラインについて情報提供をした。第2回は、小・中・県立高校のSSWの合同開催で、令和2年度の神奈川県問題行動・不登校等調査の概要、SSW活用事業に係る活動記録、外国につながりがある児童・生徒の在留資格、「NPO法人神奈川県子ども支援センターつなぐ」について情報提供した。グループ協議では、小中高SSWがそれぞれの立場で、課題について協議を行った。

【連絡協議会】小・中学校のSSWは、第1回は、ヤングケアラーについて理解を深めるための講演を実施した。また、令和3年度神奈川県の不登校対策等に係る事業、県立総合教育センターの活動状況、不登校対策自然体験事業「きんたろうキャンプ」、青少年センターの相談活動、虐待防止に関わる取組、SSW実践報告について情報提供をした。第2回（書面開催）は、神奈川県立総合教育センターの不登校対策事業、新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における自死の状況と対策リーフレット、ひとり親家庭向けリーフレット、生活困窮世帯の子どもの健全育成、について情報提供した。

県立高校のSSWは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため第1回を中止とした。第2回は、小・中学校SSW連絡会との合同開催、第3回（書面開催）は、SSW関係施策、ヤングケアラーへの支援について情報提供した。

### (4) 特に効果のあった研修内容

小・中学校と高校のSSWの合同研修では、互いに顔が見える関係となり、今後連携していくにあたり大変有意義であった。内容は、令和2年度の神奈川県問題行動・不登校等調査の概要、外国につながりがある児童・生徒への支援、「NPO法人神奈川県子ども支援センターつなぐ」による性的虐待の長期的ワンストップ支援についての概要説明を行った。また、新型コロナウイルス感染症の影響で、書面開催となった連絡協議会では、ヤングケアラー、学校緊急支援チーム、新規SSW向け研修内容、県SSW活用ガイドライン、令和2年度神奈川県の不登校対策等に係る事業、虐待防止に関わる取組等のSSWの実務に関する内容が含まれており、今後の活動に活かせるものであった。

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置（有・無）

SSWSVを教育局に2名配置している。勤務形態は、1人当たり年357時間（1日7時間、年間51回）である。

#### ○活用方法

SSWに指導・助言を行うとともに、県立学校及び市町村教育委員会や市町村立学校からの要請により、事案に対応する。また、研修会や連絡会、連絡協議会での指導・助言、県内の活動状況の取りまとめ、事業の方向性等についての検討に関わる。

### (6) 課題

限られた勤務時間の中で、相談スキルの向上を図るための効果的な研修のあり方。

## 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

### 【事例1】貧困対策のための活用事例（①貧困対策校）＜SSWの配置形態：派遣型＞

小学校児童A。貧困対策のケース。外国籍のひとり親家庭で、Aは日本で生まれているが、乳幼児期に日本文化との関わりがなく、小学校入学時に日本語が分からず学校生活に不安を感じ欠席することが多かった。学校と保護者との連絡には外国人支援ボランティアが仲介を行っている。転居に関して、生活保護、市営住宅、学務担当の手続きをSSWが同行支援を行い生活環境が安定し、Aの登校状況が改善した。また、SSWがAと保護者の代弁機能を担い学校に対して働きかけたことによって、担任によるAへのサポートが増えたことも登校につながっている。

### 【事例2】虐待対策のための活用事例（②児童虐待）＜SSWの配置形態：拠点校型＞

高校生徒A。虐待対策のケース。家庭はひとり親世帯で、日常的ではないものの、保護者は飲酒をするとなりが大きくなり、Aに対して暴力を振るうことがあった。その他にも、家事全般をAが負担するなど家

庭環境に課題があった。Aの抵抗感が強かったために、すぐに通告するのではなく児童相談所へ相談というかたちでつないだ。その後、児相に一時保護されることとなったが、事前に状況を把握してもらっていたことにより、一時保護の判断、対応が迅速に行われ、その後の支援にも効果的であった。

### 【事例3】ヤングケアラー対策のための活用事例（⑩ヤングケアラー）＜SSWの配置形態：拠点校型＞

高校生徒A。ヤングケアラーのケース。ひとり親家庭で、保護者は精神に不調のため、家から出られず、生活費などを、Aがアルバイトをして賄っていた。この状況を改善するため、市社会福祉協議会（以下、社協とする）の地域支援担当（ソーシャルワーカー）と市生活保護課の自立支援担当と連携を取り、Aの自立と母の受診をはじめとする家族支援を実施した。その結果、社協と自立支援担当が家庭訪問することに成功し、生活保護の手続きと本人の自立に向けて動き出すことができた。

【事例4】〇〇〇〇のための活用事例（例：⑪民間団体（NPO団体等）との連携、⑫教員とSSW等の役割分担、⑬オンラインカウンセリング）＜SSWの配置形態：単独校型・拠点校型・派遣型・巡回型（該当するもの以外を削除すること。）＞

該当事例無

## 【4】成果と今後の課題等

### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

令和3年度の支援対象児童・生徒数は、小学校1,086名、中学校965名、高等学校1,411名、特別支援学校12名、計3,474名で、うち継続者数は、小学校865名、中学校789名、高等学校678名、特別支援学校4名、計2,336名であった。また、継続支援対象児童・生徒の抱える問題については、件数の多い順に「家庭環境の問題」1,150件、「不登校」790件、「発達障害等に関する問題」607件で、全件数の合計は4,492件となっている。

SSWの相談件数は、令和2年度と比較すると696件増加しており、SSWの活用は定着しつつあるものと考えられる。学校だけでは解決することが困難な事案について、専門的な知識を持つSSWが他機関につながぐことで課題の解決につながっている。

### （2）課題と課題解決に向けた取組

#### ①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

##### ＜課題の概要＞

多方面との連携が必要な事案が多く、SSWの配置等、効果的に活用できる体制づくりが課題である。

##### ＜課題の原因＞

子どもを取り巻く社会環境の変化や発達の課題、家庭環境の課題など、子どもを取り巻く環境は複雑化、多様化、深刻化している。また、県SSWと市町村SSWの連携・協働による支援システムを構築することが必要である。

##### ＜解決に向け実施した取組＞

指導主事等とSSWSVが各拠点校、教育事務所を訪問し、具体的な事例についてのスーパービジョンを行い、SSWの資質向上に努めている。また、計画的に開催している連絡協議会等に、関係諸機関が参加することによって、互いに「顔の見える関係づくり」による支援体制の構築に繋げていく。市町村SSWの配置状況を注視しながら、県SSWの配置計画を教育事務所ごとに再検討していく。

#### ②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

##### ＜課題の概要＞

多方面との連携が必要な事案が多く、SSWの配置等、効果的に活用できる体制づくりが課題である。

##### ＜課題の原因＞

社会環境の変化や発達の課題、家庭環境の課題など、子どもを取り巻く環境は複雑化、多様化、深刻化している。また、県SSWと市町村SSWの連携・協働による支援システムを構築することが必要である。

##### ＜解決に向けた取組＞

指導主事等とSSWSVが各拠点校、教育事務所を訪問し、具体的な事例についてのスーパービジョンを行い、SSWの資質向上に努めている。市町村SSW担当者との情報交換を行うと共に、市町村SSWの配置状況に応じて、県SSWの配置計画を教育事務所ごとに再検討していく。

# 新潟県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ①スクールソーシャルワーカー（以下SSW）を核とした市町村サポートチーム、スクールカウンセラー等との緊密なネットワークを構築
- ②学校だけでは対応できない事例に対する体制整備や指導力の向上
- ③児童生徒への継続的支援による問題の未然防止と解決

### （2）配置・採用計画上の工夫

- ①市町村立小中学校、特別支援学校に対応するSSWを県内3ヶ所の教育事務所に7人（上越2人、中越3人、下越2人）、県立高校や中等教育学校に対応するSSWを本庁（生徒指導課）に4人配置している。
- ②下記のような業務を円滑に推進できるように、社会福祉士等の専門的な資格を有する者を採用している。また、一定の要件を満たせば資格を有していなくても準ずる者として採用する場合もある。
  - ・問題を抱える児童生徒が置かれた家庭環境等への働きかけ
  - ・関係機関等のネットワークの構築、連携・調整
  - ・当該保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供など
  - ・校内体制への支援及び教職員等への研修活動
- ③学校や市町村教育委員会からの派遣要請に応える「単独派遣型」と、県の総合支援チームと連携する「連携派遣型」の支援がある。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

#### ①配置人数と資格

- ・12人〔有資格者：社会福祉士9人、精神保健福祉士3人、臨床心理士2人（重複あり）〕

#### ②勤務形態

- ・身分は、会計年度任用職員
- ・勤務時間・日数は、1日7.5時間、年180日
- ・勤務日、勤務の割り振りは、配置教育事務所や担当課の実情に合わせて決める。

### （4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

#### ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（有・無）

#### ○ガイドラインの内容、周知方法

- ・「スクールソーシャルワーカー会計年度任用職員取扱要領」に則り、事業を行っている。また、「事業の概要」や「派遣要請の手続きや留意点」について説明したパンフレット「スクールソーシャルワーカーを有効に活用するため」を各教育事務所から市町村教育委員会を通して、小・中・特別支援学校にメールで配信している。
- ・同様に、県立高校や中等教育学校は、本庁（生徒指導課）が窓口となり対応している。

#### ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・市町村教育委員会主催の校長研修等でSSWの役割や活用方法について周知している。
- ・高等学校研究協議会生徒指導部会等でSSWを講師とした講演を実施し、事例をもとにSSWの役割や活用方法について周知している。

### （5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（有・無）

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

各教育事務所や生徒指導課に配置したSSW、SVとして県総合支援チームの臨床心理士、担当指導主事が参加

## (2) 研修回数(頻度)

- ・生徒指導担当指導主事会議(年2回) ・運営協議会(年1回) ・事例検討会(年3回)
- ・全県サポートチーム連絡協議会(年1回) ・施設訪問研修(年1回)

## (3) 研修内容

- ・生徒指導担当指導主事会議:生徒指導上の喫緊の課題確認、各教育事務所管内の情報共有
- ・運営協議会:文部科学省の教育相談体制充実に係る連絡協議会の伝達講習等
- ・事例検討会:事例を持ち寄っての検討と、活動状況に関する情報交換
- ・全県サポートチーム連絡協議会:本事業を効果的かつ円滑に実施するための事業周知及び研修
- ・施設訪問研修:医療機関や福祉施設等の訪問による現地研修

## (4) 特に効果のあった研修内容

- ・年3回的事例検討会において、事例提供者のSSWにとっては事案対応の方向性を明確にすることができた。また、参加したSSWにとっては事例を各自が対応している事例と照らし合わせて考えることができた。双方にとって対応力向上に向けた研修となった。

## (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 (  有 ・ 無 ) : 本庁(生徒指導課)に臨床心理士1人常駐

- 活用方法 : ・事例検討会等におけるケースに対する助言・指導  
・SSW一人当たり年2回のSV

## (6) 課題

- ・課題が複雑化、深刻化することに伴い、SSWの資質向上や人材育成・確保を一層図る必要がある。
- ・アセスメントに必要な県や市町村の福祉・医療等の関係機関との連携について理解を深め、専門的知識や技術のより一層の向上を図る必要がある。
- ・SSWを派遣するにあたり、担当指導主事が支援内容を整理し、明確にしたうえで派遣する必要がある。

## 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

### 【事例1】不登校や虐待に対する事例(②児童虐待 ④不登校) <SSWの配置形態:単独派遣型>

当該生徒A(中3女子)は中学校入学後、体調不良を訴え、欠席し始め、中1の9月頃から全欠となった。学校は、不登校の原因が分からなかった。

→ SSWの支援により、父親からAや母親への暴力を確認することができるとともに、母親が担任のかかわりに応じない原因も明らかになった。Aと医療機関、家庭と児童相談所や市福祉機関、保護者と学校を繋ぐことができ、対応を進めることができた。

### 【事例2】発達障害に対する事例(⑧発達障害) <SSWの配置形態:単独派遣型>

当該生徒B(高2男子)は小学校時、ADHDと診断され、特別支援学級に在籍していた。Bは普通高校を希望し、進学したが、学業や対人コミュニケーションに苦勞し、自傷行為をするようになった。

→ SSWの支援により、母親のBへのかかわり方の改善や高等特別支援学校との連携につなげることができた。

### 【事例3】兄の支援から把握できたヤングケアラーの事例(⑩ヤングケアラー) <SSWの配置形態:単独派遣型>

母親が精神疾患を患い、できない家事を、当該生徒C(中2女子)は、父親から強要されていた。

→ 発達障害をもつCの兄の進学のため、SSWが母親支援を繰り返す中で、母親自身が精神疾患により家事をできないことや父親がDに家事をすることを強要する実態を把握することができた。家庭と市福祉機関をつなぐとともに、学校職員を含めたケース会議を開催するなど、対応を進めることができた。

#### 【事例4】SSW面談におけるオンラインの活用事例（⑬オンラインカウンセリング）＜SSWの配置形態：単独派遣型＞

当該生徒D（中2女子）は、村の就学事業により、県外から村内の中学校に入学し、保護者と離れて生活している。

Dは対人コミュニケーションと親子関係に課題が見られた。

→ 離島のため、SSWの訪問が天候等に左右され、延期されることがあったが、オンラインを活用することによって、Dとの面談や県外に住む保護者との面談が増え、Dと保護者、保護者と学校をつなぐことができ、対応を進めることができた。

## 【4】成果と今後の課題等

### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

○SSWの対応（訪問）件数は前年度より増加（R2:2,474件→R3:2,239件）した。スクールカウンセラーの活用等、専門性を踏まえた適切な活用を行っていることがうかがえる。

○学校や医療・福祉機関と連携する割合が高い。それぞれのケースのニーズに応じて、適切な支援の方法を検討し、問題の解決にあたっていることがうかがえる。

### （2）課題と課題解決に向けた取組

○今後も、子どもの虐待・貧困対策等、多方面との連携を求められる事案や、自殺未遂などの緊急的な支援を要する事案、いじめ等のトラブルをきっかけとした問題等、複雑化、多様化した事案への支援が求められていることから、研修を通して専門性を高めていく必要がある。

○不登校支援など、問題解消に向けて継続的かつ長期にわたる支援が増加していたため、SSWの増員が求められている。

#### ①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

##### ＜課題の概要＞

○児童生徒が抱える問題が多様化、複雑化しており、SSW活用のニーズが増えているが、地域の支援機関と連携した対応が難しいケースが見られる。

○SSWの活用を学校が働きかけても、当該児童生徒や保護者が拒否するケースがある。

##### ＜課題の原因＞

○地域に支援機関等が存在しないなど、連携したくてもできない状況がある。

○学校へ周知しているが、児童生徒や保護者への周知が十分ではない。

##### ＜解決に向けた取組＞

○全局的な視点から、適切な支援機関等への接続を図るようにする。

○SSWの存在や役割を児童生徒や保護者等へ伝える方策を検討し、周知を図る。

#### ②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

##### ＜課題の概要＞

○児童生徒が抱える問題が多様化、複雑化しており、SSW活用ケースが増加しているが、SSWの役割等について学校や保護者の理解が進んでおらず、支援の開始が遅れるケースが見られる。

○SSWの活用を学校が働きかけても、当該児童生徒や保護者が拒否するケースがある。

##### ＜課題の原因＞

○SSWの存在について、学校や市町村教育委員会へ周知しているが、児童生徒や保護者への周知が十分ではない。

○SCとSSWの活用ケースの違いについて、理解が進んでいない。

##### ＜解決に向けた取組＞

○市町村教育委員会の担当者や学校関係者に活用事例を紹介し、SSWの活用場面を想起しやすいよう周知を図る。

○SSWの存在や役割を児童生徒や保護者等へ伝える方策を検討し、繰り返し周知を図る。



# 富山県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等、生徒指導上の諸課題に対応するため、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行い、教育相談体制を整備する。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- ・ 県内全ての公立中学校区（中核市として単独実施の富山市を除く48校区）と義務教育学校（3校）に派遣し、各中学校区において、小・中学校のスクールソーシャルワーカーの活用時間等を調整している。
- ・ 市町村教育委員会へ派遣し、学校の要望に応じてスクールソーシャルワーカーを活用できる体制を整えている。
- ・ 県立高等学校（定時制）4校にスクールソーシャルワーカーを派遣し、他の県立高等学校へは要請に応じて、支援している。
- ・ 緊急に支援を要する事案が発生した場合は、機動的な派遣が可能な体制を整えている。
- ・ 深刻ないじめ事案については、いじめ対策ソーシャルワーカーを機動的に派遣している。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- 配置人数 38人
- 資格 社会福祉士18人 精神保健福祉士8人 その他社会福祉に関する資格9人  
教員免許16人 心理に関する資格1人 資格を有していない5人
- 勤務形態 市町村教育委員会の要望、及び中学校区の実態に応じて、週2時間～週6時間派遣  
市町村教育委員会へ、要望に応じて、週1時間～週4時間派遣（原則年間35週）  
高等学校へは、週4時間程度、年間35週分派遣

### （4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

#### ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ガイドラインの作成（有・無）
- ガイドラインの内容、周知方法

#### ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・ 県教育委員会が作成したリーフレット「SC&SSWとのよりよい連携を目指して」「不登校児童生徒への支援の在り方について」を参考にスクールソーシャルワーカーの役割や活動方針等、学校の教育相談体制の充実について周知している。
- ・ 生徒指導主事研修会、生徒指導推進会議、学校訪問研修等で周知を図る。

### （5）オンラインカウンセリングの実施の有無

- オンラインカウンセリングの実施（有・無）

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

- ・ 富山県スクールソーシャルワーカー、市町村教育委員会事業担当者、県教育委員会事業担当者

### （2）研修回数（頻度）

- ・ 年1回

### （3）研修内容

- ・ スクールソーシャルワーカーの役割及び、任務遂行に当たっての留意事項の確認
- ・ スクールソーシャルワーカーの資質向上を目的とした講演の実施

### （4）特に効果のあった研修内容

- ・ 学校における教育相談体制の充実に向けて、スクールソーシャルワーカーの資質向上を目指すとともに、スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーがより一層の連携を図ることを目的としたスクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーの合同研修会（対面・集合型研修）の実施を予定していた。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、急遽、オンデマンド型研修に変更し実施した。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- OSVの設置（有・無）

## ○活用方法

- ・経験豊富なスクールソーシャルワーカーをいじめ対策ソーシャルワーカーに任命し、S Vと兼ねて活用している。

## (6) 課題

- ・スクールソーシャルワーカーの資質・能力に応じた研修内容を組み立てることが難しい。
- ・研修会において講演等を行う際の講師人材の確保が難しい。

## 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

### 【事例1】家庭環境の問題（貧困）に取り組んだ活用事例（①貧困対策＜拠点校型＞）

小学生Aの家庭は、金銭的に困窮しており、Aは6年より不登校となった。Aの担任は電話連絡や家庭訪問を行うが、なかなか保護者と連絡が取れず、協力をも得られない状況であった。このため、学校はSSWを通じて市の福祉課や社会福祉協議会と情報共有し、連携したことで、Aの家庭は金銭面や生活面の支援を受けることができるようになった。SSWが市や学校と家庭をつないだことでAの家庭は少しずつ安定してきた。Aは登校意欲も少しずつ高まり、時折ではあるが、登校できるようになった。

### 【事例2】児童虐待の問題（経済的DV）に取り組んだ活用事例（②児童虐待①貧困対策＜拠点校型＞）

小学生Bは6年の2学期から不登校となった。父親は仕事を退職しており、母親も無職であった。生活費は父親の年金や児童手当等であてていたが、ある時期から父親が自分のためにお金を使い、生活費を母親に渡さなくなった。このため、家庭での生活が苦しくなり、Bに食事をまともに与えられなくなったことや母親が父親から精神的に追い詰められたことがBの不登校の原因として考えられた。このため、SSWが保護者と面談し、年金事務所やハローワーク等の関係機関と連絡をとり、年金の支払い猶予の手続きや父母の就職をサポートした。その後も学校はSSWを通じて母親を精神面で支え、Bが安心して生活できるように支援したことで、Bは少しずつ元気を取り戻してきた。

### 【事例3】認知症の父親の世話をするために学校を休みがちな生徒のための活用事例（例：⑩ヤングケアラー＜拠点校型＞）

高校1年Cは、3学期から遅刻や欠席が目立つようになった。担任がCに事情を聞いたところ、父親が認知症であり、父親の世話をするためにCが学校を休むことがあるということが分かった。母親は収入がなくなってしまうため、仕事を辞めることができない。母親は外国出身であり、父親の親戚も含めて頼れる人もいない。更に言葉の問題もあることから、行政も含めて周囲に対する援助希求的態度に乏しい。このため、SSWが母親と面談し、認知症相談窓口（地域包括支援センター）を紹介するとともに、介護保険の活用方法についても説明を行った。また、SSWも交えたケース会議を開催することで、この家庭への支援の方向性について職員間で共通理解を図ることができた。学校とSSWが連携して支援にあたることで、母親の意識も少しずつではあるが行政等の援助を受け入れる方向に変化していった。

### 【事例4】：民間団体との連携に取り組んだ活用事例（⑪民間団体（NPO団体等）との連携＜拠点校型＞）

中学生Dは小学校から欠席が多く、中学校入学当初は登校したが、7月ごろから欠席が増え、2学期以降は数日登校するだけとなっていた。学校から家庭へ連絡しても保護者とも連絡がとれず、祖母が対応しているという状況であった。同じ中学校区の小学校にDの妹が在籍しているため、SSWは、Dの妹を通じて、本人や家庭の状況を把握した。SSWは妹からの情報を基に家庭と関わりのある福祉施設の職員や相談員を招いて校内ケースを開き、共通理解を図り、今後の対応について協議した。SSWが、祖母とDに対して学習支援等を行っているNPO法人を紹介したところ、引きこもりであったDが参加について前向きに考えるようになった。

## 【4】成果と今後の課題等

### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・中学校区に派遣することで、中学校と小学校間で、児童生徒に関する情報の共有を円滑に行うことができた。
- ・スクールソーシャルワーカーが不登校児童生徒やその保護者に寄り添い、信頼関係を構築できたことで、医療機関等の関係機関や、学校に派遣されているスクールカウンセラーにつなぐことができ、組織的な支援を進めることができた。
- ・児童虐待や経済的問題等の家庭に起因する事案に関しては、スクールソーシャルワーカーの専門性を生かし

て、関係機関と連携して、具体的な対応策を検討することができた。

- ・不登校児童生徒及びその保護者の現状を把握し、フリースクール等の関係機関との連携について助言をしたことで、フリースクールへの登校につながった。

## (2) 課題と課題解決に向けた取組

### ①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

#### <課題の概要>

- ・市町村教育委員会からのスクールソーシャルワーカーの派遣要望が強く、新たな人材の確保等、事業の拡充及びスクールソーシャルワーカーの資質・能力の向上を図ることが必要である。

#### <課題の原因>

- ・いじめや不登校等の生徒指導上の諸課題の要因に対応したり、コロナ禍における家庭内の不安等に対応したりする専門性を有する新たなスクールソーシャルワーカーを確保するなど人材確保することが難しい。
- ・スクールソーシャルワーカーとしての資質・能力の向上を図るための研修会を開催する際に、全てのスクールソーシャルワーカーの要望や力量に応じた研修会になるように企画することが難しい場合がある。

#### <解決に向け実施した取組>

- ・採用を公募とすることで、専門性を有する有資格者等の新しい人材を確保することができた。
- ・学校における教育相談体制の充実に向けて、スクールソーシャルワーカーの資質向上を目指すとともに、スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーがより一層の連携を図ることを目的としたスクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーの合同研修会（対面・集合型研修）の実施を予定していた。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、対面・集合型ではなかったが、オンデマンド型研修に変更し実施した。

### ②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

#### <課題の概要>

- ・市町村教育委員会からのスクールソーシャルワーカーの派遣時間数の増加への要望が強い。限られた予算の中で配置をどのようにするか。
- ・スクールソーシャルワーカーの資質向上を図る研修会の実施内容や方法をどのようにするか。

#### <課題の原因>

- ・いじめや不登校等の生徒指導上の諸課題に対応したり、新型コロナウイルスの感染拡大により家庭が様々な問題を抱えたりする中、学校においてS S Wの必要性が増加している。
- ・新型コロナウイルスの感染拡大の対策を施しながら、対面・集合型によるスクールソーシャルワーカーの資質向上を図る研修会を実施することが必要である。

#### <解決に向けた取組>

- ・学校の現状を適切に把握し、派遣校への実情に応じた派遣時数を適切に設定する。
- ・スクールソーシャルワーカーの研修会を実施し、最新の生徒指導上の課題を情報提供するなど、様々な問題に適切に対応できる資質・能力の育成に努める。

# 石川県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・暴力行為や非行等、児童生徒の問題行動に対する学校の生徒指導体制を支援する。
- ・不登校、児童虐待等に対し、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて学校の教育相談体制を支援する。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- ・県内の各教育事務所管内における児童生徒数及び問題行動等の発生状況を勘案し、30名のスクールソーシャルワーカーを4教育事務所に配置、学校へ派遣する。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ・18名のスクールソーシャルワーカー（元警察官15名・元教員3名）を、県内4教育事務所管内（小松4名、金沢11名、中能登2名、奥能登1名）に配置し、学校へ派遣。  
1名につき、1日7時間45分、年間83日の勤務を基本とする。
- ・12名のスクールソーシャルワーカー（社会福祉士8名・精神保健福祉士4名）を、県内4教育事務所管内（小松2名、金沢4名、中能登2名、奥能登4名）に配置し、学校へ派遣。1回4時間、週1日、年間35週の勤務を基本とする。

### （4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

#### ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（有・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

- ・職務内容や具体的な活用例等を記載したリーフレット等の作成。
- ・県教育委員会、スクールソーシャルワーカーが一堂に会する連絡協議会等において周知を図る。

#### ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・教育相談担当者研修会等の実施。
- ・教育支援センターにおけるSSW相談日の開催。
- ・各種会議、研修でのSSW業務の周知。

### （5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（有・無）

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

- ・30名のスクールソーシャルワーカー全員を対象に研修を行う。

### （2）研修回数（頻度）

- ・県内教育事務所管内ごとに、毎月1回行う。
- ・県教育委員会主催の、全員を対象にした研修会を年間3回実施。
- ・関係機関が実施する研修会を周知。

### （3）研修内容

- ・毎月1回、事例検討等から、指導主事やスーパーバイザーの役割を担うスクールソーシャルワーカーが、他のスクールソーシャルワーカーに対して、学校への支援や連携等の在り方について指導・助言を行う。
- ・県教委主催の研修会に自主的に参加し、スクールソーシャルワーカーとしての資質及び指導力の向上を図る。

### （4）特に効果のあった研修内容

- ・スクールソーシャルワーカーが一堂に会し行った情報交換や事例検討。
- ・講師を招聘しての講演『児童相談所の機能～教育と福祉の連携について～』を実施。虐待、ヤングケアラーなどの対応についての研修を行った。
- ・講師を招聘しての講演『不登校児童生徒への対応について』を実施。不登校児童生徒、保護者対応についての研修を行った。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（有・無）

### ○活用方法

- ・月例の報告会や連絡協議会等にて指導・助言。

### (6) 課題

- ・スクールソーシャルワーカーに対して専門的な見地からの迅速な指導・助言。
- ・必要性の高い研修を開催し、効率よくスクールソーシャルワーカーの資質向上を図ること。
- ・スクールソーシャルワーカーの役割を学校に周知徹底すること。

## 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

### 【事例1】 貧困対策・児童虐待のための活用事例（①貧困対策、②児童虐待）

#### < S S Wの配置形態：派遣型 >

中学男子生徒Aの日頃の言動により教諭が虐待を発見。事情を聴いたところ、精神的に不安定になった母親から暴言や暴力を受けたことが発覚。父親は持病があり入退院を繰り返している。入院費等経済的にも苦しいため、生活が落ち着かず、母の気分が不安定になっていた。そのことが、当該生徒への心理的虐待や身体的虐待につながっていた。学校はS S Wの助言を受け、児童相談所及び警察と連携し対応を行った。母親は関係機関に対し拒否的であった為、児童相談所の担当者とS S Wが密に連携し、母親の状況の把握に努めた。S S Wは、福祉部局と連携し貸付制度の紹介を行い、入院費の負担を軽減した。結果、母親の精神状態は以前より安定しつつある。学校もS S Wと連携をとることで、家庭状況を把握しつつ生徒Aの学校生活を支援できた。

### 【事例2】 関係機関連携のための活用事例（⑥非行・不良行為 ⑦小中連携 ⑧その他（発達障害等に関する問題、心身の健康・保健に関する問題等））< S S Wの配置形態：派遣型 >

中学生男子生徒Bは、小学校時代より担任や友人とトラブルになり、暴力行為を行っていた。小学校、保護者、S S Wと面談を重ねた結果、医療機関への受診につなげることとなった。

中学進学後も継続的にS S Wが関わっており、小中の連携がスムーズに行えるよう情報共有を行っている。また、生徒Bと共に保護者支援も行ってきた。生徒Bは中学校でも、新しい人間関係をなかなか構築できず、教員や友人への暴力行為が止まなかった。さらに校外でも、警察から指導を受ける事案も発生したことから、S S Wは学校、保護者、主治医と相談し、法務少年支援センターとの連携を勧めた。法務少年支援センターでは、生徒Bに適した教育プログラム（認知行動療法）を構築し、母親と共に実施。現在も継続支援を行っている。

### 【事例3】 ヤングケアラーのための活用事例（①貧困対策、⑩ヤングケアラー）

#### < S S Wの配置形態：派遣型 >

高校女子生徒Cは、父と兄弟の三人暮らし。父が持病のため仕事ができず、自宅療養と入院を繰り返しており、生活保護を受けている。父は金銭管理がうまくできない為、生活費の不足することがよくあった。そのため、生徒Cはアルバイトを行い、家計の一部を担っていた。父親への直接の介入は難しかったが、本人は意欲的に登校していたため、学校とS S Wで連携し、生徒Cへの経済面の支援を奨学金制度の活用で実施した。また、市の福祉部局と連携を取りつつ、家族全体への支援の在り方や当該生徒の自立に向けての検討を行った。S S Wは、奨学金・生活支援の紹介に合わせ、生徒Cへの就労支援も行った。また、本人の金銭管理についての経験が乏しかったため、本人の口座開設を行う等の金銭管理の方法を伝えた。関係機関と連携したことで、家庭の経済状況も安定し、生徒Cは就職の内定をもらうことができた。

### 【事例4】 ⑪民間団体（NPO 団体等）との連携、⑫教員とS S W等の役割分担、⑬オンラインカウンセリング、のための活用事例

該当事例なし

## 【4】成果と今後の課題等

### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・スクールソーシャルワーカーが派遣された学校では、ケース会議等を通じ適切なアセスメントが行われ、課題を抱える児童生徒に対して、適切な支援体制の充実が図られた。また、支援が必要な家庭に対しては、スクールソーシャルワーカーの専門的な知識や経験を用いて、児童相談所や福祉部局等の関係機関と連携し、サポート体制の構築につなげた。  
その他、家庭と学校との橋渡し役を担い、学校の指導に対する保護者の理解を図った。
- ・スクールソーシャルワーカーが派遣された学校では、スクールソーシャルワーカーが問題行動の早期発見・未然防止に努めた結果、いじめの認知件数が派遣校全体で、約17%増加した。

### (2) 課題と課題解決に向けた取組

#### ①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

##### <課題の概要>

- ・地域的な要件等により、効率的な支援体制の確保、連携できる社会資源に限りがある。
- ・校内の教育相談体制が整備されていないケースがある。

##### <課題の原因>

- ・地域的な要件（過疎化）等により、人材の確保や連携できる関係機関に限りがある。
- ・担当教諭の役割が不明確なケースがある。

##### <解決に向け実施した取組>

- ・各市町の社会福祉協議会や福祉事務所を通して、新たな社会資源の確保に努める。
- ・教育相談担当者研修や各種会議等を通して、校内教育相談体制の整備を促す。

#### ②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

##### <課題の概要>

- ・地域的な要件等により、効率的な支援体制の確保が難しい。
- ・SSWの役割に対する教職員の理解不足がある。

##### <課題の原因>

- ・地域的に、人材や関係機関に限りがある。
- ・校内の教育相談体制整備が不十分なケースがある。

##### <解決に向けた取組>

- ・引き続き各市町の社会福祉協議会や福祉事務所を通して、新たな社会資源の確保に努める。
- ・教育相談担当者研修や各種会議等を通して、校内教育相談体制の整備を促す。
- ・SSWの具体的活用場面・方法等を紹介し、SSWの役割についての理解を促す。

# 福井県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

社会福祉等の専門的な知識および経験を有する者を配置することで、小・中・県立学校において、家庭、友人関係等、児童生徒を取り巻く環境の問題を解決する。

### （2）配置・採用計画上の工夫

県内9市に19名配置（福井市4名、越前市3名、敦賀市・大野市・鯖江市・坂井市・あわら市各2名、他2市各1名）するほか、県下全域担当2名、県北部全域担当3名、県南部担当2名、県立高等学校定時制7校には3名を配置している。また、スーパーバイザーを1名配置し、困難事案への対応の支援とスクールソーシャルワーカーの資質・能力向上のための指導助言を得ている。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数30名  
（社会福祉士：16名 精神保健福祉士：8名 教員免許取得者：10名 ※一部重複）
- ・原則1日6時間、週2日、年間40週勤務

### （4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

#### ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（有 無）

#### ○ガイドラインの内容、周知方法

- ・ガイドライン「スクールソーシャルワーカーの効果的な活用を目指して」策定  
（①ねらい ②配置状況 ③支援過程 ④実践事例 ⑤スーパービジョン体制 ⑥関係機関等）
- ・4月当初の担当者連絡協議会にて、各市町教育委員会、定時制高等学校、関係機関の担当者に対して、配付・説明を行い、活用への理解を深める。

#### ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・ガイドラインを各市町教育委員会から各小中学校に配付し、効果的な活用について周知

### （5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（有 無）

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

- ・スクールソーシャルワーカー、各市町教育委員会指導主事・関係機関担当者

### （2）研修回数（頻度）

- ・研修会2回（8月、11月）…スクールカウンセラー、24時間電話相談員等との合同研修
- ・事例検討会6回（4月、6月、8月、10月、12月、2月）…2ヶ月に1回開催

### （3）研修内容

- ・研修会…LGBTQおよびジェンダーの問題に関わる子どもたちの現状とそれらを取りまく学校の対応や取組み
- ・事例検討会…県内全スクールソーシャルワーカーを対象に実施。スクールソーシャルワーカーが関わる1事例を取り上げ、参加のスクールソーシャルワーカーが支援方法等について意見交流を行い、スーパーバイザーが助言を行うことで、各スクールソーシャルワーカーの資質向上を図った。

### （4）特に効果のあった研修内容

11月にスクールカウンセラー、電話相談員と合同で研修会を実施し、LGBTQをテーマとして講義、グループワークを行った。事例をもとにしたグループワークでは、自身の関わる案件での対応の仕方等も話題とし、それぞれの役割のあり方、連携の大切さについての理解を深めることができた。

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置 (  有  無 )

#### ○活用方法

- ・スクールソーシャルワーカーに対する支援および助言
- ・スクールソーシャルワーカーの資質向上のための研修会および事例検討会等での指導・助言

### (6) 課題

- ・スクールソーシャルワーカーの人材確保と資質向上を図る取組みや研修を充実すること
- ・地域や学校ごとにスクールソーシャルワーカーの理解と活用に差があるため、効果的な活用方法を学校に周知すること

## 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

### 【事例1】貧困対策のための活用事例 (①貧困対策)

#### <SSWの配置形態：拠点校型（貧困対策の重点配置）>

母は精神疾患があり、母との生活に耐えられず児童相談所や児童福祉施設、女性自立支援施設を利用したが、精神不安定のため措置入院となる。

特別支援教育コーディネーター、SSW、児童相談所、市こども福祉課、市地域福祉課でのケース会議を経て、精神障害手帳を取得。グループホームに入所したが、人間関係でもめることがあり居住することが難しくなる。ケース会議を開き、独立型のグループホームに引っ越す。SSWは相談支援員と定期的に連絡を取り、生活や精神状態の安定に配慮しつつ、心のケアを継続している。

### 【事例2】虐待対策のための活用事例 (②児童虐待)

#### <SSWの配置形態：拠点校型（虐待対策の重点配置）>

小学生の頃に両親が離婚、母が再婚し、母と再婚相手の間に子どもが生まれ、本人は家に居場所がないと感じている。母に言いたいことが言えない状況で、悩みを抱えリストカットをしたことがある。

SSWは情報収集し、SCも加わり支援会議を行い、本人の状況や課題を共有し、支援の方向性を検討。現時点では大きな変化は見られないが、支援者間で課題等が共有できたことにより、チーム支援が確立する。チームで変化をみる視点が明確になったため、成果を見ながら支援内容を検討している。

### 【事例3】ヤングケアラーのための活用事例 (⑩ヤングケアラー)

#### <SSWの配置形態：派遣型>

本人と母、継父、継父の子2人の5大家族。夜遅くまで、兄弟の面倒をみており、授業中居眠りをする。児童センターを毎日利用。隔週土曜日は妹の保育園が休みのため、面倒をみなければならない。

SSWは、学校と福祉関係機関（市児童福祉課、社会福祉協議会）との連絡調整、連携を行う。また、SSWと福祉関係機関が同行し、家庭訪問を定期的に行う。学校では、本人との定期的面談を行い、長期休業中は、児童センターに来所し、本人、職員と面談をして状況を把握している。現状としては、SSWが学校や福祉関係機関と連携して、特に養育面で家族を支援している。

### 【事例4】教員とSSW等の役割分担のための活用事例 (⑫教員とSSW等の役割分担)

#### <SSWの配置形態：拠点校型>

6月より不登校傾向となる。担任から相談があり、母親と担任がSSWと面談。人間関係でのトラブルが起ちるので、SSWは保健室と連携し、安全な場所を確保することを提案。9月には担任とSSWが家庭訪問を行い、本人と登校しやすい環境について話し合い、登校できるようになる。12月、授業に集中できず、教室に居づらくなったため、SSWが担当医師に相談。SSWとSC、担任とでケース会議を行い、担当医師からのアドバイスについて情報を共有する。SSWは保護者と連絡を取り、通院に同行し医師から話を聞く。ケース会議を行い、医療と連携して校内の環境などを整え、登校しやすい対策を検討する。



## 【4】成果と今後の課題等

### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

○支援を受けた児童生徒…小学校295名、中学校219名、高等学校87名、特別支援学校1名

○支援件数…896件

- ・家庭環境の問題は複雑に絡み合い、特に、学校だけでは問題の解決が困難なケースも多い。そこで、スクールソーシャルワーカーが介入し、積極的に関係機関等と連携して対応したことで、児童生徒一人一人の生活向上を図ったり、保護者への支援を行ったりすることができた。
- ・関係機関との連携においては、市児童家庭課、児童相談所、スクールサポーター、各医療機関、ハートフル・スクール、少年愛護センター等との連携を図りながら、家庭への支援を行うことができた。特に医療へのつなぎという部分での有効性を感じた。病院のMSW（医療ソーシャルワーカー）やPSW（精神科ソーシャルワーカー）と連絡を取り合い、病院でのカンファレンスにおいて医療関係者を含めたケース会議を行うなど、学校関係者だけでは難しい連携をコーディネートできた。

### (2) 課題と課題解決に向けた取組

#### ①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

##### <課題の概要>

- ・募集人員に対する応募数が少なく、人材の確保が困難である。
- ・地域や学校によって、スクールソーシャルワーカーの理解と活用に差がある。

##### <課題の原因>

- ・有資格者は常勤の他職に就くことが多いと考えられ、非常勤であるスクールソーシャルワーカーは選択されにくい。
- ・スクールソーシャルワーカーの効果的な活用方法についての教職員の理解が不足している。

##### <解決に向け実施した取組>

- ・人材確保のため、報酬単価の引き上げを検討する。
- ・ガイドラインの内容を見直し、学校とスクールソーシャルワーカーとの連携方法、校種間連携における役割、保護者への周知等を記載し、スクールソーシャルワーカーの役割や活用方法について教職員の理解を深化させる。

#### ②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

##### <課題の概要>

- ・コロナ禍であり、多様なニーズに応えるためのスクールソーシャルワーカーの人材確保や、複雑化する問題に対応するためスクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修の充実が必要である。
- ・スクールソーシャルワーカーの有効活用に向けて、市町教育委員会、教職員へのさらなる周知が必要である。

##### <課題の原因>

- ・コロナ禍において、不登校の要因が複雑・多様化しており、様々なケースに対応するためには、豊富な知識や経験を要する。
- ・スクールソーシャルワーカーの介入が児童生徒の抱える問題の早期発見につながる場合であっても、派遣要請をためらったり、活用方法に不安をもつ学校があったりすると考えられる。

##### <解決に向けた取組>

- ・経験年数1、2年目のスクールソーシャルワーカーの資質向上を図るため、スーパーバイザーの個別訪問を実施し、ケースへの支援方法を具体的に指導助言する機会を設定する。
- ・各学校の教育相談担当者に対して、スクールソーシャルワーカーの取組みや活用方法を県から直接周知する機会を設けていく。

# 山梨県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等の児童生徒の問題行動に対して、児童生徒の置かれた様々な環境へ働きかけるとともに、関係機関等とのネットワークを活用して、支援すること。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- ・全県の小・中学校を網羅するため、県内の4教育事務所に配置（教育事務所管内の学校数を考慮し、2名～4名を配置）する。また、高等学校への対応も必要な事例が増えているため、総合教育センターに2名配置する。
- ・（指導主事も交え、互いに相談しながら、取り組むことができるようにするため）社会福祉の専門家と教育関係の専門家を複数で配置する。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数 13名 4教育事務所に計11名（4名配置1か所、3名配置1か所、2名配置2か所）  
総合教育センターに2名
- ・資格 社会福祉士4名、精神保健福祉士2名、教員免許8名、心理に関する資格4名  
その他SSWの職務に関する技能の資格（社会教育主事）1名（重複あり）

### （4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

#### ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（有・無）

#### ○ガイドラインの内容、周知方法

- ・内容…SSWについて（ねらい、職務等）、SSWの支援の流れ、学校における体制づくり、業務遂行に当たって配慮すべき事項（守秘義務、情報共有、通告等）
- ・周知方法…ガイドラインやリーフレット（A4枚1枚表裏）を作成し、全小・中学校、高等学校に配布。

#### ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・小・中学校へ計画的な巡回訪問の実施。

### （5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（有・無）

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

#### ・運営会議＜参加者＞

児童養護施設理事長、社会福祉協議事務局長、スクールカウンセラー代表、民生・児童委員協議会副会長、県社会福祉士会副会長、県精神保健福祉士協会事務局長、児童相談所相談支援第二課長、こころの発達総合支援センター主査、県警少年対策官、公立小中学校長会会長、県相談支援センター長、県相談支援センター教育支援担当、県PTA協議会親子安全会会長、県子育て支援局子ども福祉課課長補佐、スクールソーシャルワーカー、教育事務所担当指導主事、甲府市教育委員会指導主事

#### ・担当者会議＜参加者＞

教育事務所担当指導主事、スクールソーシャルワーカー

### （2）研修回数（頻度）

運営会議（年2回）、担当者会議（年4回）うち運営会議1回、担当者会議1回は中止

### （3）研修内容

事例検討 担当者会議において、それぞれの事例を持ち寄り相互の研鑽・学習の機会としている。

研修会 関係機関の職員を講師とした研修を実施している。

運営会議 関係機関との情報交換、連携方法、支援における課題を協議している。

#### (4) 特に効果のあった研修内容

ヤングケアラーの事例をもとにした学習会

#### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置 (有・**無**)

○活用方法

#### (6) 課題

- ・SV体制については、設置の必要性はあるものとする。しかし、現状では、予算の都合上実施ができない。スクールソーシャルワーカーの人材育成、人材確保のためにも支援体制の構築が必要である。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】貧困対策・暴力行為の複合型のための活用事例（①貧困対策、⑤暴力行為）＜派遣型（貧困対策の重点配置）＞

小学校3年男児。母親と祖母と3人暮らし。父親とは連絡が付かない。母親と祖母の関係も良くない。母親は精神的に波があり投薬中で、養育能力も課題が認められる。また、定職には就いていないようで、少ない収入もすぐに使い切ってしまう状態であり、家庭的な支援が必要。町は、母親の妊娠・出産期から保健師が関わって指導・支援している。児童本人は、発達の課題を抱えており、情緒の特別支援学級に在籍している。学校では、友達と関わりたい気持ちはあるが、上手く表現できないため、気に入らないことがあるとちょっかいを出したり暴力に訴えたりする。地域内を1人で徘徊する様子があり、許可なく近所の家に入り込んでしまったりするため問題視されている。

SSWは、昨年5月から継続的に相談支援にあたっている。生活環境の乱れから学習が成り立たないことへの支援の在り方を中心に、養育力に係る課題も検討しながら、身体的虐待の可能性や母親の面倒を見るYCの可能性も視野に、家庭支援の在り方について、町や児童相談所とも連携して取組を進めている。

#### 【事例2】児童虐待のための活用事例（②児童虐待、⑩民間団体（NPO団体等）との連携）＜派遣型（虐待対策の重点配置）＞

小学校3年女児。本人と母親の2人暮らし。2年時天候してきたが、不登校状態の上に、親と連絡が取れない。母は障がいをもっており、市役所など多くの機関が支援しているが、どの機関ともうまくいっていない状態。学校も母とうまく関係がつかれない。4歳の時に父母離婚。父からの身体的虐待、母へのDVを目撃。現在の生活の中でも、母が不安定な状態（身体的・精神的）から自傷行為を繰り返し、また、母からの暴言、物などを投げつけられるなどの行為が見られ、不適切な養育環境にある状態。本児は基本的に明るく、元気もよく、活発であるが、心の内を表現することがない。母の緊急事態に対しても平然としている状態があり、不適切な養育環境が与える心理的な影響が見受けられる。

SSWは、およそ2週間に一度、定期的に家庭訪問をし、本児が安定した生活・安心できる人間関係の中で、愛着（アタッチメント）が再形成され、人と繋がることができるよう、そして、学習が保障されるようになることを長期的な目標として支援を進めてきた。支援開始2年目に、半年に一度は入院していた母の自傷行為がほぼなくなった。3年目には、本児はSSWの付き添いがあれば登校できるようになった。また、母も融通が利くようになり、NPOの支援の輪（食糧支援・移動の支援・お金にまつわる相談・学習支援・イベント等）に加わり、母にも本児にも友達ができるようになった。

#### 【事例3】ヤングケアラーのための活用事例（⑩ヤングケアラー）＜SSWの派遣形態：派遣型＞

小学校6年男児。外国籍児童で、本人と父・母の3人暮らし。姉もいるが就職して一人暮らしをしている。5年生の2学期頃から父が寝たきりで要介護の状態になってしまい、母親は日中勤めに出ていることから、母親不在時には本人が父親の世話をしなければならず、欠席が多くなった。6年生になると、母親の夜勤が増え、昼夜を問わず緊張を強いられる状態となり、登校時間が過ぎて起きられず、遅刻や欠席がさらに増えるようになった。

S S Wは学級担任とともに定期的に家庭訪問を行い、母親を含めて面談をし、学校と市の福祉機関と情報共有をしながら支援をしていくこととなった。その後、市の子育て支援課や福祉課との面談を経て、父親を施設に預かってもらうことができ、本児の生活リズムも安定し、ほとんど欠席せずに登校できるようになった。

**【事例4】児童虐待のための活用事例（例：⑪民間団体（NPO 団体等）との連携）＜S S Wの配置形態：派遣型＞**

※上記「事例2」に記載

**【4】成果と今後の課題等**

**(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果**

令和3年度はこれまで増加傾向にあった支援児童生徒数、継続支援数が、ともに減少傾向となった。しかし、それぞれが抱える問題は逆に増加している。多

	R1	R2	R3
支援した児童生徒数	643 人	629 人	516 人
うち継続支援数	238 人	237 人	156 人
抱える問題数	499 件	498 件	504 件

様化する児童生徒の実態により、学校現場での対応の困難さが伝わってくる。家庭に起因する事案も少なくなく、家庭環境に働きかけ、必要に応じて他機関とつなぐ必要がある状況も多々見られる。そのような状況の中、S S Wの学校、家庭への関わりは重要であり、多くの事案で快方に向かっている。

**(2) 課題と課題解決に向けた取組**

**①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組**

**＜課題の概要＞**

- ・多様化する事案に対応するために、S Vを含めた相談支援体制の構築や、活動時間の拡充等が必要である。

**＜課題の原因＞**

- ・児童生徒を取り巻く社会が大きく変化し、それに伴い家庭環境も複雑化している。
- ・S S Wの人材の確保が困難であり、県境を越えて勤務することも難しい現状がある。
- ・S S Wを必要とする事案に対して活動時間が少なく、また解決に時間がかかる事案もある。

**＜解決に向け実施した取組＞**

- ・社会福祉士や精神保健福祉士といった資格が取得できる大学との連携を検討した。
- ・講師を招いた学習会や事例検討等をとおして、幅広い事案に対応するスキルを身に付けられるようにした。

**②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組**

**＜課題の概要＞**

- ・多種多様化しているケースに対応するための、S S Wのさらなる資質向上を目的とした研修が必要。
- ・各学校へのS S Wの職務や役割、活用方法についての周知が不十分。

**＜課題の原因＞**

- ・S S Wを必要とする問題が多様化している。
- ・S S Wの活用について、各学校への周知が足りていない。

**＜解決に向けた取組＞**

- ・S S WとS Cが合同で事例検討会を行う等、それぞれの専門性の相互理解を図るとともに、連携体制を強化する。研修の機会を拡充する。また、S V的な役割を果たすべく、県として統括S S Wを令和4年度から採用し、S S Wの資質向上を目指す。
- ・管理職研修会や生徒主事研修会等の場において、S S Wの活用についてさらなる周知を図る。

# 長野県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・いじめ、不登校、暴力行為などの背景にある家庭的な問題に対して、社会福祉や精神保健福祉の専門家であるSSWが介入し、児童生徒を取り巻く環境等の改善に向けて総合的な支援をする。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- ・県内の教育事務所に合計35名のSSWを配置し、広域的（全ての公立小中高特別支援学校）に対応  
→SSWは、各教育事務所内にある「いじめ・不登校地域支援チーム」の一員として活動
- ・教育事務所配置の35名のうち18名を17市教委へ派遣実施（市教委専任7名、教育事務所と市教委兼任11名）
- ・人材の確保にあたっては、県社会福祉士会や県社会福祉協議会などに協力を要請
- ・学校からの派遣申請を受けて、担当エリアを担当するSSWを派遣する。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ・県内の教育事務所（5ヶ所）に合計35名（東信8名、南信8名、南信飯田3名、中信8名、北信8名）を配置
- ・任用条件は、社会福祉士、精神保健福祉士のいずれかまたは両方の有資格者  
→現任者35名の内訳：社会福祉士のみ（32名）、精神保健福祉士のみ（14名）、社会福祉士及び精神保健福祉士（12名）
- ・配置時間は、35名の合計で21,383時間（平均611時間/人）
- ・年間勤務日数は35名の合計で5,755日（3.7時間/日、1日7時間以内の勤務）

### （4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

#### ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（有・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

- ・長野県SSW活動事業実施要綱、長野県SSW活用事業実施の手引きを作成  
→SSW、教育事務所、市教育委員会に周知
- ・県事業「いじめ・不登校地域支援事業」により、各教育事務所に「いじめ・不登校地域支援チーム」を組織  
→生徒指導専門指導員、いじめ・不登校相談員、SSWが連携し、市町村教育委員会や学校に対して指導助言  
→いじめ・不登校相談員がSSWに帯同して学校訪問し紹介  
(生徒指導専門指導員…生徒指導を担当する主任指導主事、いじめ・不登校相談員…義務校長経験者)
- ・年度当初に教育相談関係者連絡会議を開催（対象：中学校および高等学校の教育相談担当者やSC、SSW）  
→各学校の教育相談関係者に、所管する教育事務所の「いじめ・不登校地域支援チーム」及びSSWの活用方法を周知
- ・要保護児童対策地域協議会や児童虐待・DV防止連絡協議会への参画  
→学校と福祉関係機関との連携を促進し、地域における協働支援体制を整備
- ・いじめ・不登校地域対策支援事業として実施している地区推進会議（4地区、年2回）でのSSW活用事例等の報告

#### ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・長野県総合教育センターにおける教職員向け研修（生徒指導・特別支援教育関係）10講座開講  
→研修内でSC、SSWの活用や連携について周知（SSWが講師となる講座もある）
- ・長野県HPダウンロード可能「不登校への支援について考える」（「不登校への対応の手引き」R3改訂版）の配布
- ・市教委派遣SSWによる中学校区ごとの定期的な巡回訪問（小学校、中学校）
- ・長野県HPダウンロード可能リーフレット「子どもたちの笑顔と未来のために」を掲載  
→チームとしての学校の説明やSSWの役割等の解説

### （5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（有・無）

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

- ・県で任用しているSSW35名

### (2) 研修回数（頻度）

- ・指定研修（年7回） ・選択研修（年1回、3hを上限） ※手引きに記載

### (3) 研修内容

- ・いじめ不登校地域支援事業 全県研修会（4地区、年2回実施）  
→いじめや不登校の悩みを抱える児童生徒への支援の方法等に関わる研修（大学教授や有識者等を講師に招聘）
- ・SSW実務者研修会（年5回）  
→SSWの実務に必要な教育、福祉、医療などの専門的な知識と援助技術の習得を目的とした研修（事例検討を含む）
- ・選択研修(年1回3hを上限)  
→長野県総合教育センター、長野県精神保健福祉センター、県民文化部こども・家庭課等の研修講座などから選択

### (4) 特に効果のあった研修内容

- ・年度当初に、県内スクールソーシャルワーカーを集め、事業の目的とSSWに期待する役割について周知するとともに、他地区の支援体制や関係機関との連携方法等を研修  
→新規SSWを含め、制度説明と年度初めの確認を行いスムーズな事業の進行を推進
- ・ヤングケアラーに関する研修  
→本県高校生に対してヤングケアラー実態調査を行い、ヤングケアラーについて研修し、理解促進

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置（○有 ・ 無）

#### ○活用方法

- ・各教育事務所1名のSVを県が指名
- ・SSWに対する助言及び援助（帯同支援等による助言及び援助、困難事例の連携支援、ケース検討会議等での助言及び援助）
- ・SSWの研修計画作成補助及び運営補助 等

### (6) 課題

- ・SSWの人材確保  
→募集に資格条件があり、応募が少ない（年度途中での採用は特に難しい）
- ・SSWの資質向上と支援の質の均質化  
→事業拡充に伴い、新規SSWの割合が高くなり、効率的で効果的な資質向上研修の実施促進
- ・SVの体制について  
→SVの育成及び資質向上のためのSV研修検討
- ・SSW活用に關わる学校側への周知  
→SSWの認知は広がりつつあるため、更に学校へ活用についての働きかけを継続
- ・地域福祉行政に対するSSW活用事業の周知  
→SSWの市教委派遣を拡大しつつ、地域福祉行政との連携を強め、ネットワークを広める
- ・SCとSSWとの連携  
→SCとSSWの合同研修会を設定し、連携促進を図る

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】貧困対策のための活用事例（①貧困対策、⑦発達障害等に関する問題）＜SSWの配置形態：派遣型（貧困対策の重点配置）＞

○家庭環境：本人（小学女子）、父（会社員）、母（専業主婦） 母は療育手帳（B2）所持、運転免許なし、地域活動支援事業所に登録しており通所歴あり。収入は父の給料と特別児童手当。

○本人の状況：支援級入級（療育手帳B2所持）。友達関係での不満が多く、それを帰宅後に母に話す。持ち物（服、文房具等）にお金をかけている様子あり。

○本人や家族の支援：母は本人の不満に対して、友人とその保護者や学校に非があるとして学校、関係機関に頻繁に電話。学校の疲弊も大きかったため、定期的に会議（母と学校管理職も含めて関係機関全員）を開催し、母と学校の信頼関係を構築。まいさぼ等の物資支援や相談をスムーズに受けられるようになった。母の年金申請も再度検討中。入ったお金はすぐに使ってしまうため、社協による金銭管理の導入を模索中。

#### 【事例2】児童虐待のための活用事例（②児童虐待、⑧その他）＜SSWの配置形態：派遣型（虐待対策の重点配置）＞

○家庭環境：本人（高校女子）、弟妹（中学、小学、幼児）、実父、実母。両親共に、家事や不本意なスポーツ活動、体調不良時の登校等をそれぞれの子に強要し、受け入れなかったり反発したりすると暴言・暴力により抑制。

○本人の状況：過呼吸による保健室来室を機に母から本人およびきょうだいへの身体的虐待が発覚。本人は家庭内の調整役として立ち振る舞い続け、心身共に疲労。また、母から家庭状況を他者に相談することを禁じられていた。

○本人や家族の支援：本人からの訴えを養護教諭が受け、SCによる本人面接を経て、SSWにつながった。SSWが本人の訴えをまとめ、要対協につなぎ、きょうだい全員の通学・通園先と児相を含むケース会議にて情報共有および役割を確認した上で児相が本人面接を開始。本人は児相に一時保護され、児相から父母に定期的・継続的な指導を行った。家庭復帰後も、児相含め各学校・園、要対協による見守りを続け、虐待行為が起っていないことが子どもたちから確認できている。

#### 【事例3】ヤングケアラーのための活用事例（⑩ヤングケアラー）＜SSWの配置形態：派遣型＞

○家庭環境：本人、母、叔父。母が精神疾患あり入退院を繰り返す、家事、養育能力も不十分。福祉サービスが入っている。叔父も精神疾患あり、入退院を繰り返し、現在も入院中。

○本人の状況：発達障害あり、小学校時より通院歴あり。小学校高学年より、家族関係が悪化し、不登校気味となる。中学校では特別支援学級を利用しながら登校。高校は志望校に入学できたが、途中から教室に入れず、時々相談室に登校するのみ。欠席の理由としては、学校生活では課題を期日までにこなせない、級友の言動に傷つくこと。家庭生活では、体調不良時の母の面倒と入退院を繰り返す叔父への対応をほぼ1人で担っているため。

○本人や家族の支援：要対協ケースとして、児相や子育て支援課も支援（義務教育段階）。しかし、そうした情報が高校には共有されておらず、本人への合理的配慮もされていなかった。そのため、欠席が続いた段階で、SSWを中心に各機関で情報共有し、教職員に対する発達障害の理解のための研修機会を作ってもらった。家庭に対しては、子育て支援課と連携し、継続的な母への支援体制を構築した。また、成年後見センターと連携し、本人がセンターへ相談したことで、叔父についての不安や負担が軽減され、本人が自分自身の将来について考え、行動できるようになった。

#### 【事例4】民間団体（NPO法人等）との連携のための活用事例（⑪民間団体（NPO法人等）との連携）

##### ＜SSWの配置形態：派遣型＞

○家庭環境：本人（高校女子）、父（県外で仕事）、母、弟妹（中学、小学、幼児）。父は週末のみ帰宅のため平日は母が一人で子どもたちの面倒をみている。経済的に苦しいため、母の携帯が止められてしまうこともある。

○本人の状況：発達障害の診断あり、精神保健福祉手帳を所持。小学校高学年から不登校傾向で中学はほとんど行けていない。発達障害の特性から集団に入ることが難しかった。高校は通信制へ進学するもスクーリングやレポートの提出が困難。

○本人や家族の支援：小学校高学年で不登校傾向になった時点で学校からSSWへの依頼があった。市こども福祉CWや保健師と連携して学校とともに支援を継続してきた。高校進学後は、地域の居場所支援をしている団体に支援会議に加わってもらい、日中の居場所としてレポートやスクーリングの管理を一緒にやってもらうことで、何とか単位が取得できていくようになった。

## 【4】成果と今後の課題等

### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・ S S Wによる支援の実績

年度	S S W 人 数	支援児童 生徒数	訪問回数			ケース会議 開催回数	解決又は 好転の割合
			学 校	家 庭	関係機関		
R01	36名	1,202人	4,056回	1,171回	1,228回	2,444回	54.4%
R02	35名	1,211人	3,720回	899回	1,070回	2,289回	55.2%
R03	35名	1,272人	4,093回	978回	1,423回	2,559回	60.3%

- ・ 新規 S S W（6名→2名）割合が6%に減少し、研修体制や S V体制導入もあり解決好転率が上昇した。
- ・ 年々支援対象者が抱える課題は複雑化が増し、コロナの影響も加わり課題の解決好転の阻害要因が増加傾向。

### (2) 課題と課題解決に向けた取組

#### ①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

##### <課題の概要>

- ・ S S Wの人材確保と S S Wの資質向上（支援における解決好転率を高める取組）
- ・ S V体制の構築による支援の充実（業務の明確化と S S Wの資質向上を図るための S Vの資質向上への取組）
- ・ 県内すべての市への S S W派遣による福祉部局との連携強化

##### <課題の原因>

- ・ 任用条件（資格条件）の厳しさ、任用（身分）形態の不安定さ
- ・ 複雑化する支援事例への対応と新任 S S Wの効果的育成
- ・ 市の福祉部局との更なる連携促進（小学校から高校までの切れ目ない支援の実施）

##### <解決に向け実施した取組>

- ・ 任用条件の緩和（準ずる者を R 4年度より認める）
- ・ S V業務の明確化と周知（ガイドラインの作成）
- ・ 17市に S S Wを派遣（R 4年度より全市派遣）

#### ②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

##### <課題の概要>

- ・ S S Wの人材確保と S S Wの資質向上（支援における解決好転率を高める取組）
- ・ S V体制の構築による支援の充実（業務の明確化と S S Wの資質向上を図るための S Vの資質向上への取組）
- ・ S S Wの配置人数と配置時間の拡充

##### <課題の原因>

- ・ 任用条件（資格条件）の厳しさ、任用（身分）形態の不安定さ
- ・ 複雑化する支援事例への対応と新任 S S Wの効果的育成
- ・ 家庭の問題は児童虐待や貧困などの多岐にわたり、最近ではヤングケアラーや新型コロナウイルスの影響も生じている

##### <解決に向けた取組>

- ・ S S W、S Vの任用形態（常勤化を含む）の検討
- ・ S V業務の明確化と周知（S V研修の実施、ガイドラインの完成）



# 岐阜県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・不登校、いじめ、暴力行為、貧困、児童虐待等の課題を抱える児童生徒が円滑な学校生活を送れるよう、社会福祉等の専門的な知識・技術と教育に関する知識を用いて、児童生徒のニーズを把握し、関係機関との連携を通じて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うことで、教育相談体制の充実を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- ・県内の6つの教育事務所にスクールソーシャルワーカーを配置し、全ての公立小・中学校、義務教育学校、公立高等学校及び特別支援学校からの要請に応じて派遣する。
- ・岐阜県教育委員会学校安全課にスーパーバイザーを配置し、スクールソーシャルワーカーの資質向上のため、研修やスーパービジョンの実施、個別の案件についての相談等を行う。
- ・岐阜県教育委員会学校安全課に、暴力行為等の問題行動の未然防止に特化したスクールソーシャルワーカーを配置し、要請のあった学校に計画的に派遣する。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

#### ○配置人数

- ・スクールソーシャルワーカー 10人
- ・スーパーバイザー 1人

#### ○資格（令和3年度採用者所有資格）

- ・社会福祉士
- ・精神保健福祉士
- ・教員免許状
- ・公認心理師
- ・介護福祉士
- ・介護支援専門員

#### ○勤務形態

- ・各教育事務所配置スクールソーシャルワーカー  
小・中・義務教育学校 年間180時間  
高等学校・特別支援学校 年間20時間  
年間計200時間（※1日あたりの勤務時間はケースによる）
- ・学校安全課配置スクールソーシャルワーカー  
年間計2,100時間、1日あたり6時間
- ・スーパーバイザー 年間120時間（※1日あたりの勤務時間はケースによる）

### （4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

#### ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

##### ○ガイドラインの作成（有・無）

- ・平成30年3月策定

##### ○ガイドラインの内容

- ・SSWの職務
- ・SSWの配置
- ・学校における体制づくり
- ・スーパービジョン体制の整備
- ・SCとの連携
- ・SSWの業務遂行に当たって配慮すべき事項
- ・（参考資料）児童生徒理解・教育支援シート（試案）

##### ○周知方法

- ・策定した「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）をもとに、「活用ハンドブック」を作成し、スクールカウンセラー等連絡協議会、高等学校・特別支援学校教育相談担当者会議等においてスクールカウンセラー及び県内全小・中・義務教育学校、公立高等学校・特別支援学校の教育相談担当者を対象に、スクールソーシャルワーカーの活用を推進するため、スクールソーシャルワーカーの活動内容を説明した。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

○研修の実施

- ・年3回にわたり、各教育事務所配置スクールソーシャルワーカー及び学校安全課配置スクールソーシャルワーカーを対象とした研修会を実施した。

○①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・経年研修にて、スクールソーシャルワーカーの周知を行い、活用を促した。
- ・公立高等学校及び特別支援学校の教育相談担当者対象の地区別会議にて、スクールソーシャルワーカーによる講演会を行った。
- ・スクールソーシャルワーカーが市教育委員会から依頼を受け、管理職や教育相談担当者等に向け、スクールソーシャルワークの学校における活動実績やその成果について講演を行った。

(5) オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施 ( 有 ・  無 )

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

- ・スクールソーシャルワーカー ・スーパーバイザー
- ・各教育事務所教育支援課学校地域連携係 ・学校安全課地域支援係

(2) 研修回数(頻度)

- ・年3回実施(6月、9月、12月)

(3) 研修内容

- ・児童虐待に係る児童生徒への指導と対応
- ・子どもを性被害から守るために ~大人ができること・すべきこと~
- ・ヤングケアラーの支援について ~アセスメントから支援まで~
- ・サービスについて
- ・SSW活用事業の活用状況と課題について
- ・岐阜県の学校の現状について ~児童生徒の問題行動・不登校等~

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・児童虐待に係る児童生徒への指導と対応
- ・子どもを性被害から守るために ~大人ができること・すべきこと~
- ・ヤングケアラーの支援について ~アセスメントから支援まで~

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 (  有 ・ 無 )

○活用方法

- ・スクールソーシャルワーカーに対する指導・助言
- ・県内の活動状況の取りまとめ、事業の方向性についての検討
- ・県教育委員会が行う研修会及び連絡協議会での指導・助言
- ・その他、児童生徒の抱える課題解決を図るための取組

(6) 課題

- ・人材確保
- ・研修内容の精選

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】 貧困対策のための活用事例（①貧困対策、⑥非行・不良行為）＜派遣型（貧困対策の重点配置）＞

女子生徒Aは、生後半年で両親が離婚し、母方の祖母を頼って、母親とともに転居。母親はうつ病により離職。祖母と暮らす伯父の配慮で、母親は伯父の経営する店で働くことになり、Aと2人で店舗の2階で暮らすようになった。数年間は、母親と内縁関係になった男性宅で暮らしていたが、母親と男性との関係悪化により、夜逃げ同然で祖母宅に戻った。以後、祖母と伯父と従姉と生活している。進学を視野に入れて生活してきたが、家計は厳しく、就職して母親と2人で暮らすことを考えるようになった。Aとしては、母親のリストカットを見てから母親のことが心配であり、祖母や伯父が母親のうつ病に理解がないことを辛く感じている。

SSWは学校からの申請を受け、学校にて情報収集を行った。その後、学校から中学校の情報など必要な情報を収集・整理した後、学校とケース会議を開催して、教員と共にアセスメント・プランニングを実施。長期休暇前には、SSWがAと母親との面談を行い、経済的な面を含む現状とAの進路及び高校卒業後の生活についての希望等を確認した。

その後も、スーパーバイザーからの助言を受けながら、継続的にAとの面談や学校との情報共有を実施。12月には就職先が決定したため、今後の生活について、Aとの面談や学校とのケース会議を行い、1月にAと母親との面談を最後に、SSWの支援は終了した。Aは卒業・就職を機に、母親と2人で暮らす予定である。

#### 【事例2】 児童虐待のための活用事例（②児童虐待、⑧その他）＜派遣型（虐待対策の重点配置）＞

男子生徒Bは、心理的虐待（面前DV）によるトラウマが疑われる。Bが小学生の頃、父親の母親に対するDVが原因で離婚し、その後は母方の祖母宅で暮らしている。高校入学後、課題提出の遅延に関して教科担任から指導を受けた際に不安定になり、その理由を威圧的な父親のDVのことがフラッシュバックしたと話した。

SSWが情報を収集し、学校とケース会議を実施。「威圧的な父親との生活がトラウマとなり、自分の思いを表現することが苦手になっている」とアセスメント。Bには長期休暇明けに登校する練習のため補充授業を行い、母親には面談で困っていることを確認するプランニングをした。2回目のケース会議までにSSWが母親との面談を2回実施。Bが補充授業に参加できていることもあり、母親も落ち着いていった。また、母親との面談の中から、Bは発達障がい特性が強く現れているという見立てを行った。過去にSCから医療機関の受診を勧められた経緯もあったため、SSWからも医療機関の受診を勧めたところ、母親は前向きだったが、Bは拒否した。3回目のケース会議では、医療機関以外での発達検査を勧めるとともに、いくつかの特性が見られることから、Bの思いを大切にしながら、Bの困っていることを再度確認し、特性を考慮して学校で支援していくこととなった。

#### 【事例3】 ヤングケアラーのための活用事例（⑩ヤングケアラー）＜派遣型＞

男子生徒Cは、学習が疎かになっており、進級が危ぶまれる状況にあるが、一方で、アルバイトを2つ掛け持ちしている。母親と姉と3人で暮らしているが、母親は食事を作らず、Cはアルバイト先で食事をしていると話している。Cはやせ型で体重は40kgに満たない。学校としては、アルバイトで学校の近くに来ているのに、学校に来ないことに疑問を感じており、家計を支えるために働いて家族を助けている可能性を感じたため、SSWの派遣を申請した。

SSWが学校から情報を収集して、Cとの面談を実施。学校にてケース会議を行ったが、アセスメントに必要な情報が不足していることが分かったため、スーパーバイザーからの助言を受け、SSWが改めて情報を収集した。その後、学校は進級・卒業に必要な単位取得についてCと母親に説明し、家庭関係やアルバイトの必要性について確認。その結果、アルバイト代についてはB自身が使うことができているとあり、家庭にも特に問題点は確認されなかったことから、SSWによる支援は一旦終了とし、学校にて継続的に支援することとした。

#### 【事例4】 該当事例なし

## 【4】成果と今後の課題等

### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

	H29	H30	R1	R2	R3
支援の対象となった児童生徒の実人数	177人	235人	171人	153人	226人
うち継続支援対象児童生徒の実人数	100人	145人	80人	71人	176人
継続支援対象児童生徒の支援状況					
問題が解決	38.0%	11.0%	9.6%	8.8%	7.7%
支援中であるが好転	24.3%	29.6%	33.8%	30.6%	26.8%
支援中	26.9%	28.4%	40.9%	60.0%	65.5%
その他	10.8%	31.0%	15.7%	0.6%	0.0%

- ・昨年度比では「支援の対象となった児童生徒の実人数」「うち継続支援対象児童生徒の実人数」は共に増加した。
- ・「継続支援対象児童生徒の支援状況」については、ほぼ昨年度並みであったが、コロナ禍において、これまで以上に問題が多様化・複雑化する中、SSWが継続的に支援に取り組むことができた。

### (2) 課題と課題解決に向けた取組

#### ①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

##### <課題の概要>

- ・各学校のスクールソーシャルワーカーの積極的な活用

##### <課題の原因>

- ・利用するシステムについては周知できているが、学校側が具体的な事例について知る機会に乏しく、良さが十分に伝わっているとは言えないため。

##### <解決に向け実施した取組>

- ・「活用ハンドブック」を用いて、スクールカウンセラー等連絡協議会、高等学校・特別支援学校教育相談担当者会議等においてスクールカウンセラー及び県内全小・中・義務教育学校、公立高等学校・特別支援学校の教育相談担当者を対象に、スクールソーシャルワーカーの活動内容や活用事例を説明した。
- ・教育相談に係る経年研修にて、スクールソーシャルワーカーの周知を行い、活用を促した。
- ・岐阜県教育委員会学校安全課及び各教育事務所の担当が、様々な事案に対応する学校からの相談を受ける中でスクールソーシャルワーカーの活用を促した。

#### ②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

##### <課題の概要>

- ・各学校のスクールソーシャルワーカーの積極的な活用
- ・スクールソーシャルワーカーの資質向上

##### <課題の原因>

- ・教職員が、スクールソーシャルワーカーを活用することによる効果を実感できていなかったり、どのような事案に対して活用することが有効なのかを知らなかったりするため。
- ・スクールソーシャルワーカーの資質や経験に違いがあるため。

##### <解決に向けた取組>

- ・各学校の教育相談担当者や生徒指導主事等が集まる会議等にて、SSWやスーパーバイザー等がその活動や活用事例について話す機会を設け、積極的な活用を推進する。
- ・年3回の研修会において情報交換の場を設ける。また、スーパービジョンの実施計画や手続きを整理して定着させ、スーパービジョンによる研修効果を上げる。

# 静岡県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・不登校、ネグレクトなど、子供が抱える問題に対して社会福祉の視点で関わり、関係機関との連携を図りながら、子供を取り巻く環境へアプローチすることで解決を図る。
- ・学校の教育活動に対して、ソーシャルワーク的な視点とアセスメントを踏まえたチームアプローチの手法を取り入れることによって、学校や教職員が持っている力を生かした計画的なチーム対応が行えるよう、学校体制づくりを支援する。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- ・政令市を除く全33市町へ配置した。
- ・児童生徒数が多い市町に対し、優先的に配置時数の拡充を実施した。
- ・各市町や各学校の実態に合わせて運用できるよう、各市町の判断によって配置方法を工夫できるようになった。
- ・各市町が活用ビジョンを作成し、計画的に運用できるようにした。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数 75人（小・中学校及び義務教育学校：64人 高等学校11人）
- ・資格 社会福祉士、精神保健福祉士等
- ・勤務形態 1日6時間以内、週29時間以内、年35週程度

### （4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

#### ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（有・無）

#### ○ガイドラインの内容、周知方法

- ・「SSW初動ステップ」及び「SSW活用のためのQ&A」を作成し、各市町教育委員会へ配布するとともに、HPに掲載している。

#### ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・4月にSC・SSW合同連絡協議会において、各市町教育委員会担当者が悉皆として参加している。本県の活用ビジョンについて説明したり、連絡協議を行ったりしている。
- ・スキルアップ研修会に、教員を参加させることで、理解を図っている。
- ・要望があれば、SSWが講師となり、各学校で研修会を行っている。

### （5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（有・無）

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

- ・SSW、市町教育委員会担当指導主事、各校担当教員等

### （2）研修回数（頻度）

- ・研修：年4回（悉皆）、SC・SSW合同連絡協議会（悉皆）

### （3）研修内容

- ・講義 「静岡県スクールソーシャルワークの理論と実践について」
- ・協議、事例演習、ピアスーパービジョン、地域スーパーバイザーによるスーパーバイズ

### （4）特に効果のあった研修内容

- ・講義により、静岡県の目指すものを共通理解したり、ソーシャルワーク理論について理解を深めたりした。
- ・事例演習により、複数の視点から支援策を出し、見方・考え方を広めた。
- ・市町教育委員会担当指導主事に加え、各校担当者が研修に参加できるようにしたことで、理論と実践を広めた。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（有・無）

## ○活用方法

講義を行ったり、研修において指導・助言を行ったり、SSWに対して個別にスーパーバイズをしたりすることにより、理論と実践を深めた。

### (6) 課題

- ・研修の内容を検討することにより、SSWの資質をより高めていきたい。
- ・より多くの地域の学校担当者が参加できるよう計画的に研修会を実施していきたい。

## 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

### 【事例1】経済状況困難家庭にある不登校の児童のための活用事例（①貧困対策、④不登校、⑩ヤングケアラー）〈派遣型〉

中学校女子A子は、母と姉の3人暮らし。生活保護を受けている家庭である。姉は、高校生でアルバイトをしているが、アルバイト収入があるため、生活保護費から差し引かれ、学習性無力感に陥り不登校になった。A子も、本年度から学校に通わなくなった。A子も学習性無力感に陥っている疑いがある。姉妹が助け合うこと、以前から要対協にあがっていて関係機関の理解があることが強みである。支援デザインをもとに、対応をする。ヤングケアラーの疑いをもち、児童相談所と連携をとった。面談等は、担任や学年主任、SSW等の複数で行った。卒業後も視野に支援デザインをし、市の「子ども家庭総合支援拠点」につなげた。

卒業後に孤立しないよう計画的に市の関係機関と連携をとったことが効果的であった。

### 【事例2】身体的虐待のための活用事例（②児童虐待、⑤暴力行為）〈派遣型〉

小学校男子B男は、母や姉、弟の4人暮らし。B男の特性に対する母親の育児不安から身体的虐待があった。2年前に一時保護されている。愛着障害の診断を受けている。学習の積み重ねがない。母親は何でも自分で解決しようとし、助けを求められない。担任がB男や母親との関係を築けているのが強みである。ケース会議を設け、支援デザインを共有した。月に一度、担任、教頭、SSW、母親でB男に対する理解を確認する機会を設けた。母親の理解が深まり、療育手帳を申請し、児童相談所ともつながった。B男に合った学びの場を設けることで、安定して学習に取り組む姿が見られるようになった。

### 【事例3】ネグレクトのための活用事例（②児童虐待、④不登校、⑩ヤングケアラー）〈派遣型〉

小学校女子C子は、母と姉2人、妹2人の6人暮らし。父親が自殺をし、母親は朝早くから夜遅くまで働いている。子供だけで留守番をしている。アパートの部屋には荷物があふれ、庭はごみと雑草で荒れている。食事、掃除、洗濯などを管理してもらっていない。また、子供の受診もできていない。姉は、高校を退学し働く予定である。C子は、学校へ通えていない。市の施設や制度などの資源を活用できていなかったことが課題である。姉妹が協力して生活することや母親が子供たちに愛情をもっていることが強みである。小中各校におけるケース会議、小中合同ケース会議、関係機関合同ケース会議を開き、支援デザインを共有した。母親への家庭訪問を切り口とし、困っていることがあれば市に相談できることを伝えるとともに、子供たちに教育支援センターを紹介した。SSWが子供たちと庭の片付けをしながら、気持ちを聞き出し、母親への面談に生かした。医療機関の紹介やヘルパーなどの福祉サービスについても母に紹介をし、前向きに相談できている。教育支援センターに通い、C子が安心して学べる環境に少しずつ近づいている。

### 【事例4】ヤングケアラーのための活用事例（例：⑩ヤングケアラー）〈拠点校型〉

定時制高校在籍の生徒は、入学式当日、校納金の一部を支払うことができず、その後、保護者と連絡がとれない状況であった。学校がSSWに相談し、SSWが市に問い合わせをすると生活保護家庭であることがわかり、SSWと生活保護ワーカーとで情報共有をした。兄弟の通う小学校のSSWから、要対協ケースになっていたこと、関係機関が他にもあるとの話を聞き、学校でケース会議（出席者：生活保護ワーカー、家庭児童相談室相談員、NPO（学習支援・就労支援）支援員、小学校SSW、高校SSW、高校教職員）を開催した。生徒が兄弟の食事の準備や学校への送迎など日常的に面倒をみていることや生徒がアルバイトをする際には小学校に協力を依頼できる可能性があること、校納金の支払いは保護者の金銭管理や見守り等の支援をしていくことで支払いが可能であることがわかった。SSWを中心に、今後も家庭に関わっている機関と情報共有し、生徒、家庭の支援をしていくことを確認した。

**【事例5】性への葛藤のための活用事例（⑨性的な被害、⑩民間団体（NPO 団体等）との連携） <派遣型>**

小学校女子D子は、両親と2人の兄との5人暮らし。自分の性別に違和感があり、男性だと認識している。また、バイセクシャルの部分も感じている。家族に理解を得られず、両親からもつらい言葉を受けている。家族、学校など、周囲で理解を示してもらえる人が少なく居場所がないのが課題である。SSWが、他市のNPO団体を探しだし連携することにより、D子は団体の交流会に参加できた。交流会に参加したことにより、「モデル」となる人と出会い、自分の居場所ができた。SSWのコーディネートにより、ケース会議等を開催し、校内の理解も深まり、支援の幅が広がり、D子が学校で安心して過ごせる場所ができた。

**【4】成果と今後の課題等**

**（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果**

- ・校内におけるケース会議について、開催回数 883 回（+61 回）、扱ったケース件数 1,356 件（+271 件）、参加教職員数 3,599 人（+183 人）と増加している。これらの数字から、より多くの教職員が積極的に支援に関わり、組織的な対応をSSWが進めていることが伺える。
- ・支援対象児童生徒数 3,021 人（-369 人）、継続支援対象児童生徒の支援件数 2,561 人（-238 人）と減少している。対象の児童生徒数は減少しているが、ケース会議の件数が増えているため、一人あたりのケース会議の回数が増え、より丁寧に対応していることが分かる。
- ・学校の理解が高まり、需要が増えている。そのため、各市町がSSWの勤務時間を最大限に活用している。

**（2）課題と課題解決に向けた取組**

**①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組 <課題の概要>**

各市町におけるSSWの効果的な活用に差がある。また、さらなるSSWの資質向上が必要である。

**<課題の原因>**

児童生徒を取り巻く課題が多様化し、それに対応していく必要がある。しかし、SSWを十分に活用できていない学校も一部ある。

**<解決に向け実施した取組>**

教員が参加し、SSWと共に事例演習に取り組む研修会を設けた。

**②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組**

**<課題の概要>**

SSWについての学校の理解をさらに深めていく必要がある。

**<課題の原因>**

研修会で教員への理解を進めたが、一部の教員のみになっている。

**<解決に向けた取組>**

静東管轄と静西管轄それぞれ3地区に分け、3年に1回は教員が参加できる研修を行えるように計画を立てる。

# 愛知県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

家庭環境など複雑な背景を抱える県立学校の幼児児童生徒（以下「生徒等」）に対し、生徒等が置かれた環境にはたらきかけ、生徒等の抱える問題の解決に向けた支援を行う。

### （2）配置・採用計画上の工夫

スクールソーシャルワーカー11名を、県立高等学校8校と特別支援学校2校、総合教育センターに配置し、必要に応じて全県立学校に派遣できる体制としている。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数 … 11名

資格 … 社会福祉士（11名のうち10名）、精神保健福祉士（11名のうち3名）

勤務形態 … 1日7時間×週2回×40日（年間560時間・非常勤）

### （4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

#### ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（有・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

「県立学校スクールソーシャルワーカー設置要綱」を、スクールソーシャルワーカー及び全県立学校と総合教育センターに配付するとともに、活用方法について連絡協議会等で周知している。

#### ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

教職員が要支援生徒を見極め、スクールソーシャルワーカーや関係機関につなぐ力を向上することを目的として、県立高等学校の校内研修にスクールソーシャルワーカーを講師として派遣している。

（平成30年度から、年間30校で実施し、令和4年度まで全県立高等学校で実施予定）

### （5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（有・無）

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

スクールソーシャルワーカー

### （2）研修回数（頻度）

年間9回

※上記の他に、連絡協議会への参加も求めている。

### （3）研修内容

事例検討（スーパーバイザーによるスーパービジョン）

### （4）特に効果のあった研修内容

スーパーバイザーによるスーパービジョン

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（有・無）

○活用方法 ・ スクールソーシャルワーカー研修会でのスーパービジョン

### （6）課題

スクールソーシャルワーカーへの派遣要請が増加しており、研修への参加が難しくなっている。

## 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

### 【事例1】貧困対策のための活用事例（①貧困対策）〈拠点校型〉

（状況）生徒Aは父親が失業したことに加え火災にもあい、経済的に困難な状況となった。

（対応）スクールソーシャルワーカーの介入により、社会福祉協議会からの緊急小口資金の支給が決定。また、行政による就職サポートの結果、父親の就業が実現し、生活が安定した。



**【事例2】身体的虐待への対応のための活用事例（②児童虐待）〈拠点校型〉**

（状況）生徒Bは母親から身体的虐待を受け、弟の世話もさせられている。

（対応）学校が虐待の疑いがあることを児童相談所に通告するとともに、スクールソーシャルワーカーが介入し、行政との面談や家庭訪問など、家庭環境への働きかけを行っている。

**【事例3】家庭環境の改善のための活用事例（⑩ヤングケアラー）〈拠点校型〉**

（状況）生徒Cの家庭は父子家庭であるが、父親はアルコール依存症で、同居している祖母は認知症を患っている。生徒Cは祖母の対応に疲弊していた。

（対応）スクールソーシャルワーカーが介入し、行政と連携し、祖母の介護認定と介護サービス導入、父親の治療と職場復帰などの支援を実施するとともに、本人の生活支援についても実施することとなった。

**【事例4】情報共有のための活用事例（⑬オンラインカウンセリング）〈拠点校型〉**

対応が難しいケースについて、スクールソーシャルワーカーとスーパーバイザーが情報共有をして今後の方針を確認するためにウェブ会議システムを利用した。

**【4】成果と今後の課題等**

**（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果（県立学校のうち県立高等学校）**

	問題解決	好転しているが 継続支援中	継続支援中	その他	合計
支援件数	115件	52件	199件	225件	591件
支援生徒数	84人	30人	77人	70人	261人

スクールソーシャルワーカーが相談にあたった591件中、問題解決もしくは好転した件数は167件となっている。スクールソーシャルワーカーが継続的に支援することで、本人が学校を続けることができているなど、スクールソーシャルワーカーの存在自体が生徒の支えになっている場合もある。

**（2）課題と課題解決に向けた取組**

**①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組**

**〈課題の概要〉**

- ・学校現場でのスクールソーシャルワーカーの業務についての理解不十分。

**〈課題の原因〉**

- ・教員のスクールソーシャルワーカーに対する認識の不足。
- ・学校数に対してスクールソーシャルワーカーの配置数が少ない。

**〈解決に向け実施した取組〉**

- ・教員向けの研修を実施する。

**②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組**

**〈課題の概要〉**

- ・一定の力量を有するスクールソーシャルワーカーの確保。

**〈課題の原因〉**

- ・スクールソーシャルワーカーとしての経験をもつ人材が少ない中で、スクールソーシャルワーカーの配置を拡充する自治体が増えている。

**〈解決に向けた取組〉**

- ①スクールソーシャルワーカーの待遇の改善（非常勤から常勤、正規雇用への移行）
- ②スクールソーシャルワーカー養成課程を有する大学との連携（新卒者の採用）
- ③スクールソーシャルワーカーに対する研修の充実

上記の①を実現した上で、②から③までに取組むことでスクールソーシャルワーカーの力量を担保し、配置拡充にのぞみたい。

## 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

## 【事例3】家庭環境の改善のための活用事例（①貧困対策、⑩ヤングケアラー）＜SSWの配置形態：拠点校型＞

段階	取組内容及びSSWが担った具体的な役割（具体的な役割は下線太字）
① 問題の発見	<p>生徒から担任に「家庭のことで相談がある」と申し出があり、担任が生徒から話を聞きとったところ、家族間で暴力を伴った喧嘩が日常化しており、その状況をストレスに感じているとのことだった。虐待の疑いを心配した担任は、養護教諭を通じてSSWへ本人との面談等の対応を依頼した。</p>
② 学校内での方針の検討	<p>SSWが関係教員（担任、養護教諭、教育相談担当者）と連絡をとりながら<b>生徒と面談を実施</b>。面談で家庭状況の確認を行った結果、以下の課題や背景（「（課題の明確化）」①、②）が明らかとなった。</p> <p>SSWは常勤ではないため、SSWからの情報と関係教員からの情報を学年主任が集約し、校内会議に報告、管理職のリーダーシップのもと、以下の対応（「（課題の明確化）」③や「（支援内容の検討）」）などを逐次、確認した。</p> <p>（課題の明確化）</p> <p>①学校・家庭での様子</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒は父親・祖母と三人暮らし。登校状況は良好で成績もクラス上位。本事案の発生までは心身の健康状態は良好だった。</li> <li>・半年ほど前から祖母に認知症が疑われる言動（食事をつくらなくなる、洗濯物を放置する、財布やお金がない等の訴えで生徒や父を責め立てる）がみられるようになり、家族間で暴力を伴った喧嘩が日常化した。</li> <li>・祖母が食事をつくらなくなったため、生徒の食事は弁当や外食、レトルト食品中心となる。</li> <li>・室内はごみで埋め尽くされた状態になっている。</li> <li>・生徒によると、父親は酔って帰宅することが多い。</li> </ul> <p>②考えられる背景・要因</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒は祖母の変化に伴う家族関係の変化に対応できず、一人で抱え込んでしまっていると思われる。</li> <li>・父親の精神的負担（父子家庭、祖母の認知症）も大きくなっていると思われる。</li> </ul> <p>③現在行われている学校の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>担任とSSWが生徒と継続的に面談を行い</b>、生活状況の把握・整理と関係機関への相談支援を行う。</li> <li>・学年主任が各種の校内会議において生徒の現状を報告し、校内での情報共有を図る。</li> <li>・祖母・父親の状況把握と必要な支援を実施できる機関へ繋ぐ方法を検討する。</li> </ul> <p>（支援内容の検討）</p> <p>① 目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・祖母・父親に必要な支援を実施できる機関へ繋ぐこと。</li> </ul> <p>② プランニング（手立て）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>SSWが関係機関との情報共有・連携の橋渡しを行う</b>。</li> <li>・関係機関の協力を得て、祖母の介護認定申請及びデイケア利用に向けた支援、父親に対するアルコール依存症治療の支援について検討する。</li> </ul>
③ 支援の実施	<p>①<b>SSWから子ども課へ情報提供、相談を行った</b>。子ども課に地域福祉課、地域包括支援センターとも情報共有してもらった結果、関係機関ケース会議の開催となった。</p> <p>②<b>担任・教育相談担当者とともにSSWも関係機関ケース会議に参加した</b>。地域福祉課・子ども課・地域包括支援センター・保健センター・社会福祉協議会・民生委員・児童委員が参加し、情報共有と方針検討を行った。その結果、祖母に対しては介護認定申請及びデイケア利用に向けての支援、父親に対してはアルコール依存症に対する受療支援が行われることとなった。</p>
④ 経過観察	<p>①父親は就労先の企業担当者、保健所等の支援により、アルコール依存症の入院治療を行うこととなった。入院中は入院先の精神保健福祉士が各関係機関と連携して支援を行った。</p> <p>②祖母の介護サービス利用手続き、父親の休職や復職に関する手続きなどは各関係機関が対応したが、生徒はその状況を十分に理解できないことがあり不安が高まることがあった。その際には学校で担任やSSWが<b>生徒の心配ごとを聞き取り、SSWから各関係機関に問い合わせをすることで事実確認や情報整理を行った</b>。</p>

# 三重県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

学校において福祉的なアプローチの必要な事案や、深刻かつ複雑な生徒指導上の事案等に対して、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒が置かれた様々な環境に働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用したりして、課題を抱える児童生徒や学校を支援する。

### （2）配置・採用計画上の工夫

令和3年度スクールソーシャルワーカー活用事業実施要綱等に基づき、県教育委員会に20名を配置し、市町等教育委員会及び県立学校からの要請に応じて派遣している。また、県立高等学校22校及び29の中学校区、教育支援センター4箇所配置し、必要に応じて地域の関係機関等との連携を図りながら問題の早期発見・早期対応を行っている。

採用については、県のホームページに募集要項を掲載し、公共職業安定所を通して募集している。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

【配置人数】 県教育委員会に20名配置

【資格】 ・社会福祉士

・精神保健福祉士

・臨床心理士

・介護福祉士

・教員免許

・心理に関する資格

・その他社会福祉に関する資格

【勤務形態】 ・1日7時間（午前9時15分から午後5時15分 ※休憩時間は1時間）

・年間113日以内

### （4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

#### ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（有・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

指針には、趣旨・目的、支援内容、支援までの手続き、三重県教育委員会におけるスクールソーシャルワーカーを含めた支援組織について記載している。また、年度末の事業成果報告会にて、市町等教育委員会の担当者に対しスクールソーシャルワーカーの効果的な活用について周知を行っている。

#### ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

スクールソーシャルワーカーが教職員を対象に研修会を行い、スクールソーシャルワーカーの効果的な活用について説明し、周知を進めている。また、高等学校の生徒指導担当者が集まる会議でスクールソーシャルワーカー活用事業の周知やスクールソーシャルワーカー等の外部人材と連携した生徒指導の在り方について話をした。

### （5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（有・無）

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

県スクールソーシャルワーカー

### （2）研修回数（頻度）

・年間2回の大学教授によるスーパービジョン

・年間15回の外部講師や事務局職員を講師とした研修会及び事例検討会等

・各種研修会への参加（適宜）

### （3）研修内容

・大阪府立大学 山野則子教授によるスーパービジョン（スクリーニング、事例検討）

・外部講師を招聘した研修（鈴鹿医療科学大学 土田幸子准教授によるヤングケアラーについての講義）

・事務局職員による研修（教育財務課職員による高校進学後の各種支援制度について等）

・スーパーバイズ主催の新任研修

#### (4) 特に効果のあった研修内容

- ・ 大学教授によるスーパービジョン
- ・ 外部講師を招聘した研修
- ・ 事例検討

#### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 (  有 ・  無 )

##### ○活用方法

- ・ スクールソーシャルワーカーに対する指導、助言
- ・ 県教育委員会が行う研修会の企画・講師
- ・ 教職員等への研修活動等

#### (6) 課題

- ・ スクールソーシャルワーカーの資質向上
- ・ スクールソーシャルワーカー増員に伴う配置及び活用方法

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

**【事例1】不登校のための活用事例 (①貧困対策、④不登校、⑧その他) <SSWの配置形態：派遣型 (貧困対策及びいじめ・不登校対策のための重点配置) >**

#### 【状況】

5月、本児が担任に生きていても面白くないと連絡してきたため、同日、担任が家庭訪問して、気持ちがふさぐなら心療内科を受診、考えがまとまらないならスクールカウンセラー (以下、SC) 等に相談するよう伝えた。その後、母子でメンタルクリニックを受診して1週間分の薬をもらったが、医師に好印象を抱かなかったようである。

母親は、本児の兄の予備校代のために借り入れた学資ローンを返済するために昼夜働くようになり、収入増で児童扶養手当が切られ、家計が厳しくなっている。併せて、コロナ禍で仕事が減り経済苦を訴えている。

#### 【対応】

スクールソーシャルワーカー (以下、SSW) は、別の医療機関を探すとともに、役場等に家庭状況を確認することとした。母親の所得増で児童扶養手当は停止されていたが、コロナ禍による給付金を受給できるのに手続きを取っていなかったため、後日、SSWが役場まで母親に同行して給付金等の説明を受けた。学校は、本児が高等教育の修学支援制度の対象であるかを校内で検討することと、本児が医療機関の継続受診を拒むようであれば母親に別の医療機関を勧めることにした。

本児が医療機関を継続受診し、家庭で落ち着いて主体的に動き出そうとしてきたこともあり、SSWは本児の自己選択を大切にしながら登校刺激を開始した。本児は学校を卒業することを目標に7月から登校し始めた。2学期はオンライン授業で始まり、全ての授業に参加できた。今後、自己の思いを吐き出す場としてSC面談に移行していくこととした。

10月、母親の経済的・時間的な余裕がないのが原因で、本児の医療受診が途絶え、再び欠席しはじめた。SSWは本児に自立支援医療制度を説明し、診断書を役場に提出することを促した。

#### 【結果】

本児は服薬を再開し登校できるようになった。学校を卒業し進学することになったため、SSWは生活福祉資金の活用も考えられることから、役場で紹介された「奨学生募集」及び「生活福祉資金」について情報提供した。

**【事例2】児童虐待のための活用事例 (②児童虐待、⑧その他) <SSWの配置形態：巡回型 (児童虐待対策のための重点配置) >**

#### 【状況】

母親は精神疾患を患っており、不安定になると子どもたちに圧力をかける。本児はADHDと診断されており、片付けができないことや約束を守れないこと、反抗的な態度であることなどが積み重なり、母親に水筒で殴られたとのことで、目を腫らして登校した。学校は母親に連絡し、眼科への受診に同行した。しかし、受診時に本児が母親をかばう形で話をしたため通告に至らなかった。

#### 【対応】

母親は、きちんとしつけをしないと本児が正しく育たないとの思いが強く、今後も、虐待リスクが高いと考えられた。昨年度、姉が、学校にSOSを出しており、市の福祉機関と児童相談所が家庭の状況を把握していたことから、SSWは校長に市の福祉機関等に情報共有する必要があることを伝え、学校から市の福祉機関と姉が通う学校に本件について情報共有を行った。

**【結果】**

姉は母親と一緒に暮らしたくないと訴えたため、姉が通う学校から児童相談所に通告した。通告するも一時保護にはならず、次回、保護者と揉めることがあれば一時保護とすることだった。

学校と姉が通う学校で役割分担を行い、本児と姉の見守りをする事とした。

**【事例3】ヤングケアラーのための活用事例（①貧困、④不登校、⑩ヤングケアラー）＜SSWの配置形態：派遣型＞****【状況】**

SSWは教育支援センターの職員から、母親が重度のうつ病で、本児が家事を担っており、経済的にも心配であるとの情報を得た。家庭状況のアセスメントを行い、今後の対応を検討することとした。

**【対応】**

SSWは教育支援センターの職員に同行して家庭訪問を行った。母親は精神科病院を月1回程度受診しており、服薬の影響のせい家事等は全くできていない状況であった。障害基礎年金や自立支援医療を受給しているが、福祉機関のサービスは受けていなかったため、SSWは母親に障害者相談支援センターのことを伝え、そこと連携する承諾を得た。本児は、発達特性はあるが、家のことを頑張っている様子であった。本児はヘルパーが来るとお金がかかるのではないかと心配していた。

校長と特別支援コーディネーター、教育支援センターの担当者、SSWとでケース会議を開き、今後の対応として母親を障害者相談支援センターにつなぐことや利用サービスを訪問型だけでなく、母親自身が家から出るようなサービスも考え、本児が学校に行きやすい環境を整えること、必要であれば、本児も障害者相談支援センターに登録し、進路についても支援が受けられるようにすることを確認した。

**【結果】**

障害者相談支援センターの職員が家庭訪問して母親とつながることができた。今後、双方の信頼関係を構築し、本児の進路等の相談につなげていくよう継続的な支援を行っていく。

**【事例4】教員とSSWの役割分担についての活用事例（⑤暴力行為、⑫教員とSSWの役割分担）＜SSWの配置形態：派遣型＞****【状況】**

本児の家庭内暴力は3年前からであり、父親は対象生徒との関わりを断ち、母親が一人で対応している。母親は本児に隠れて児童相談所や警察に連絡しているが、第三者が不用意に本児と関わることで、不満が家族に向くことを恐れるあまり、児童相談所や警察が本児と向き合う機会を作れていない。学校に対しても家庭内暴力を内緒にしてほしいと申し述べており、教員は本児にそのことへの指導等ができていない。本児が通院しているメンタルクリニックの主治医にも家庭内暴力のことは話せていない。SCのみ本児との面談において母親に暴力を振るったことを話題にできている。

**【対応】**

本児と暴力の話題ができるのはSCのみであるが、SCは本児との関係性を重視して、本児に児童相談所に相談する旨を言えていない。そのためSSWがSCの勤務がない夏休み中にSCの代わりに本児と関わる事とした。本児は、SSWが遠慮せずに家庭内暴力の話題を聞いたことにより、はぐらかすことなく告白し、家庭内暴力を話す気持ちやすっきりすることも語った。ただし、警察沙汰になることを恐れて家庭内暴力を外部に知られることを嫌がり、児童相談所に相談することを躊躇していた。家庭内暴力を話題にできる場を広げるために、本児の了解を得て、本児の面談に教員と母親が同席した。教員に家庭内暴力の話題を共有する場ができ、担任から児童相談所に訪問することも勧められた。

**【結果】**

母親が児童相談所に相談することについて本児から了解を得ることができ、そのことがきっかけとなり、母子で児童相談所に出向いて面談を受けることができた。児童相談所は、本児の興味関心を抱く内容で関わり、本児に選択権を与えて、今後も定期的に面談する段取りをつけることができた。

家庭内暴力は収まっていないが、回数や程度は減っている。本児は服薬を続けて児童相談所との面談も継続できている。本児との面談を児童相談所が引き続き行い、母親はSSWとの継続面談とした。また、担任から本児への促しは一定の効果があることから、必要な場合は母親から担任に連絡することとしている。今後も児童相談所と学校が連携していく。

## 【4】成果と今後の課題等

### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

#### ①学校への訪問回数

- ・令和 元年度 1,500回 (小学校 801回 中学校 432回 高校 248回 特支 19回)
- ・令和 2年度 1,638回 (小学校 836回 中学校 425回 高校 366回 特支 11回)
- ・令和 3年度 2,121回 (小学校 1,134回 中学校 530回 高校 443回 特支 14回)

#### ②令和3年度スクールソーシャルワーカーが関わって好ましい変化があった児童生徒の割合

- ・貧困 50.80 % (63人/124人×100=50.80)
- ・虐待 70.22 % (92人/131人×100=70.22)
- ・不登校、いじめ 52.30 % (170人/325人×100=52.30)

### (2) 課題と課題解決に向けた取組

#### ①昨年度(令和2年度実践活動事例集)に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

##### <課題の概要>

新任スクールソーシャルワーカーの研修体制の構築

##### <課題の原因>

現場中心で県庁に立ち寄るスクールソーシャルワーカーの減少

##### <解決に向け実施した取組>

- ・4月に初任者研修を集中的に実施した。
- ・任用2年目までのスクールソーシャルワーカーを対象にした新任研修を月1回実施して、経験スクールソーシャルワーカーから助言を受ける機会や事例検討を実施する等、研修会の持ち方を工夫した。

#### ②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

##### <課題の概要>

経験の浅いスクールソーシャルワーカーの資質向上

##### <課題の原因>

スクールソーシャルワーカーの増員

##### <解決に向けた取組>

地域ごとにグループを編成し、経験の浅いスクールソーシャルワーカーが気楽に経験のあるスクールソーシャルワーカーに相談できる体制を作る。

# 滋賀県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

子どもを取り巻く環境の調整・改善を図ることにより、個々の課題解決を目指し、SSWが持つ福祉的な支援方法を学校にも取り入れることで、教員のアセスメント力と環境調整能力を高め、指導・支援の充実を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

さまざまな課題を多く抱える小学校にSSWを配置する。配置したSSWは同一市町内小中学校を訪問することを可能とする。また、SSWおよび教職員に対し、適切な指導助言ができるスーパーバイザーを県教育委員会に配置し、必要に応じて公立学校、市町教育委員会等を訪問するとともに、教職員対象の研修会を実施することで、教職員へのスクールソーシャルワーク的視点の広がりを目指す。採用に当たっては、社会福祉士会や精神保健福祉士会と連携して行う。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ・スクールソーシャルワーカー 22名（19小学校配置） SVとの兼務者あり  
資格：社会福祉士（14名）、精神保健福祉士（6名）、看護師（3名）、教員免許（8名） 重複あり  
勤務形態：1校あたり1日6時間、週2日程度
- ・スーパーバイザー 8名（県立学校へ要請により訪問、研修会等含む）  
資格：弁護士（2名）、社会福祉士（3名）、精神保健福祉士（2名）、看護師（1名） 重複あり  
勤務形態：1校あたり4時間程度 研修会1回につき、1～4時間

### （4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

#### ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（有・無）

#### ○ガイドラインの内容、周知方法

〔内容〕滋賀県が大切にしているスクールソーシャルワーク的視点という考え方、スクールソーシャルワーカーの効果的な活用、ケース会議の進め方などを「活用リーフレット」に明記

〔周知方法〕SSW活用事業連絡協議会、学校教育の指針説明ならびに経営等連絡会、県立学校対象学校経営等協議会・学校運営等協議会等で周知。

#### ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・指導主事による学校訪問における助言。

### （5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（有・無）

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

- ・スクールソーシャルワーク研修会  
〔研修対象〕SSW、県市町立学校教員、私立教員及び市町教育委員会関係者（希望者）
- ・ワーカー研修会 〔研修対象〕SSW
- ・SV研修会 〔研修対象〕SSW

### （2）研修回数（頻度）

- ・スクールソーシャルワーク研修会 年間3回（6月、8月、10月）
- ・ワーカー研修会 年間6回
- ・SV研修会 年間6回

### (3) 研修内容

- ・スクールソーシャルワーク研修会（ＳＳＷが講師や助言者になり、ＳＳＷや教職員の資質の向上を図る）  
「スクールソーシャルワーク的視点を重視した児童生徒への支援」を主題とし、  
1回目…「児童虐待について」2回目…「いじめの予防と対応について」3回目…「不登校の予防と対応について」
- ・ワーカー研修会（ＳＳＷが研修内容を計画し実施する自己研修会）
- ・ＳＶ研修会（模擬ケース会議を実施し、ＳＶから指導助言を受ける）  
（研修内容）模擬ケース会議による事例検討、校内組織体制の構築、滋賀の本事業のめざすもの 等

### (4) 特に効果のあった研修内容

- ・ワーカー研修会では、自己振り返りシートを用いて、自分の知識や技能の現状について確認したうえで、テーマ別協議を行ったことが、個別の資質向上につながった。
- ・ＳＶ研修会では、子どもを取り巻く法律や県内の問題行動等の状況を確認したりすることで、資質の向上につながった。

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置（有・無）

#### ○活用方法

- ・ＳＶ研修会…上記のとおり
- ・1～3年目のＳＳＷへの指導助言…対象ＳＳＷの配置校にスーパーバイザーが訪問し、日々の校内での活動やケース会議での発言等について指導助言を行う。（1年目…年間4回、1回3時間 2,3年目…年間2回 1回3時間）
- ・ＳＶ会議…ＳＳＷの育成や教員への研修内容について、スーパーバイザーが助言を行う。（年間3回）

### (6) 課題

研修体制を強化すると資質向上につながるが、これらの研修は配置校での配置時間内で運用しているため、配置校への勤務時間数の減少につながってしまう。これらの研修時間を見越した年度当初の配置時間数の設定が必要である。

## 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

### 【事例1】貧困の課題への対応のための活用事例（①貧困対策）＜ＳＳＷの配置形態：拠点校型（貧困対策の重点課題）＞

2学期に入り、服のサイズが合わないまま過ごしている子どもがいた。学校は、ＳＳＷが参加する会議を行い、リユースの品が行き届くようにしたり、地域のフードバンクと子どもをつないだりしたりして、困難に対する支援を行った。

### 【事例2】虐待の課題への対応のための活用事例（②児童虐待、⑩教員とＳＳＷの役割分担）＜ＳＳＷの配置形態：拠点校型（虐待対策の重点課題）＞

定期的に、ある保護者（母）と学校が育児相談を行っていた。その中で母より「父から母子への虐待がある」と相談があった。そこで、ＳＳＷが母との面談を繰り返しつつ、情報を整理していく中、母を含む関係者による家族応援会議を立ち上げることとなった。各機関が一堂に会し、多様な視点で意見がでること、また、当事者の母のニーズが会議で明確に分かることで、タイムリーな支援を行うことが出来た。その後、医療連携を行い、児童の発達に係る課題にも支援が行き届くようになった。

### 【事例3】問題行動への対応のための活用事例（⑨性的な被害、⑩ヤングケアラー）＜ＳＳＷの配置形態：拠点校型＞

女子生徒が、オンラインゲームで知り合った人とチャット機能を通じて親睦を深めていた。ひとり親家庭で、母の留守が多かったことから、普段は本生徒が下の子の面倒をみていた。そのような中、さみしさを紛らわすために、ゲーム相手と出会うこととなり、その際に性被害にあった。後日、本生徒が保健室でこのことを養護教諭に話したため、ＳＳＷを含む関係者会議を行が



行われ、その後SSWが中心となり要対協や警察といった関係機関とつながった。下の子が保育園に入所したり、本生徒にとって落ち着ける学校の居場所づくりをしたりすることで支援を行った。

#### 【事例4】教員とSSW等の役割分担の活用事例（⑫教員とSSWとの役割分担）＜SSWの配置形態：拠点校型＞

学校や教員に、保護者と面談したり家庭訪問する際の留意点について助言したり、ケース検討において家庭環境のアセスメントをする場合はSSWが中心となり情報を整理して会議を進めることで、SSWが持つ福祉的な視点について学んでもらった。

また、児童・生徒が、家庭のことや、リストカットなど、教員や親に話しにくいであろうと思われる内容をSSWが聞き役となり、対応した。

### 【4】成果と今後の課題等

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

・配置校における校内研修会の回数の増加（令和3年19回 令和2年度17回）

・ケース会議の実施数等の増加

昨年よりも多くの児童生徒支援を行うことができた。

支援児童生徒数実数 1,787人 ケース会議の総数 1359回

（令和2年度1,190回 支援児童生徒数 実数 1,616人）

#### （2）課題と課題解決に向けた取組

##### ①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

###### ＜課題の概要＞

・昨年に引き続き、教職員が、子ども達を取り巻く環境にも着目し、その調整や改善を積極的に図ろうとする視点を持てるよう資質向上を図ること。

・SSWのさらなる資質向上に向けての研修体制の構築すること。

###### ＜課題の原因＞

・教職員が、環境に着目した見立てから環境に働きかけることを含めた支援を行うことが少しずつ出来ているが、まだ不十分などところがある。

・学校不適應の児童生徒の人数が増加しており、より高いスキルを求められるため。

###### ＜解決に向け実施した取組＞

・指導主事による学校訪問における協議や、研修会の進め方を工夫した。

・SSWに対する研修の持ち方を変更した。

##### ②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

###### ＜課題の概要＞

・教職員によるアセスメント力を高め、よりよいプランニングが行われるよう研修の内容や進め方を工夫する。

・SSWの資質向上がより図られるよう、研修する内容について精査し、実施する。

###### ＜課題の原因＞

・教員の年齢が若返り、環境に着目した見立てから環境に働きかけることを含めた支援を行うことを不慣れとする者がまだいることから。

・学校不適應の児童生徒の人数が増加しており、さらに高いスキルを求められるため。

###### ＜解決に向けた取組＞

・指導主事による学校訪問における協議や、研修会の進め方を工夫する。

・SSWに対する研修の持ち方を変更する。

# 京都府教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

### (1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童生徒の基本的な生活習慣を確立し、学習習慣の定着を図る取組を支援するとともに、児童生徒の状況に応じて、教育的、福祉的観点から学習・生活支援策を検討・実施する。

### (2) 配置・採用計画上の工夫

不登校や学習指導上の課題など児童生徒の実態を把握・分析し配置校を決める。

### (3) 配置人数・資格・勤務形態

ア 小学校 26名 教職経験者等、学校や地域の状況を理解し、児童・保護者・教職員への指導・助言ができる者 非常勤職員 週27時間（年間）

3名 社会福祉士、精神保健福祉士等の社会福祉に関する専門的な知識を有する者 非常勤職員 週2回、1回6時間（年間35週）等

イ 中学校・府立学校・教育支援センター等

40名 社会福祉士、精神保健福祉士等の社会福祉に関する専門的な知識を有する者 非常勤職員 週2回、1回6時間（年間35週）等

### (4) スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

#### ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（有・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

#### ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

年4回の研修会のうち第1回と第4回では、配置校の担当者（管理職または担当）と共に講演や事例研、実務について交流する場を設けている。

### (5) オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（有・無）

児童生徒の状況や地理的条件に応じて、一部の学校（地域）で実施している。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

・スクールソーシャルワーカー、市町（組合）教育委員会担当者、配置校の管理職、配置校の校内コーディネーター

### (2) 研修回数（頻度）

・年4回（5月、7月、10月、3月）の全体連絡協議会の開催（7月は5地域に別けて実施。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため10月と3月はオンラインでの実施。）

### (3) 研修内容

・府教委行政説明、事例研や講演、効果的な活動が展開されるように交流協議を行うなど、スクールソーシャルワーカーの資質向上に努めている。

・市町（組合）教育委員会担当者、配置校の管理職、配置校の校内コーディネーターを含めた研修会を実施している。

### (4) 特に効果のあった研修内容

・本府の問題行動・いじめ・不登校等の現状と課題を踏まえて、その現状と課題に沿ったスーパーバイザーによる講演。

・地域毎の横の繋がりを意識した交流協議や小中のスクールソーシャルワーカーの連携。

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（有・無）

#### ○活用方法

・配置校への巡回相談を行い、ケースへの対応を行ったり、活動や連携の在り方等についての研修会等を実施したりしている。（個々のケースについては、メールや電話を活用して、きめ細かい指導や助言が受けられるような体制をとっている。）

## (6) 課題

- ・スクールソーシャルワーカーのスキルアップを図るためには、スーパーバイザーによる指導・助言が効果的である。しかし、スーパーバイザーの配置校への巡回相談が年1回～2回と少ない。

## 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

### 【事例1】 貧困対策のための活用事例 (①貧困対策、④不登校) <拠点校型>

#### (1) 保護者・家庭の状況

家庭は自営業、4人家族で経済的に困窮していて、昨年度に就学援助の申請をされた。兄は不登校で高校を中退し、アルバイトをしている。母親は精神疾患があり、家業を手伝いながら通院をしている。

#### (2) 本人の状況

本人は不登校傾向である。夕方の登校を続けていた。父親の本人に対する不登校への理解が少なく、暴言等もあり、養育環境が不安定な状況である。

#### (3) SSWの支援状況等

SSWは教育相談担当と一緒に母親との面談を定期的に行っている。その結果、昨年度に就学援助の申請をされた。また父親との面談も行い、困窮家庭の環境の改善によって、本人の学習環境の安定が図られることになることと、SSWによる連携の説明をした。しかし、父親は家庭内のことを外に出したくない気持ちが強く、また不登校への理解が乏しい状況が続いている。

その後、SSWは地域の子育て支援機関や病院、障害者支援関係とも訪問や電話等でアプローチを取り、困窮家庭での子どもの生きづらさや、家庭が抱え込んでいる問題を地域の課題として、よりよい手立てに繋がるように活動している。

### 【事例2】 児童虐待のための活用事例 (②児童虐待) <拠点校型>

#### (1) 保護者・家庭の状況

父親はアルコール依存症で治療機関での支援を受けていたが、コロナ禍の影響により、支援が受けられなくなっている。父親の影響により、母親への心理的負担感が増加し、離婚の可能性も高まっている。

#### (2) 本人の状況

両親の影響により、本人の不安と緊張が増大している。

#### (3) SSWの支援状況等

ア 校内において、医療機関での支援が受けられるような支援体制を構築

母親には、SCによるカウンセリング。本人や兄弟には、養護教諭・担任・部活顧問によるケア的な指導。父親にはSSWが面接を実施した。

イ 校内ケース会議の実施

要対協へ精神医療との連携を依頼した。

ウ 依存症治療機関への働きかけ

校内支援で該当家族から連携の同意を取り、要対協等との連携により、依存症治療機関へ働きかけ、要対協・医療・学校との連携ができる状況確保に努め、父の主治医受診・母への医療機関での面談・子どもの家族プログラムへの参加を実現した。

### 【事例3】 ヤングケアラーのための活用事例 (⑩ヤングケアラー) <拠点校型>

#### (1) 保護者・家庭の状況

父親は仕事により深夜に帰宅をする生活を送っている。母親は精神的に不安定な状態が続いている。

#### (2) 本人(兄弟)の状況

両親に代わり、中学生の兄と小学生の弟が家事を行っている。兄は、母親の影響を受け、精神的に不安定な状況が続き、児相での一時保護の時期があった。弟は、問題行動等もなく、家庭生活を継続している。

#### (3) SSWの支援状況等

中学校内にて、管理職・コーディネーター・SSWで情報共有し共にアセスメントを行い、児童相談所退所前会議にさきがけ、関係機関が集まり、情報共有と支援の方向性を共に考え児童相談所の決定に賛助できるようケース会議実施を要保護児童対策地域協議会へ提案した。

これらの対応により、兄の利用サービスを増やすと共に抜け落ちていた弟の心理支援と、今まで連携に至らなかった母の受診先とも顔の見える関係づくりができ、要対協主担当者がスムーズにケースワークできる流れを作ることができた。

## 【4】成果と今後の課題等

### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・ケース会議において、拠点校方式で配置されたスクールソーシャルワーカーが会議の中で取り扱ったケース件数は約4,000件となり、昨年度と同様、スクールソーシャルワーカーと校内の職員、各関係機関等との連携が進み、専門性を生かした支援を進めることができた。
- ・小学校、中学校、高等学校で支援の対象となった児童生徒の総数は約4500人弱となり、過去最高値を更新し続けている。より多くの児童生徒に対して、目配りを丁寧に行い、よりよい支援の形を検討することができた。

### (2) 課題と課題解決に向けた取組

#### ①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

##### <課題の概要>

- ・スクールソーシャルワーカーの資質向上と、配置校の校内コーディネーター機能と協働体制を充実させること。
- ・スクールソーシャルワーカーの配置校から配置していない学校への派遣を効果的に活用すること。
- ・令和元年度より教育支援センター等に配置したスクールソーシャルワーカーを効果的に活用すること。
- ・配置校以外の学校の管理職や学校担当者、市町（組合）教育委員会担当者の理解向上。

##### <課題の原因>

- ・校内コーディネーターの、スクールソーシャルワーカーの業務についての理解向上。
- ・スクールソーシャルワーカーとしての資質向上。
- ・令和元年度より教育支援センター等に配置したスクールソーシャルワーカーの業務の理解向上。

##### <解決に向け実施した取組>

- ・研修会で市町（組合）教育委員会担当者、スクールソーシャルワーカー等に対して、スクールソーシャルワーカーの専門性を生かす具体的な事例の紹介を行った。
- ・研修会でスーパーバイザーによる講義を行う。スーパーバイザーの講義後に、スクールソーシャルワーカーが事前に作成、提出した事例での交流協議を行う機会を増やした。
- ・令和元年度より教育支援センター等に配置したスクールソーシャルワーカーについては、訪問を行い、指導助言を行った。また、教育支援センター等の連絡協議会で、効果的な活用についての説明、事例の紹介等を行った。

#### ②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

##### <課題の概要>

- ・スクールソーシャルワーカーの資質向上と、配置校の校内コーディネーターのスクールソーシャルワーカーの業務についての理解向上及び協働体制の構築。
- ・スクールソーシャルワーカーの配置校から配置していない学校との協働体制の構築。
- ・教育支援センター等に配置したスクールソーシャルワーカーを効果的に活用すること
- ・全ての小中・府立学校へのスクールソーシャルワーカーの職務の周知。

##### <課題の原因>

- ・配置校の校内コーディネーターの、スクールソーシャルワーカーの業務についての理解向上。
- ・スクールソーシャルワーカーとしての資質向上。
- ・令和元年度より教育支援センター等に配置したスクールソーシャルワーカーの業務の理解向上。

##### <解決に向けた取組>

- ・研修会で市町（組合）教育委員会担当者、スクールソーシャルワーカー、校内コーディネーター等に対して、スクールソーシャルワーカーの専門性を生かす具体的な事例の紹介を行う。
- ・研修会でスーパーバイザーによる講義を行う。また、架空の事例等を使用して、スクールソーシャルワーカー同士が協働しながら事例の分析を行い、専門性の向上を図る。
- ・令和元年度より教育支援センター等に配置したスクールソーシャルワーカーについては、今年度も訪問を行い、指導助言を行う。また、教育支援センター等の連絡協議会で、効果的な活用についての説明、事例の紹介等を行う。
- ・全ての学校に対して、スクールソーシャルワーカーの職務について周知する。

# 大阪府教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

○貧困や貧困に起因する虐待等、家庭の課題がコロナ禍の影響も受け、より複雑化、深刻化するなか、府内小中学校における暴力行為等の問題行動や不登校等生徒指導上の課題は全国的に見ても厳しい状況が続いている。この課題解決のため、府と市町村の役割分担のなか、学校と各機関とをつなぐスクールソーシャルワーカー（SSW）を配置することで、教育と福祉の連携による子ども支援の充実を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- 市町村によるSSW配置への補助  
政令市・中核市を除く府内市町村の中学校区に1名、SSWを配置できるよう補助を行う。
- 市町村へのSSWSVの派遣  
高い専門性や経験を持つSSWSVを派遣し、市町村雇用SSWへの助言や研修、市町村支援等を行う。
- SSWSVの資質の維持向上のため、毎年度公募審査を行う。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- 配置人数 SWSV…20人
- 所有資格（複数所有あり）
  - ・社会福祉士…13人
  - ・精神保健福祉士…6人
  - ・心理に関する資格…8人
  - ・教員免許所持者…4人
- 勤務形態 非常勤会計年度任用職員

### （4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

#### ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ガイドラインの作成  有 ・ 無
- ガイドラインの内容、周知方法

・これまでの活用事例の実践をまとめ、指針を示した「SSW活用ガイド」を府内全公立小中学校、市町村教育委員会に配付し、市町村におけるSSWの活用促進を図っている。

#### ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・年度当初に府が実施するSSW連絡会において、市町村教育委員会に対し、SSWの果たす役割について説明するとともに、SSWの活用についての理解促進に向けた研修を積極的に実施するよう指導・助言している。
- ・府が実施する市町村雇用SSW向けの研修において、「効果的な教職員研修の方法」をテーマに設定し、SSWが教職員に対し、理解促進に向けた研修を実施できるよう支援している。

### （5）オンラインカウンセリングの実施の有無

- オンラインカウンセリングの実施  有 ・ 無

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

- 市町村雇用SSW、SSWSV、市町村教育委員会担当指導主事

### （2）研修回数（頻度）

- SSW連絡会（兼 研修）…年間5回（うち1回は府内4地区のブロック別に開催）
- SSW育成支援研修（1～2年目のSSWが対象の研修）…年間6回
- SSWミドルリーダー研修（3年目以上のSSWを対象とした、より専門性を高める研修）…年間5回

### （3）研修内容

- 講義（児童虐待防止、ヤングケアラー、不登校、暴力行為、いじめ、関係機関との連携、教職員研修の方法、校内体制構築への関わり等）
- グループワーク（ロールプレイ、協議、市町村におけるSSW活用体制に関する情報交流等）
- モデル事例等の検討（アセスメント・プランニング、ケース会議の進め方、スクリーニングシートの活用、面接の技術等）

### （4）特に効果のあった研修内容

- 様々なパターンのモデル事例において、どのような連携が可能かSSWとCSWが協議し、それぞれの役割分担や留意すべき事項についてイメージを深めた。SSWとCSWを所管する教育委員会、福祉部局がそれぞれの制度面について

情報共有でき、今後の連携の在り方を模索するきっかけにできた。

○府内を4ブロックに分けて実施した地区別SSW連絡会(兼研修)では、府雇用のSSWSVが中心となり、各地区での課題に応じた内容を検討し、実施した。府雇用SVが指導力を発揮し、市町村雇用のミドルリーダー的なSSWとの連携体制の構築にも寄与した。また、併せてスクールカウンセラーやスクールロイヤー、市町村教育委員会担当指導主事と、多職種が連携した学校支援の在り方に関する協議も行い、専門家によるチーム支援の中で、SSWSVと市町村雇用SSWの役割分担を考える機会となった。

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 (  有 ・  無 )

#### ○活用方法

- ・府SSW事業の運用に関する助言や調整。
- ・専門性を生かした連絡会、研修等での講義。
- ・市町村のSSW事業体制への助言及び市町村雇用SSWへの助言や研修。

### (6) 課題

- ・SC、SL等との多職種連携におけるSSWの専門性の明確化とその専門性に基づいた市町村でのSSW活用ビジョンの設定及びSSWの資質向上。
- ・新たに市町村で雇用されるSSWが多く、経験年数の少ないSSWに対する育成。
- ・市町村におけるSSWのミドルリーダーとして、メゾやマクロの観点で活動できるSSWの養成。

## 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

### 【事例1】貧困対策のための活用事例 (①貧困対策、②児童虐待、④不登校)

#### <拠点校型(貧困対策の重点配置)>

父子家庭の小4女子児童(以下、「児童」)は、4年生になり、ほとんど登校できなくなった。校内でSSWを含めたケース会議を行った結果、父が金銭管理をできないことから、月末にはお金が無くなり、児童が十分な食事をとることができない、入浴をできていないこと等が判明した。SSWは管理職とともに要対協の担当機関にネグレクト通告を行う際に同行するとともに、要対協の個別検討会議に参加し、その結果、社会福祉協議会の金銭管理に係る制度や福祉部局の養育支援ヘルパーを父が利用することとなった。SSWは、児童が学校でシャワーを使用する、子ども食堂を利用できる体制を整えるとともに、定期的に父との面談を行い、社会福祉協議会や福祉部局からの支援状況について確認している。生活が安定したことに伴い、児童も登校できる日が増えてきている。

### 【事例2】児童虐待のための活用事例 (②児童虐待、④不登校) <拠点校型(虐待対策の重点配置)>

母の精神疾患により要対協ケースの小3男子児童(以下、「児童」)は、3年生になり、欠席日数の増加や持ち物がそろわないこと等が目立つようになったうえ、これまで児童の連絡窓口であった父とも学校からの連絡が繋がらなくなっていった。児童の欠席が続いたことから、SSWが児童の現認を学校と行うとともに、即座にネグレクト通告を上げるよう学校に助言した。間を置かず、関係機関との連携ケース会議をSSW主導で開催し、必要な支援について検討を行った。母の看病に従事する父と、適切な養育を受けられていない児童の支援を柱に据え、医療、福祉との連携を進めることになった。SSWによる迅速な介入がケースの深刻化を防ぐことになり、児童の生活についても落ち着いてきている。

### 【事例3】⑨性的な被害のための活用事例<単独校型>

小学校高学年女子児童(以下、「児童」)の様子がおかしいことに気づいた担任が、SSW同席にて面談を実施したところ、母のパートナー男性が児童の寝床に入ってくることを判明した。学校は即、児童相談所に通告するとともに、一時保護中の支援についてSSWとケース会議を実施した。SSWは保護者対応や登校した際の配慮事項等を助言するとともに、ワンストップ支援センターとの連携を進めた。その後、保護者対応をSSWが、児童のケアをSCが中心となるよう体制を整えて、児童が安心して学校復帰できるよう備えている。

### 【事例4】⑩民間団体との連携のための活用事例<拠点校型>

昨年から学校を休みがちな中2女子生徒(以下、「生徒」)は、欠席理由が判然としないため、そのままになっていたところ、スクリーニング結果を分析したSSWが指摘したことから、ケース会議を行うに至った。SSWを中心にアセスメントを深めた結果、生徒と母ともに対人不安が強いことが判明した。SSWと担任で家庭訪問し、SSWと母との信頼関係を構築するなかで、生徒の心身の状況を考慮し、地域のフリースクールに行くことから始め、徐々に学校復帰を進めていくことをSSWが提案した。SSWが生徒の不安を和らげるとともに、フリースクールに対しては、学校とともに生徒の様子や今後の方向性を丁寧に話し合った。フリースクールと学校の協力体制がとれるようSSWが関わり、連携を進めたところ、生徒は自信を取り戻し、対人不安も和らいだ。生徒は中3になり、学校へ登校することができるようになっている。

## 【4】成果と今後の課題等

### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・本事業の補助対象市町村において、SSWへの相談件数が29,821件(R2)から、39,255件(R3)に増加した。特に不登校と家庭環境の問題への対応件数が多く、コロナ禍において、児童を取り巻く課題が複雑化、多様化するなか、課題の背景を的確に把握するために、SSWによるアセスメントの必要性が高まったものと捉えている。
- ・SSWが校内及び連携ケース会議に参加した回数が、3,592件(R2)から、4,217件(R3)に増加した。また、SSWの支援により解決、もしくは好転したケース数は3,294件(R2)から4,945件(R3)と増加し、好転したケースの割合も1.6ポイント増加している。校内体制に位置付いたSSW活用が定着し、より適切なプランニングにつながったものと捉えている。

### (2) 課題と課題解決に向けた取組

#### ①昨年度(令和2年度実践活動事例集)に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

##### <課題の概要>

- ・コロナ禍による影響を含め、多様化・複雑化する事案への早期発見・早期対応及び予防的アプローチの確立。

##### <課題の原因>

- ・予防的アプローチに関して、市町村教育委員会における学校支援チームの活用や、学校におけるSSW等専門家を活用した校内体制が十分ではない。
- ・特に小学校において予防的アプローチに関わる会議体等、学校体制の確立の必要性が高まっている。

##### <解決に向け実施した取組>

- ・学校におけるSSW等専門家活用の定着、市町村教育委員会における早期対応に期する専門家による学校支援チームの構築及びチームをより機能させる方策について、SSWSV等を活用しながら指導助言を行う。
- ・地区別SSW連絡会で実施している多職種連携に係る協議において、学校支援チームをより機能させるための、専門家の関わりによる予防的アプローチについて先進的な取組みを共有し、今後の早期対応のあり方について研究を進める。
- ・支援の必要な児童生徒への早期の気づき、早期の対応につなげられるよう、スクリーニング活用を府から市町村教育委員会及び学校に発信していくとともに、学校においてとりわけ小学校でスクリーニングが定着できるよう、教職員向け研修をSSWが実施するように働きかける。

#### ②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

##### <課題の概要>

- ・社会資源との連携を含めた、各市町村での支援ネットワーク充実による子ども支援体制の確立。

##### <課題の原因>

- ・大阪府では、専門家の多職種連携を進めているが、SSWに対しては、迅速な情報収集に加え、社会資源等との支援ネットワーク構築を視野に入れたアセスメント・プランニングを求めている。校内でケース会議を実施し、アセスメントを深める文化は一定、府内において定着してきているが、生徒指導上の課題が多様化、複雑化するなか、さらなる支援のチャンネルの充実を図るとともに、より適切な支援につなげる必要性が高まっている。
- ・新たに市町村で雇用され、経験年数の少ないSSWも存在し、地域の関係機関等の把握に留まっていることから、個々の機関との連携に向けての手順や連携方法を熟知する等、SSWとしての専門性のさらなる向上が必要。

##### <解決に向けた取組>

- ・地区別SSW連絡会において、地域の支援ネットワーク充実について、各自治体の進捗や工夫等について交流し、把握・開拓・構築した支援ネットワークについて、SSWが活用できるよう指導助言を行う。
- ・関係機関との連携に向けたスキルについて、SSWSVによる研修のテーマとして取り上げ、適切なアセスメントに基づいた社会資源連携に必要な準備等について学ぶ機会を設定し、SSWの資質向上を図る。
- ・SSWSVとSCSVによる合同会議を実施し、ケースにおいてそれぞれの専門性をどう発揮し、役割分担するかを検討することから、SSWに求められる専門性について、より明確化する。

# 兵庫県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童虐待や問題行動等の背景にある、児童生徒を取り巻く環境へ対応し、学校と家庭・地域や福祉関係機関との連携強化

### （2）配置・採用計画上の工夫

＜教育事務所配置＞ 学校支援チームの一員とし県内6カ所にある教育事務所に配置

※令和4年度から学校問題サポートチーム

＜市町配置＞ 各市町（政令市・中核市を除く）の171中学校区に配置

### （3）配置人数・資格・勤務形態

＜教育事務所配置＞

ア 配置人数：9名

イ 資格：社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者のうち、教育に関係した経験の実績を有する者

ウ 勤務形態 週29時間

＜市町配置＞

ア 配置人数：171名

イ 資格：原則として、社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有する者とする。ただし、福祉及び教育の分野において、専門的な知識・技術を有する者又は活動実績がある者でも可とする。

ウ 勤務形態：週1日、7時間45分を基本とする。

### （4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

#### ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（有）

○ガイドラインの内容、周知方法

SSWに関する指針をまとめた冊子（「SSWの効果的な活用のために」）やSSWの活動内容や対応事例等をまとめたリーフレットを作成し、県教育委員会のホームページで公開している。

#### ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

令和3年度ひょうご不登校対策検討委員会において、県内の不登校担当教員を対象に、SSWに対する理解促進を図るため、SSWの活動内容等を説明した。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

#### ①SSW連絡協議会

教育事務所配置SSW、市町配置SSW、及び各教育事務所・市町担当指導主事等（希望者）

#### ②SSW合同研修会

教育事務所配置SSW

#### ③SSW活用事業に係る学識経験者（SV）の派遣

教育事務所配置SSW、市町配置SSW

### （2）研修回数（頻度）

①SSW連絡協議会（2回）

②SSW合同研修会（1回）

③SSW活用事業に係る学識経験者の派遣（6回） ※各教育事務所（6地区）で実施

### （3）研修内容

①SSW連絡協議会・・・講義「SSWの資質向上に向けて」「警察組織の理解と警察とSSWとの連携」事例検討「コロナ禍におけるSSWの活動について」

②SSW合同研修会・・・「学校支援チームSSWの活動」

③SSW活用事業に係る学識経験者（SV）の派遣・・・事例検討、ケース会議の持ち方 他



**(4) 特に効果のあった研修内容**

連絡協議会では、兵庫県警察本部との連携強化のため、当該所属職員の参加及び講義を依頼し、SSWとの連携について深めることができた。

**(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法**

OSVの設置 (有)

○活用方法

- ・教育事務所配置SSWについては、県配置SVが各SSWに年1回指導・支援
- ・市町配置SSWについては、教育事務所配置のSSWがSVとして指導・支援

**(6) 課題**

- ・経験年数に差があることから、それぞれの経験に応じた研修内容等の工夫により資質向上を図ることが課題である。

**【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例**

**【事例1】 貧困対策のための活用事例 (①貧困対策⑥非行・不良行為) <SSWの配置形態：拠点校型>**

中2女子Aは母子家庭。母親は離婚後に夜勤のある仕事に就いた。経済的困窮で、きょうだいも帰りが遅く、食事など一人で過ごすことが増えた。他の母子家庭の女子生徒宅へ外泊をしたり、深夜徘徊を繰り返すようになった。学校からA・保護者に働きかけを行い、福祉部局は、生活困窮の支援から養育相談につなげた。

**【事例2】 児童虐待のための活用事例 (②児童虐待④不登校) <SSWの配置形態：拠点校型>**

継父、母、A、弟、妹の5人家族。子どもは母の精神疾患(発達障害)により、父母から面前・心理的虐待を受けている。弟は小学校3年生で不登校状態である。

こども支援センター・市福祉部局が中心となり、家庭と連絡を密にし、家庭状況や子どもの状況を把握している。母の状況が不安定であり、父に何かにつけ八つ当たりをし、手を出したり脅したりすることが頻繁にある。また先日は薬を多量摂取し救急搬送されることもあった。A男が精神的に落ち着ける家庭環境ではなく、弟も不登校状況が続いているため、今後も学校と家庭と関係機関が連絡を密にし、対応する必要がある。

**【事例3】 ヤングケアラーのための活用事例 (⑩ヤングケアラー) <SSWの配置形態：拠点校型>**

中学3年女Aは、父、母、祖父、妹の5人家族。認知症が進み、徘徊などの心配がある祖父の世話のため、学校を休みがちになる。学校はSSWと連携し、生徒の卒業後の相談先、祖父の身上監護の負担軽減などについて、社会福祉協議会のケースワーカーと連携支援を行った。また、相談機関として、進路先の学校と情報共有をし、SNSや電話で24時間いつでも相談できる連絡先を生徒に伝えた。Aは高校に進学し、現在も通学できている。

**【事例4】 教員とSSW等の役割分担等のための活用事例 (⑫教員とSSWの役割分担)**

<SSWの配置形態：拠点校型>

小学校6年生女子児童A、母子家庭、母方祖父と同居している。家庭内では母のクレジットを黙って使用し、母はこども家庭センターにもう育てられないと通報する。母方祖父が養育することになったが、対象児童Aは学校に登校できなくなる。校内ケース会議でアセスメントをし、週1回の家庭訪問をする等、SSWの役割分担を決める。2年半の間、定期的に家庭訪問を行い、関係機関との繋がりができた。無料塾がある施設に週3日通所して数学ができるようになってから週2日全日登校できるようになった。

#### 【4】成果と今後の課題

##### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

##### スクールソーシャルワーカー配置数（教育支援体制整備事業関係分）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
教育事務所	9名 (巡回型)	9名 (巡回型)	9名 (巡回型)	9名 (巡回型)	9名 (巡回型)	9名 (巡回型)
市町	55 中学校区 (拠点校型)	91 中学校区 (拠点校型)	138 中学校区 (拠点校型)	173 中学校区 (拠点校型) ※全中学校区 配置完了	173 中学校区 (拠点校型) ※全中学校区	171 中学校区 (拠点校型) ※全中学校区

○市町のSSW配置が促進され、ささいな事案でも気軽に相談できるようになった。

○教育事務所配置SSWは、市町SSWのSVとして相談できる体制が整い、新人SSWの資質向上や困難な事案への対応が可能となった。

##### (2) 課題と課題解決に向けた取組

##### ①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

###### <課題の概要>

学校現場がSSWの活用について十分理解していないことや、事案が一層解決困難な状況になってからの相談になっていることがあること。また、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有しない教員OBや福祉関係機関OBがSSWの場合、これまでに経験のない相談内容に対しては対応が難しいこと。SSWの制度面としては、週1回の配置では、教員や関係する保護者・児童生徒との人間関係づくりが難しい。

###### <課題の原因>

- ・管理職、教員に対するSSWの理解促進に関する研修の必要性
- ・社会福祉士や精神保健福祉士といった有資格者の確保が難しい。

###### <解決に向け実施した取組>

- ・「SSWの効果的な活用に向けたリーフレット」の作成、配布（※H28～継続実施）
- ・生徒指導担当教員研修や各種研修において職務内容を周知
- ・SSWの資質向上に向け、事例検討を含め、経験を積み上げる研修等の工夫（児童相談所等、関係機関との連携強化）
- ・国に対して、SSWを教職員定数として、全小中学校に配置するよう要望

##### ②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

###### <課題の概要>

学校現場がSSWの活用について十分理解していないことや、事案が一層解決困難な状況になってからの相談となる場合があること。また、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有しない教員OBや福祉関係機関OBがSSWの場合、これまでに経験のない相談内容に対しては対応が難しいこと。SSWの制度面としては、週1回の配置では、教員や関係する保護者・児童生徒との人間関係づくりが難しい。

###### <課題の原因>

- ・管理職、教員に対するSSWの理解促進に関する研修の必要性
- ・経験の蓄積・振り返りができる仕組みづくりの支援の必要性
- ・社会福祉士や精神保健福祉士といった有資格者の確保が難しい。

###### <解決に向けた取組>

- ・「SSWの効果的な活用に向けたリーフレット」の作成、配布（※H28～継続実施）
- ・生徒指導担当研修や各種研修において職務内容を周知
- ・SSWによる校内研修等の実施の工夫により、SSWの理解や、支援を要する子どもの早期発見や

理解を深める。

- S S Wの資質向上に向け、経験に応じた研修等の工夫及び充実（児童相談所等、関係機関との連携強化）
- 国に対して、S S Wを教職員定数として、全小中学校に配置するよう要望していく。
- 本年度から各教育事務所に学校問題サポートチームを設置し、S S W、S C等もメンバーとなって横の連携を取りやすくし、市町教育委員会や学校が相談しやすい体制を整えている。
- 学識経験者の指導のもと、学識経験者作成のスタンダードを活用し、S S Wの資質向上を図っている。

# 奈良県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を用いて、児童生徒のいじめ、不登校、暴力行為等の生徒指導上の課題及び児童虐待、貧困の問題に対応するため、教育的・支援的機能による助言を学校等に対して行うとともに、福祉関連機関等との連携をコーディネートすることで、学校と関係機関とが協働して広域かつ迅速に児童生徒を支援する体制を構築するために配置する。

### （2）配置・採用計画上の工夫

前年度のいじめ等の県独自調査の結果、児童生徒数、市町村教育委員会等との連絡・連携の中での情報交換や派遣スクールソーシャルワーカーからの聞き取りや状況把握等をもとに派遣を計画する。また、採用については、年度毎に社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有する者を対象に公募を行い、提出書類及び面接試験により選考を行う。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

○スクールソーシャルワーカー

人 数：8名

資 格：社会福祉士（7名）、精神保健福祉士（3名）

勤務形態：7時間×週3日×年間44週

### （4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

#### ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（有）・無）

#### ○ガイドラインの内容、周知方法

本事業の実施に係る内容については、「実施要綱」により定めている。内容については、①事業の趣旨、②事業の内容、③職務内容、④任用及び服務、勤務条件等、⑤報酬等、⑥活動記録、⑦保険への加入、⑧その他留意事項、について記載してある。

周知方法については、連絡協議会や各市町村教育委員会への訪問時等にリーフレット「スクールソーシャルワーカー（SSW）の活用について」を市町村教育委員会及び派遣校の担当者へ配付し、説明している。

#### ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

連絡協議会を開催し、市町村教育委員会や派遣校の担当者に周知している。連絡協議会ではスクールソーシャルワーカーが活用事例の報告を行い理解促進に向けた取組を発信した。

スクールソーシャルワーカーの活動が理解されるよう、教職員対象にSSWが研修を行った。

### （5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（有）・無）

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

SSW

### （2）研修回数（頻度）

連絡協議会（年2回）、スーパービジョン会議（年7回）

### （3）研修内容

○連絡協議会

SSWの役割や活用方法について説明を行うとともに、派遣校の活用事例等について報告を行い、効果

的な活用について理解を図った。さらに、スーパーバイザーがSSWの効果的な活用等について講演を行い、理解を深めた。また、市町村教育委員会と学校がSSWを効果的に活用した事例について発表した。

#### ○スーパービジョン会議

各SSWが対応事例を提供し、プランニング等、全体で協議を行った。また、アセスメント力の向上を図るため、学校での支援を想定し、教職員との相談場面についてロールプレイを行った。なお、全ての会議でスーパーバイザーより助言等を受け、専門性と実践力の向上を図った。

### (4) 特に効果のあった研修内容

#### ○スーパービジョン会議

事例検討ではアセスメント（見立て）からプランニング（支援計画）、その後、適切な支援となっているか等の評価について協議した。会議に教育研究所で勤務している教員が参加することで、学校の視点も入れた協議となり、SSWの専門性と実践力の向上を図ることができた。

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置（**有**・無） 2名

#### ○活用方法

- ・スーパービジョン会議の内容についてのアドバイス及び会議でのスーパーバイザー
- ・個別のスーパービジョン
- ・連絡協議会における講演等
- ・ミーティング時、報告があった対応ケースについて助言
- ・対応困難なケース等についてSSWへ助言及びサポート

### (6) 課題

各SSWが的確に学校支援が行えるよう情報共有や支援方法について協議する時間を確保しているが、本県のSSWの勤務形態が常勤でないため、連絡協議会やスーパービジョン会議等の日程調整に苦慮している。

## 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

**【事例1】 貧困対策のための活用事例（①貧困対策、④不登校）＜SSWの配置形態：拠点校型（貧困対策の重点配置）＞**

外国にルーツをもち、生活保護世帯の生徒が登校しなくなった。生徒は祖母との2人暮らしである。家庭訪問を行ったところ、祖母と一緒に暮らすことができなくなっていた。生徒は生活力が乏しく、食事の準備や身の回りのことができない状態であった。すぐにSSWへ相談があった。SSWは教員と共に状況を整理し、支援計画についての相談及び助言を行った。具体的には、生活保護担当課などの福祉部局と学校の連携を促進するための情報共有や行動連携について助言した。また、援助できる親族、NPO等の支援団体、友人などの有無についての確認、援助範囲の確認について、方法や手順などについても助言した。教員へは、生徒の特性に応じた支援や本人の意志をくみ取った支援の重要性を伝えた。

他府県で生活していた母親が戻り、本人との話し合いや関係機関の支援のもと今後の生活基盤を調整し、登校できるようになった。

**【事例2】 児童虐待のための活用事例（②児童虐待）＜SSWの配置形態：拠点校型（虐待対策の重点配置）＞**

学校生活において情緒的に不安定となり、教室に入れないなど個別対応が必要となる日々が続いた。保護者が懇談の中で、子育てに悩んでいることや子どもに強い態度で接してしまっていることを打ち明けた。生徒からも親の態度や言葉が厳しく、耐えがたいという訴えがあった。SSWは、担当教員及び管理職と面談を行い、アセスメントを行った。要保護児童対策地域協議会などの関係機関との連携が必要であること、学校全体で情

報を共有して対応することを伝えた。学校主催の関係機関とのケース会議への参加や関係機関主催のケース会議に学校がどのように参加し、何をどのように伝え、どのような協力を求めるかを整理し、先生方への助言を行った。関係機関との情報共有が進んだことや、関係機関の保護者・家庭への支援、学校の生徒・保護者への支援を継続することにより、生徒の精神的不安定さが軽減している。

### 【事例3】ヤングケアラーための活用事例（⑩ヤングケアラー）＜SSWの配置形態：拠点校型＞

本人が小学生の時に母親が精神疾患を患い、またきょうだいも家庭内で暴力を振るうことが多くなった。そのことで母親の病状も悪化し、きょうだいが家を離れることになった。母親と2人で生活する中で、母親のお世話や話し相手などを行ったり、きょうだいが家に戻って同じことが起きるのではないかと不安になったりして登校が不安定となった。

中学校に進学し、新たな環境のもとどのような支援を行うかについて、学校とSSWで協議した。本人への支援として、担任が中心となり家庭訪問の実施、学習保障の取組、友人関係が途切れないような取組などを行い、信頼関係の構築に努めている。学校が自治体の福祉部局及び要保護児童対策地域協議会、母親の主治医、担当ヘルパーなどとスムーズに連携し、家庭支援を行えるようSSWより助言した。

母親の体調の変化により、登校状況は不安定ではあるが、学校では自らよく話をする姿が見られる。不安な気持ちを担任に伝えることができ、担任は状況を学校内で共有している。今後も本人及び家庭への支援を継続するため、学校と関係機関のスムーズな連携に向け助言した。

### 【事例4】教職員とSSWとの役割分担のための活用事例（⑫教員とSSW等の役割分担）＜SSWの配置形態：拠点校型＞

校内研修として「スクールソーシャルワーカーの役割と支援」について、担当SSWが実施した。本県のSSWは、「学校及び教職員への支援」として、校内の支援体制の構築及び関係機関や地域との連携協働をスムーズに実施できるように助言を行っている。校長より年度当初にSSWの職務について全職員へ伝えているが、この研修で詳しく伝えることにより、SSWの活用が進んだ。

学校が関係機関とスムーズに連携協働するために、次のような役割分担をしている。学校は、事案の情報を収集し整理をする。SSWは、整理された情報をもとに学校の思いが伝わるような関係機関とのつながり方について検討し、助言する。学校は、SSWの助言をもとに関係機関と連携し、家庭等への支援を行う。

役割が明確になることにより、事案に対応する時間を削減でき、教職員への負担軽減につながった。

## 【4】成果と今後の課題等

### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

スクールソーシャルワーカーの活用によって、校内ケース会議等が積極的に行われ、ケース会議に参加する教職員数の増加により、学校が児童生徒に対し、多面的・多角的に支援が考えられるようになった。校内体制の構築が進んでいる。またSSWへの理解が進んだことで相談回数も増加し、継続的な支援を継続できた。

#### 参考

平成元年度	支援対象児童生徒数	958名（うち継続者数575名）
	教職員とのケース会議	開催回数307回 参加教職員数391人、延べ相談回数1,746回
令和2年度	支援対象児童生徒数	986名（うち継続者数522名）
	教職員とのケース会議	開催回数372回 参加教職員数968人、延べ相談回数2,336回
令和3年度	支援対象児童生徒数	825名（うち継続者数379名）
	教職員とのケース会議	開催回数297回 参加教職員数973人、延べ相談回数2,340回

## (2) 課題と課題解決に向けた取組

### ①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

#### <課題の概要>

連絡協議会等でS S Wの活用について周知を行い、拠点校を中心にS S Wの活用が理解され、S S Wに対するニーズが高まってきている。拠点校以外の学校からの相談も増え、S S Wに対する認識も広がってきた。一方で、学校で共有されていないケースを教員個人から相談されたり、S S Wに事案の対応の方向性を求められたりと、チーム学校としての組織的対応が不十分である事例も見られた。

#### <課題の原因>

学校等が「S S Wが何とかしてくれる」という認識をもってしまふことや、S S W自身も学校の意向を受けすぎてS S Wが主体となった対応をしてしまふことが原因である。

#### <解決に向け実施した取組>

教職員への理解促進のため、連絡協議会等でS S Wの活用についての指導主事による説明やスーパーバイザーによる講演を行う。さらに、S S Wによる教職員への研修の機会を強化した。

また、学校に対してS S Wが適切に支援できるように、S S Wを対象とした研修（事例検討等）や打合せの時間を確保し、実施した。その中でスーパーバイザーからの助言等を盛り込んだ。

### ②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

#### <課題の概要>

連絡協議会等でS S Wの活用について周知を行い、S S Wに対するニーズが高まった。拠点校以外の学校からの相談も増えてきている。一方、会計年度任用職員制度のもと、S S Wの入れ替わりが多くなっている。これらの現状から各校でのS S W活用についての理解とS S W個々の認識と力量に差が出てきている。

#### <課題の原因>

拠点校には、コーディネーターがおり、S S Wの派遣回数も多いことからS S W活用についての理解が進みやすい。しかし、拠点校以外の学校においては、事象が発生した際に活用を考えるため、S S W活用についての理解が浅くなってしまふ。

会計年度任用職員制度は、基本的に単年度での採用であり、S S Wの入れ替わりが多くなることもある。新規に採用はするが、S S Wとしての経験が浅い場合もあり、学校等への助言やアセスメント力に差が出てしまふ。

#### <解決に向けた取組>

S S W活用について、学校間などでの理解の差が生まれまいよう、連絡協議会での丁寧な説明や有効活用に関する事例等を発信する。また「S S W活用マニュアル」を作成し、市町村教育委員会がS S Wの活用についての理解を深め、適切に学校を指導できるように努める。

また、S S Wの事例検討会等の研修を実施するとともに、スーパーバイザーより個別スーパービジョンを実施する。新規採用S S Wへは、スーパーバイザーからの講義や学校風土の理解についてなど、研修プログラムの充実に努める。

## 【3】 スクールソーシャルワーカーの活用事例

## 【事例2】 児童虐待のための活用事例（②児童虐待）＜SSWの配置形態：拠点校型（虐待対策の重点配置）＞

段階	取組内容及びSSWが担った具体的な役割（具体的な役割は下線太字）
① 問題の発見	<p>学校生活において情緒的に不安定な様子、教室に入れられないなど個別対応が必要な状況が日常となる。進級後もなく懇談の機会があり、保護者より家庭での養育について悩んでいること、本児に対して強い態度で接してしまうことなどが打ち明けられた。また、子どもからも同様に、家庭で保護者からの態度や言葉が厳しく、そのことに耐え難いとの訴えが聞かれたことから問題として認識されることとなる。</p>
② 学校内での方針の検討	<p>SSWは学校訪問にて<u>担任、管理職と面談</u>し、概況について確認した。</p> <p>問題発見後も継続的に子どもの見守りを通じて家庭での状況や本人の思いなど確認されており、子どもの様子や学校でのかかわり、保護者からの相談やその際の様子などについて情報収集・整理を行った。家庭環境については、家族構成やきょうだいの関係などから課題があることがわかるとともに、子どもの心身の状態や発達においても看過できない状態であることを確認できた。<u>今後の支援について検討のため、アセスメントを実施</u>。</p> <p>SSWより、虐待の可能性や不適切養育の観点から要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」という）との連携について検討が必要であること、保護者への支援が検討できるような関係機関とのつながりやネットワークの構築が望ましいことなどの<u>見立てを伝えた</u>。また、不適切な養育環境におかれる状況や虐待リスク等により、子どもの安全な生活・健全な成長などが権利として妨げられるとの認識を伝えた。</p> <p>面談の段階では、一部の教員間でのみの共有・対応となっていたが、校内支援体制として、ケースの共有や支援方針の検討のための<u>ケース会議開催について確認した</u>。今後の学校訪問にて、支援の状況を確認することとなった。</p>
③ 支援の実施	<p>※本県は家庭訪問や児童生徒および保護者面談等の直接支援を実施していない。活動は学校において校内体制にかかわる支援が中心であり、以下の内容とする。</p> <p>後に、家庭でのある出来事を機に要支援児童として要対協ケースとなる。</p> <p>SSWは<u>校内開催の関係機関ケース会議に参加</u>し、目的や流れの打合せ・振り返りとまとめなど<u>事前事後の支援</u>に入ることを定例とした。このケース会議の参加者は、子どもにかかわる教員と地域の支援者である。</p> <p>会議においては、「子どもにとって最善」であることが見失われないよう投げかけ、困難ケースであるからこそ、学校が課題とすることが常に明確であること、学校・関係機関が子ども支援・家庭への支援などそれぞれに役割をもち、支援の方針や計画等がより共通理解されるよう、適宜伝えることとした。子どもの生活・権利を守るといった<u>福祉的視点の提供</u>も併せて行った。</p> <p><u>要対協ケース会議前後の支援</u>としては、学校から伝えるべき事柄の整理などを行った。教員との面談においてはこども家庭相談センターや要対協、教育委員会との連携のあり方などを確認し、状況に応じた相談・連絡等が円滑となるよう助言を行った。</p>
④ 経過観察	<p>要対協ケースとなったことで、学校とこども家庭相談センターがつながる道筋ができた。保護者自身の求めで関係機関より支援を得ていることなどについても、適宜相談・報告ができる体制となっている。</p> <p>子どもについて、不安定な様子や教室に入れられない状況などは問題発見時より減少しており、このことは学校でのかかわりやケース会議による支援の検討・共有等の積み重ねの成果であると考えられるが、根本的な家庭の課題に関しては継続支援中である。</p>



# 和歌山県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等の児童生徒を取り巻く課題の解決を図るため、学校と関係機関等との連携を一層強化するコーディネーター的な役割を担い、児童生徒の置かれた環境に働きかける人材を、市町村教育委員会や県立学校に派遣（配置）する。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- 県教育委員会が採用し、市町村教育委員会及び県立学校に派遣（配置）する。
- 市町村教育委員会及び県立学校は、派遣（配置）を受けようとする時は、活用計画書を提出する。県教育委員会は、活用計画書及び地域等の状況に応じて派遣（配置）日数等を決定する。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- 29市町村（中核市である和歌山市を除く。）17県立高等学校に、のべ52人を配置
- 実人数32人（社会福祉士20人、精神保健福祉士15人、教員免許状所有者14人）

### （4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

#### ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（有・無）

#### ○ガイドラインの内容、周知方法

- ・全体研修会において、スクールソーシャルワーカー等、県立学校管理職・教育相談コーディネーター及び市町村教育委員会担当指導主事等に対して、県教育委員会の基本理念、課題解決に向けたプロセス、ケース会議の意義やもち方について示した。また、スーパーバイザーが配置（派遣）の拠点校において個別スーパービジョンを行い、周知徹底に努めた。
- ・「不登校問題対応の手引き」「いじめ問題対応マニュアル」「不登校対応基本マニュアル」を新規採用教員等に配付し、スクールソーシャルワーカー等の専門家と共にアセスメントを行う重要性やケース会議の意義やもち方について周知した。

#### ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- 県教育委員会主催の生徒指導研究協議会や県立学校等生徒指導部長会議をはじめとする各種研修会において、スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するよう促した。
- 「不登校問題対応の手引き」を活用して、スクールソーシャルワーカー等を活用した校内ケース会議の持ち方、アセスメントをもとにした取組について、各学校で研修を実施するよう促した。

### （5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（有・無）

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

スクールソーシャルワーカー等、県立学校管理職・教育相談コーディネーター、市町村教育委員会担当指導主事等

### （2）研修回数（頻度）

全体研修会（1回）個別スーパービジョン（15回）、スーパーバイザー協議会（1回）

### （3）研修内容

活動の基礎基本、アセスメントについて、ケース会議の意義や持ち方について、虐待対応について、個人情報保護等に係る法律について、ヤングケアラーについて、学校体制の構築について

#### (4) 特に効果のあった研修内容

アセスメントの重要性について繰り返し研修を行い、その効果や重要性の理解を図ったことや、個別スーパービジョンを実施し、ケース会議の意義やもち方について示した。

#### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S Vの設置 (  有 ) ・ 無 )

##### ○活用方法

- ・研修会の企画・立案等に関わるとともに、スクールソーシャルワーカー等に対する指導助言
- ・研修会及び個別スーパービジョンにおける、各市町村教育委員会指導主事及び派遣（配置）校管理職等に対する助言

#### (6) 課題

- ・スクールソーシャルワーカー等の勤務と、研修の開催時期とのバランスを調整する必要がある。
- ・学校がスクールソーシャルワーカー等を効果的に活用するための体制の構築に係る個別スーパービジョンを実施する回数を増やす必要がある。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】虐待・貧困のための活用事例 (①貧困対策) < S S Wの配置形態：拠点校型 >

高校生A

父親から母親への暴力が原因で、両親はAの高校進学を機に離婚。父親は、定職に就かず職を転々としていたため、Aの家庭は経済的に困窮していた。

Aは、高校入学後から遅刻が多く、友人と過ごすことも少なかった。

精神疾患を抱える母親から、ひとり親家庭の経済的支援について担任に相談があったため、ケース会議を実施し対応策を協議した。

学年主任と担任が母親と面談し、S S Wは外部機関との連携を図った。その結果、Aと母親は経済的支援につながることができ、落ち着きを取り戻した。

#### 【事例2】虐待のための活用事例 (②虐待対応) < S S Wの配置形態：単独校型 >

高校生B

Bは自尊心が低く、過去に自傷行為の経験がある。家庭で安心できない時は、心身の不安定さを見せることがある。

本人が未就学児の時、父親から母親に対して暴力（心理的虐待）があった。本人にも強くあたる（心理的虐待）ことがあり、過去には母親が警察を呼んだこともあった。本人への心理的虐待の可能性もあり、児童相談所は継続的に家庭の聞き取りや観察を実施している。

S Cが本人と面談を実施。他者への緊張感が強いこと、父親との関係が悪いこと、自傷行為の経験を打ち明けることができた。S S Wは、児童相談所から過去の対応等についての情報収集を行った。

現在、本人は、クラスに友人ができ精神的に落ち着いており、学習面でも前向きに取り組んでいる。今後も担任や教育相談コーディネーター、S C、S S Wとの校内支援会議を重ね、児童相談所と連携し支援を継続する。

## 【4】成果と今後の課題等

### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

各市町村教育委員会が所管する拠点校にスクールソーシャルワーカーを派遣したことで、小学校と中学校間で、児童生徒の情報共有をよりスムーズに行うことができた。また、ケース会議等を通じて、適切なアセスメントによる支援が行われた。さらに、学校が、福祉的な視点を取り入れることで、関係機関とどのように連携していけばよいのか等の理解が進み、学校の組織的な対応力向上につながった。

参考：支援対象児童生徒数 令和3年度1632人（令和2年度1208人）

### (2) 課題と課題解決に向けた取組

#### ①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

##### <課題の概要>

スーパーバイザーの指導のもと、的確なアセスメントに基づいた活動ができるなどスクールソーシャルワーカーの力量を高める必要がある。

##### <課題の原因>

有資格者の人材確保が難しく、経験の浅い者が多い。

##### <解決に向け実施した取組>

県教育委員会指導主事とスーパーバイザーが拠点校を訪問し、スクールソーシャルワーカーの効果的な活用方法について管理職と協議した。さらに、具体的な事例についてスーパービジョンを行い、学校の対応力向上とともに、スクールソーシャルワーカーの資質向上に努めた。

#### ②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

##### <課題の概要>

市町村教育委員会所管の拠点校への派遣や県立学校への配置が進んだことで認知度が高まり、年々スクールソーシャルワーカーのニーズは増えている。しかし、スクールソーシャルワーカーの正しい活用方法について、学校の理解不足もあり、効果的な活用に至っていない事例もある。

##### <課題の原因>

有資格者が増えてきているが、慢性的な人材不足である。また有資格者の中でも、スクールソーシャルワークを専門とする者が少ない。そのため、スクールソーシャルワーカーが、学校の要望のままに対応したり、一任されるなど、組織的な対応が不十分な事例も見受けられる。

##### <解決に向けた取組>

有資格者や経験豊富な人材を広く募集するとともに、スクールソーシャルワーカーの活用等について、管理職を対象とした研修に留まらず、教職員への理解促進につながる効果的な研修会を積み重ねていく必要がある。

# 鳥取県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・課題を抱える児童生徒の置かれた環境等の改善に向けた関係機関との連携推進。
- ・校内ケース会議開催の支援や校内の教育相談体制構築の支援。
- ・社会福祉分野における専門的な視点で、児童生徒・教職員・保護者に対する相談活動の実施。
- ・学校におけるすべての児童生徒を対象にした支援体制の強化。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- ・S S Wの資質向上を目的とした県教育委員会主催の新任・現任S S W研修（3回実施・5回計画したが新型コロナウイルス感染症の影響で2回中止）の実施。
- ・S S Wの育成及び資質向上を目的としたS S W育成研修（H27～）を3日間の日程で6講座実施。
- ・事業実施している市町村に県から補助金を交付。各自治体の実情に合わせて週時間数及び年間時間数を設定。
- ・県立高等学校においては、東部地区2校・中部地区1校・西部地区2校に拠点校方式でS S Wを配置し対応している。（県内私立高等学校にも対応している。）
- ・県立特別支援学校においては、東・中・西部各地区の1校に拠点校方式でS S Wを配置。
- ・県教育支援センターへ重点配置。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ・県立学校及び市町村教育委員会ごとに配置人数、勤務形態が異なる。（県10人、17市町村32人配置）
- ・資格（重複あり）①社会福祉士16人 ②精神保健福祉士6人 ①、②を両方有している5人 ③その他社会福祉に関する資格11人④教員免許23人 ⑤心理に関する資格5人 ⑥その他S S Wの職務に関する技能の資格2人 ⑦資格を有していない2人

### （4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

#### ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ガイドラインの作成（有）
- ガイドラインの内容、周知方法

・平成30年7月に「教育相談体制充実のための手引き」を作成。県内の学校に通知するとともに、市町村教育委員会事務局職員等との連絡協議会や研修会等で周知している。

#### ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

・S S W連絡協議会において、本県のスクールソーシャルワーカー活用事業に係る方向性の説明を行うとともに、児童相談所相談課長を講師に迎え、ヤングケアラーの実情と適切な支援について研修を開催した。

### （5）オンラインカウンセリングの実施の有無

- オンラインカウンセリングの実施（無）

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

<県教育委員会主催> S S W 指導主事 学校教職員

### （2）研修回数（頻度）

<県教育委員会主催> 4回/年

現任研修3回、育成研修6講座、連絡協議会2回、新任には別途個別研修を実施

### （3）研修内容

<県教育委員会主催>

「スクールソーシャルワーカーの職務について」「チーム学校を実現するソーシャルワーク」「包括的アセスメントから始まる支援のデザインについて」「ヤングケアラーの実情と適切な支援」「学校の教育相談体制の充実に向けたS S Wの効果的な活動について」「学校・市町村教育委員会との協働（育成研修）」「アセスメントとプランニングの具体」「社会的養護を必要とする子どもたちへの支援（育成研修）」「社会福祉部局との連携について（育成研修）」

### （4）特に効果のあった研修内容

- ・「チーム学校を実現するソーシャルワーク～理論に基づくソーシャルワーク実践～ 神戸学院大学 大塚美和子氏
- ・「包括的アセスメントから始まる支援のデザインについて」立命館大学 愛知県立大学大学院 佐々木氏  
理論に基づくアセスメント・プランニングについての演習を、午前・午後の連続講座（大塚氏・佐々木氏）で実施。

佐々木氏の研修は4年連続で実施。回を重ねるごとに内容のレベルを上げている。

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置 (有)

#### ○活用方法

- ①県立学校への訪問・援助 (SSWへの直接助言・援助) ②SSW対象の「SSW相談電話」の設置 ③関係機関との連携・協働体制づくり (SVとしてのコーディネート機能) ④育成研修、新任・現任SSW研修等の企画運営、準備、研修講師⑤県立学校及び市町村におけるSSWの業務についての実態把握及び分析⑥市町村教育委員会、市町村SSWへの支援

### (6) 課題

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により開催の有無や対面方式からオンラインへの変更など急な対応が迫られる場面が多々あった。今後もその影響がどこまで続くのか不透明な部分があり、安定した研修運営を視野に入れた計画を検討する必要がある。

## 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

### 【事例1】貧困対策のための活用事例 (①福祉保健機関との連携) <拠点校型 (貧困対策の重点配置)>

問題の発見)	母親との関係がうまくいかず帰り渋りのあった生徒。食欲不振やリスクもあった。教育相談とSSWが発見。
課題の明確化)	課題についてSSWが情報収集しアセスメントを行い教育相談部内で共有。校内会議の必要性を検討する。
・アセスメント	生活保護受給の世帯だが、保護者が家計管理やCWとの人間関係や自身の体調に不安を抱えており、経済的な困窮状態の改善の目途が立たない。進路について親子の意見に相違が生じ、生徒の体調に影響を及ぼしている。生徒へのエンパワメント、保護者へのサポートが必要な家庭である。ヤングケアラーの未然防止も必要である。
・プランニング	生徒の希望の確認。進学は困難と思っている保護者の思いを確認 (SSW・教育相談)。保護者の意向を都度確認しつつ、SSWとCWで進学に向けての制度の利用を調整する。校内では、進学は困難との意見を持つ職員に生活保護の制度等についてSSWより情報提供を行う。チーム学校で生徒の進学希望をサポートする。
支援の経過)	進学の費用の目途が立ち、生徒の進学希望が叶う。体調不良を抱える保護者への支援については、SSWが支援機関を「学校」から「地域の公的機関 (CW・保健師) やひとり親支援機関のチーム」へとシフトした。
経過観察)	保護者・生徒本人の同意の上、生徒が進学先でも相談できるよう進学先に情報提供。就学継続している。

### 【事例2】児童虐待での活用事例 (②早期対応、関係機関との連携等) <拠点校型 (児童虐待の重点配置)>

問題の発見)	保護者が飲酒とODでたびたび救急搬送される、と生徒が先生に話した。学校はヤングケアラーと把握。
課題の明確化)	登校状況、家庭・きょうだいの状況、生育歴、生徒の思い等、校内にある情報をSSWの提案で集約する。
・アセスメント	保護者の看病のため学校を休む。家事やきょうだいの世話をしている。保護者より学校へ行かないでとの言動もある。生徒にとっては安心して学校生活を送る家庭環境ではない。きょうだいは不登校。支援機関の関与が保護者に届きにくく地域で孤立していると考えられる家庭についての包括的なアセスメントが必要である。
・プランニング	要支援児童の情報提供を市町村へ行う。(SSWより学校へ提案)
支援の経過)	要保護児童対策地域協議会 (以下要対協) 個別ケース検討会議では、摂食障害、飲酒とODで体調を崩す母の現状を共有の上、学校とSSWからは子どもの学びの環境の保障と、保護者の言動から子どもが受ける影響についての検討が必要と伝えた。家庭への介入の必要性が検討され、食材配達をきっかけに市町村が介入を行った。
経過観察)	市町村担当者と家庭で夜間を含めた連絡体制が作られ、子どもから市町村に夜間もSOSが出せるようになった。家庭には生保CW、訪問看護サービス、保健師が関わり、病院ではMSWが保護者の支援を継続している。

### 【事例3】ヤングケアラーのための活用事例 (⑩ヤングケアラー) <派遣型>

問題の発見)	家事や同居の祖母の介護を保護者からひとりで担わされている生徒の欠席増の相談が、学校からSSWに入る。
課題の明確化)	学校と協議しSSWが生徒との面談を行い教育相談担当に報告。校内会議で家庭や進路の課題を明確にした。
・アセスメント	生徒は心身の疲労から欠席が増えている。面談では「大丈夫です」と言っていたが、生徒自身が自分のおかれた状況を客観的に捉えることができるように生徒へのサポートが必要である。入学時に市町村から要保護児童対策地域協議会 (以下要対協) の登録ケースであるとの連絡は入ったが、その後の市町村の支援は滞っている。
・プランニング	SSWより要対協事務局に継続した関与が必要と連絡。生徒や家族の支援には関係機関の協働をと働きかける。
支援の経過)	関係機関参画の個別ケース検討会議にて生徒の現況や課題を共有、関係機関の保護者支援や祖母へのサービス調整が行われた。関係機関：児相、市町村要対協事務局・高齢者担当課、地域包括支援センター、医療機関
経過観察)	生徒が卒業後も相談できるよう高齢者担当課、地域包括支援センターと生徒との面談をSSWが調整実施した。

**【事例4】教員とSSWの役割分担の事例（②児童虐待⑩教員とSSWの役割分担）〈拠点校型〉**

- 問題の発見)** 保護者の都合で登校ができず、安否確認が困難な状況が続く生徒。別居の祖母の支援で登校できるときもある。
- 課題の明確化)** 校内会議を開催（SSW提案）。生徒は学校に通いたい。保護者はネグレクト傾向。保護者と連絡がとれない。居住地と住民票が異なり学校しか居住地を知らない。生徒が転入する前の家庭背景の情報が少ない。
- ・**アセスメント** 保護者が生徒の養育に限界を感じており、学校に行かせなくてもよいと考えている。祖母は学校に行かせたい。
  - ・**プランニング** 祖母へのサポートと生徒の気持ちの把握を担当と学年団が担う。校内の情報集約・アセスメントシート作成をSSWが担い、学校長がアセスメントシート・SSW作成記録を添付し児相へ通告。家庭への介入を検討する。
- 支援の経過)** 担任・学年団の生徒と祖母へのサポートを受け、祖母が生徒を引き取ることを決意し、生徒保護者が了解する。
- 経過観察)** 生徒は毎日登校できている。引き取り後祖母の生活が困窮しないよう、SSWより支援制度の案内をしている。

**【4】成果と今後の課題等**

**(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果**

年度	件数	問題が解決	支援中だが好転	支援中	その他
R3年度	2288	143	847	1117	181
		6%	37%	49%	8%
R2年度	2484	231	1093	974	186
		9%	44%	39%	8%
R1年度	2197	157	971	906	163
		7%	44%	41%	7%

・R3年度において、問題や課題を抱える児童生徒への支援件数は2288件で、そのうち解決が143件、支援中であるが好転が847件で、その割合は43%だった。

**(2) 課題と課題解決に向けた取組**

**①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組**

**＜課題の概要＞**

- ・SSWの資質向上。時間数の不足。

**＜課題の原因＞**

- ・社会福祉士等を養成する機関が本県に無く、人材を確保することが難しい。SSWの職務、活動内容の理解向上、複雑化する家庭環境を背景とした児童生徒の増加。

**＜解決に向け実施した取組＞**

- ・SSWを採用する課との情報共有や意見交換の機会を設定した。研修会で市町村教育委員会担当者、SSW、教育相談担当教員に対して専門性を生かす具体的な活動事例を紹介した。また、研修会等でスーパーバイザー等による講義を行った。

**②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組**

**＜課題の概要＞**

- ・SSWとしての共通する役割が十分に認識されていない部分があり、各学校の実態やSSWの状況などからそれぞれの活動に任せる部分が大きくなっている。そのため、よりよい対応を共有することが十分にできていない面がある。

**＜課題の原因＞**

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、本来計画していた研修が中止になることがあった。また、研修をした場合にもオンラインでの研修や連絡会であり、実際に参集しての研修ができていない。そのため本来伝えたいことが十分に伝えられていない面がある。

**＜解決に向けた取組＞**

- ・新型コロナウイルス感染症の影響は今だにあるが、感染症対策をしっかりとしたうえで、SSWの集合研修を開催していく。そして、その場でグループ協議の場も設け、意見交換の機会を作り、各学校の実態に即した具体的な対応方法などを検討できるようにする。
- ・他課や市町村教育委員会と連携を取り、意見交換会を通じて各各市町村やSSWの個別の現状を把握したりアドバイスをあつたりする。

# 島根県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、児童生徒を取り巻く諸課題については、極めて憂慮すべき状況にあり、教育上の大きな課題である。児童生徒の問題行動等の状況や背景には、児童生徒の心理的な課題とともに、家庭、友人関係、地域、学校等の児童生徒が置かれている環境の課題が複雑に絡み合っているものと考えられる。このため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて児童生徒が置かれた様々な環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、課題を抱える児童生徒に支援を行う専門家であるSSWを配置し、教育相談体制を整備することを目的とする。

### （2）配置・採用計画上の工夫

#### ○市町村立学校（小・中学校）

- ・ 市町村の実態に応じて予算配分し、委託により市町村で配置している。離島、中山間地域では複数の町村を兼務している者もいる。多くの市町村が派遣型、巡回型による配置である。

#### ○県立学校（高等学校、特別支援学校）

- ・ 定時制高校2校に単独校配置している。その他の県立学校については、学校の要請に応じて派遣できるよう県SSWとして任用しており、市町村と兼務の者もいる。さらに県社会福祉士会に協力を依頼し、会に所属している社会福祉士を県SSWに任用している。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ・ 市町村：36名（18市町村）  
勤務形態…市町村によって異なる
- ・ 県：17名（市町村との兼務あり）  
勤務形態…要請に応じて派遣

（資格：①社会福祉士17名、②精神保健福祉士10名、③その他社会福祉に関する資格10名、④教員免許15名、⑤心理に関する資格12名、⑥その他SSWの職務に関する技能の資格3名、⑦資格を有していない6名）

### （4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

#### ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ・ ガイドラインの作成（有・無）
- ・ 策定と周知方法：「スクールソーシャルワーカー活用事業に係るガイドライン」を策定し、委託先市町村教育委員会、SSW、社会福祉士会等の関係団体に配付している。また島根県教育委員会ホームページに掲載しており、連絡協議会等で説明し周知を図っている。主な内容は、「①事業の趣旨 ②SSWの職務内容 ③SSWの効果的な活用のために」である。
- ・ 市町村教委によっては、活用計画やリーフレットを作成し、周知に努めている。

#### ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・ 県教委主催の教育施策説明会や研修等において、SSW活用事業について説明し、周知を図った。
- ・ 市町村教委によるSSWとの巡回訪問や市町村教委による学校訪問、市町村教委や郡教研主催の生徒指導についての研修会等において周知し、理解促進を行った。
- ・ 各市町村において、校長会や教頭会での事業説明やSSWの理解についての研修を行ったり、SSWが講師を務める児童虐待についての研修を行ったりした。
- ・ 校内研修において、SSWが講師として、架空のケース会議を持ち研修を行った。

### （5）オンラインカウンセリングの実施の有無

- オンラインカウンセリングの実施（有・無）

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

- ・ 県内のSSW
- ・ 市町教育委員会の事業担当者
- ・ 県立学校配置校の事業担当者

### (2) 研修回数(頻度)

- ・ 研修会(年3回)
- ・ 個別のケースに対するスーパーバイズ(必要に応じて)

### (3) 研修内容

- ・ 社会福祉士等の資格を有するSV等による講義・演習
- ・ SSWとして初めて勤務する者や3年未満の者を対象として、初任者基礎研修を実施

### (4) 特に効果のあった研修内容

- ・ 県内児童生徒の問題行動等の状況についての説明
- ・ SSW活動評価プログラム活用の講義・演習

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 (  有 ・  無 )

#### ○活用方法

- ・ 県内のSSWへの指導・助言を行う。また、市町村主催の研修会において、スクールソーシャルワークについての講義、事例検討での具体的な助言等を行った。
- ・ SSWの効果的な活用ができるよう市町村教育委員会及び学校に対して、適宜指導助言を行った。

### (6) 課題

- ・ 市町村立学校については市町村委託により事業展開しており、独自で研修会等を開催してSSWの資質向上に努めているところもある。しかし市町村によって偏りがあり、市町村単独で研修を行うことが困難である場合がある。
- ・ 保護者に対する対応が困難なケースが増加しており、効果的な対応方法などの情報共有が求められるが、研修会の定期的な開催や参加率を高めることが難しい。

## 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

### 【事例1】経済的困窮への活用事例(①貧困対策) <派遣型(貧困対策の重点配置)>

本児童は、登校が不安定であり、養育環境にも不安があることから、学校よりSSWに相談があった。SSWは保護者と面談を実施したところ、父親が失業中で経済的に困窮しており、自宅はライフラインが止まる寸前の状態だった。他にも、介護の問題や、姉の不登校の問題等の課題もあった。

SSWは、まず生活の立て直しのため、生活保護申請を提案するとともに、子ども達の特別児童扶養手当申請のため、病院へ受診同行し、申請手付きを支援した。また、父も療育手帳取得の希望があったため、児童相談所や市役所と相談し、父の手帳取得と障害年金受給の支援を行った。

本児童の支援として、SSWは放課後デイサービスの利用を提案し、利用手続きを支援した。また、家庭への支援として、SSWは介護サービス導入のために地域包括支援センターと連携した。姉についても、高校と情報共有を行った。

その結果、経済的には生活保護でいったん落ち着き、父も就労先を見つけることができた。また、各種手当や年金受給も開始されて、生活保護なしでも生活ができるようになった。本児童は、放課後デイサービス等の福祉事業所の支援もあり、登校状態が改善されるようになった。家庭全体が少しずつよい方向に向かうようになった。

### 【事例2】家庭環境改善のための活用事例(②児童虐待 ④不登校 ⑤暴力行為) <派遣型(虐待対策の重点配置)>

中学3年生で不登校になり、教育支援センターに通うが続き、SSWが家庭訪問するようになった。その中で父が決めたルールを子どもたちに強要し、守れない時には虐待行為もあること、子どもたち同士も非難し合い暴言暴力が頻繁にある状況がわかった。また、子どもはそれぞれ困難さを抱えており、母親一人がその子どもたちの対



応をしていることが分かった。

そこで、SSWは小中学校に加えて、児相・医療・警察・子育て支援担当課をつなげ、家庭支援をしながら子どもを見守っている。

### 【事例3】ヤングケアラーのための活用事例（⑩ヤングケアラー）＜SSWの配置形態：巡回型＞

多子世帯家庭。両親のネグレクトによって要保護家庭の認定があり、現在は要支援家庭となっている。両親は共働きで、両親のどちらかが夜勤で家をあけることもあり、上のきょうだいが下の子の世話を見ないと家庭が回らない状態であった。SSWは学校への定期訪問の中で、この家庭の児童と話すことになり、児童は「自分の家はお金がないから、きょうだいみんな学童には行かず、家に帰っている。帰宅後は自分が、知的障がいの児童の宿題の世話や、提出物の管理をしており、自分の時間を使えない」と話した。町の福祉課が主催のケース会議で、この児童の想いをSSWが話し、知的障がいの児童を放課後等デイサービスの利用をすすめることになった。放課後等デイサービスは給与によって利用料が変動するため、学童よりも安く利用することができた。その後、児童は放課後に自分の時間を使えるようになり、同級生や下級生の女子と放課後に遊ぶ姿が見られた。

### 【事例4】児童生徒と学校外の居場所をつなぐための活用事例（⑪民間団体（NPO団体等）との連携）＜SSWの配置形態：派遣型＞

市内に開設された子ども第3の居場所事業（子どもロビー）の創設にあたり、事前の関係者会への参加、および対応しているケースの保護者や児童生徒へのつなぎを行った。令和3年度SSWが関わってこの施設を利用したケースが3名2家庭あった。つないだあとも、この施設をSSWが定期的に訪問し、スタッフから児童の状況を聞いたり、保護者の思いをスタッフに伝えたりし、よりより支援を行えるように働きかけをしている。

また、不登校児童生徒のうちSSWの紹介により市内にあるフリースクールの利用に繋がったケースがある。ここにもSSWが定期的に訪問し、本人との面談を行うとともに、フリースクールスタッフと児童生徒の情報を共有した。また、中学校卒業後に進路が決まっていない生徒の情報共有の会に行政関係者、フリースクール担当者とともにSSWが参加し、情報共有の場を持った。

## 【4】成果と今後の課題等

### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・ 教職員や保護者向けの各種研修会で周知したり、各学校でも紹介をしたりすることで、相談窓口の一つとして定着してきた。市町村によっては、要保護児童対策協議会に出席し、児童相談所や市役所福祉部局が抱えるケースについて情報交換をしたり、アセスメントや支援についての助言を行ったりすることで、組織的な支援体制の確立が図られた。
- ・ 令和3年度における継続支援対象児童生徒の抱える問題と支援状況では、「不登校」が279件と昨年度同様、最多であった。SSWによる支援等により、約41%が解決または好転につながった。また、「いじめ、暴力行為、非行等の問題行動」の問題は、約62%で問題が解決または好転した。福祉の視点を生かした継続的、効果的な支援が実を結んでいる。

### （2）課題と課題解決に向けた取組

#### ①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

##### ＜課題の概要＞

- ・ SSW活用のニーズの増加やそれに伴って、関係諸機関との連携も増していくことが予想される。そのため、SSWの資質の向上に向けた取組や人材確保、育成が必要である。その反面、SSWの活用についての認識が、地域間や学校間で差があるという現状もあり、課題である。

### <課題の原因>

- ・ これまでの周知により、地域・学校においてSSWの職務等について、徐々に認識が進んできている。人材の確保の面においては福祉に関する資格を有する人材の情報が不足している。また、未だSSW活用について十分に認識がされていないという地域・学校も見られる。

### <解決に向け実施した取組>

- ・ SSWの人材確保が難しい市町村においては、社会福祉士会等と連携し、人材の発掘や情報発信を行った。
- ・ SVを積極的に活用し、知識や技能の習得及び伝授をする機会を設けた。また、SSWが集まる定例研修会を開催し、SSW同士の連携を深め、情報効果や効果的な対応方法を検討した。
- ・ 市町村教委によるSSWとの巡回訪問や市町村教委による学校訪問、市町村教委や郡教研主催の生徒指導についての研修会等において周知し、理解促進を行った。

## ②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

### <課題の概要>

- ・ SSWの周知が進み、学校からの依頼が増えることや、保護者や児童生徒が抱える課題や多種多様なニーズに対応する上で、人材確保と人材育成と資質向上が欠かせない。
- ・ 状況が悪化してからSSWに相談することが多く、効果的な支援につながらないことがある。初期対応の段階からSSWが関わっていく必要がある。

### <課題の原因>

- ・ 保護者が抱える悩みや困り感が多岐にわたることと、学校からSSWへの相談や対応依頼件数が増加している。加えて、福祉制度に関する専門的な知識を求められる場面も増えてきており、幅広い知識と経験が求められる。
- ・ 活用は進んできたが、学校が事案の初期段階でSSWと協働する段階にまでは至っていない。

### <解決に向けた取組>

- ・ 社会福祉士会等と連携し、人材の発掘や情報発信を引き続き行う。
- ・ SSWの資質向上に関する研修会を、SVと相談しながら、計画的に行っていく。また、SSW同士のつながりを深め、顔を合わせる機会を増やし、気軽に相談できるような関係や雰囲気作りを行うことで、研修会への参加率を高めていく。
- ・ 管理職対象研修会や生徒指導担当者研修会、教育相談担当者研修会などの機会に積極的に説明して、事案が発生したときに早い段階から、SSWをはじめとした学校以外の専門職が関わり、ケース会議を開催するように各学校に働きかける。

# 岡山県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為などの問題行動等について、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、適切な課題把握と解決に向けた計画作成を行い、当該児童生徒がおかれた環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、学校や問題を抱える児童生徒及びその保護者に適切な支援を行う。

### （2）配置・採用計画上の工夫

県内各市町村を跨がって、複数のSSWが担当。岡山市立学校を除く、県内全公立小・中・高等学校・中等教育学校に、担当SSWを割当。各SSWは、学校の一員として担当校を巡回訪問すると共に、要請のあった個別ケースについて、市町村教育委員会や地域の関係機関等と連携しながら、児童生徒や保護者、学校に対して支援。各市町村教育委員会の担当指導主事等と地区担当SSWによる定例会議と、各リーダー（各市町村に、リーダーを配置）と県の事業担当者及びスーパーバイザーとの会議を月1回程度実施。県立特別支援学校は、別枠で9名配置。

新規採用者は原則、小学校の担当のみとし、その校区の中学校担当のSSWがフォローできる環境を整えている。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

SSWとして25名採用。SSWに準ずる者として8名採用。保有資格は、社会福祉士23名、精神保健福祉士20名。教員免許13名、その他福祉系の資格13名。県教育委員会の会計年度任用職員として、年間の勤務時間は5時間×週1～5日×42週の計。県立特別支援学校の勤務形態は別枠。

### （4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

#### ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（有・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

（内容）

1. 趣旨
2. SSWの職務内容
3. SSWの配置形態
4. SSWの効果的な活用のために
5. SSWの業務遂行に当たって配慮すべき事項
6. SSWの研修について

（周知方法）

各市町村教育委員会を通じて、各学校へ送付を依頼。また、各種研修等でガイドラインを活用して、SSWへの理解促進や効果的な活用について理解を深めてもらえるように依頼。

#### ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

SSWが、緊急の対応がなくても定期的に学校へ巡回訪問し、各種会議への出席や校内を巡回することにより、些細な事でも教職員からSSWへ相談できるような状況を作ることで、コミュニケーションの中で理解促進を図ることができる。

### （5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（有・無）

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

SSW及びSSWに準ずる者全員対象。

### （2）研修回数（頻度）

新規採用者対象研修が、年度当初に4回10時間。メンターメンティー研修が4時間。全員対象の研修が年3回。スーパービジョンは、各ブロックごとのグループスーパービジョンが年3～4回及び必要に応じて個別のスーパービジョンが可能。

### （3）研修内容

スクールソーシャルワークの専門的基盤や学校教育制度（学校組織の理解や義務教育と高校の違いなど）、関係機関等との連携についての講話（保健福祉の専門家や校長OBなど）、個別の支援ケースの検討、本県の喫緊の課題である長期欠席・不登校対策、貧困に対する支援、ヤングケアラー等についての協議。

#### (4) 特に効果のあった研修内容

関係機関との連携に関する研修においては、他機関の支援内容や、他機関職員からみたSSWの役割について講話を聴くことにより、他機関と上手く連携するポイントや他機関がSSWに対してどのようなことを求めているのかを知り、連携の在り方について協議を行った。

行政主催の貧困に関する研修会においては、各市町村の福祉部局の担当者や社会福祉協議会の担当保健師等と一緒にSSWも参加し、意見交換を行った。研修の内容はもちろんだが、市町村の各担当者を意図的にグルーピングしたことで、地域の支援機関との関係づくりやお互いの役割の確認など、横の繋がりの大切さを再確認してもらうとともに、関係構築にも役立った。

#### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 (  有 ・  無 )

○活用方法

- ・ SVの設置：岡山県立大学と美作大学の教員をスーパーバイザーとして委嘱。
- ・ 活用方法：定期的なスーパービジョン及び、会議・研修会での助言等。

#### (6) 課題

ソーシャルワークをしたことがなかったり、学校現場に入ったことがなかったりするなど経験が足りない新人SSW等が、学校組織を理解した上で、効果的な勤務やソーシャルワークをするための研修の計画と講師の確保をすること。ケース検討を含め、SSW同士が互いに力量を高め合うことのできる研修を企画し、横の繋がりを意識しながら質の向上を図ることが必要である。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】児童虐待のための活用事例 (①貧困対策) <巡回型>

幼い頃より貧困家庭で電気や水道が度々止められていた。入浴習慣が無く、食事也十分ではなかった。本人は真面目な性格で、困っていることを教員や友達に相談したことは無く、学校も気づくことはなかった。

高校生になり、大学進学を希望するが金銭的に難しいため、「受験はしない、友人たちには全部不合格だったと言うつもりなのでそのように対応してほしい。」と担任に相談があり、本人の抱える問題が発覚。対応に苦慮した担任がSSWへ相談した。本人は、外部からの支援を受けることへの抵抗が強く、担任とSSWとで打合せを行い、まずは、担任が丁寧に現状の把握を行うことにした。数回の担任と本人の面接により、問題点が明確になっていった。家を出たいこと、大学進学をしたいこと、幼い頃よりネグレクトを受けていて現在は食事も不十分であることなどが明らかになったため、担任からSSWへ相談することを本人に提案した。

本人とSSWとの初めての面談には担任も同席。SSWは本人とラポールの形成を行い、大学進学及び家から出たいとの意思を確認し、本人を子どもシェルターへ繋いだ。事前にSSWがシェルターに相談し、当日、シェルター理事長による本人の意思確認ができしだい、児童相談所と連携し措置入所を行えるよう準備した。

その後、シェルター経由で自立援助ホームに入所。弁護士が付き、家庭とのやり取りを全て担い、本人は安心、安全な場所で受験勉強に取り組めるようになった。無事、大学を受験し私立大学の特待生となることができた。

#### 【事例2】貧困のための活用事例 (②(児童虐待) <巡回型(貧困対策の重点配置)>

母、本人(小学生・ADHDの診断あり)、兄、叔母の4人家族。叔母は同居しているが、経済面・生活面ともに一切関わりはない。兄弟の仲は悪く兄弟喧嘩が絶えない状況であり、母親が夜勤で家を空けている時に兄弟喧嘩をした際には、本人は夜でも家を飛び出し近所を徘徊し、朝まで戻ってこないこともある。

経済的には、母親の収入のみであり、叔母の経済的支援は期待できない。また、母親は腰や膝が悪く、欠勤となることも多いため、収入も不安定である。母親が夜勤の時や体調不良の時には朝食を食べてこないことも多く、母親は料理を一切しないため、夕食はコンビニ弁当で済ますことがほとんどである。衣類も十分洗濯ができておらず、制服や体操服はいつも汚れが目立っており、私服も数着しかないので、放課後も汚れた制服のまま過ごすことが多い。

そのような状況の中で、経済面の相談やネグレクトの可能性も高いことから、養護教諭からSSWへ依頼。SSWから母親面談の打診があり、SSWが母親と会うことができた。母親からも経済的に困窮しているとの話があり、NPO法人が行っているフードバンクを紹介し、定期的に食糧支援を受けることになった。それにより、本人も朝食を食べる頻度が高くなり、ADHDによるイライラの頻度も低下し、落ち着いて学習に取り組むことができるようになった。また、同じNPO法人より衣類の提供(制服・私服)も受けることができ、本人から進んで気に入った服を洗濯するようになり、衣類の汚れも目立たなくなった。

その他、SSWからの提案により、小学校・中学校（次年度入学を見据えて参加を依頼）・行政の子育て担当課・児相・教育委員会を交えたケース会議を行うことになり、ケースの情報共有と各機関での役割分担などについて整理を行うことができた。ケース会議を定期的に行うことになったが、母親にも会議に参加してもらうようになり、母親・学校・関係機関と歩調を合わせながら支援することにつながった。

その後、母親が脚の手術をするために入院することになったが、事前に児相と情報共有ができていたため、母親の入院中の一時保護を速やかに依頼することができ、無事に本人の安全面や生活が保障されることにもつながった。

### 【事例3】ヤングケアラーのための活用事例（⑧その他（リストカット））〈巡回型〉

祖父・祖母・父・本人（中学生）・弟の5人家族。母は本人が小学校低学年の時に家を出ており、父は留守にしていることが多く、主に祖母が子育てを担っていた。本人が学校で家に帰りたくないと訴え、リストカットの自傷行為もあったことから、祖父の介護が重圧になり学校生活に支障が生じていることが発覚する。学校から父親へ働きかけを行うものの改善されない状態であった。

担任からSSWへ相談。SSWは本人の困り感と支援ニーズを把握するために本人と面談を行う。夜中に介護を担い、睡眠不足と頭痛が生じるなど心身への影響も大きい事が分かり、早急な対応が必要と判断。校内ケース会議を開催し、情報共有を行い、今後の支援策の検討と役割分担を行った。SSWは要対協と連携をとり、担当者から地域包括支援センターと居宅介護支援事業所について情報提供を受けた。SSWは事業所と連携をとり、祖父のショートステイを増やすなど祖母、本人の負担の軽減を図った。その後、学校とSSWとで相談し、拡大ケース会議を開催。中学校・小学校・子育て支援課・児童相談所・保健所・保健センター・地域包括支援センター・居宅介護支援事業所などの関係機関が参加し、家庭内の状況と本人・弟の現状把握とアセスメントを行い、支援策の検討と役割分担、連携の強化を図った。支援の過程で、祖母が精神疾患になったが、学校と各関係機関との連携が図れるようにSSWがコーディネートしたことで、保健師が家庭訪問を行い、祖母の支援に入るなど適切な支援がなされている。担任と養護教諭が定期的に本人と面談を実施。拡大ケース会議は定期的で開催しており、学校と関係機関の多職種連携でチーム支援を継続し、状況は好転している。

本人の状況が改善された要因として、①学校が各関係機関から家庭の状況を聞く中で、本人の過酷な家庭の状況がわかり本人への配慮・支援などについて学校の中で共有できたこと、②学校、担任が本人のSOSをキャッチして早期にSSWにつなぎ、チーム支援ができたこと、③要対協の担当者の動きが迅速で拡大ケース会議の開催など各関係機関に働きかけることができたこと、④各関係機関の担当者もフットワークが軽く迅速な支援ができたことなど、多職種連携でチーム支援ができたことなどが考えられる。

### 【事例4】民間団体との連携のための活用事例（④不登校）〈巡回型〉

小学校中学年の頃から欠席が増加。欠席が続くようになってからは同年代の子どもとの関わりができなくなり、自宅に籠るようになっていた。半年に1回程度医療機関を受診している。本人は海外のバスケットボールのチームが好きで、自宅ではバスケットの試合の動画を見るなどして過ごしていた。保護者は本人の対応に苦慮し、外部機関への相談を希望していることもあり、学校がSSWへ相談。SSWが家庭訪問をして確認をした本人の希望は、一貫して「バスケットボールをしたい」ということであった。学校とSSWとで相談し、登校への動機づけのため、放課後の学校で、教員と一緒にバスケットボールをすることで、生徒がいない時間であれば、時々放課後登校できるようになっていたが、継続した登校には繋がりにくい状態が続いていた。

家庭訪問を継続する中で、本人から「学校を休んでいることで罪悪感がある。同年代の他の生徒にどう思われているかを考えてしまい、学校に行きたい気持ちはあるが不安の方が勝ってしまう。」という発言があった。学校とSSWとで情報共有し、対人不安を軽減するための手立てとして、不登校支援をしているフリースクールへの相談をすすめることに決定。本人の状態から、オンラインでの支援も行っている団体へつなぎ、フリースクール担当者と週1回程度、オンラインでのやり取りができるようになった。最初はバスケットボールの話題が中心であったが、徐々に本人の方から「学習もしたい。」と言い出し、現在は算数と英語の学習をオンラインで継続できている。学校は、他の生徒がいない放課後登校の働きかけを継続しており、学期に数回程度ではあるが登校もできている。少しずつだが、学習に対しても前向きにもなっている。本人がもう少し外に出ることについて前向きな気持ちを持てるようになれば、SSWが仲介役となり、学校とフリースクール担当者とで連携し、学校の別室、放課後登校やフリースクールのフリースペースなどを組み合わせた具体的な支援を検討し、提案する方針である。

## 【4】成果と今後の課題等

### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

H30年度から、岡山市を除く全公立学校に担当SSWを割り当て、派遣型から巡回型へ切り替えたことをきっかけに支援ケースは倍増した(H29年度：655件、H30年度：1,351件、R1年度：1,422件、R2年度：1,337件、R3年度：2,108件)。支援ケースの有無に関わらず、SSWは担当校を巡回訪問し、児童生徒の観察や各種会議への出席、教員との情報交換等を行い、未然防止・早期対応ができるように活動している。また、教職員研修や市教育委員会主催の研修等において、事業理解に向けた内容やSSWの視点からの児童生徒理解、不登校に関する内容の研修等を、精力的に行っている(R3：39回)。これらの活動の中で、支援の必要な児童生徒への直接・間接支援につながったり、学校のソーシャルワーク的視点を広げたりするとともに、組織体制への働きかけにもつながり、学校の対応力向上を図ることができた。

### (2) 課題と課題解決に向けた取組

#### ①昨年度(令和2年度実践活動事例集)に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

##### <課題の概要>

学校のSCとSSWの役割の認識が曖昧で、メンタルケアや発達障害の見立てを学校がSSWに求めることもあり、本来の専門職としての役割に沿った分担ができていないことがある。また、組織的計画的支援に関する会議時間の捻出や、効果的な会議の実施について課題がある。

##### <課題の原因>

SSWの専門性や職務内容についての周知が浸透していない。学校の担当者とSSWが支援の役割分担や、ケース会議を企画するなどのコーディネートができていない学校がある。また、SCとSSWの協働が十分でなく、役割分担をせずに、どちらかが抱え込んでしまっている現状がある。

##### <解決に向け実施した取組>

学校や市町村教委に対して、事業説明の機会を校内研修で作るよう働きかけた。また、SC・SSWの合同研修を開くことで、お互いの役割を再確認し、協働するメリットを伝えた。学校の担当者を明確に位置付け、SSWとの連携を充実させ、SCとSSWが同席するなど、効果的なケース会の開催を推進した。

#### ②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

##### <課題の概要>

引き続き、校内支援者の役割分担及び各関係機関と学校との役割分担を明確にすること。また、学校に対して問題行動等の未然防止や、早期に支援につなぐことの重要性を理解してもらうことで、より効果的にSSWを活用してもらうようにすることが課題である。

##### <課題の原因>

1人のSSWが複数校を担当しているため、1校にかけられる時間に限りがあることから、学校担当者としか情報交換できないような状況がある。また、巡回訪問の利点について、全ての学校に浸透、普及が不十分であるため。

##### <解決に向けた取組>

県教育委員会としては、新規に作成したガイドラインを基に、SSWの効果的な活用に向けた理解を進める。それと併せて、県が作成した統一のSSWのチラシや事業説明の資料を使って、SSWが直接学校に事業方針やSSWの役割を具体的に周知しながら、SSWの活用を促し、より学校とSSWが協働する機会を増やせるようにしていく。また、この取組に必要なSSWの力量を向上させるための、研修会やSV体制の在り方について検討する。

# 広島県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

平成27年度から配置しており、経済状況等、生活環境に課題のある児童生徒の家庭等に対して、効果的な支援を行うため、家庭・地域と学校との連携・協力の支援を行う。

### （2）配置・採用計画上の工夫

市町の派遣申請を受けて、県内22市町の40中学校区及び県立高等学校10校に配置した。各中学校区では、中学校を配置の拠点とし、当該中学校区内の各小学校にも勤務する。

人材確保については、広島県教育委員会ホームページに募集案内を掲示するとともに、広島県社会福祉士会及び広島県精神保健福祉士協会と連携し、会員への周知を依頼した。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

配置は、中学校区または高等学校に各1名とし、SSWは40中学校区・県立高等学校10校に配置した。実人数は39名である。

有する資格の内訳は、社会福祉士19名、精神保健福祉士7名、その他社会福祉に関する資格5名、教員免許22名、心理に関する資格7名となっており、いずれの資格も有しない者は1名である。

勤務時間及び勤務日は、原則として、年間470時間（年間126回を上限）として派遣を受けた市町教育委員会又は県立学校長が定めている。

### （4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

#### ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（有）・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

設置要綱をもとに、「スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するために」というガイドラインを作成して各配置校に配付した。内容については、基本的な役割や職務、効果的な活用のための支援体制について、業務遂行に当たって配慮すべき事項等を記載している。

#### ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

配置校の管理職等に対して、「スクールソーシャルワーカーに求められる役割」というテーマで、SSWスーパーバイザーが講話を行うことで、教職員の理解促進を図っている。また、SSWスーパーバイザーが学校訪問を行い、管理職等に対して、各校の実態に応じたSSWの活用について指導・助言を行っている。

各配置校においては、児童生徒のアセスメントや関係機関との連携についてなど、SSWが、教職員の理解促進のための校内研修を行っている。

### （5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（有）・無）

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

- ・県教育委員会が配置している広島県スクールソーシャルワーカー
- ・広島県スクールソーシャルワーカー配置中学校または高等学校の管理職
- ・県教育委員会からスクールソーシャルワーカーの派遣を受けている市町の教育委員会担当者
- ・関係教育事務所指導主事等
- ・市町教育委員会が配置しているスクールソーシャルワーカー等並びに当該市町教育委員会担当者で参加を希望する者
- ・上記以外で参加を希望する県内の教育事務所等及び市町教育委員会の指導主事等

### （2）研修回数（頻度）

年間3回（第1回：集合研修、第2回：オンライン研修、第3回：オンライン研修）

### (3) 研修内容

- ・ 講義「スクールソーシャルワーカーに求められる役割について」  
(教職員やSCとの関係、他事業との連携、福祉機関との協働などについての講話)
- ・ 講話「効果的な支援につなげるための連携の在り方」
- ・ 講義・演習「児童生徒の生活環境改善に向けた取組の進め方」
- ・ 実践報告「SCとSSWの協働による新中一生徒全員面接の報告」  
「校内・校外での連携の実際～こころ通うチームづくり～」  
「SSWによる校内事例検討の取組～事例検討からチーム学校支援へ～」  
「高等学校でのSSW業務の実際」
- ・ 取組の成果、課題及び事例について情報交換・協議等

### (4) 特に効果のあった研修内容

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための措置等により、オンライン研修が中心となったが、SSWによる実践発表を行い、それぞれの実践に基づく協議を行った。実践や他校の活用状況を知るとともに、学校で勤務する上での考え方等について交流することができ、各自の資質向上に有効であった。

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置 (  ・ 無 )

#### ○活用方法

必要に応じて配置校等を訪問し、SSWへの指導・助言を行うとともに、配置校等に対して、SSWを効果的に活用できるよう学校組織体制について必要な助言を行っている。また、配置校等で実施されるケース会議等や教職員等に対するコンサルテーション及び関係機関との連携等について必要な助言を行っている。さらに、SSW等からの電話等による相談に応じている。

### (6) 課題

- ・ 児童生徒の生活環境や学習環境の改善に向けた取組について、さらに研修を深める必要がある。
- ・ 経験年数に応じて研修内容を変えていくなど、段階的に資質向上を図る必要がある。

## 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

### 【事例1】 貧困対策のための活用事例 (①) <SSWの配置形態：単独校型（貧困対策の重点配置）>

生徒AからSSWに進学に係る相談があり、対応を開始した。母子家庭で生活保護を受給中であり、母親は慢性疾患を抱えながら、生徒Aと妹の養育している。SSWが市福祉課・家庭教育支援員と連携し、CWが母親、担任とSSWが生徒Aを担当する形で、進路に関する対応と家庭状況の調整を行った。その後、生徒A、母親、祖母、担任、家庭教育支援員、SSWが協働して給付型奨学金と学費シミュレーションを行い、進路先についてはJCTが情報提供をした。本人や母親との面談、校外関係機関との連携等、継続的な支援を行っている。

### 【事例2】 児童虐待のための活用事例 (②) <SSWの配置形態：拠点校型（虐待対策の重点配置）>

中学1年の男子生徒のケース。小学校在籍時、親からの虐待があり、児童相談所による一時保護、施設入所等が行われた。小学校では、特別支援学級に在籍。中学校進学に当たり、年度末に担当医師、放課後児童デイクラブ、訪問支援事業所、小学校校長、担任、SSWによるケース会議を開催し、本児の小学校時の支援状況について確認した。また、別に同様のケース会議を母親も交えて中学校において実施した。中学校進級後の5月、SSW、母親を交えて学校でケース会議を実施するとともに、担当医師とクラス担任、SSWが、病院でケース会議等を実施した。ケース会議の内容をもとに、当該生徒への手立てを話し合い、共有するとともに、当該生徒の現状を市の子育て支援課に定期的に報告した。その後、当該生徒による奇声や、担任への反抗的態度等も一部あるが、継続して支援を行うことで、毎日登校するようになった。

### 【事例3】 ヤングケアラーのための活用事例 (⑩) <SSWの配置形態：単独校型>

外国籍の生徒が、日本語に習熟していない家族のために通訳として病院等に付き添い、学校を欠席や早退しがちである。SSWが、本人と家族に対して、民間の医療翻訳ボランティア派遣事業について説明し、住所地の周辺で翻訳ボランティア対応の病院を紹介した。合わせて、地域の社会福祉協議会や教育委員会と連携し、翻訳機の貸し出しや翻訳ボランティアの活用状況や依頼方法について情報提供した。結果として、本人が家族の付き添いのために欠席や早退をすることはなくなった。



#### 【事例4】オンラインカウンセリングのための活用事例（⑬）＜SSWの配置形態：拠点校型＞

不登校児童への対応においてオンラインによる面談を行った。SSWが家庭訪問を行う際に学校のタブレット端末を持参し、児童宅と校内適応指導教室とをオンラインでつなぎ、当該児童とSSW、担当教員、支援員とで対話をする機会を設けた。2学期に2回実施した。3学期、当該児童の校内適応指導教室に登校する日が増えるなど、状況の好転が見られた。

### 【4】成果と今後の課題等

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

令和3年度の支援対象となった児童生徒数は、小学校1,378人、中学校1,538人、高等学校382人であった。

多くの学校において、SSWが課題を抱えた児童生徒についてのケース会議を開催して、アセスメントやプランニングを行った上で計画的に支援したり、不登校児童生徒等の家庭訪問を行い、実態把握をした上で関係機関につなげたりするなど、チーム学校として取組を進める上での重要な役割を果たした。活動記録の「継続支援対象児童生徒の抱える問題と支援状況」について、「問題が解決」又は「支援中であるが好転」となった全体の割合は、52.6%であった。その他の項目の「問題が解決」又は「支援中であるが好転」となった割合は次のとおりである

	いじめ、暴力行為 非行等の問題行動	児童虐待	家庭環境の問題	発達障害等に 関する問題
令和2年度	48.1%	57.1%	76.3%	50.4%
令和3年度	69.7%	78.0%	63.6%	51.3%

#### （2）課題と課題解決に向けた取組

##### ①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

###### ＜課題の概要＞

- ・多くの学校でSSWへのニーズが高まっているが、希望するすべての学校に配置できているわけではない。
- ・校内での連携がうまくいかないために、効果的な支援につなげられないケースがある。

###### ＜課題の原因＞

- ・限られた予算、人材のなかで配置効果を高めるため、配置校を選定し、中学校区においては拠点校方式、高等学校については単独校方式をとっているが、全県をカバーすることはできていない。
- ・SSWが学校文化や求められる役割について十分理解できておらず、チーム学校の一員としての機能が不十分な状況が一部で見られる。

###### ＜解決に向け実施した取組＞

- ・拠点校方式は維持しつつ、地区ごとに担当を割り当てるなど、全県をカバーするための配置形態等を検討する。また、高等学校においても拠点校方式を導入することを検討する。
- ・連絡協議会等でSSWの役割やチーム学校としての取組について周知するとともに、SSWスーパーバイザーによるスーパーバイズを通して資質向上を図る。

##### ②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

###### ＜課題の概要＞

- ・SSWの配置へのニーズが高まっているが、希望するすべての学校に配置できていない。
- ・状況が好転するに至るまでの、継続した支援を行うことができないことがあった。

###### ＜課題の原因＞

- ・配置効果を高めるため、中学校区においては拠点校方式、高等学校については単独校方式をとっているが、ニーズに応じた配置までには至っていない。
- ・各学校において家庭環境等に課題を抱える児童生徒や保護者からの相談件数が増加する一方で、配置時間数の関係上、相談に対応する時間が十分に確保できていなかった。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止措置等により、家庭訪問等を計画的に実施することが難しかった。

###### ＜解決に向けた取組＞

- ・県全体の配置拡充を進めるとともに、相談に対応するための十分な時間を確保できるよう1校あたりの配置時間数を増加する。
- ・配置校等連絡協議会等における講話、実践報告、SSWスーパーバイザーによる学校訪問等を通じて、校内ケース会議の充実や関係機関等との連携の一層の推進を図り、より効果的な支援を講じる。

# 山口県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

福祉に関する専門的な知見を有し、関係機関との連携・調整を行うSSWを県及び市町教委へ配置することにより、ケースに応じたきめ細かな生徒指導体制を構築し、児童生徒を取り巻く環境の改善を図る。

また、困難事案等に適切に対応できるよう、県配置のSSWを県エリア・スーパーバイザー（エリアSV）として位置づけ、市町SSWを支援し、課題の解決を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- 中核都市を除く県内全18市町にSSWを配置
- やまぐち総合教育支援センターに、エリアSVを配置（県立学校対象）

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- 市町SSW（延べ86名・実人数51名）  
社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、公認心理師、作業療法士、介護福祉士、教員免許  
非常勤職員で主に有事の際の派遣型
- 県SSW（エリアSV）（4名）  
社会福祉士、臨床心理士、公認心理師、教員免許  
非常勤職員：4時間×5日×3名、4時間×3日×1名

### （4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

#### ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ガイドラインの作成（有・無）
- ガイドラインの内容、周知方法

・ SSWの役割、支援の重要性、SCとの連携、ケース会議の持ち方等についてまとめた「SSW活用マニュアル」「SSW実践事例集」を市町教委及び各学校に配布し、周知を図っている。

#### ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- 年度当初に県が実施する連絡会において、SSWの活用事業について市町教育委員会指導主事等に対して周知を図っている。
- 県立特別支援学校を対象に、「SSWの業務に係る校内研修への講師派遣」を行い、SSW業務への理解や事例へのコンサルテーション等についての研修を実施している。
- 教職員が受講する研修において、SSWが講義を実施している。

### （5）オンラインカウンセリングの実施の有無

- オンラインカウンセリングの実施（有・無）

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

山口県においてSSWとして活動している者、県・市町教育委員会のSSW活用事業担当指導主事。

### （2）研修回数（頻度）

- ① 県教委が主催し、上記対象者を一堂に集めて、年1回実施。  
※ 令和3年度については、「新型コロナウイルス感染拡大防止」のため書面開催。
- ② 県及び全19市町でSSWの資質向上研修を実施。  
※ 県及び全市町で各年1回実施。

### （3）研修内容

- ① 県主催の研修会
  - スーパーバイザーによる講義及び事例発表資料の送付  
（テーマ）「社会資源を活用した効果的な支援 ～エコロジカルソーシャルワークの実践～」
- ② 県及び全19市町でSSWの資質向上研修
  - 活動の見直し、振り返り等を行い、指導主事やSVが、SSWに対して、学校への支援等について指導・助言を行う。

### （4）特に効果のあった研修内容

- ルーブリック評価を活用したSSWの活動点検、教育委員会との連携強化を図る研修。

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 (  有 ・  無 )

#### ○活用方法

- 市町SSWだけでは解決困難な事案に対し、必要に応じスーパーバイズを行う。

### (6) 課題

- 市町が雇用するSSWによる実践報告や課題について協議を行う等、地域ごとの横のつながりを意識した研修を検討したい。
- 新型コロナウイルスの長期化の影響により、今後も、児童生徒及び保護者に関わる問題が多様化、複雑化してくることが考えられるため、スクールソーシャルワーカーが様々な事案に適切に対応できるよう、法令研修やオンラインカウンセリングへの対応等、スクールソーシャルワーカーの資質・対応力向上のための研修を実施する必要がある。

## 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

### 【事例1】不登校のための活用事例 (④不登校、⑧その他) <SSWの配置形態：派遣型>

母子家庭、不登校のケース。母親は精神的に落ち込んでしまうことが多く、本人はネット依存で体調不良が多く、不登校状態。自宅から学校までの距離も遠く、教員が家庭訪問してもなかなか母子へ会うことができず、連絡も取れない状態であった。SSWは、家庭訪問し、母親の連絡の取りやすい時間帯や方法を確認。午前中は体調不良のことが多いため、夕方頃がよいことを確認した。また電話は精神的に負担になることが多いので、メールでの連絡を中心に行うことにした。

母親との連絡や面談ができるようになってからは、信頼関係が構築でき、母親の受診に繋がった。そのことから家庭環境の改善につながり、本人の体調も少しずつ改善していった。登校できるようになってからは、本人と教員との関係性も強化でき、無事に希望どおりの進路へ進むことができた。

### 【事例2】暴力行為のための活用事例 (②児童虐待、⑤暴力行為) <SSWの配置形態：派遣型>

母子世帯(DVによる離婚)における、母・本人への兄による暴力行為。本人の訴えにて発覚。SSW介入後、学校と連携し、本人と母へは緊急時対応として警察への通報を助言するとともに、警察への協力要請を行った。兄の在籍する学校や、市町子ども課への情報提供を行い、要支援児童として、要対協ケース会議開催。警察、児童相談所を含めた家庭支援ネットワークを構築。随時情報の共有ができる関係性となったことで学校を始め各支援機関の孤立・負担感を軽減、状況に即した子どもへの声掛けが可能となった。児童家庭支援センターへ母親相談を結び付け、相談員・心理士による2人体制での家庭訪問を開始。兄との接触を試み、兄への保健・福祉の介入をめざしている。現在、本人の希望で、協力者である近所の母方祖母宅に本人の生活場を移し、安全を確保した。本人は、母・兄を案じつつも、家庭には支援が入っていることに安心し、受験に向けて頑張ることができるようになっている。

### 【事例3】⑩ヤングケアラーのための活用事例<SSWの配置形態：派遣型>

父子家庭。父親は障がい者手帳取得しているが、年金を支払っていなかったため受給はなく、生活保護を受給している。障がい福祉サービスは、家庭への介入が深いので精神的に負担であることを理由に、父親は拒否していた。高校生の本人は家事を担いながら、父親の情緒的ケアを担い、家庭は生活困窮状態である。児童相談所も関わっており、本人を一時保護した時期もあったが、本人は自宅に戻ることを希望した。自宅に戻ってからは、父親が支援者を受けつけず、誰も家庭へ介入できない状態であった。

SSWは、フードバンクの食糧支援をきっかけに家庭訪問し、父親との信頼関係を構築していった。関係性が構築できてからは、父親の情緒的ケアの一部を担うことで、本人の負担を軽減することができた。本人へもカウンセリングを行ったり、生活が困窮しないよう定期的に連絡をとったりすることで、生活の質を確保していった。また自宅はごみ屋敷状態であったが、時間をかけて生活環境整え、勉強ができる場所を確保した。本人は、体調不良で学校を休みがちであったが、家庭環境が整ってからは改善し、学校での成績も向上した。

### 【事例4】⑪民間団体(NPO団体等)との連携<SSWの配置形態：派遣型>

山口県では、フードバンクを行っているNPO法人与県内SSWで連携をしている。夏休みと冬休みの年2回、子ども宅食便として、自宅にまとまった食料品を送る仕組みができています。SSWは、介入が難しい家庭への訪問のきっかけとして、この仕組みを活用している(※ただしソーシャルワークを伴わせることで、ただのばらまきにならないよう留意している)

また、県内各圏域にあるフードバンクの倉庫へSSWが出向き、適時食料品を活用できる仕組みもある。家庭訪問のきっかけや急な出費による生活困窮を防ぐための手法の一つとして、活用している。さらに、フードバンクからの情報提供で、各地域にあるこども食堂などの情報をSSWのメーリングリストで共有している。

## 【4】成果と今後の課題等

### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 令和元年度～令和3年度の「スクールソーシャルワーカー活用事業」における活動記録から「継続支援対象児童生徒の抱える問題と支援状況」について

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
延べ件数	800件	1,020件	987件
「問題が解決」又は「支援中であるが好転」	341件	473件	378件
継続支援対象児童生徒の抱える問題の好転率 (解消+好転)	42.6%	46.4%	38.3%

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
支援の対象となった児童生徒数	731人	777人	788人
年間勤務時間数	9,976時間	9,797時間	10,012時間

「支援の対象となった児童生徒数」「SSWの年間勤務時間数」について

- 令和3年度に、スクールソーシャルワーカーが、継続的に支援した事例の総件数は987件、継続支援対象児童生徒の抱える問題の好転率（解消+好転）は38.3%であり、前年度と比較すると総件数・好転率ともに減少している。
- 支援の対象となった児童生徒数は788人であり、前年度と比較し11人増加している。また、SSWの年間勤務時間数は10,012時間であり、前年度比較し215時間増加しており、SSWの活用は増加傾向にあるものと考えられる。
- 学校だけでは解決することが困難な事案について、専門的な知識を持つSSWが他機関につながりことで課題の解決につながったケースもあった。

### (2) 課題と課題解決に向けた取組

#### ①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

##### <課題の概要>

- SSWの質の高い支援や関係機関との連携等により事態が好転するケースも多いが、家庭の養育環境や貧困問題、児童虐待など、SSWの家庭介入支援等を行っても、早期の解決が困難な事案が増加しているため、SSWの負担が増している。
- 社会福祉士や精神保健福祉士等、SSWとしての資格を持つ人材の確保及びSVの育成・増員が必要である。
- 多様なニーズに応えるために、SSWの資質向上を目的とした更なる研修の実施が必要である。

##### <課題の原因>

- SSWへの要請件数や複雑な問題を抱えた児童生徒が増加する状況において、SSWの人員が十分に確保できていないこと。
- 報酬面、活動時間等、待遇改善が必要である。
- 学校が迅速かつ的確に解決できるようにするためにも、教職員を対象とした研修機会を増やし、SSW等の外部の人材や関係諸機関と適切に連携して、対応できるようにする必要がある。

#### <解決に向け実施した取組>

- S Vが各市町教育委員会を訪問し、各市町が雇用するS S Wに対し助言、研修等を行い、S S Wの資質向上に努める。
- S S Wの待遇の改善（活動時間の拡充に向けた予算の確保、非常勤から常勤、正規雇用への移行等）を図る。
- 校内研修会や生徒指導部会、教育相談部会において、S S Wが講師となって「関係機関との連携の進め方」や「事例の検討」についての研修等を実施し、学校とS S Wとの連携強化に向けた研修会の充実を図る。

#### ②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

##### <課題の概要>

- S S Wのニーズが高まっている一方で、S S Wの人員が十分に確保できていないこと。
- 各学校に対するS S W支援についての周知は進んできたが、問題が長期化したケースでの支援要請があった。早い段階でS S W支援につなげられるよう、各学校においても、効果的な連携を図っていくために、S S Wの活用について見直し・検討をしていく必要がある。
- S S Wの家庭介入支援等を行っても、早期の解決が困難な事案が増加しているため、S S Wの専門性を高めるための研修やオンラインを活用した支援の充実、情報交換の機会を確保する必要がある。

##### <課題の原因>

- 市町教育委員会からのS S Wの増員、派遣時間の拡充など要望が強いが、予算には限りがあるため、S S Wの増員等、事業の拡充が困難であること。
- 課題を抱える児童生徒に対して、S S Wの効果的な活用を行う等、学校における組織的対応の体制づくりが構築できていないことが考えられる。
- 限られた配置人数や決められた勤務時間という状況の中で、児童生徒の支援に勤務時間が費やされ、地域ごとの情報共有や事例検討等を行う機会が少ないこと。

##### <解決に向けた取組>

- S S Wの資質向上や学校に対する支援の充実を図る上でも、S S W配置拡充に努めるとともに、非常勤から常勤、正規雇用への移行等、S S Wの待遇の改善を図る。
- 支援の必要な児童生徒への早期発見・早期対応につなぐために、S S Wが講師となって校内研修会を実施するよう働きかける。
- 令和4年度にS S W 1名を正規雇用した。S S Wの専門性やスキルを高め、S S Wが学校や関係機関と連携強化を図れるよう、研修内容の充実や市町への助言等を行い、S S Wのさらなる資質向上を目指す。

# 徳島県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、児童虐待等、生徒指導上の諸課題に対応するため、スクールソーシャルワーカーを県内の市町村教育委員会及び学校等に配置・派遣し、児童生徒が置かれた様々な環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを利用したりして、問題を抱える児童生徒の支援を行う。

### （2）配置・採用計画上の工夫

定期的な配置と、学校からの要請に応じた派遣を組み合わせることにより、継続的な事案と緊急的な事案に対応できるよう工夫している。また、スクールソーシャルワーカーの採用に当たっては、任用基準を社会福祉士や精神保健福祉士等の専門的な知識・技能を有する有資格者としており、より専門的な知見からの支援が期待できる。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

令和3年度は26人を配置・派遣した。（内16人が市町村教育委員会配置）

所有資格は社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士

勤務形態 ○市町村教育委員会配置：年42週、週1回、1回6時間

○県教育委員会配置（要請派遣）：1回2時間程度（令和3年度実績：派遣回数9回）

### （4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

#### ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（有）・無）

#### ○ガイドラインの内容、周知方法

徳島県スクールソーシャルワーカー設置要綱及び実施要綱を作成し、公立学校の校長会及び生徒指導主事研修会等においてスクールソーシャルワーカーの活用について周知した。また、スクールソーシャルワーカー活用ガイドラインを作成し、スクールソーシャルワーカーの効果的な活用や業務に当たって配慮すべき事項について通知した。

#### ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

効果的な活用を推進するため、教職員向けのチラシを作成・配付し、教職員への理解促進に努めた。

### （5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（有）・無）

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

スクールソーシャルワーカー及び市町村教育委員会担当者

### （2）研修回数（頻度）

○連絡協議会・・・年2回

○徳島県スクールソーシャルワーカー協会による定例研修・・・月1回

### （3）研修内容

○スクールソーシャルワーカーの職務と役割、関係機関との連携についての協議

○事例検討会（スクールカウンセラー、スクールロイヤーとの連絡協議会）

### （4）特に効果のあった研修内容

○スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーとの連携による教育相談体制の充実について協議し、支援体制の構築に努めた。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（有）・無）

#### ○活用方法

○事例検討会を通じて、スクールソーシャルワーカーへ指導・助言を行う。

○学校等に対して、児童生徒の実態把握、適切な支援方法等について指導・助言を行う。

## 〔6〕課題

解決しなければならない問題が複雑化、多様化、深刻化している。児童生徒、保護者、教職員に対してのスクールソーシャルワーカーの周知や、スクールカウンセラー、スクールロイヤー等との連携によるチーム学校の機能強化を推進する必要がある。

## 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

### 【事例1】不登校生徒に関する家庭支援の活用事例（①貧困対策 ④不登校）

#### ＜派遣型（貧困対策の重点配置）＞

#### ○児童の実態

中学校男子生徒、小学校男子児童共に自室に閉じこもり不登校となっている。夕方に学校以外の場所で担任と面談を行うことはできているが、生活習慣は乱れ、特にゲームの時間が増えている。最近、母親が再婚し、生活保護、児童扶養手当の支給が停止している。小学校男子児童は病院での定期的な受診が必要であるが、学校は児童の病状、生活状態等を把握することができていなかった。

#### ○対応と成果（学校からの要請を受け、スクールソーシャルワーカーが対応）

家庭への支援が必要であったため、中学校、小学校、福祉課、スクールソーシャルワーカーが情報共有のためのケース会議を行った。まず、小学校男子児童の病状の把握に努めるため、母親と面談を行い病院への同行支援や病状の情報提供を依頼した。その後、訪問看護につなげることができ、現在は服薬がきちんとできるようになった。

### 【事例2】ネグレクトによる不登校の活用事例（①貧困対策 ②児童虐待 ④不登校）

#### ＜派遣型（虐待対策の重点配置）＞

#### ○生徒の実態

中学校男子生徒は両親が離婚後、母親と生活している。母親が心身不調でネグレクト状態となり、食事をきちんととっておらず、家もゴミが散乱している。学校へは週1回程度、別室登校をしている。欠席が続く場合は担任が家庭訪問を行うが、母親、生徒共に自宅から出てこない状況にある。スクールカウンセラーと生徒は信頼関係ができており、来校日に合わせて登校してくる。

#### ○対応と成果（学校からの要請を受け、スクールソーシャルワーカーが対応）

学校は福祉課、児童相談所等と連携をとっていきたいが、できていない状況が続き、事態が好転することはなかった。スクールソーシャルワーカーが関係機関とのケース会議をコーディネートし、アセスメント、支援の方策、役割分担について共通理解を図った。母親への福祉サービス、児童相談所の介入など、それぞれの機関が対応した結果。現在、生徒は登校日数も増え、学習にも前向きに取り組む姿が見られるようになってきている

### 【事例3】ヤングケアラーによる不登校の活用事例（②児童虐待 ④不登校 ⑩ヤングケアラー）

#### ＜派遣型（虐待対策の重点配置）＞

#### ○生徒の実態

小学校女子児童は母親、保育所に通う弟と生活しており、母親は心療内科に通院している。現在、母親が心療内科に通院している間は、弟の保育所への送迎や食事の世話などを行うため、小学校へは登校しない。母親の通院の頻度が多く、ほとんど登校できていない状況にある。

#### ○対応と成果（学校からの要請を受け、スクールソーシャルワーカーが対応）

学校はスクールソーシャルワーカー、福祉課と連携し、ケース会議で情報共有を行い、母親への支援について共通理解を図る。母親との面会がなかなかできない状況であるが、今後、通院の頻度を減らすため訪問看護を利用するなど、社会資源の活用を提案していく。

### 【事例4】各専門家の特性を生かした活用事例（⑫教職員とSSW等との役割分担）＜派遣型＞

小学校男子児童は、授業中に落ち着きがなく対人関係でトラブルが頻発している。保護者は、学校で起こったトラブルは教員、周囲の生徒が原因を作っていると訴え、攻撃的に教員を責めるのみで、解決の糸口がつかめなかった。

管理職、担任、養護教諭、スクールカウンセラーで情報共有を行い、児童と保護者への支援を分けて考えていくこととなった。スクールカウンセラーは、保護者との面談を行い、その後スクールソーシャルワーカーも交え、医療機関での発達検査の必要性を保護者に説明し、その後の放課後デイサービスの利用にもつなげていった。学級で落ち着ける環境を担当が整え、児童のトラブルの頻度も少し減ってきている。保護者も落ち着いてきた児童の様子を感じれたことや、相談できる環境が整ったことで、前向きな発言も増えてきている。今後も、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの継続した支援が必要である。

## 【4】成果と今後の課題等

### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

児童生徒の問題行動のうち、その対応に苦慮する事例については、学校の要因、家庭の要因、本人の要因などが複雑に絡み合ったものが多く、深刻な事例が増加している。専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカーを派遣することにより、児童生徒の実態把握や支援方法、関係機関との連携について適切に対応することができた。特に、ケース会議においてスクールソーシャルワーカーが関係機関との連携が円滑に進むようコーディネーターとして大きな役割を果たしている。

また、本事業の評価については、学校及びスクールソーシャルワーカーが実施報告書を作成し、県教育委員会に提出することにしており、事業の内容や効果について確認し、今後の参考となるよう活用している。

スクールソーシャルワーカーの市町村配置は5年目となり、学校等への周知も進んできた。そのためスクールソーシャルワーカーへの相談件数も増加している。

※スクールソーシャルワーカー相談件数 R3年度：5, 119件 (R2年度：3, 731件)

### (2) 課題と課題解決に向けた取組

#### ①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

##### <課題の概要>

児童生徒の生徒指導上の諸課題が複雑化・多様化する中、学校だけでは解決が困難な事例が増加し、スクールソーシャルワーカーと他の専門家が連携する体制の構築が課題である。

##### <課題の原因>

児童生徒の抱えている問題や置かれている環境は複雑化・多様化・深刻化しており、スクールソーシャルワーカーと他の専門家の連携が必要となる機会が増加している。

##### <解決に向け実施した取組>

学校等に配置・派遣しているスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・スクールロイヤーによる活用モデル事業を通じて、ネットワーク体制の構築と連携強化を図るとともに、専門家と学校との効果的な連携や協働の在り方について検証に取り組んだ。

#### ②今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

##### <課題の概要>

学校とスクールソーシャルワーカー等の専門家が有機的に連携するネットワークの構築を図る。

##### <課題の原因>

児童生徒の生徒指導上の諸課題が複雑化・多様化する中、課題に応じた適切な支援や対応を行っていく必要がある。そのため、専門家と連携した多角的な議論が重要となっている。

##### <解決に向けた取組>

学校と専門家が連携し支援の方向性を考えるスクリーニング会議やケース会議を推進していく。



# 香川県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

市町・学校組合立の小・中学校（以下「公立小・中学校」という。）においては、心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校等の児童生徒が置かれている環境の問題等を背景に抱えた不登校児童生徒が多いため、SSWを活用した専門的な指導・支援を行うことを主な目的としている。

県立学校においては、スクールカウンセラー（以下「SC」という。）を配置し、その結果中途退学率、不登校率は減少傾向にある。しかし、生徒達は家庭環境等に関する課題を抱えており、その問題解決に向けて個別支援や家庭、関係機関との連携を行って対応する必要があるため、スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）を配置している。

### （2）配置・採用計画上の工夫

公立小・中学校については、市町・学校組合立教育委員会（以下「市町」という。）がSSWを配置するための経費を補助するとともに、県教委が委嘱するSSWを市町や学校の要請に応じて派遣し、市町が雇用するSSWへのスーパービジョンや教職員へのコンサルテーションを行っている。

県立学校に対しては、各学校からのSSW派遣要請の多い学校を拠点校とし、そのほか定期的に派遣する学校、要請があれば派遣する学校で1つのグループをつくる拠点校方式を採用している。令和3年度は15グループあり、グループ内で派遣日時の調整等を行っている。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- 県立高校・中学校…10名を拠点校に配置し、全ての学校に派遣  
（社会福祉学科等の大学教授2名、社会福祉士5名、精神保健福祉士6名、重複あり）
- 県教育センター…社会福祉士（精神保健福祉士）1名、元児童相談所職員（臨床心理士）1名を配置し、各学校やSSWの要請に応じて派遣。社会福祉学科等の大学教授1名を、県SSWとして委嘱し、市町及び各学校の要請に応じて派遣
- 市町が雇用するSSW…14市町32人

### （4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

#### ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（有・無）

#### ○ガイドラインの内容、周知方法

毎年度、SSW活用事業の実施要項を見直しており、派遣できる可能性の高い曜日、支援内容等を周知している。公立小・中学校については、関係通知文を出すとともに、年度当初の市町教育委員会教育長会議や小中学校長会等で周知している。県立学校については、SSWの効果的な活用等についての内容のSSW活用ガイドラインを策定し、第1回教育相談連絡協議会で周知している。

#### ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

年2回、県立学校の教頭、教育相談担当教諭、SC、SSWが出席して連絡協議会を実施したり、各学校において、教育相談の現職教育研修会を設定したりしている。

### （5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（有・無）

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

- ①公立小・中学校に派遣するSSWと、市町が雇用するSSW
- ②県立学校のスーパーバイザー（以下「SV」という。）、SSW、SC、県立学校の教頭、教育相談担当者
- ③県立学校SSW

### （2）研修回数（頻度）

- ① 年12回
- ② 年2回
- ③ 年2回

### (3) 研修内容

#### ① S S W等月例研修会

関係機関からの講話、事例検討、児童養護施設見学、情報交換、警察OB等で構成するスクールサポートチームとの合同研修 等

#### ② 第1回教育相談連絡協議会

##### 【配布資料】

- ・ ネット・ゲーム依存予防対策学習シートについて
- ・ 文部科学省・厚生労働省の副大臣を共同議長とするヤングケアラーの支援に向けたプロジェクトチーム取りまとめについて
- ・ 文部科学省通知「子供や若者を性暴力の当事者にしないための『生命（いのち）の安全教育』の教材について」
- ・ 高松圏域自立支援協議会 発達障害部会「おとなになるための本」

#### 第2回教育相談連絡協議会

- ・ 講演「性犯罪を受けた児童・生徒への支援について」
- ・ 研修報告「教職員支援機構 教育相談指導者研修会」
- ・ 事例報告「教育相談体制の整備と事例報告」
- ・ 研修「ネット・ゲーム依存予防対策について」
- ・ 研修「高校生 生活ハンドブックについて」
- ・ 研修「ヤングケアラー支援について」
- ・ 情報交換「各校の教育相談体制の整備状況について」

#### ③ S S W 研修会

- ・ 情報提供・高校教育課 S S W 活動に関して
- ・ 義務教育課・高校教育課での S C 勤務での考察等
- ・ 事例検討

### (4) 特に効果のあった研修内容

- 事例検討
- S S W、S C 及び教育相談担当教員等における、校内支援のあり方について研究協議
- 不登校の未然防止に向けたチーム対応の在り方について研修・協議を行い、S S Wとしての役割を確認
- 関係機関との協議
- 記録の取り方や活用法、事例検討会の進め方についてのワークショップ
- コロナ禍において、各学校における教育相談の支援状況について情報交換

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ S V の設置 (  有 ) ・ 無 )

#### ○活用方法

- ・ 県教委が委嘱する S S W を S V として、要請に応じて市町や公立小・中学校に派遣
- ・ 県立学校においては、学校からの要請に応じて派遣

### (6) 課題

- 事例検討等の研修を定期的に行い、各教育委員会・学校においてより効果的な S S W 活用方法を検討する必要がある。
- 市町が雇用する S S W の配置促進を行っているが、都市部から離れた市町においては人材不足が課題となっている。また、経験年数の浅い S S W も増加しており、各種団体と連携した S S W の育成・確保と、S S W の資質向上に向けた研修会等の開催が必要である。
- 研修に参加する S S W が固定化されており、S S W 全体の資質向上に向けた取組みを検討する必要がある。
- 勤務形態、勤務日の違いにより、学校、S S W、S C 間の情報共有と実際の対応にタイムラグが生じる。
- 派遣される日数、時間数が少なく、相談や支援に必要な時間が十分とれていない。また、近年、相談件数の増加に加え、多様化、複雑化する課題を解決するための十分な時間数がない。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

※【事例1】は別様式に記載

【事例2】学校でできる支援を整理してのための活用事例（②児童虐待 ⑧その他）＜SSWの配置形態：拠点校型＞

以前から家庭での関わりに関して不十分な様子が伺えた児童が、授業中に教室外へ出たり、友人に強い口調で発言したりする様子が頻繁になっていった。要保護児童でもあったため、要保護児童対策地域協議会事務局を中心とした個別ケース会議を行った。ケース会議では、児童の取り巻く環境を整理する中で、学校は児童に身近な存在であり、その児童へ中心となって関わる役割を担うこととなった。養育環境から生じる愛着問題も抱えていたため、SCや専門機関からの助言も参考にしながら、その児童に寄り添って対応ができる教員は誰であるのか、その対応が意味することは何か、同級生との繋がりやその関係性への理解を共有した。「誰かと繋がりたい」思いを抱く児童にSSWだけでなく日常的に繋がることのできる教員が誰に当たるのかを整理し、その繋がり強化に向けて支援を行った。また、関係者が家庭の思いを中心に動いていた傾向もあったため、本人の思いの確認の必要性もSSWから伝え、本人と家庭との折り合いを関係者にもお願いし、支援の方向性の軌道修正を行った。学校でのキーパーソンを中心とした本人への関わりと共に、関係機関・者を中心とした家庭への支援とを連動させながら、本人の支援を学校と関係機関・者で連携して行っている。

【事例3】孤立家庭への介入に向けた活用事例（⑩ヤングケアラー）＜SSWの配置形態：拠点校型＞

中学生が保健室で家族の介護（高齢者）やきょうだいの子育てについて話したのを機に、校内でSSWやSCも交えて情報共有し、生徒への支援を検討した。まずは、生徒本人と話す機会を改めて設定し、家庭の状況と生徒本人の困り感を確認した。その相談内容から、地域包括支援センターや子育てに関する行政相談窓口へSSWから連絡を取り、生徒のきょうだい関係のいる学校とも連携し、関係機関を交えたケース会議で対応策・役割分担を行った。また、生徒の保護者とも話す場の設定を行い、保護者自身にも困り感があったため、社会資源等の利用に関してSSWと共に活用に向けて動いていった。幼い子どもたちへの働きかけや高齢者への介護に関しては、関係機関からも家庭への支援を検討することで、生徒本人への負担感の軽減だけでなく、家庭だけで抱え込まない状況づくりへと繋げていっている。

【事例4】学校と関係機関との連携促進の活用事例（⑪民間団体（NPO団体等）との連携、⑫教員とSSW等の役割分担）＜SSWの配置形態：拠点校型＞

発達障害の疑いのある生徒が長期欠席が続き学校に全く登校できず担任とも会えていないため、SSWが家庭訪問を行う中で本人と1対1の関係性を構築していった。SSWが本人と関係構築を行い、改めて学校と本人との関係構築に繋げていくことを意識しながら、学校ともその都度情報共有しながら支援を行った。なお、生徒の状況（本人の特性、家庭や学校、地域等のアセスメント）から、学校への登校よりも、個別対応が可能な民間団体を活用して、家以外の居場所を確保することの必要性を感じたため、生徒や家族、学校と共に民間団体の利用を進めていった。その民間団体を学校も見学し、生徒が民間団体を利用している日にはSSWだけでなく学校も可能な時には顔を出すようにしていた。生徒が民間団体の利用を少しずつ増やしていく中で、生徒や家族、学校、民間団体で共有しながら、少しずつ学校への登校（行事への参加も含む）を検討し実践していった。なお、民間団体と学校との連絡調整を最初はSSWが行っていたが、何回か定期的にケース会議（生徒の現状と今後の方向性の共通理解や役割分担の確認など）を重ねていくうちに、学校と民間団体とが直接連絡を行うようになった。生徒は、本人の状況に応じて学校と民間団体を併用しながら、本人の進路に向けて取り組んでいるところであり、その状況を民間団体と連携しながら進めている状況である。

### 【4】成果と今後の課題等

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- SSWの活動が学校のニーズに応えるものとなっており、公立小・中学校では、家庭訪問等を通じたアセスメントが指導に役立ったという報告や、人間関係を構築するグループエンカウンター等の実施が、問題行動の未然防止の観点から効果があったなどの報告を受けている。
- SSW等月例研修会の内容が、SSWの基礎形成や実践に有効なものとなった。
- 公立高校の不登校生徒数は、昨年度と比較すると増加しているが、これは昨年度、感染症対策による長期休業があったことが減少に影響していると考えられる。指導中の生徒のうち、継続した登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった生徒の割合は、昨年度より増えており、引き続き根気強い支援が必要だと考えている。

#### （2）課題と課題解決に向けた取組

- ①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組  
＜課題の概要＞

- ・ S S Wの資質向上
- ・ 教育相談体制の充実
- ・ 市町における S S Wを活用したさらなる指導体制の充実
- ・ 中学校 S S Wと高校 S S Wの連携不足

#### <課題の原因>

- ・ S S W同士の活動に対する認知度の低さ
- ・ 市町における S S Wを活用した指導体制の不十分さ
- ・ 教育相談担当コーディネーターや学校の S S Wに対する理解度の低さ
- ・ 学校の希望する派遣時間を確保できておらず、時間が限られており、S Cと S S Wが連携できる時間が持ちにくい。
- ・ 各校種の S S W情報交換の不足

#### <解決に向け実施した取組>

- ・ ガイドラインを活用し、S C、S S W及び学校がお互いの役割について理解を深め、効率よく連携を図ることによる教育相談体制の充実
- ・ S S W同士の情報交換の確保
- ・ 各種団体と連携した S S Wの育成・確保
- ・ チーム学校連絡協議会におけるグループ協議
- ・ 県予算を確保するよう努めるとともに、限られた派遣時間を効果的に活用できるよう、各校より参考となる事例をいただき、共有している。
- ・ S Cと S S W及び教員が互いの情報を共有できるよう、連絡協議会を開催し、連携を進める。

### ②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

#### <課題の概要>

- ・ S S Wの資質向上
- ・ 市町教育委員会や各学校と S S Wの活動の連携体制
- ・ 各学校への十分な派遣時間の確保。
- ・ S Vの活用

#### <課題の原因>

- ・ S Vの派遣回数が少ない
- ・ 若年の S S Wの資質向上の不十分さ
- ・ 各校種の S S W情報交換の不足。
- ・ S Vの活用について、学校、SSWの理解不足とともに、SV活用についての働きかけが必要

#### <解決に向けた取組>

- ・ 実地研修や助言者を招いての事例検討
- ・ S Vの派遣の工夫（巡回型、定期的な派遣）
- ・ 研修会の開催による若年の S S Wの資質向上
- ・ 経験年数別でのグループ討議等の研修内容の工夫
- ・ S Vによる各市町教育委員会等へのアプローチ
- ・ S S W研修会において、各校種の連携体制充実に向けた取組。
- ・ S S Wの派遣時間増加に向けて予算確保

## 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

## 【事例1】本人と繋がるキーパーソンづくりのための活用事例（②児童虐待、④不登校）＜SSWの配置形態：拠点校型＞

段階	取組内容及びSSWが担った具体的な役割（具体的な役割は下線太字）
① 問題の発見	<p>小学生2名のきょうだいのいるひとり親家庭で、2人とも長期欠席が続いていた。弟は運動が好きで、担任が家庭訪問をすると一緒に遊ぶことが出来たが、兄は人間関係を構築するのが難しく、担任と会うことが難しかった。母親は「無理強いはしたくない」と言い、特に子どもへの働きかけはしていない。</p> <p><u>今後の方向性に不安を抱える学校がSSWに相談した。</u></p>
② 学校内での方針の検討	<p>学校の教職員とSSW、SCでケース会議を行った。</p> <p>①児童の置かれている環境を整理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・誰（関係機関等も含めて）と誰がつながっているのか。</li> <li>・子ども一人一人の状況に会う支援について</li> </ul> <p>②目標の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・弟に対しては、担任を中心に関係構築をしながら、少しずつ会う場を学校へとつなげ、できることを増やしていく。</li> <li>・兄に対しては関係構築に悩む担任とSSWと一緒に関わることによってまずは1対1の関係構築を目標として設定。</li> <li>・家庭訪問のSSWの同行には、母親なりの思いの理解や、必要に応じて家庭へ介入する状況づくりを意識する。</li> </ul>
③ 支援の実施	<p>児童の発達段階から、担任が成長モデルとしてなること、担任と関係構築をすることで学校の魅力にもつながり、教室や同級生へとつなげていくきっかけにする必要性についてSCから助言があり、本人の心理的な面と環境的な面とが連動しながら支援を行っている。</p>
④ 経過観察	<p>関係構築のスキルを直接もしくは間接的にSSWがサポートしながら、児童と教員とのつながりを構築・強化・維持できるよう継続して家庭訪問を行っている。</p>

# 愛媛県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など児童生徒の問題行動等に対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて児童生徒や保護者等の相談に応じ、関係福祉機関等とのネットワークを活用して問題を抱える児童生徒に支援を行う。

### （2）配置・採用計画上の工夫

実施主体である市町教育委員会が、各地域の実態に応じて配置を行っている。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

ア 配置人数 19市町が33名のスクールソーシャルワーカー（以下SSWという。）を配置した。また、県教育委員会が3名のスーパーバイザー（以下SVという。）を配置し、要請に応じて市町に派遣する体制をとった。

イ 資格 市町教育委員会が、教育や福祉の分野において活動経験のある者から任用した。（退職教員20名、社会福祉士かつ精神保健福祉士1名、社会福祉士5名、その他（元福祉施設職員等）7名）（参考）SV：大学教授1名、社会福祉士1名、精神保健福祉士1名

ウ 勤務形態 33名の配置の内訳は、単独校型0名、拠点校型15名、派遣型10名、巡回型8名であり、原則1日4時間、年間90日として実施した。

### （4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

#### ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（有・無）

活動方針等に関する指針は策定していないが、本事業の実施要項に示しているSSW等の職務内容等を基に市町教育委員会が事業実施計画書を策定し、各学校に周知している。

#### ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

学校だけでは解決困難な事例について、どのように地域や関係機関とつながって解決していくかという視点の助言を、SSWが教職員に対して行っている。

### （5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（有・無）

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

県内SSW33名

### （2）研修回数（頻度）

スクールソーシャルワーカー連絡協議会（年1回）

### （3）研修内容

SVによる講義や各SSWの活動事例に基づくグループ協議を行った。

### （4）特に効果のあった研修内容

SSWがよりよい相談活動を進める上で必要となる視点や方法について、具体的に学ぶことができた。グループ協議では5人1組の6班に分かれて、他地域のSSW等と、より一層充実した活動に向けての話し合いが熱心に進められ、支援の在り方や相談体制作りについて、SVから適切な助言が行われた。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（有・無）

#### ○活用方法

県教育委員会に3名配置し、市町教育委員会の要請に応じて派遣し、SSWの備えるべきノウハウや連携の取り方等について指導・助言する体制をとった。また、スクールソーシャルワーカー連絡協議会におけるアドバイザーとしても派遣した。

### （6）課題

SSWの経験や活動スキル、各市町で異なるSSWの配置方法等の違いによらず、全てのSSWの専門性やスキルを高め、SSWが学校や関係機関と広く連携を取ることができる力を身に付けられるよう、研修内容の充実を図る。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】不登校傾向にある生徒及び家族支援の活用事例（④不登校、⑦その他）〈拠点校型〉

生徒Aは、2年の2学期に不登校となった。家庭環境は、母子家庭であり、精神障害の叔父（母の弟）及び介護が必要な実母がいるなど、母子の負担となっていた。

そこで、生徒指導主事とSSWが、町の福祉課に家庭の支援を依頼したところ、叔父は職業訓練学校に通い、母娘は転居することで家庭環境が好転し、生徒Aも3学期に入ってから休まず登校し、教室で過ごすことができるようになった。

生徒の問題に家庭が影響する場合、教員が立場上踏み込めない状況でも、行政や福祉との連携が必要なときにはつなぎ役としてSSWが必要な支援と家庭の理解を深めよう努めた。

#### 【事例2】不登校傾向の生徒及び家族支援の活用事例（④不登校、⑦その他）〈巡回型〉

生徒Bは、1年の2月から不登校傾向が続いた。母親は平日仕事で家を空けており、父親は放任の状態のため、本人の基本的な生活習慣が身に付いておらず、生活環境も劣悪であった。

SSWが中心的な役割を担い、本人との関係づくりはもちろん、保護者の困り感に寄り添い、信頼関係の構築に努めた。また、市福祉総合相談センターの相談支援員との連絡を密にして、保護者の教育力の向上を図るとともに、民生委員に地域での見守りを依頼した。各関係機関との連携を図った結果、両親の生活状況が改善したことで、親子を取り巻く環境が好転し、SSWが訪問して一緒に登校することができるようになった。

#### 【事例3】※「⑧性的な被害」、「⑨ヤングケアラー」についての該当事例なし。

#### 【事例4】県外在住の保護者と連携するための活用事例（⑬オンラインカウンセリング）〈拠点校型〉

支援が必要な生徒の県外在住の保護者とオンラインカウンセリングを実施した。初対面かつ長時間でのやり取りが予想されたため、顔が見えるオンラインの面談は保護者の安心感につながった。個室で通信環境が整備されている部屋の確保が必要である。

### 【4】成果と今後の課題等

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

令和3年度に33名のSSWが継続支援した件数は1,034件で、前年の1,160件とほぼ横ばいである。そのうち、不登校に関するものが581件、家庭環境に関するものが137件、発達障害等に関するものが96件、いじめ、暴力行為、非行等の問題行動に関するものが12件である。また、「支援中」が511件（49.4%）で、状況の改善のために継続して取り組んでいる。

#### （2）課題と課題解決に向けた取組

##### ①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

###### 〈課題の概要〉

SSWの対応事例について、より一層複雑で、対応が困難なケースが増えている。

###### 〈課題の原因〉

不登校児童生徒数の増加や不登校期間の長期化、支援が必要である児童生徒を取り巻く家庭を中心とした環境の複雑化が原因であるとみている。

###### 〈解決に向けた取組〉

SSWの専門性やスキルを高め、SSWが学校や関係機関と広く連携を取ることができる力を身に付けられるよう、SVを活用し、SSWの研修内容の充実に努めるとともに市町独自の研修実施の呼び掛けを行った。

##### ②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

###### 〈課題の概要〉

SSWへの相談件数のうち、不登校に関するものは前年より増となっている。また、SSWの活用状況は、学校によって差がある。

###### 〈課題の原因〉

近年、不登校の要因が複合的であるケースが増え、学校内で不登校を解決することが困難になっている。また、SSWの有用性について、各学校による理解が不足している場合がある。

###### 〈解決に向けた取組〉

SSW、学校、関係機関等が連携を強化し、不登校の個別の状況に応じたきめ細かな支援を行う。また、SSW活用の有用性や効果的な連携の在り方について、県教育委員会が主催する生徒指導主事研修会を含む多様な研修の機会を捉え、周知を図る。

# 高知県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

生徒指導上の諸課題の背景にある児童生徒の心の問題をはじめ、家庭、地域、学校等における児童生徒の置かれているさまざまな環境に対して、社会福祉等の専門的な知識と技術を用いて働き掛け、課題を抱える児童生徒及びその保護者に支援を行う。

### （2）配置・採用計画上の工夫

市町村教育委員会（以下「地教委」とする）からスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」とする）の配置希望を受け、県教育委員会（以下「県教委」とする）で検討のうえ、事業委託内容を決定している。地教委は地域の実情に応じて、地教委、学校、教育支援センター等の教育機関にSSWを配置している。また、県立学校には県教委が直接SSWを配置している。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

全市町村（学校組合）及び全県立学校を対象に、76人のSSWを配置している。所有資格は多い順に教員免許（34人）、社会福祉士（21人）、心理に関する資格（15人）、その他社会福祉に関する資格（12名）、精神保健福祉士（11名）、その他SSWの職務に関する技能の資格（8人）となっている。勤務形態の内訳は、巡回型36人（47.4%）、派遣型25人（32.9%）、拠点校型10人（13.2%）、単独校型5人（6.6%）、となっている。

### （4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

#### ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（有・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

「活動方針等に関する指針（ガイドライン）」について、原案を策定中である。なお、SSW市町村委託要項及び県立学校派遣要綱には事業の趣旨等を明示しており、初任者研修会や連絡協議会において適宜周知を図っている。

#### ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

事業説明会や連絡協議会等を通じて、SSWの職務等について教職員の理解を図っている。また、全公立学校に配布している校内研修資料の中で、SSWの効果的な活用についての内容を盛り込み、活用を促進している。特に校内支援会においてSSWの専門的な見立てのもと、支援を行うことについて周知徹底を図っている。

### （5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（有・無）

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

①初任者研修会・・・SSW初任者

②SSW連絡協議会・・・SSW、市町村担当者

③教育相談体制の充実（チーム学校）に向けた連絡協議会・・・SSW、SC、市町村・学校担当者

④SSW研修会・・・SSW

### （2）研修回数（頻度）

①年2回

②年1回

③3年間で県内6ブロックを一巡する

④年3回

### （3）研修内容

①初任者に対しスクールソーシャルワークに関する知識や技能等についての理解を深め、専門性の向上を図る。

②公的援助制度や支援機関等の社会資源に関する情報をSSWに提供し、効果的な活動や行動連携が行える資質の向上を図る。

③事例検討や研究協議により支援の質を向上させ、それぞれの専門性を生かした効果的な学校の相談体制の構築に資する。

④毎回、SSWを取り巻く状況に関するテーマを設定し、講演形式にて知識を深め、専門性の向上を図る。

### （4）特に効果のあった研修内容

初任者研修ではスーパーバイザーが講師となり、ソーシャルワークに関する基本的な知識、技能について参加者の実情に応じた指導があり、初任SSWの力量形成を行うことができた。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（有・無）

○活用方法

スーパーバイザー等設置要綱を定め、市町村及び県立学校の求めに応じて年間1~2回（1回あたり2時間）のスーパーバイズを行い、SSWの専門性を高めるための支援体制を整えている。

### （6）課題

本県のSSWは教育分野での活動経験のある人材の採用が多く、専門性や実践力の更なる向上を図ることが必要であるため、令和3年度よりSSW研修会を新たに設定し、年間3回開催した。



### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】家庭支援のための活用事例（①貧困対策、④不登校）〈巡回型〉

中学生Aは不登校状態にあり、担任が家庭訪問を重ねるが事態が改善されないとし、担任からSSWに相談があった。不登校のほかにPTA会費等1年分滞納があり、学校からの滞納連絡以降、電話に応じない状況があった。そこでSSWが家庭訪問に同行し、父母と関わりを持つようにしたところ、徐々に父母と話をすることができるようになり、その中で母が体調を崩し仕事ができなくなったこと、税金等の滞納や負債があること、母が父に家庭の経済状況を全く話していないこと等が判明した。SSWは母の病院受診に同行するとともに、役場での滞納料金の整理等に繋げ、また法テラス、社会福祉協議会、税務署等への同行支援も行った。その結果、母の体調が安定して仕事ができる状態になってきており、父母とで役割分担をするなど、関係改善に至った。また、A自身も家庭生活が安定するにつれて登校できるようになった。

#### 【事例2】家庭環境改善のための活用事例（①貧困対策、②児童虐待）〈巡回型（虐待対策の重点配置）〉

B（高校生）が食事を十分に取れていない等、生活状況を心配する相談がコーディネーターからSSWに入り、支援を開始した。母親の健康状態が良くないことから、食事の用意や住環境の清掃などを十分行っていない状況が判明。母親自身も問題意識を感じていないことから、市の福祉部署や児童家庭支援センター、子ども食堂等と連携しながら、食料支援や清掃支援を行うなどして保護者との関係を構築していった。また、SSWが定期的にBと校内で面談を行い、生活状況や困りごとを確認し、必要に応じて担任やコーディネーターと情報共有・支援の方向性を確認した。その後、母親の体調の悪化に伴いBは一時保護ののち施設入所となるが、母親については医療機関に繋ぎ、入院について説得することができた。その後、母親は回復に向けてリハビリを行うようになり、Bも進学に向けて意欲的に学校生活を送り始めた。

#### 【事例3】家庭を見守るための活用事例（①貧困対策、②児童虐待、⑩ヤングケアラー）〈巡回型〉

生活保護家庭であり、夜間放置やネグレクトで以前から心配されていた家庭。2年ほど前にC（小学生）が家に帰ってこないという事案があり、福祉部署も関わっていた。SSWも事案以降はCと定期的に面談を行うなどし、家庭状況の把握に努めていた。Cの家庭に新たにきょうだいが生まれた頃、下の子が床に落ちている煙草を食べそうになったことや、生まれたばかりの子どもの面倒をCがみていること、衣服に汚れが見られるといった状況がCの話から判明したため、支援会を開催した。支援会には児相、警察、学校関係者、民生委員等も参加し、今後の方針についてそれぞれ役割分担を行い、支援を開始した。SSWは母親と信頼関係を結ぶ役割を担い、家庭訪問を通して家庭の状況を定期的に把握し、適切な支援に繋ぐなど、関係機関で見守る体制を整えた。

#### 【事例4】卒業後孤立しないための支援者へのつなぎの活用事例（⑪民間団体（NPO 団体等）との連携、⑫教員とSSW等の役割分担）〈巡回型〉

高校生Dは精神疾患があったが、本人が受診拒否するなど医療を適切に受けられていない状況があった。その影響でDの体調が悪くなり、授業を受けることができず、卒業後の進路が心配される状況に陥った。加えて、Dはこれまで福祉部署への相談や福祉制度・サービスの利用歴がないこと、親子共に他者とつながることに拒否感があったため、卒業後に社会的に孤立する可能性も心配された。そこでSSWが関わり、母親と信頼関係を結ぶことから支援を始めたところ、徐々に自身の思いを話すようになった。その際、母親は自身が抱える不安やDの進路についての思いなど、様々なことが整理できていないような印象を受けた。そのため、Dとの関わりや支援、進路のことは担任へ、母親の不安などの相談はSSWへ話すといった役割分担を行い対応することとした。SSWは母と面談を重ねる中で利用可能な福祉制度の確認などを行い、母親の不安感の軽減に努めると共に、Dと母を精神保健福祉士（PSW）のいる訪問看護ステーションへと繋ぎ、PSWの協力のもと、Dが適切に医療を受けることができる状態を作った。

## 【4】成果と今後の課題等

### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

県内の全市町村（学校組合）にSSWを配置し、全中学校区の小学校、中学校の児童生徒に対応できる支援体制をとっている。また、県立学校への配置も拡充し、全県立学校の児童生徒にSSWが支援を行うことのできる体制が整った。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響もあり、保護者から訪問を拒否されるなど家庭への介入が難しい状況もあるが、そのような中でもSSWが粘り強く支援を行っている。その結果、令和2年度と比較すると、支援対象児童生徒数に対する継続者数の割合が大きく増加しており（令和2年度74.0%、令和3年度81.1%）、児童生徒を取り巻く課題が困難ななか、継続した支援につなげている。

### (2) 課題と課題解決に向けた取組

#### ①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

##### <課題の概要>

関係機関との連携が市町村によって十分行なえていない部分がある。

##### <課題の原因>

認識や理解が不十分であることや、これまで連携を行った経験が少ないことが考えられる。

##### <解決に向け実施した取組>

各種研修会、連絡協議会において理解を図った。また、市町村福祉部局とSSWの連携について、市町村の福祉担当部署と教育教育委員会の双方に依頼を行った。

#### ②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

##### <課題の概要>

学校と市町村の保健・福祉部署との更なる連携強化

##### <課題の原因>

各市町村によって、学校と保健・福祉部署の連携状況に差がある

##### <解決に向けた取組>

ア 全市町村を訪問しての県と市町村のそれぞれの教育委員会、福祉部署等との連携状況についてのヒアリングと連携強化についての依頼

イ 説明会や研修会等を通して、学校と福祉部署が連携し、支援を行った好事例の紹介

# 福岡県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

- (1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的  
児童生徒が置かれている環境の改善を図る等、社会福祉的な観点から課題解決を図るSSWを活用して、学校の教育相談体制を充実させ、不登校やいじめ等生徒指導上の諸課題の解決に資する。
- (2) 配置・採用計画上の工夫  
推進市町村を指定し、9小学校または中学校を拠点校として配置。SSWの他に生徒指導支援スタッフを9小学校または中学校に、SCを3小学校または中学校に配置。6教育事務所管内にそれぞれSSWSVを配置。
- (3) 配置人数・資格・勤務形態  
ア 配置人数：合計15名（うち、6名はSV）  
イ 資格：「社会福祉士」及び「精神保健福祉士」等  
ウ 勤務形態：年間35週。SSWは週8～12時間の勤務。SVは週4時間の勤務
- (4) スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組
- ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法  
○ガイドラインの作成（有・無）  
○ガイドラインの内容、周知方法  
年度初めのSSW運営協議会にて前年度の課題に対する改善策を示し、重点的推進事項を確認する。
- ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組  
「学校の教育相談体制の充実を図る専門スタッフの効果的な連携・協働Q&A」を用いて、SSWについての理解を促進する。
- (5) オンラインカウンセリングの実施の有無  
○オンラインカウンセリングの実施（有・無）

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

- (1) 研修対象  
SSWSV、SSW、配置市町村教育委員会担当者（当番市町村）、拠点校・対象校管理職及び担当者、各教育事務所担当指導主事、参加希望SSW（市町村費負担）等。
- (2) 研修回数（頻度）  
ア 全体研修（年1回）  
イ ブロック別SSW連絡会議（毎月1回、県内6地区を2ブロックに分けて実施）  
ウ SSW研修会
- (3) 研修内容  
ア 全体研修  
県教委説明（実績と重点的推進事項）、SSW実践発表（活用の実際）、ブロック別の意見交流。  
イ ブロック別SSW連絡会議  
SSWSVによる事例検討を通じた指導助言。  
ウ SSW研修会  
各教育事務所で行うSV活動。SSWへの指導助言と各市町村教育委員会担当者に対するSSW活用に関する理解の促進。
- (4) 特に効果のあった研修内容  
事例検討を中心に行い、学校の立場や教育的な視点を反映させた上で、SVが方策を精選する。
- (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法  
○SVの設置（有・無）  
義務教育課：県内6教育事務所管轄区域内学校に各1名、合計6名配置。  
高校教育課：4名  
○活用方法  
各教育事務所管内のSSWへの指導助言。SSW連絡会議における指導助言。その他、各教育事務所管内の各種相談事業に対する指導助言。
- (6) 課題  
ア ブロック別SSW連絡会議への参加者減少にともなう事例内容及び交流形態の工夫。  
イ 未配置を含む市町村へのSSW活用に関する理解の促進。

## 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】家庭支援のための活用事例（①貧困対策、④不登校、⑧その他（発達障がい等に関する問題））  
＜拠点校型（貧困対策の重点）＞

### (1) 対応ケースの概要

- ・母親、本児（中学2年生、男子）、妹2人（未就学児）の4人暮らし。
- ・生活保護受給、母親は就労。
- ・本児は小学校4年生時、他市より転入。

・昼夜逆転の生活、不登校。中学校入学後から状況は変わらない。家庭訪問や電話連絡では、本児や母親に会えない。

・妹2人は発達障がいと診断され、母親の負担が大きい。

## (2) 取組経過

### 《学校の取組》

- ・生徒指導支援スタッフとともに定期的な家庭訪問の実施。
- ・本児、母親への進路に関する情報提供や本児、母親との関係の構築。

### 《SSWの取組》

- ・ケース会議の日程調整、司会進行。
- ・関係機関との事前打ち合わせや情報収集。

### 《協働での取組》

- ・週1回の生徒指導委員会、月1回のいじめ不登校対策委員会にSSW・生徒指導支援スタッフの参加。
- ・放課後の学年会議へのSSWの参加、及びマンツーマン個票の作成や支援方法の検討。
- ・市の保護課による定期的な家庭訪問、進路相談、母親の思いや家庭状況の確認。
- ・市の基幹相談支援センターは妹たちの通院や福祉サービスについての相談、母親の思いの確認

## (3) 効果的だったと思われる支援のポイント

- ・定期的なケース会議の開催による課題の整理、支援の方向性の共有、関係機関との役割分担の明確化。
- ・情報共有の窓口を確認していたことによるスムーズな対応と、適切な支援介入のタイミング。

## (4) 成果と課題

### 《成果》

- ・本児や母親と会える回数が増え、本児から「進学する」という意思を確認することができた。
- ・保健室登校が多かったが、友人の声掛けがあり教室に入ることができるようになり、行事に参加することができた。

### 《課題》

- ・継続支援のための引継ぎや、ケース会議の開催。
- ・本児や母親との関係づくりや関係機関との連携を充実させ、家庭の支援を行う。

## 【事例2】家庭支援のための活用事例（①貧困対策、④不登校、⑧その他（心身の健康・保健に関する問題等）

### ＜拠点校型＞

## (1) 対応ケースの概要

- ・母親、本児、兄（特別支援学校在籍）の母子家庭。実際には内夫も同居。
- ・生活保護世帯。
- ・住環境は劣悪で生活ごみ、害虫の発生があるが衛生環境は介入当初より改善傾向。
- ・学習体験不足による低学力、生活経験不足による社会性の未発達がある。
- ・世帯は教育への優先度が低く、養育能力も低い。

## (2) 取組経過

### 《学校の取組》

- ・本児に対する継続的な登校支援。送迎による母親の負担が過度にならないよう配慮し、タクシーによる登校手段について容認。
- ・登校した際、自己効力感が高まる関わり。

### 《SSWの取組》

- ・不登校の要因について、ストレンクス視点から本児や世帯のもつストレンクスや脆弱性についてアセスメントし、達成可能な課題設定の助言。
- ・兄の在籍する特別支援学校との連携強化による登校状況・生活状況の把握。
- ・市の子育て支援課、生活保護課との連携。

### 《協働での取組》

- ・学校から家庭への働きかけについて、SSWや関係機関と協議し達成可能な課題を設定した。

## (3) 効果的だったと思われる支援のポイント

- ・不登校の要因分析の視点の共有。
- ・関係機関との情報共有した内容を学校へ提供したこと。
- ・生活保護を含めた貧困に至る経過に関するコンサルテーション。

## (4) 成果と課題

### 《成果》

- ・登校状況が改善傾向に向かっている。

### 《課題》

- ・登校や養育について、大幅な認知の変容やエンパワーメントに至らなかった。
- ・COVID-19による影響が大きく、登校しない生活が常態化していた。

## 【事例3】ヤングケアラーを支援する活用事例（①貧困対策、④不登校、⑦小中連携、⑩ヤングケアラー）

### ＜拠点校型＞

## (1) 対応ケースの概要

- ・母と姉妹（小6、小4）の3人家族。母子家庭。
- ・困窮家庭。ネグレクトの可能性ある。市の子ども未来課は、姉妹が幼少期から関わっている。
- ・姉は真面目だが、姉妹で遅刻することが多い。理由は、登校をしたがらない妹の世話のため。

- ・妹は教室に入れない日があり、遅刻が多い。欠席も月に数回ある。
- ・母は仕事のシフトを過密に入れている。学校に対する抵抗感が多い。
- ・母の理解力が乏しく、話の内容がうまく伝わらないことがある。母は姉に頼っている。

## (2) 取組経過

### 《学校の取組》

- ・クラス内での友人関係の配慮。
- ・修学旅行等、費用が掛かることについての配慮。
- ・教室に入れない妹に対して、背景や原因についての意見交換。居場所の設定。

### 《SSWの取組》

- ・母との信頼関係を構築するため、母の困りごとについて、聞き取りを重ね、寄り添い支援を行った。
- ・母と関係機関をつなぎ、応援者を増やした。

### 《協働での取組》

- ・ケース会議。
- ・妹の学習配慮について、学校と協議し、特別支援学級の説明や見学の実施。
- ・小中連携による進学に伴う姉の制服についての配慮。
- ・不登校復帰支援員の支援を借りて、母子と中学校訪問の実施。

## (3) 効果的だったと思われる支援のポイント

- ・母の通勤時間に合わせた電話連絡や、母の困り感に寄り添いながら支援を行ったこと。
- ・関係機関と共同し、母の応援者を増やして相談できる窓口を増やしたこと。
- ・姉妹への行事等に係る費用の配慮や学習支援を小中連携して実施したこと。

## (4) 成果と課題

### 《成果》

- ・母とSSWの信頼関係を構築するとともに、関係機関とつなぐことで、家庭の困窮状況を把握し、生活の支援を行うことができた。
- ・学校や関係機関と共同して、母の応援者を増加させ、妹への学習面・生活面での支援を行うことで、姉への負担を減らすことにつながり、妹のお世話をすることによる遅刻が減少し、家庭内での姉の負担が減少した。

### 《課題》

- ・今後も継続した支援が必要である。
- ・小中で連携し、姉妹に対しての支援の方向性を共有し、定期的なケース会議を実施する必要がある

## 【事例4】教職員とSSW等の役割分担についての事例

### (④不登校、⑧その他(発達障がい等に関する問題)、⑩教員とSSWの役割分担) <拠点校型>

#### (1) 対応ケースの概要

- ・父、母、姉、本児(中学1年生、男子)の4人暮らし。
- ・中学校入学時に他市より転入。
- ・新しい環境への不安から体調不良となり、入院。その後退院、登校するようになるが、症状は改善せず再び欠席が続く。
- ・自閉症スペクトラムの診断

#### (2) 取組経過

##### 《学校の取組》

- ・定期的な家庭訪問
- ・タブレット学習の準備

##### 《SSWの取組》

- ・定期的に母と面談することで福祉サービスへの情報提供とつなぎ
- ・病院との連携による、本児の状況確認

##### 《SCの取組》

- ・WISC検査の実施と定期的な母親との面談による本児の特性理解

##### 《協働での取組》

- ・週1回の生徒指導委員会、月1回のいじめ・不登校対策委員会へのSSWの参加による現状の共有と支援の検討、役割の分担

#### (3) 効果的だったと思われる支援のポイント

- ・定期的に情報共有する場があり、学校と関係機関の支援状況や本児と母親の現状を確認することによる役割分担を明確にした。
- ・SCとSSWの役割分担による専門性の発揮した支援を提供した。
- ・病院と連携することで本児の状況を確認し、福祉サービスへ情報を提供した。

#### (4) 成果と課題

##### 《成果》

- ・本児の特性や現状について、本児と母親が理解できたことで、今後についての見通しを持つことができたこと。
- ・福祉サービスを受けることで、本児に対する家庭の負担を減らすことができたこと。

##### 《課題》

- ・登校がまだ難しいため、本児の思いや状況を確認しながら、学習保障や進路保障について協議する必要がある。

## 【4】成果と今後の課題等

### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

#### ア 配置校におけるSSWの支援状況（令和3年度）

(ア) 家庭環境の問題についての支援状況：98件（解決2件、好転10件、支援中86件、その他0件）

(イ) 不登校についての支援状況：112件（解決5件、好転17件、支援中90件、その他0件）

(ウ) 貧困の問題：33件（解決0件、好転10件、支援中23件、その他0件）

※SSWが事案に介入することで、関係機関との連携がスムーズになり、効果的な支援につながった。

#### イ 連携した関係機関等（令和3年度）

SSWが学校と福祉や医療などの関係機関との連携を促進することで、支援する児童生徒の共通理解が図られることになり、校内教育相談体制の活性化につなげることができた。また、保護者と自治体の家庭支援センター等関係機関との連携を促進することで、家庭の支援体制が整い、児童生徒の教育環境整備の充実につなげることができた。

### (2) 課題と課題解決に向けた取組

#### ①昨年度（令和3年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

##### <課題の概要>

- ・地域や就学前の関係機関との連携
- ・SSWが機能するマネジメントの推進
- ・教職員へのSSWの役割と活用の理解促進
- ・SSWSV機能を生かした児童生徒を取り巻く生活環境改善事業の取組の充実

##### <課題の原因>

- ・小学校に支援を必要とする児童が増えてきている状況があるため、地域や就学前の関係機関との連携も必要となっている。
- ・校区外の小中学校からも要請があり、SSWの時間確保、日程調整が難しくなっている。
- ・実務者会議参加者以外の職員への周知が不足しており、協働して対応ができる支援体制を整備する必要がある。
- ・発達の課題や問題行動のある児童生徒の病院受診や児童相談所との連携が増えているため、病院受診や対応後の支援体制づくりを行う必要がある。

##### <解決に向けた取組>

- ・就学前の関係機関を巻き込んだ、SSW・支援スタッフ・担当教員・関係機関の実務者会議の定例化
- ・各教育事務所による派遣調整と、教育委員会による学校及びSSWへの支援体制整備
- ・教職員がSSW活用について共通理解するための職員研修の実施
- ・不登校支援プロジェクト等と連携した支援が継続する体制の構築

#### ②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

##### <課題の概要>

- ・学校とSSWとの連携の充実
- ・SSWが機能するマネジメントの推進
- ・SSWSV機能を生かした児童生徒を取り巻く生活環境改善事業の取組の充実

##### <課題の原因>

- ・校内においてSSWとの連携を充実することで、教職員の業務量の軽減や心理的負担の軽減につなげる必要がある。
- ・SSWや生徒指導支援スタッフの活用が各学校の担当者レベルでの認識にとどまっているため、学校全体で効果的な活用ができるよう周知する必要がある。
- ・児童生徒や家庭、学校や教育委員会、外部機関との連携は深まってきたが、地域や就学前の関係機関との連携も必要となっている。
- ・SSWの専門的見地を必要とする事例が増加しているため、コーディネーターによるSSWの効果的な運用を図る必要がある。
- ・推進市町における実践を一般化し、県内のSSWや教育委員会に広める必要がある。

##### <解決に向けた取組>

- ・学校の教育相談体制の充実を図る専門スタッフの効果的な連携・協働Q&Aを活用し、全教職員がSSW活用について共通理解を図る。
- ・SSW、支援スタッフ、担当教員による実務者会議の定例化。
- ・各教育事務所によるSVの派遣調整と、教育委員会による学校及びSSWへの支援体制整備
- ・児童生徒を取り巻く生活環境改善事業連絡会議の活用

# 佐賀県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技能を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行うスクールソーシャルワーカー（以下SSWとする）を配置し、教育相談体制の充実・強化を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

県内20市町全ての教育委員会が、関係教育事務所を通じ、SSWの派遣に係る実施計画書を県教育委員会に提出する。県教育委員会は、その実施計画書と市町の生徒指導上の課題及び児童生徒数を照らし合わせた上で、県全体のバランス等も考慮し、2教育事務所と1支所への配置時数と各市町への派遣時数を決定している。

県立学校については、全県立学校で年間320時間を上限とし、学校からの申請を受けて、2教育事務所と1支所に配置したSSWの中から「社会福祉士」及び「精神保健福祉士」の資格を有する者を派遣している。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ① 配置人数…21名
- ② 資格…有資格者（社会福祉士又は精神保健福祉士）20名、有資格者以外1名
- ③ 勤務形態…1日8時間以内を基本の勤務形態とした会計年度任用職員とする。

### （4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

#### ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（有・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

SSWの活用のねらい、SSWの職務遂行に当たり配慮すべき事項、相談体制とSSWの活用について、SSWの具体的な活用事例等を主な内容とした「SSW活用ガイドライン」（平成30年度作成）を、市町教育委員会、教育事務所及び各学校に配布し、周知を図っている。

#### ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

県高等学校教育相談研修会において、SSWの活用について周知した。

### （5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（有・無）

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

SSW、市町教育委員会担当指導主事、各教育事務所・支所担当指導主事

### （2）研修回数（頻度）

年間1回

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大等により中止となった。講義のスライド資料のみ配付した。

### （3）研修内容

予定していた内容：講義、県内各機関による説明等

### （4）特に効果のあった研修内容

講義（スライド資料）では、SSWも学校現場における「チーム」の一員として活動するため、周囲との連携が大切であり、それにより支援の効果を高められることについて説明があった。

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置 ( **有** ・ 無 )

#### ○活用方法

担当地区SSWへの指導助言及び相談。SV会議を開催し、SSWの専門性向上に関する研修等の企画・調整を行う。

### (6) 課題

SSWは、児童生徒の多様な問題に適切に対応するために資質の向上が求められていることから、具体的事例による実践的研修を増やすことや、関係機関からの専門的意見を取り入れる研修等を計画的に行う必要がある。

## 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

### 【事例1】 貧困のための活用事例 (①貧困④不登校) <SSWの配置形態：拠点校型 (貧困対策の重点配置)>

- ・ 貧困と完全不登校の生徒 (中学生) が進学について悩んでいた。担任と打ち合わせをし、分担しながら家庭訪問を行い、当該生徒に高校を複数紹介したり、学校見学の同行などを行ったりした。
- ・ 家庭の収入が不安になり、進路先の変更の申し出があったものの、さらに学費負担の少ない学校の情報提供や他の金銭面の相談をする等により、前向きになり、無事希望する進学先へ進路を決定することができた。

### 【事例2】 児童虐待のための活用事例 (②児童虐待④不登校) <SSWの配置形態：巡回型 (児童虐待対策の重点配置)>

- ・ 母からの暴力・暴言を受け、身体的、心理的疲労により不登校が続いている中学生に対して、家庭訪問を実施し、本児、家族との関係性づくりと状況把握を行った。
- ・ 母が学校からの連絡を負担に感じていたため、その頻度を減らし、窓口をSSWに絞った。本児を医療機関につなぎ、母のカウンセリングも一緒に行ってもらった。警察が介入するような身体的虐待事案が起これば、本児と児童相談所との面談が行われた際はSSWの同席を希望したため、アドボケイターとして参加することができた。

### 【事例3】 ヤングケアラーのための活用事例 (⑩ヤングケアラー) <SSWの配置形態：拠点校型>

- ・ ひとり親家庭 (弟1人) である中学生が、母 (精神疾患あり) の受診に同行するため、学校を休むことがあった。また、食事の支度や洗濯等をするように言われているが、できていないと説教される。そのことで宿題ができないこともあり、身体的、精神的に疲労し、登校に支障が出てきていた。
- ・ SSWより、母の受診についてはヘルパーに同行を依頼した。食事の支度については自立を見据えた上で本人が頑張っていることもあり、家庭での困り感等を担任やSC等に相談できる環境を整えた。学校内での見守りチームを構築したことや友人との繋がりを持たせることにより、登校継続を実現できた。

### 【事例4】 貧困対策のための活用事例 (①貧困対策、⑪民間団体 (NPO 団体等) との連携) <SSWの配置形態：派遣型>

- ・ 小学生が季節外れの服装をして登校することから、学校は児童の生活状況を心配し、SSWの介入を再三母に相談したが、断られていた。しかし、母の経済的困り感もあり、子ども宅食事業を行っているNPOと家庭とを繋ぐ調整役としてSSWが介入できるようになった。
- ・ 学校と母とはなかなか連絡が取れないこともあったため、SSWの介入でアセスメントを行い、その内容を学校と共有した。市の家庭児童相談室等との情報共有を行いながら、子ども宅食にて食糧支援をうけられるよう支援を行い、学校だけでなく地域とのつながりを強化し、見守り体制を構築することができた。



## 【4】成果と今後の課題等

### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

○スクールソーシャルワーカー活用事業における活動記録より、解決・好転した件数及び割合

単位：件

	不登校支援		家庭環境支援		発達障害等に関する問題支援	
	支援件数	解決・好転（割合）	支援件数	解決・好転（割合）	支援件数	解決・好転（割合）
令元年度	648	287（44％）	413	153（37％）	350	157（45％）
令2年度	693	261（38％）	354	120（34％）	408	207（51％）
令3年度	708	265（37％）	336	130（39％）	383	202（53％）

※総支援数は前年度より減少したが、不登校支援や家庭環境支援及び発達障害等に関する問題支援など、児童生徒を取り巻く生活環境の問題の改善にSSWによる支援は不可欠で、その重要性は年々増している。

### (2) 課題と課題解決に向けた取組

#### ①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

##### <課題の概要>

- ・より効果的なSSWの活用について、理解促進を図る必要があること。
- ・SSWの資質向上を図る必要があること。

##### <課題の原因>

- ・SSWの活用に係って、市町教育委員会、学校及びSSWの役割や、より効果的な活用方法について、学校の担当者等の理解が不十分であること。
- ・SSWの資質能力に差があること。

##### <解決に向け実施した取組>

- ・県立学校では、SSWの派遣要請時に、当該児童生徒が抱える問題や、関係機関との連携の状況等について、教育委員会に伝えるようにし、学校が事案を整理し、SSWの活用の目的や支援内容をより明確に認識できるようにした
- ・他課や民間等が行う研修会を紹介した。

#### ②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

##### <課題の概要>

- ・県立学校におけるSSWの活用について、より一層効果的な活用を図る必要があること。
- ・SSWの資質向上を図る必要があること。

##### <課題の原因>

- ・SSWの専門性や役割、業務について、十分に理解できていない学校がある。
- ・SSWの資質能力に差があること。

##### <解決に向けた取組>

- ・県や地域における各種会議等において、県教育委員会作成のSSWガイドラインを活用し、SSWの専門性や役割、業務等、SSWの活用について、一層の周知・理解を図る。
- ・県主催による研修会や、各地区におけるSVによる研修会を充実させる。

# 長崎県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行う。

「令和3年度スクールソーシャルワーカー活用事業実施要綱(市町教育委員会・県立学校)」より

### （2）配置・採用計画上の工夫

○市町教育委員会 19市町 ○県立学校（拠点校方式）35校 ※近隣校についても派遣申請にて対応  
人口規模に関わらず県内21市町教育委員会のうち、中核市を除く19市町に1名配置。県立学校においては配置希望の意向調査を実施し、問題行動等の状況や地域・学校の実態を総合的に判断しながら配置を決定している。また、県立学校では平成30年度から拠点校方式を導入するとともに、離島部の県立学校や定時制高校にSSWを配置する等効果的な運用に努めている。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

○配置人数 35名

○勤務形態 年間140～785時間 ※地域や学校の実情に応じて、配置時間を決定

○主な資格 社会福祉士、精神保健福祉士、教員免許等

### （4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

#### ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（有・無）

令和3年4月、改訂した「スクールソーシャルワーカー活用の指針」を作成。

○ガイドラインの内容、周知方法

ガイドラインにはSSWの職務内容及び効果的な活用の流れ等を記載し、各市町教育委員会、各県立学校に配付し周知している。

#### ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

各種研修会開催時に、チーム学校の一員であるSSWの効果的活用について説明し、SSWの理解促進に努めている。

令和3年4月、SSW配置校のコーディネーター及び関係市町教育委員会担当者に対してオンライン研修会を開催。県教委担当者から「活用の指針」を基にSSWの活用について説明を行うとともに、SSWスーパーバイザーから、学校とSSWの連携のあり方に関する講義を実施した。

### （5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（有・無）

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

① SSW（県任用）② SSW（市任用、私立学校）

### （2）研修回数（頻度）

年3回（6月、8月、12月実施）

### （3）研修内容

① SSW新規採用者研修会（6月）

行政説明、講義「関係機関との連携について」（SV）、グループ協議、情報交換

② SSW活用事業運営協議会（8月）～オンライン

講義1「子どもの貧困について」（一般社団法人ひとり親家庭福祉会ながさき 事務局長）

講義2「少年サポートセンターで出会う子どもたち」（県警本部からの派遣 少年補導職員）

SSWスーパーバイザーからの提言

③ SSW研修会（12月）～オンライン

事例検討1「ある保健室登校児童の理解と支援について～小・中連携を視野に入れながら」

事例検討2「重度引きこもり生徒に対する支援～長期支援を見据えた地域協働型支援の一事例」

(4) 特に効果のあった研修内容

グループ別事例検討及びスーパーバイジョンにより、各人の日ごろの疑問点や苦慮していた事項等について、SSW間で協議を行い問題の解決に至ったほか、SSW相互の情報交換及びSVにより専門性の向上につながった。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 (  有 ・ 無 )

○活用方法

各SSWがスーパーバイザーに電話やメールで相談し、事案対応等について助言を求めることができるようになっており、初任者に対してはスーパーバイザーによる訪問指導を実施している。

(市雇用SSWの相談も可能)

(6) 課題

- ・ 個々のSSWの一層の資質向上に向けた取組。
- ・ 各配置先におけるSSWのより効果的な運用方法

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】 貧困対策、不登校のための活用事例 (①貧困対策、④不登校) <派遣型 (貧困対策の重点配置)>

中学3年女子。本人及び小学生の妹は不登校傾向、母はうつ病、高校生の兄は精神障害があり、母が育児と経済面に強い不安を抱いていたことから、SSWが介入。SSWが家庭訪問し、母の不安の聞き取り、兄については福祉事務所・相談支援所・市福祉課へ繋ぎ福祉サービスの利用を開始し、母の負担を軽減するとともに、本人、母に対して定期的に家庭訪問を継続し信頼関係を構築しながら困り感や不安の軽減に努めた。

また、学校や福祉事務所との情報共有やケース検討等を適宜行い、目標や支援の方向性の共有を図り支援を続けた結果、本人の進路が決定し、医療機関受診や卒業後の相談先の紹介など、卒業後も切れ目のない支援へ繋がった。

【事例2】 不登校、児童虐待のための活用事例 (①貧困対策、②児童虐待、④不登校) <派遣型 (児童虐待対策の重点配置)>

中学2年男子。小学校高学年からゲーム依存傾向があり、昼夜逆転して不登校状態。父親は建築関係の仕事で収入が不安定で、祖母の年金で生計を維持。父親は、本児に対し怒鳴り叩くなどの暴力的な躰をしてきたため、父子関係は悪化。母親はきちんとした躰ができず母子密着が強く、SSWが介入。SSWは、事前に市と協議し、要対協ケース会議に保護者も参加してもらい、児童虐待の法的根拠や暴力が継続した場合の対応について警告し、父親の理解を得、本児に関しては発達外来への受診につなげた。

学校は、本児が安心して登校できる環境を整え学習支援を実施。SSWは本児へのSSTや保護者との継続的な面談を行い、市は定期的な支援会議や家族支援を実施し、同時に関係機関の情報共有を行った。その結果、家族関係に変化が見られ、本児の登校状況にも改善がみられた。

【事例3】 ヤングケアラーのための活用事例 (⑩ヤングケアラー) <拠点校型>

高校3年女子。母子家庭で、母は精神疾患あり。食事等一切の家事を本人がせざるを得ない状況 (母親がヘルパーなどのサービス活用を拒否) で、近県居住の母方祖母も就労しており十分な支援はできない。母親は入退院を繰り返し、精神状態が不安定になると本人に暴言を吐き、本人は精神的にも疲弊し、希死念慮を訴えるほどであった。

SSWが本人及び母親と面談を実施。祖母と電話での情報共有、医療機関との連携を母子同意のもと行った。本人は学業に集中したい希望があり、母親の病状が悪化したことからPSWとSSWが連携し、主治医の意見のもと長期入院の方向で調整、本人、母親とも納得し本人は一人暮らしとなった。本人の安全な生活を保障するため、市に連絡し地区の民生委員に週2～3回のペースでの家庭訪問及びSSWへの生活状況の連絡を依頼。祖母の時折の訪問と、地域の見守り、学校での情報共有によって、無事に乗り切り、本人は希望の進路に進むことができた。

【事例4】 民間団体との連携のための活用事例 (⑪民間団体 (NPO 団体等) との連携<巡回型>

中学3年男子。中学1年時から不登校。3年になり、進学をあきらめるような言動が見られたことから、母親が塾を勧めるも、本人が経済状況を考え拒否。母親は、当該生徒の進路に不安を抱え口論が絶えない状況となった。

そこで、居場所提供や学習支援を行っている NPO 団体を母子に紹介したところ、スタッフの中には大学生もあり、男子生徒とは年齢が近く話しやすかったこともあって、学習不安だけでなく進路に対する不安も軽減させることができ、無事進学できた。同時に S S W が母親の精神的サポートを行い、母子間のアドボカシー機能をはたし関係改善にも努めた。

#### 【4】成果と今後の課題等

##### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

S S W 配置の市町教育委員会、配置県立学校に対して、S S W の活動について調査を実施したところ、結果は以下のとおり。

	「効果があった」の割合
児童生徒、保護者、教職員等に対する支援・相談	94.7%
関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整	93.0%
学校内における組織体制の構築・支援	87.7%

いずれも S S W が活動することによって、学校だけでは解決することが困難な課題を抱える家庭に早期介入し、円滑に関係機関と連携することができたことに対する評価である。

##### (2) 課題と課題解決に向けた取組

###### ①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

###### <課題の概要>

- ・ S S W の資質向上、人材確保
- ・ S S W の効果的な活用

###### <課題の原因>

- ・ S S W は高度な専門性とともに関係機関との引継ぎ等経験・スキルも求められ、社会福祉士等の有資格者であっても、新任者等には円滑な職務執行が難しいため。
- ・ 教職員に対し、S S W の役割や効果的な活動内容等が十分に理解されていないため。

###### <解決に向け実施した取組>

- ・ S S W に対するスキルアップ研修会やスーパーバイザーによる指導・助言等を通じた人材育成
- ・ 県の社会福祉士会等との連携
- ・ 教職員に対し、各種会議や研修等さまざまな機会を通じて、S S W の役割や効果的な活用についてさらなる普及啓発

###### ②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

###### <課題の概要>

- ・ S S W の資質・能力の更なる向上
- ・ S S W のより効果的な活用
- ・ S S W 配置希望校への配置の促進

###### <課題の原因>

- ・ S S W は教育及び福祉等幅広い専門的知識とともに、学校内及び関係機関との調整能力が高く求められるが、能力に個人差がある。
- ・ S S W の役割や学校内における効果的活用方法が、十分に理解されていない市町及び学校がある。
- ・ 事案が複雑化しており、学校のみでは対応困難なケースが増えてきている。

###### <解決に向けた取組>

- ・ S S W に対するスキルアップ研修会やスーパーバイザーによる指導・助言等を通じた人材育成
- ・ 教職員に対し、各種会議や研修等さまざまな機会を通じて、S S W の役割や効果的な活用についてさらなる普及啓発を実施する
- ・ S S W 配置希望校に対応するための予算の確保及び配置の見直し

# 熊本県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめや不登校をはじめ、生徒指導上の諸課題の未然防止及び解消のために、学校、家庭及び関係機関との連携を機動的に図り、その連携の中で課題を共有化し、各関係者が協働しながら、子どもを取り巻く環境を改善するとともに、本人の課題に対処する力を高めていくシステムづくりを行う。

スクールソーシャルワーカーは関係機関等による連携ネットワークを構築し、事例対策検討会（ケース会議）等を通して、短期・中期・長期的な対応策を立て、それに基づいて課題解決を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

県内すべての教育事務所等10か所と県立高校6校（拠点校）に配置するとともに、知事部局私学担当課も県内私立高校・中学校に配置し、県内すべての児童生徒及びその家庭を対象に支援を実施している。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数は、小中学校（義務制）は22人（精神保健福祉士のみ2人、社会福祉士のみ10人、両資格所有10人）、県立は8人（社会福祉士のみ5人、両資格所有3人）、私立は13人（社会福祉士のみ8人、両資格所有5人）である。任用条件として、精神保健福祉士又は社会福祉士の資格取得後、ソーシャルワーカーとして2年以上の職務経験を挙げている。勤務形態は、義務制及び県立学校では、原則として1日6時間、週1日～5日勤務としている。私立学校については、知事部局私学担当課が県社会福祉士会と委託契約を結び、年間266時間を標準の勤務時間としている。

### （4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

#### ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（有・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

熊本県教育委員会では、文部科学省のスクールソーシャルワーカー活用事業実施要領に基づき、熊本県スクールソーシャルワーカー設置要項を定め、「スクールソーシャルワーカー活用事業」として実施要項を作成し、学校に対して職務内容の周知を行っている。

また、令和元年8月に改訂した「スクールソーシャルワーカー活用事業に関する指針」をもとに、県立学校及び教育事務所、市町村教育委員会、小中学校に配付し、各学校等において職務内容や活用についての理解が一層深まるよう周知を図った。

#### ②研修の実施や教職員の理解促進に向けた取組

スクールソーシャルワーカーを派遣した校内研修の実施や県立学校においては、管理職研修や特別支援教育コーディネーター等の研修においてスクールソーシャルワーカーの活用について説明を行い、スクールソーシャルワーカーについての理解の促進を図った。市町村立学校については、各教育事務所等の指導主事研修において事業の説明を行い、各管内の研修会等で周知を図っている。

### （5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（有・無）

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

#### ア 県連絡協議会

スーパーバイザー（以下S V）、県立拠点校配置のS S W（全員）、各教育事務所配置のS S W（全員）及び各市町村のS S W（希望者）

#### イ 地域事例研究会（各地域で、必要な時期に事例研究及びS Vによるスーパービジョンを実施）関係S S W及び関係教育事務所担当指導主事

### (2) 研修回数（頻度）

#### ア 県連絡協議会・・・年3回

#### イ 地域事例研究会・・・各教育事務所 年2回×10教育事務所等

#### ウ 定期連絡会・・・月1回（県立学校S S W対象）

### (3) 研修内容

ア 県連絡協議会は、スーパーバイザーによる講義及びグループ別事例研究を実施。

イ 地域事例研究会においては、教育事務所等に担当S Vを配置し、S Vによる事例研究及びスーパービジョンを実施した。

### (4) 特に効果のあった研修内容

- ・スーパーバイザーによる講義（最新の研究結果に基づく学校ソーシャルワークの実践について等）
- ・グループ別事例研究及びスーパービジョン

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S Vの設置（有・無）

#### ○活用方法

- ・県連絡協議会及び地域事例研究会、定期連絡会において、事例研究及びスーパービジョンを実施。

### (6) 課題

- ・S S Wへの支援要請が増加し、研修時間の確保が難しくなっている。
- ・コロナウイルス感染拡大により、リモートにより実施したが、対面での研修に比べ情報交換の機会が減少した。

## 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

### 【事例1】貧困対策のための活用事例（①貧困対策）＜S S Wの配置形態：拠点校型＞

・生徒Mは小学生の頃から児童相談所や子育て支援課、S S W、S Cのサポートを受けている。両親とも亡くしており、父方の祖父と同居している。母親が死去する前までは母と暮らしていたが、母はアルコール依存症のため精神的に不安定な時が多く、虐待を受けることもあったので児童相談所（父親が死去した後は継続的）に関わってもらっている。中学3年の秋ごろから母親の病死に関するフラッシュバック、自傷行為、希死念慮がみられるようになり、児童相談所の心理面接を2か月に1回受けていた。高校入学後は欠席なく、学習や部活動に意欲的に取り組む姿が見られた。卒業後は大学進学を考えており、進路決定に備え、金銭面も含め継続的な支援が求められる。S S Wによる校内での支援、専門家や関係機関等との家族を含めた連携や支援を行った。

### 【事例2】児童虐待のための活用事例（①貧困対策〔家庭環境の問題、福祉機関との連携等〕⑧発達障害に関する問題）＜S S Wの配置形態：派遣型＞

・兄弟3人と母親とパートナーと生活している。児童虐待の疑い、家庭環境、子どもの発達障害の問題などを抱えており、経済的にも厳しい状況。S S Wを中心に学校、市の福祉課等の行政機関と連携し、定期的な母とパートナーとの面談、学校ではケース会議を行い、生活改善や福祉サービスの手続きの支援を行った。生徒に対してはS C面談の実施とともに、S S Wが連携し本人のケアと家庭環境への支援について検討を行った。

【事例3】ヤングケアラーのための活用事例（⑩ヤングケアラー⑧その他〔心身の健康・保健に関する問題等〕）

＜SSWの配置形態：派遣型＞

・生徒Gの家族構成は、母、母の彼氏、彼氏の母、兄、弟が3人。血縁関係にあるのは、母と兄弟。母は再婚を予定している。生徒Gは中学時代にPTSD、対人恐怖症で通院していた。高校に進学してからは通院していない。主治医からも大丈夫といわれているが、学校で発作を起こしたこともある。母はうつ病で解離性障害の症状もあるとのこと。家庭では家事全般を生徒Gが担当している。兄は知的障害、弟には発達障害があり、兄弟の世話もしている。彼氏の母は認知症があり、生徒Gは2回ほどSCに相談している。生徒Gの授業態度等は良好である。SCとの連携した支援の実施、SSWによる支援体制のコーディネートや保護者も含めた支援を行った。

【事例4】教職員とSSW等役割分担のための活用事例（⑫教員とSSW等の役割分担、＜SSWの配置形態：拠点校型・派遣型・＞

・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校支援アドバイザー合同連絡協議会、県立学校教育相談担当者連絡会を開催し、教職員とSSW等のそれぞれが担うべき業務の明確化を図った。また、本県で作成しているスクールソーシャルワーカーの活動に関する指針についての周知を行った。

## 【4】成果と今後の課題等

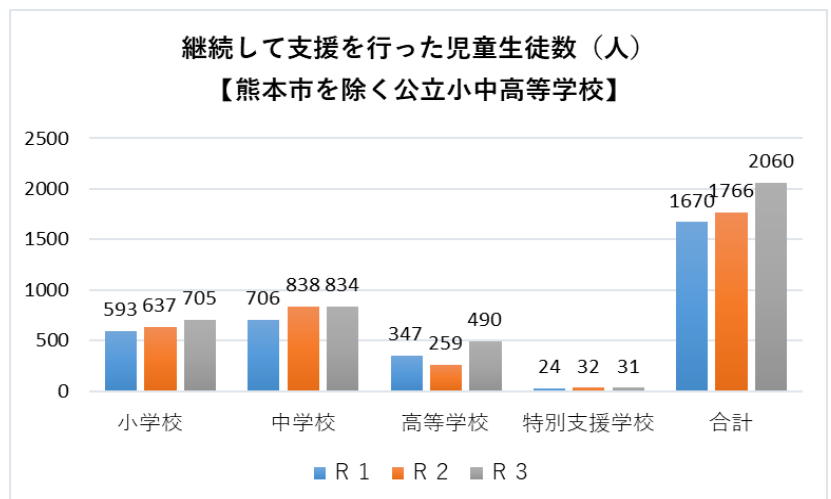
### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

ア SSWの役割や職務内容についての周知が進み、SSWへの支援申請は年々増加している。令和3年度は継続して支援した児童生徒数が2060名となり、高いニーズが継続している。

イ SSWを活用したことにより、学校だけでは解決が難しかった家庭の問題等について、SSWが専門性を発揮し、外部専門機関との連携を図り、児童生徒の心理面だけでなく環境面に働きかけたことで、状況の改善へとつながっている。

ウ ケースのアセスメント（見立て）

及び、課題解決のプランニング（手立て）だけではなく、複数の視点で検討できるケース会議の事前調整での活用も増えてきており、様々な方面からの支援により環境等の改善につながっている。状況が悪化する前に関係機関とつながるケース増えてきている。



### （2）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組  
＜課題の概要＞

継続してSSWへの高いニーズが続いており、限られた時間の中で各SSWが対応に追われている状況がある。また、複雑なケースも増加しており、SSWの専門性を高めるための研修や情報交換の機会を確保する必要がある。しかし、新型コロナウイルス感染拡大のため、研修の機会を確保することが難しくなっている。また、義務制から高校へ進学した際に支援の引継ぎがスムーズに行われず、高校での支援が遅れるケースもあり、円滑な接続を行う必要がある。

＜課題の原因＞

- ・支援申請の増加により、研修機会の確保ができていない。
- ・リモート会議等の整備が十分できていない。

- ・高校進学時の情報引継ぎ体制が確立されていない。

#### <解決に向け実施した取組>

- ・SSWの資質向上に向けた研修の実施
- ・リモート会議システムを利用した会議環境の確立
- ・人材の確保
- ・活動時間の拡充に向けた予算の確保
- ・高校入学前のSSWへの事前相談の実施

## ②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

### <課題の概要>

各学校からのSSWへの支援申請は依然として増加傾向にある。支援内容も児童生徒の心の問題とともに、家庭や友人関係など環境に課題がある事例も多い。そのため、SSWによる保護者、教職員等への関係機関に関する情報提供や、保護者と教職員の間の調整、相談援助といった職務を連携しながら行うことが求められる。その資質をいかに向上させられるかが重要な課題である。

また、各学校に対するSSW支援についての周知が進み支援件数は増えてきている。一方で教育相談コーディネーター等の引継ぎがうまくできておらず、支援ニーズへの把握が不十分なまま対応したケースや、学校によっては、課題の解決や個別の支援をSSWに委ねてしまうといったケースも見受けられた。

### <課題の原因>

- ・学校に係る問題とともに家庭に係る複雑な問題の増加。
- ・ヤングケアラーの問題や性に関する被害など家庭環境、保護者への支援が必要となる事例が増加。
- ・支援件数の増加とともに、昨年、一昨年とコロナ感染症の影響により、学校現場での有用な支援方法やソーシャルネットワークに関する知識・技術に関する研修機会の減少。

### <解決に向けた取組>

- ・教育相談コーディネーター、生徒指導主事、養護教諭等の役割を明確にするとともに校内人事が入れ替わったとしても、SSWと連携し適切な支援ができる体制づくりの構築。
- ・不登校、いじめや暴力行為等の問題行動、貧困、児童虐待等については、事案が発生してからではなく、未然防止、早期発見、早期支援・対応、事案の改善・回復、再発防止まで一貫した支援が求められる。そのためにSSWを含め組織としての相談体制の構築や支援体制の構築を行う必要がある。
- ・SSWのニーズに応じた研修内容と機会を設け、資質向上を図る。



# 大分県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

福祉の専門家として問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整、学校におけるチーム体制の構築・支援などの役割を担うSSWを配置することで、児童生徒の問題の改善、学校における生徒指導・教育相談体制の一層の充実を図る事を目的とする。

### （2）配置・採用計画上の工夫

一部市町村教育委員会に重点配置校を設定し、週4日の勤務体制をとった。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数：市町村教育委員会49名、県立学校8名

資格：全て社会福祉士または精神保健福祉士の有資格者

勤務形態：1日6時間 週2日 年間48週

### （4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

#### ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（有・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

・学校へ配布するとともに、ホームページ上に掲載。

#### ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・学校の教育相談コーディネーター対象の研修で、スクールソーシャルワーカー活用の在り方を説明。
- ・学校にスクールソーシャルワーカー・スーパーバイザーを派遣し、「SSWを活用した教育相談体制」について研修を行う。

### （5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（有・無）

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

- ・スクールソーシャルワーカー

### （2）研修回数（頻度）

- ・年3回（3時間／回）

### （3）研修内容

- ・家庭の養育力が低く、きょうだいの世話をしている中学生への支援についての事例研究会及び協議
- ・児童虐待の現状と対応のしくみについて（講演会）
- ・大分県ひとり親と困難な生活環境にある子どもの支援計画（講演会）

### （4）特に効果のあった研修内容

- ・事例研究会及び協議

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（有・無）

○活用方法

- 課題を抱える児童生徒に対するSSWのアセスメントの妥当性等の個別のスーパービジョン
- SSWの専門的資質向上に向けた研修会等の講師
- 電話相談、来庁相談・福祉関係機関との連携の促進

## (6) 課題

・児童生徒及び家庭における課題が多様化しており、事例検討の機会や児童生徒理解のスキルアップを図り、それぞれに応じたニーズに対応できるスキルを身につけていく必要がある。

## 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

### 【事例1】 貧困対策のための活用事例（①貧困対策、④不登校 ⑧その他）＜SSWの配置形態：拠点校型＞

体育のある日は欠席する小6児童。学納金、PTA会費の未納あり。保護者の収入がコロナ禍で減少、ローンもあり家計のやりくりで苦慮している状態と教頭が確認。管理職からの要請でSSWが保護者面談に同席。本人は体操服や運動靴が小さいままなのを嫌がり体育を休んでいたとわかり、環境調整の必要性を感じ、父母から生活状況の概略を聴きアセスメント。社会福祉協議会へ相談しつなぐ。生活困窮者自立支援事業担当者が家計相談支援事業で収支バランスを見直し、家計の見通しをつけ、改善を図った。本人にはSSW経由で学校にある体操服のお下がりを受け取り活用。卒業に向け、徐々に登校が安定した。合わせて今まで申請していなかった就学援助制度を保護者に情報提供し申請、三学期に中学校の入学準備金も収受できた。家計の目処が立った以降もSSWは2ヶ月に一回、父母と面談を継続し、担任と共にフォロー。中学校でも継続中。

### 【事例2】 児童虐待のための活用事例（②児童虐待⑦小中連携）＜SSWの配置形態：派遣型＞

身体的虐待の疑いがある中学生、管理職が児童相談所に通告し、ケースワーカー来校。SSWも事実確認に同席。SSWは、養護教諭の気づきから管理職経由で半年前から該当校にて本人とも数回面談を重ねており、親への思いや心配ごとを本人から聞いていたため、過去の親からの暴力等のエピソードについても、本人に安心して語っていいと促した。緊張する聞き取りの場面で周知の者がいることにより、本人のエンパワメントにもつながった。聞き取りの間、小学生のきょうだいに対しても児童相談所の判断で学校に待機させるなど、小中の管理職と連携し対応。本人は一時保護となった後に自宅に帰ったが、以降も定期的に本人面談を重ね、状況把握し要対協に報告・協議。

### 【事例3】 ヤングケアラーのための活用事例（④不登校⑩ヤングケアラー）＜SSWの配置形態：拠点校型＞

父子家庭の生徒が片麻痺のある父の世話を数年間続けていたが、転倒により歩行状態が悪化。中3夏の三者面談で、本人への家事負担と、入浴介助や服薬管理など、ケアの度合いがかなり重いことがわかり、担任経由で校内教育相談会議へ報告があがり、SSWが対応。本人の同意を得て、家庭訪問をして父と面談し、生活状況をアセスメント。1週間後に相談支援事業所と支援会議を開き、家事援助ヘルパー派遣と、近隣の子ども食堂を紹介。コロナ禍でも子ども食堂のスタッフがフードバンクを通じた食材を自宅へ配達し、父子に声を掛け合う仲になる。学校で個別支援会議を開催し、物心両面からの支援策を共有。生徒は時間に余裕ができ、高校にも合格。SSWは高校入学に伴い本人・父親と一緒に高校の入学説明会に同行。担任と共に入学手続きを支援した。

### 【事例4】 フリースクール利用のための活用事例（⑪民間団体（NPO 団体等）との連携、＜SSWの配置形態：派遣型＞

登校しぶりが長期化している小学生。毎日母親が連れて来るが、泣き叫び、教室に上がれない。校長から市教委への派遣依頼で、SSWが母と面談。母の真面目な性格と日々の登校支援による疲弊が顕著で、多様な学びの選択肢の一つとしてフリースクールの利用を母と一緒に検討。翌週、本人・父・母に同行し、2つのフリースクール見学と説明会にSSWも同行。母の実家に近く、祖父母の協力が得やすい方のフリースクールに決めた。フリースクールと在籍校の連携について父母同席で会議を開きSSWも参加。学期一回の情報交換会をSSWから提案した。SSWは定期的にフリースクールへ訪問し、担当者と情報交換を継続。

## 【4】成果と今後の課題等

### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

さまざまな問題を抱える生徒の対応について、校内ケース会議を経て不登校・貧困等多くのケースで、外部機関（福祉行政含む）にスムーズにつながることができたケースが増えた。

- ・各ケースの対応について、状況を予測し、事前に検討をすることができた。
- ・専門的な知識に依った適切な助言により、支援の方向性を連携しながら迅速に決定することができた。

### (2) 課題と課題解決に向けた取組

#### ①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

##### <課題の概要>

- (1) 児童生徒及び家庭における課題が多様化
- (2) 事例検討の機会や児童生徒理解のスキルアップ

##### <課題の原因>

- (1) 社会の多様化
- (2) S S Wの専門的職務及び具体的役割理解の不足

##### <解決に向け実施した取組>

- ・教育委員会、スーパーバイザー（教育委員会配置）による学校訪問
- ・研修、連絡協議会の充実

#### ②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

##### <課題の概要>

- ・ヤングケアラー問題に対するスクールソーシャルワーカーの役割
- ・相談件数の増加に伴いスクールソーシャルワーカーの勤務形態の問題

##### <課題の原因>

- ・ヤングケアラー問題が抱える課題の複合化、状況に応じた支援の組み合わせの必要性
- ・スクールソーシャルワーカーの人材の確保

##### <解決に向けた取組>

- ・アセスメントと関係課との連携した取り組み、啓発活動の実施
- ・ガイドライン等を活用し、スクールソーシャルワーカー活用事業について幅広く周知

# 宮崎県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉士等の専門的な知識や技術を有する専門家を「スクールソーシャルワーカー」として学校などに派遣し、問題を抱えた児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていくことを目的としている。

### （2）配置・採用計画上の工夫

県内全域への配置及び派遣要請に対する迅速な対応、地域の実態に応じた対応等が図られるように、各教育事務所（中部・南部・北部）に配置するとともに、独自雇用を希望した市町村に対して、県の補助を活用した配置を行っている。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

【配置人数】：県配置8名、市町村配置10名

（県配置内訳）中部教育事務所：3名

南部教育事務所：3名（うちSV：1名）、

北部教育事務所：2名（うちSV：1名）

（市町村配置内訳）国富町、綾町、日南市、串間市、都農町、都城市、  
小林市、えびの市、日向市、延岡市

【資格】：精神保健福祉士、社会福祉士、保育士、幼・小・中・高等学校教諭免許状 等

【勤務形態】：1日あたり7時間、勤務日数100日を基本とする。

### （4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

#### ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（有・無）

#### ○ガイドラインの内容、周知方法

本県では、ガイドラインは作成していないが、「スクールソーシャルワーカー配置事業実施要項」を作成し、事業の趣旨や内容、実施方法等の周知を図っている。

#### ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

県内で活動しているすべてのスクールソーシャルワーカーへ、理解促進に向けた研修資料（プレゼン資料）を配布し、SSWに、連携について校内研修の実施をお願いしている。

### （5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（有・無）

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

（県配置）スクールソーシャルワーカー8名（スーパーバイザー2名を含む）

（市町村配置）スクールソーシャルワーカー10名

### （2）研修回数（頻度）

- ・ 県教育委員会主催 年3回
- ・ 各教育事務所主催 毎月1回

### （3）研修内容

#### 【県教育委員会主催】

- ・ スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー合同連絡協議会（年3回）

※ 教育相談体制の充実に向けた講義・協議を実施する。

#### 【各教育事務所主催】

- ・ スクールソーシャルワーカー研修会（運営協議会）

※ 事例に基づく協議・情報共有を行う。

#### (4) 特に効果のあった研修内容

- ・ 各学校の教育相談担当者及びスクールカウンセラーと合同での連絡協議会を開催し、情報の共有及び教育相談体制の充実に向けた協議を実施することにより関係者の連携が深まった。

#### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置 (  有 ・  無 )

##### ○活用方法

- ・ スクールソーシャルワーカーへの指導助言及び相談、教育委員会が主催する研修会等での講義

#### (6) 課題

- ・ スクールソーシャルワーカーの人材確保、勤務条件の向上及び資質向上のための研修の充実
- ・ スーパーバイザーの有効活用

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】不登校対応のための活用事例 (④不登校、①家庭環境の問題) <SSWの配置形態：派遣型>

- 4年生の夏季休業終了後から不登校になった小学校6年生男児。  
(生活のリズムが整わず、登校できない日が増えた。)
- 母親はADHDの診断が出ており、衝動性や不注意、多動が強く出ている。  
(医療機関において、母親、姉、本人の3人一緒に診察をしてもらっている。)
- 学校において 関係機関 (病院主治医、病院CW、就労移行支援事業所担当、社協) と面談。
- SSWは以下のような支援を行った。
  - ・ 本人、両親へのアドバイス
  - ・ 関係機関をコーディネート (病院CW、就労移行支援事業所担当、社協等)
  - ・ ケース会議での助言。
  - ・ 学校、支援学校Coへの伝達。
- 男児は、これまでゲーム漬けで家から一步も出ない引きこもり状態であったが、家から出て病院を受診したり、外出したりするようになった。
- 中学校へ進学しても、継続的な支援をしていく予定。

#### 【事例2】不登校対応のための活用事例 (①貧困対策、④不登校) <SSWの配置形態：派遣型>

- 5年生の頃より不登校傾向になり、進級後下校時間帯の登校や欠席が増加した小学校6年生男児。
- 保護者は無職。男児は深夜まで携帯操作をしており、平日の使用をさせないことを保護者が決めるも実行できない。
- SSWを派遣し、学校や保護者に対して以下のような支援を行った。
  - ・ 本人面談、保護者への対応アドバイス
  - ・ 本人への登校刺激について、学校と連携
- 自宅訪問時、ゴミで玄関が塞がっていたため、玄関のみ保護者と清掃。男児は自分の部屋で、スマホを離さず、ゴミの中で操作していたため、本人の指導と母親への助言を行う。
- 母の就労相談。社会福祉協議会、ハローワークと貸付金制度、教育訓練給付金制度について打合せ。保護者に説明。
- 完全な自力登校はまだできないが、母親を含めた生活環境の変化から、車で遅刻無く登校する回数が増えた。

#### 【事例3】性的な被害、またはヤングケアラー対応のための活用事例 (⑧性的な被害、⑨ヤングケアラー)

該当事例なし。

#### 【事例4】〇〇〇〇のための活用事例 (例：⑪民間団体 (NPO 団体等) との連携、⑫教員とSSW等の役割分担、⑬オンラインカウンセリング) <SSWの配置形態：単独校型・拠点校型・派遣型・巡回型 (該当するもの以外を削除すること。) >

該当事例なし。

## 【4】成果と今後の課題等

### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- スクールソーシャルワーカーの増員はなかったが、令和3年度に支援対象となった児童生徒数は、令和2年度と比較すると43人増えた。要因としては、継続事案や兄弟姉妹関係の対応により、支援対象児童生徒数が増え、また、コロナ感染拡大防止のため、学校でのケース会等へ参加が進まなかったが、スクールソーシャルワーカーの支援を必要としている児童生徒は潜在的にいと考えられる。

### (2) 課題と課題解決に向けた取組

#### ①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

##### <課題の概要>

- 支援対象児童生徒が増加傾向にあり、対応の内容も多様である。また、スクールソーシャルワーカーの対応件数も、飽和状態である。

##### <課題の原因>

- 対応する事案が複雑化しており、スクールソーシャルワーカーの資質と対応能力を向上させる必要がある。また、関係機関との調整力もスキルとして必要となる。

##### <解決に向け実施した取組>

- スーパーバイザーとの連携を図り、特に、経験の浅いスクールソーシャルワーカーには、適切な助言を受ける機会や相談できる体制をつくる。

#### ②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

##### <課題の概要>

- 県北、県南、山間部で対応できるSSWを雇用することが難しい。また、移動距離が長く、対応する時間の確保が難しい。

##### <課題の原因>

- 資格をもつSSWが県央に多い。また、宮崎県が南北に長く、山間部も多いため、事案対応するまでに時間を要する。

##### <解決に向けた取組>

- オンラインを活用したケース会議を模索しているが、端末やネット環境の整備が整わず、現在も対策が進んでいない。今後、市町村と連携しながら、環境の整備を進めていきたい。

# 鹿児島県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、福祉等関係機関との連携により、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置・活用することで、教育相談体制を整備し、いじめ、不登校、暴力行為など児童生徒の生徒指導上の課題に対応する。

### （2）配置・採用計画上の工夫

県教育委員会は、市町村に本事業実施の希望調査を行い、実施を希望する市町村の実態を十分に考慮した上で委託契約を結んでいる。スクールソーシャルワーカーの人選や配置人数、配置方法については、県教育委員会が示した指針に基づいて、委託市町村の希望を踏まえて、設定するようにしている。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ・ スクールソーシャルワーカー3人を2町に配置（委託事業）。
- ・ 県広域スクールソーシャルワーカー3人を県教育委員会に配置
- ・ 社会福祉士3人，精神保健福祉士2人，社会福祉士かつ精神保健福祉士2人，教員免許2人，臨床心理士等2人，資格を有していない1人

### （4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

#### ① 活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ ガイドラインの作成 （有）・ 無）

#### ○ ガイドラインの内容、周知方法

ア ガイドラインの内容 … スクールソーシャルワーカーの職務内容等

- ・ 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への積極的な働き掛け
- ・ 福祉機関等の関係機関・団体との連携・調整，ネットワークの構築の充実推進
- ・ 学校内におけるチーム体制の構築及び支援の充実
- ・ 保護者，教職員等に対する相談・支援・情報提供
- ・ 教職員等への研修活動 など

イ 周知方法 … 研修会等の開催，連絡協議会の開催

#### ② 研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

県の活動方針を各市町村に示し，各市町村の実態に応じて活動方針を作成するよう促すとともに，各学校の教職員には，各市町村が実施する生徒指導や教育相談担当者等の研修会において，スクールソーシャルワーカーの役割等について周知を図っている。

### （5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○ オンラインカウンセリングの実施 （有）・ 無）

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

- ア 委託町のスクールソーシャルワーカー及び担当指導主事等
- イ 委託町以外のスクールソーシャルワーカー及び担当指導主事

## (2) 研修回数(頻度)

年3回実施(うち2回は連絡協議会において研修を含む内容を実施している)

※ 新型コロナウイルス対応のため、連絡協議会2回は書面開催、研修会は紙面開催に加え事例発表を動画配信した。

## (3) 研修内容

- ・ 各関係機関の事業説明  
(鹿児島中央児童相談所、鹿児島県精神保健福祉センター、鹿児島県社会福祉士会等)
- ・ 児童生徒の心のケアや環境の改善に向けたスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーによる支援の促進について
- ・ ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携について
- ・ 事例発表 薩摩川内市スクールソーシャルワーカー

## (4) 特に効果のあった研修内容

- ・ スクールソーシャルワーカーと学校との具体的な連携事例

## (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

SVの設置 (  有 ・  無 )

活用方法

- ア 困難事案に関する各市町村配置のスクールソーシャルワーカーの支援
- イ 市町村配置のSSWと各学校の管理職を一堂に集めた研修会における講師

## (6) 課題

- ア 児童虐待、貧困、ヤングケアラー等の具体的な事例に基づいた研修(スクールソーシャルワーカーの具体的な支援方法等)
- イ 福祉等関係機関との具体的な連携(役割分担、情報共有等)
- ウ 近隣市町村に配置されたスクールソーシャルワーカー間の連携

## 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

### 【事例1】貧困対策のための活用事例(①貧困対策(家庭環境の問題))<SSWの配置形態:派遣型>

- ・ 母親の嗜好により家計が困窮。食事等も満足に取れず、教科書等も購入できなかった。
- ・ 当該生徒は自宅での居場所がないと感じ、精神的にも疲弊。
- ・ 学校からの要請により、前年度から当該生徒の家庭状況を把握していたSSWを派遣。
- ・ 最終的に当該生徒は通信制へ転籍し、現在は落ち着いている。

### 【事例2】心身の健康・保健に関する問題等のための活用事例(⑧その他)<SSWの配置形態:派遣型>

- ・ 食欲不振及び友人関係に悩む状況から自殺企図に発展。病院受診の結果、適応障害の疑いとの診断。
- ・ 学校からの要請によりSSWを派遣し、行政機関との連携や、状況改善に向けた保護者へのアプローチについて助言を行った。

### 【事例3】ヤングケアラーのための活用事例 <SSWの配置形態:派遣型>

- ・ 該当事例なし

### 【事例4】教員とSSW等の役割分担のための活用事例(⑫教員とSSWの役割分担)

<SSWの配置形態:派遣型>

- ・ 母親と当該生徒の2人暮らしの生活保護世帯。



- ・ 母親は生活保護担当者の電話・面会以外を受け付けず、学校からの連絡は年5回の書面送付のみ。小2途中から中学2年まで不登校の状態が続き、今後の対応を考えて学校がSSW派遣を依頼。
- ・ SSWが行政機関への連絡及び情報収集を実施し、学校は進級に係る意思確認及び生活立て直しの事例紹介等を文書により実施。
- ・ 要対協における協議等の結果、卒業後の進路につながるよう、学校と行政機関が連携しながら家庭への働きかけを続けていくこととなった。

## 【4】成果と今後の課題等

### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・ 令和3年度は、委託町村内における17校の小・中学校と広域スクールソーシャルワーカー派遣対象の県立学校7校に派遣を行い、不登校の児童生徒だけでなく、不登校の未然防止のために積極的にスクールソーシャルワーカーが継続的に関わり、成果を上げることができた。
- ・ 児童相談所や福祉部局と連携を図ったり、民生委員を訪問したりすることで、福祉の関係諸機関との連携が進み、広い視野から助言が行われ、相談者との信頼関係を強くしながら児童生徒、保護者に働きかけることができた。
- ・ スクールソーシャルワーカーが、児童生徒や学校の問題等に年度を超えて継続的に関わっていることで、家庭の事情や兄弟姉妹の状況等も詳しく把握しており、適切な支援につながっている。

### (2) 課題と課題解決に向けた取組

#### ①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

##### <課題の概要>

- ・ 問題が多様化している中で、チーム学校の一員として、迅速に関係機関との接続を図るスクールソーシャルワーカーの資質の向上を図る必要がある。

##### <課題の原因>

- ・ 地域によっては、社会福祉士、精神保健福祉士等の資格を有している方が少なく、スクールソーシャルワーカーとしての経験や専門的な知識等に差がある。

##### <解決に向け実施した取組>

- ・ 新型コロナウイルス対応のため誌面開催による情報提供が中心となったものの、動画による実践発表等にも取り組むことにより、県広域スクールソーシャルワーカーの活用促進とスクールソーシャルワーカーの資質の向上を図った。

#### ②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

##### <課題の概要>

- ・ 本県では委託事業による市町村へのスクールソーシャルワーカー派遣が令和3年度末で終了し、現在は2村を除く全ての市町村にスクールソーシャルワーカーが配置され、活用されているところである。一方で、県立学校においてはスクールソーシャルワーカーの周知及び活用が十分とは言えない状況であり、研修等をより充実させることにより、さらなる活用促進を図る必要がある。
- ・ スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーとの連携について、具体的にどのように進めればよいか分からないといった問合せが多い。

##### <課題の原因>

- ・ 令和3年度は新型コロナウイルス対応のため、参集による研修を行うことができず、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー及び関係機関等の情報交換の機会を十分に持つことができなかった。

##### <解決に向けた取組>

- ・ 本年度は参集及びリモートによる研修及び情報交換の機会を十分に持つことができるよう配慮している。

## 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

## 【事例】 貧困対策（家庭環境の問題、福祉機関との連携等）のための活用事例

&lt; S S Wの配置形態：派遣型 &gt;

段階	取組内容及び S S Wが担った具体的な役割（ <b>具体的な役割は下線太字</b> ）
① 問題の発見	<p>高校1年生（15歳）男子（以下「A」という。）</p> <p>母親が車いす生活で、障害年金が主な収入源。父親はアルバイトをしていたが退職。</p> <p>Aと弟（中学生）が母親の身の回りの世話をしている。</p> <p>4月の入学式の際、これから必要となる学校物品の費用や実習費等を納めることができなかったことにより、経済的に困窮している事態が発覚。</p> <p>Aの学習状況に問題はなく、提出物等の遅延等もないものの、着衣の首回りに汚れが見られたり、古びて型崩れしていたり、何日も同じ服を着てくる等、経済的な困窮を疑わせる状況が見受けられた。</p> <p>Aへの今後の支援等を含めた検討を進めるため、<b>同校の管理職が教委に対し、S S Wの派遣要請を行った。</b></p>
② 学校内での方針の検討	<p><b>教委から派遣されたS S Wから、Aが中学時代から困窮していること、Aの弟（中学生）にも子ども食堂の利用等を勧めているが本人たちに困り感がないことや、中学校からもケース会議を要請され、現在調整中である旨の情報が寄せられた。</b></p> <p>学校から市役所の福祉部署に連絡し、これまでの経緯の説明及び現在の支援状況について確認したところ、コロナ禍における生活困窮者を対象とした助成金や臨時貸付金などの支援を提案されたものの、学校への未納金や子どもたちに必要な支出として適切に用いられるよう、適切な見届けが必要である旨の要請があった。</p> <p>その後、<b>S S Wは当該校のケース会議に全て出席し、Aの家庭に係る経済状況や兄弟の状況等について、随時、情報提供を行った。</b>最終的に、Aが利用可能な奨学金の申請手続等を行うことが決定された。</p>
③ 支援の実施	<p>Aが利用可能な奨学金の申請を行ったところ交付されたため、当該奨学金から教科書代、体育服費、実習費、実習服代等を支払うとともに、Aの負傷に伴う治療費についても支出した。</p>
④ 経過観察	<p>今後もAが学業を継続し、高校卒業後に国家資格を取得できるよう、支援を継続中である。</p>

# 沖縄県教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行うスクールソーシャルワーカーを教育事務所に配置し、教育相談体制を整備する。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- 学校の実情及び「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」等により、教育事務所と協議・連携しS S Wの配置が必要な学校を選定し配置している。
- 要請のある学校及び児童生徒の在籍数の多い小・中学校を中心に派遣している。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ① 配置人数 21 名
- ② 所有資格 ※( )は人数、重複あり  
社会福祉士(12)、精神保健福祉士(6)、その他社会福祉に関する資格(10)、教員免許(11)  
心理に関する資格(7)、その他S S Wの職務に関する技能の資格(6)、資格を有していない(2)
- ③ 勤務形態 月 16 日以内、1 日 6 時間、年間 176 日（単独 1 名、拠点 18 名、派遣 1 名 巡回型 1 名）

### （4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

#### ① 活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（有・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

- ・「スクールソーシャルワーカー配置事業実施要項」を策定(H21年度)し、実施している。
- ・『沖縄21世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）』（公表）に「・・・学校等に対し、教育と福祉の両面に関わるスクールソーシャルワーカー等を配置し、幼児児童生徒を取り巻く家庭環境等の改善を図ります。」と掲載し、県民に周知している。
- ・令和3年度に『スクールソーシャルワーカーの効果的な活用のために（沖縄県版）《S S Wガイドライ》』を策定した。
- ・配置校の管理職に対し、職員会議等において職員への周知を依頼している。
- ・配置される市町村教育委員会、福祉部局、民間サポート施設の会議や研修会等に参加し周知している。
- ・各教育事務所管内で開催される研修会等にて周知している。
- ・学校訪問時にS S W配置校に対し内容等説明している。

#### ② 研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・S S W本人により、S S Wの自己紹介、職務内容、訪問期日時間帯を記載した資料を作成し、教職員や児童生徒へ配布している。
- ・年度当初に、市の担当職員や関係者とS S Wで学校訪問し、活動内容等を説明し情報交換を行っている。
- ・S S Wを校内研修の講師として活用し、理解促進を図っている。

### （5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（有・無）

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

県配置S S W、市町村配置の貧困対策支援員（子どもソーシャルワーカー）、市町村配置の教育相談員、就学支援員、登校支援員等、市町村教育委員会担当

### （2）研修回数（頻度）

- 貧困対策支援員（子SW）・県スクールソーシャルワーカー合同連絡協議会 年1回
- 県生徒指導関連事業相談員等連絡協議会 毎月1回（教育事務所開催）
- 地区教育相談員等連絡協議会 年6～7回（教育事務所開催） ○ 外部機関開催の研修等への参加（年に数回）

○その他、生徒指導担当者研修会や教育相談担当研修会等にSSWも参加

### (3) 研修内容

- スクールソーシャルワーカーの役割と連携
- 事例検討シートを活用した事例検討会（地域の抱える課題、不登校等）
- 発達障害の理解と支援
- コロナ禍におけるSSWの役割
- 児童生徒理解と保護者理解
- 児童生徒の自己肯定感の低さやトラウマ記憶への対応
- スクールソーシャルワークの実践と援助の自己覚知

### (4) 特に効果のあった研修内容

- 「児童生徒の自己肯定感の低さやトラウマ記憶への対応」
- スケーリングについて
- スクールソーシャルワークの実践と援助の自己覚知
- 事例検討会

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（有・無）

○活用方法

- ・事例検討による指導助言、研修講師、学校へ同行しての指導支援、SSW事業に対する提言

### (6) 課題

- 県内SSW全体を集めての研修の実施（基礎内容や県事業内容の共通確認等）
- 市町村のSSWや教育支援関係者合同の研修の実施及びそれに伴う旅費について

## 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

### 【事例1】①貧困対策のための活用事例<SSWの配置形態：派遣型・巡回型>

父親は就労せず、当該児童の養育も十分にできない状況である。金銭面も含めて、生活面も近所に住む祖父母が支援している状況で、当該児童は発達障害の特性もあり、様々な機関のサポートが必要な状況である。祖父母は家庭の状況や経済的な問題から将来の不安を抱えている。

〈スクールソーシャルワーカーの対応〉

- ① SCが祖母と面談し、不安を傾聴する。SSWの存在とその役割について説明した。生活を整えるためSSWを活用することを提案した。SCからSSWへ引き継ぐこととした。
- ② 児童の様子及び、家庭の状況を把握（校長、担任、教育相談コーディネーター、SSW）を行った。
- ③ 子ども家庭課、家庭児童相談員と情報共有し、当該校担当の家庭児童相談員との連携を確認した。
- ④ 放課後デイサービスへ訪問した。当該児童について情報共有、支援内容等の確認を行った。
- ⑤ 障害者就労生活支援センターと情報共有した。就労について確認を行った。関係機関につなぎ適宜SSWも関わることを確認した。

### 【事例2】②児童虐待防止のための活用事例<SSWの配置形態：派遣型>

当該生徒が不安や不満などで「死にたい」と言っているのを学級担任が知り、事情を聞いたところ、母親が電気コードを首に巻く行為をしているなど担任に話した。

〈スクールソーシャルワーカーの対応〉

- ① 学級担任から相談を受けたSSWが担任とともに管理職へ報告し、関係機関につなぎ必要性を助言した。
- ② 管理職による関係機関（家庭児童相談室・児童相談所）への通告後、家庭児童相談室担当と母親、学級担任との面談にSSWが同席し、保護者と関係機関をつなぎ支援を行った。
- ③ 学校及びSSWは、引き続き関係機関と連携し、当該生徒の居場所づくり（放課後等デイサービス等）、母親に寄り添う方向で対応する。

### 【事例3】⑩ヤングケアラーのための活用事例<SSWの配置形態：拠点校型>

当該生徒の母親は家を空けることが多く、食事が取れないこともあり、兄弟の食事の世話などの家事を担っている。不登校状態ではあるが、教職員との関係性は良く、信頼関係を築くことができるため、家庭内の様子を伝えてくれることからSSWへつなぐことができた。

〈スクールソーシャルワーカーの対応〉

- ① 精神的に不安定になることもあるため、SCとの面談を定期的（2ヶ月に1度程度）行った。
- ② 週2回程度の家庭訪問を実施し、関係性を築いた。
- ③ 社会福祉協議会と連携し、定期的なお弁当配布、フードバンク等の利用など食糧支援につなげた。

- ④ 支援会議を持ち、学校、市町村関係課を交えて役割分担を行い、連携することができた。

#### 【事例4】⑪民間団体（NPO団体等）との連携のための活用事例＜SSWの配置形態：派遣型＞

諸事情により県外から移住している。当該生徒以外は不登校で、他の兄弟は放課後等デイサービスに通所している。母親は精神的疾患を患っており、スケジュール管理を苦手としている。学校での面談を忘れる事も多々あった。

〈スクールソーシャルワーカーの対応〉

- ① 当該生徒が通院する病院にSSWが同行し、受験に際して注意する事等を確認し学級担任へ伝えた。また母親の特性も併せて伝え、受験までのスケジュールや手続きを丁寧に行うよう学級担任に依頼した。
- ② 母親との面談調整に時間がかかるので、SSWが日程等の調整を行った。
- ③ 兄弟が通所する放課後等デイサービスや相談支援事業所と連絡を取り合い、母親の特性理解を促した。また、学校でモニタリング会議を開催し、学級担任が行っていた登校支援を放課後等デイサービスに協力してもらえるよう調整等を行った。

### 【4】成果と今後の課題等

#### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ① 専門的な立場から助言を行い、必要な関係機関へつなぐことができた。
- ② 派遣するSSW間の情報交換、連携を密にし、校種をまたぐ事案への働きかけがスムーズに行うことができた。
- ③ SSWが積極的に学校（管理職、生徒指導担当、教育相談担当等）へ働きかけ、問題を抱える多くの児童生徒について、職員間で意識して見るよう変化してきており、校内での関係部会が充実してきた。
- ④ 児童生徒の家庭環境の把握ができ、年度を越えた支援ができた。また、継続支援については保護者の信頼も得やすく、スムーズな支援ができた。福祉部局等の関係機関につなぐ際も、過年度の状況を含め詳細が伝えられ、効果的な支援ができた。

#### (2) 課題と課題解決に向けた取組

- ① 昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

〈課題の概要〉

- SSWの活用及び学校とSSWとの連携、充実
- SSWの適切な活用

〈課題の原因〉

- SSWの役割と活用について教育現場に浸透していない状況が考えられる。また、SSWの適切な活用について周知の時間の確保が十分ではない。

〈解決に向け実施した取組〉

- SSWについて理解するための職員向け研修会を実施した。
- オンラインを活用し、管理職等への活用状況の把握を行った。
- SSWガイドライン（沖縄県版、チラシ版含む）を活用し、教職員へ周知を図った。

- ② 今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

〈課題の概要〉

- SSWの役割、活用の理解促進
- 多くのケースに対する十分な支援

〈課題の原因〉

- 教育相談等研修参加者以外の教職員に対し、SSWの役割や活用について周知の不足が見られる。
- 配置数に対するケースの多さとの関係から、支援機会が十分ではない。

〈解決に向けた取組〉

- SSWの業務の精選、学校職員との役割分担を図る。
- SSWが校内の各種連絡会（教育相談部会等）に参加し、必要な支援を連携して行えるよう体制作りを強化する。

〈解決に向けた取組〉

- SSWの活用について、教職員の理解を深めるため、各研修会及び学校訪問等において周知を図る。

# 札幌市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

虐待や貧困など、家庭環境における課題が深刻化、複雑化している現状においては、学校と福祉機関等が連携した支援が必要である。このような状況を踏まえ、SSWは、教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識や経験に基づき、児童生徒のおかれた様々な環境の問題へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなどして、問題を抱える児童生徒と家庭に支援を行う。

### （2）配置・採用計画上の工夫

SSW（甲）を14名委嘱し、教育委員会は、学校長等から派遣依頼があった場合など、必要に応じて市立学校にSSWを派遣する。

SSW（乙）を5名委嘱し、拠点校を基に担当地区小学校を巡回し、そこで把握した事案について、学校に対しコンサルテーションをする。さらにSSWのミーティングで報告し方向性を検討する。必要に応じ教育委員会に報告する。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

○配置人数：SSW（甲）14名（うち4名はスーパーバイザー）

資格：社会福祉士、精神保健福祉士

勤務形態：1名につき年間180時間（1回3時間×週2回×年間30週を基本とするが要請に応じて不定期に活動）

スーパーバイザーの勤務形態：804時間を4名で分担

○配置人数：SSW（乙）5名

資格：校長経験者等、教育の分野において活動経験のある者

勤務形態：1名につき年間630時間（1回6時間×週3回×年間35週を基本とするが要請に応じて不定期に活動）

### （4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

#### ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（有・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

「活動方針等に関する指針」は定めていないが、平成20年4月にSSW活用事業実施要項及び取扱要領を定め、年度ごとに見直しをしている。さらに、「スクールソーシャルワーカー活用ガイドブック」（平成30年7月作成）を教育委員会が作成し、各学校に配布し、周知している。

#### ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

年度初めに「スクールソーシャルワーカー活用事業の実施について」を全市立学校に、さらに年度終わりの3月には、各市立高校に向けて「スクールソーシャルワーカーの積極的な活用について」を通知し、次年度の年間計画を作成する際に、SSWを講師とした教員研修等の実施についても検討するよう周知した。

### （5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（有・無）

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

SSW（甲）14名、SSW（乙）5名

### （2）研修回数（頻度）

月に1回程度

### （3）研修内容

SSWが対応しているケースについての事例検討を行い、相互に研鑽したり、スーパーバイザーが助言したりしている。

### （4）特に効果のあった研修内容

SSWが集まり、それぞれが抱えているケースの対応について情報共有する機会を設けている。さらに、

情報収集からアセスメント、プランニングまでの進め方をテーマに事例検討を行うことで、問題を抱えている児童生徒及び保護者へのより適切な対応につながった。

#### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 (  有 ・  無 )

##### ○活用方法

- ・研修会において、必要に応じて各SSWに助言
- ・学校からの相談について、必要に応じて各SSWに助言

#### (6) 課題

研修会で扱う事例が数多く、一つ一つの事例について十分に話し合う時間を確保することが難しくなってきた。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】 貧困対策、家庭環境の問題及び児童虐待の課題解決のための活用事例 (①貧困対策、②児童虐待)

##### <SSWの配置形態：派遣型>

本児は成績が良い生徒であったが、3年生になり急激に成績が下がった。担任が理由を聞いたところ、「家で多くの家事や下の子の世話をまかされており、勉強する時間がない」と話した。本児の家庭は母子世帯で、生活保護は受給しておらず、諸費の未払いが多かった。また、母は在宅が多く就業実態も不明であった。学校側は本児がヤングケアラーであることを心配し、また世帯への経済的支援が必要と考えの支援要請を行った。

SSWは学校から聞き取りを行い、本児の家事負担が手伝いの範疇なのか、ヤングケアラーなのか、母からのネグレクトなのかが不明であり、それらを含め生活状況や心情などを本児が自由に安心して話せる機会を作ることが必要と考え、本児との面談を提案。同時に学校にはこの時点で児童相談所、家庭児童相談室への情報提供をしておくことを勧めた。コロナ禍であったことから、SSWと本児との面談はすぐには実施できなかったが、その間に学校は、本児から母が妊娠したこと、それに伴い新生児の世話や経済的問題から登校困難になる可能性について知らされた。これを受けて、SSWは家庭児童相談室へ連絡し、母が特定妊婦であり、要保護児童対策地域協議会の個別ケースとして保健師が家庭訪問等で支援していることを把握した。SSWが家庭児童相談室の紹介で担当保健師と情報共有を行ったところ、母は、出産費用の相談や入院等の医療の活用はできているが、出産入院の際の子らの生活や居場所をどのように準備しているかについては不明であることがわかった。そこで、今後は世帯全体への支援を行うべく、学校・家庭児童相談室・保健センター（保健師）と連携・協働することとし、SSWは特に学校と学外の関係機関との連絡調整を担うこととした。

その後、保健師は医療機関と連絡を取り、入院時の子らの居場所の手配について、母への確認や助言を依頼。SSWは児童相談所へ相談・検討し、子らの居場所としてショートステイの活用や一時保護等があることを確認、学校とも共有した。また、祝日等で一部の機関が休みに入る時期でもあったため、その場合の各機関の連絡方法や子らの確認方法、家庭訪問のタイミングや一時保護のプロセス等について児童相談所や保健師らと協議・共有し、関係機関へ連絡、共有した。

母は出産のためまもなく入院。医療機関の聞き取りにより、母の入院中、自宅では子ども達だけで過ごすことが判明したため、医療機関がネグレクトとして児童相談所に通告し、本児と下の子は一時保護となった。母の入院は予定より長引いたが、本児は受験生ということが考慮され外部施設への一時保護委託となり、比較的早い段階で中学校への登校を再開した。

本ケースには様々な関係機関が関与していたが、コロナ禍で会議を実施できず、各機関の動きや役割を一同が一斉に把握・調整することが難しい状況であった。そのためSSWは保健師と協働し、各機関の方針を尊重しつつ、電話で細かな連絡調整を行った。また、学校側の「本児が安心して受験できるようにしたい」という意向が支援方針の視点に含まれるよう配慮した。このような事前調整が、各関係機関のスムーズが支援につながった。

年度末には個別ケース会議が開かれ、世帯の生活保護受給開始等が報告された。子らの一時保護を契機に、母は児童相談所や保健師らの支援者を受け入れることができ、助言を得ることで経済面及び精神面でも安定。母と本児と支援者で、家事分担についても話し合えるようになった。その後、保健師が中心となって新生児と母をサポートすることとなり、SSWは本児の中学卒業に伴い支援を終結した。

**【事例2】家庭環境の問題、児童虐待及び発達障害等に関する問題への活用事例（①貧困対策、②児童虐待、③発達障害等に関する問題）**

**<SSWの配置形態：派遣型>**

本児は幼稚園時より落ち着きのなさがあり、病院受診では「愛着障害疑い」の診断が出ていたため家庭児童相談室の関りがあった。小学校入学時、秋に完成予定の自宅へ引っ越すことが決まっていたため、校区外の学校へ指定変更していた。小学校入学後も心配な家庭であり、他区へ移転となるため事前に家庭児童相談室より小学校へ引継がかった。母は本児の実父である夫と離婚調停中であり、また、周りが感じている程本児の様子を問題行動と捉えていないことを心配し、入学受付段階よりSSWが支援に入った。

小学校入学後は、教室からの飛び出しや他児とのトラブル、本児が困り感を抱える状況では自傷行為（頭を床や壁に打ち付ける）があった。また、学内のミニ児童会館でのトラブルに対し、母がミニ児童会館の職員のかかわり方の悪さであると不満を持っていた。次第にミニ児童会館の職員と母との関係が悪化したため、ミニ児童会館側が子ども支援コーディネーターを要請。母の直接支援は子ども支援コーディネーターが担い、SSWは、地域の相談支援事業所の選定・母と繋げる前段階の段取り、放課後等デイサービスの選定のお手伝い、情報集約などの後方支援を行った。

母と子ども支援コーディネーターとの関係ができ、年度が終了する前には本児と母が納得できる放課後等デイサービスの通所が決定した。また、関係者会議を繰り返すうちに、学校担任の本児に対する関わり方などを会議参加者に伝えることができ、それを参考にして、ミニ児童会館職員の本児に対する対応も変化、以前よりもトラブルが減少した。

本児と家族は、通学している学校の校区内に引っ越し、学校以外にも母の相談相手となる支援者ができ、地域の見守り体制が確立できた。

**【事例3】、【事例4】** 該当事例無し

**【4】成果と今後の課題等**

**(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果**

SSW（甲）の対応件数は535件だった。そのうち継続支援対象は380件であり、SSWの専門知識や関係機関とのネットワークを活用した丁寧な支援を行うことで、問題解決や状況の好転につながっている。

SSW（乙）の対応件数は1316件であり、有資格者による継続支援が必要な家庭についてはSSW（甲）の派遣を行った。SSW（乙）が、拠点校を基に全小学校を巡回することにより、SSW（甲）が対応すべきケースを積極的に洗い出し、早期支援につなげることができた。その他の件については、巡回SSWが、教員経験者としての知見を生かした助言を行い、問題の解決に導くことができた。

**(2) 課題と課題解決に向けた取組**

**①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組**

**<課題の概要>**

問題を抱える子どもの増加、一人の児童が抱える問題の複雑化により、対応は長期化している。一方でSSWの対応時間には限界がある。

**<課題の原因>**

貧困や社会情勢により問題を抱える子どもが増加傾向にある一方で、核家族化や地域のつながりの希薄化など、社会的に子どもを見守る体制が脆弱になり、困難を抱える子どもを早期に発見することが難しくなっていることがある。

**<解決に向け実施した取組>**

市内の小学校を巡回するSSW（乙）と、児童会館や子ども食堂を巡回する「子どもコーディネーター」と情報を共有して、SSW（甲）への支援へとつなげるなど、支援体制の充実を図る。また、研修等の充実により個々のSSWの質を向上させ、適切で迅速な支援を図る。



## ②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

### <課題の概要>

問題を抱える子どもの増加、一人の児童が抱える問題の複雑化により、支援の必要な児童生徒が発見しにくい場合がある。一方で様々なSSWの対応時間には限界がある。

### <課題の原因>

1校に1名の担当SSWが配置されていない。また、貧困や社会情勢により問題を抱える子どもが増加傾向にある一方で、核家族化や地域のつながりの希薄化など、社会的に子どもを見守る体制が脆弱になり、困難を抱える子どもを早期に発見することが難しくなっていることがある。

### <解決に向けた取組>

SSWを会計年度任用職員化することによって、人数と時間数を増加する。そうすることで、各学校がすぐに相談できる担当のSSWを配置し、支援の必要な児童生徒をより把握しやすい体制を整備できる。また、児童会館や子ども食堂を巡回する「子どもコーディネーター」と情報を共有して、SSWへの支援へつなげるなど、支援体制の充実を図る。そのほかにも、研修等の充実により個々のSSWの質を向上させ、適切で迅速な支援を図る。

# 仙台市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童生徒が置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行うスクールソーシャルワーカー（SSW）を配置、活用することで、学校の教育相談体制の充実を図り、不登校や引きこもり、暴力行為、児童虐待、いじめ等の生徒指導上の課題を改善する。

### （2）配置・採用計画上の工夫

教育委員会内にSSW7名を配置し、学校からケース依頼を受けて派遣を行った。そのうち5名のSSWが、5中学校に週1回程度勤務し、中学校区を支援した。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

【配置人数】7名

【資格】社会福祉士、精神保健福祉士

【勤務形態】1日6時間×週5日

### （4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

#### ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（有・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

資格要件、業務内容、ケース対応の進め方等を盛り込んだガイドラインを策定し、それをもとに概要版（活用事業についてまとめたもの）を作成し、各学校に年度始めに配付している。その中で、活用の仕方やSSWの役割について周知した。

#### ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・生徒指導ハンドブックを作成し、全教員に配付した。SSWの役割や活用について具体例を記載している。また、各校に対して、年度始めにハンドブックを使用した校内研修の実施を依頼した。
- ・不登校対策担当者の研修会で事例検討を行った際、事務局からSSWの役割や活用について説明した。
- ・教育相談担当者向け研修会では、SSWによる活用事例の紹介を行い、その役割や活用の仕方について周知した。

### （5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（有・無）

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

- ・SSW7名

### （2）研修回数（頻度）

- ・年40回程度（SSWSVによる研修10回、SSW同士による研修21回、学校教育理解研修9回）

### （3）研修内容

- ・事例検討（SSW同士）
- ・学校教育（心のケア、いじめ、不登校、特別支援教育等）についての理解
- ・SSWSVによるスーパーヴィジョン（SSW研修や、中学校区支援体制の構築についての講話など）

#### (4) 特に効果のあった研修内容

- ・ S S W S V の活用 ※上記のとおり
- ・ 学校教育の理解 ※上記のとおり

#### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置 (  有 ・ 無 )

○活用方法 毎月1回程度、スーパーヴィジョンや事例検討

#### (6) 課題

- ・ スキル向上のための研修内容の充実
- ・ スーパーヴィジョンの機会を増やすための予算措置
- ・ 学校教育理解の推進

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】家庭と学校をつなぐための活用事例 (⑧その他(発達障害等に関する問題))

##### < S S W の配置形態 : 派遣型 >

本児は対人関係構築が難しく、学力も低い為、学校生活を維持するのが難しい。母は障害のある本児きょうだいの世話を精一杯で、本児に気を配るのが難しい状況である。母の学校に対する求めを学校が受け止めきれない面の調整のために適応指導センターや放課後等デイサービス等との連携を進めるとともに、本児が家庭ではない場所で落ち着いて過ごせることを目的に、別室等も利用しながら登校継続して進路につながるように支援した。本児が学校以外でも気分転換や社会活動が出来る場所をつくり、社会性の獲得の機会を増やしていくとともに、二次的には母の養育負担軽減につながるように支援を進めた。

#### 【事例2】小中連携のための活用事例 (⑦小中連携) < S S W の配置形態 : 拠点校型 >

中学校からの情報提供により支援を開始した。本児は6人きょうだいの長子で、不登校傾向が強くなっていた。父は被虐待児の生育歴があり、母や子供たちへの圧が強く、関係性は良くない。また、母は弟からの暴力や、不登校の弟への対応等により、疲弊しており家庭内が落ち着かない状況にあった。S S Wとして、小中学校に定期的に通うたびに情報を共有し、それぞれの児童生徒への状況確認、家庭への関わり方についてのコンサルテーション、児童相談所との連携などを進め、本児が穏やかに家庭生活送ることができ、登校意欲を持つことができるように支援をした。

#### 【事例3】複数の要因のある不登校支援の活用事例 (⑩ヤングケアラー) < S S W の配置形態 : 派遣型 >

不登校であるが、その背景には親子関係、成育歴、きょうだいの世話によるものが疑われた。S S Wからの、家庭環境の改善、ヤングケアラーへの対応についての支援がほしいとの学校からの要請があった。S S Wは区保護課、区家庭健康課、N P O法人からの情報収集や、ケース会議等を企画する等、連携を進めた。

#### 【事例4】民間団体との連携のための活用事例 (⑪民間団体(NPO団体等)との連携)

##### < S S W の配置形態 : 派遣型 >

本児は元気に登校しているが、保護者は無職、校納金を支払えないが保護費受給を辞退、行政の支援の受け入れ態勢に強く拒否感を抱いている、度々ライフラインが停止する等、家庭環境に課題があった。また、本児が適切に医療受診がなされていない、体重減少も見られるなど心配な状況があり、学校からのS S W派遣要請があった。S S Wは区保護課、区家庭健康課、児童相談所、N P O法人と連携し、支援を検討した。N P O法人による食糧支援や、学習支援の提案などにより、改善傾向がみられるようになった。

## 【4】成果と今後の課題等

### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・相談件数のうちの約半数が不登校事例であり、全国的に見ても出現率が高い仙台市の不登校について、学校や関係諸機関と連携をしながらその対応に当たっている。
- ・事業担当課である教育相談課は市内全学校の巡回訪問を行っているが、SSWが同行し、業務内容を説明しながら、学校の困難ケースを見立て、支援や対応に当たっている。

### (2) 課題と課題解決に向けた取組

#### ①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

##### <課題の概要>

- ・本市の学校で抱えているケースに確実に対応するためには、配置拡充が必要である。配置方法や勤務形態の検討も必要である。
- ・優秀な人材確保と人材育成が急務である。そのためにも、報酬、勤務条件などの改善が必要である。

##### <課題の原因>

- ・令和2年度、7名のSSWで市内188校をカバーしているが、SSWを要請せず、学校だけで困難ケースの支援や対応に当たっていることも少なくない。配置拡充を行い、支援の充実につなげたい。
- ・人材育成においては、研修の充実と日頃の実践の積み重ねや振り返りが重要と考える。優秀なSSWSVの確保や、SSWSVからタイムリーに支援を受けるための仕組み作りは、これからの課題である。

##### <解決に向け実施した取組>

- ・配置拡充に向けて検討を行い、令和4年度から1名増員することとなった。また、これまで派遣型のみで実施してきたが、SSWが5中学校区に週1日程度勤務し、拠点校型による中学校区支援を実施した。
- ・SSWSVと密に連絡を取り合い、事例検討を通してSSWの力量の向上を図った。また、報酬の改善のために、複数の自治体からの情報収集と検討を行い、令和4年度から報酬をアップすることとなった。

#### ②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

##### <課題の概要>

- ・本市の学校で抱えているケースに確実に対応するためには、更なる配置拡充が必要である。拠点校型による中学校区支援を見据えた配置方法や勤務形態の検討も必要である。
- ・優秀な人材確保と人材育成が急務である。勤務条件の整理、研修の充実などを進めていく必要がある。

##### <課題の原因>

- ・令和3年度は7名のSSWで市内188校の支援に当たった。令和3年度、初めて拠点校型による中学校区支援を実施したことにより、SSWのニーズが高いことが分かった。配置拡充と、支援の充実につなげたい。

##### <解決に向けた取組>

- ・必要な支援に応じたSSWの配置等の工夫を行う。
- ・先を見通し、計画的に事業の拡充、人材育成を行う。

# さいたま市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待などの課題に対し、教育分野に関する知識並びに、福祉等の専門的な知識及び技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行い、健全な児童生徒の育成を図るため。

### （2）配置・採用計画上の工夫

全ての市立小学校に配置し、市立中・高等・中等教育・特別支援学校へは要請があった場合に、小学校から派遣する。全ての市立学校でSSWの支援が受けられる体制を整備した。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

○配置人数 35人

○資格 社会福祉士 20名 精神保健福祉士 18名 教員免許所有者 11人 ※重複あり

### （4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

#### ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

○「さいたま市SC・SSW・さわやか相談員ガイドブック」を作成し、すべての市立学校へ配付した。

#### ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

○年度当初に管理職を対象とした研修会において、SSWの服務や役割等について周知した。

○各校の教育相談主任を対象にSSWの役割やSSWの対応について理解を深める研修を実施した。

### （5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（有・）

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

さいたま市SSW

### （2）研修回数（頻度）

SSW地域連携会議（4回）、SSW研修会（1回）、新規任用者研修会（2回）

### （3）研修内容

○さいたま市の教育相談 ○SSWの役割や業務内容 ○ヤングケアラー支援について

○事例検討会

### （4）特に効果のあった研修内容

「SSW地域連携会議」を年間4回開催し、各地域担当のSSWが市内6か所の教育相談室に分かれて集い、情報共有や事例検討会を行ったことで、それぞれの地域に根差した支援を促進することができた。また教育相談室との連携も深まった。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（・無）

・SVの設置：教育委員会の精神保健福祉士（常勤職員）7名

○活用方法

・学校に訪問して個別にSSWのケースに対する助言・指導。

・地域連絡協議会で事例検討会の実施、ケースに対する助言・指導。

### （6）課題

・SSWの経験等や技術に応じた資質向上に向けた研修のあり方。

## 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

### 【事例1】不登校のための活用事例（④不登校 ②児童虐待）〈拠点校型〉

支援対象児童の母に精神疾患があり、「支援対象児童が外出すると危険がある」と思い込み、外出を禁じていた。そのため支援対象児童は長期の不登校であった。SSWは、学校教員、児童相談所職員とケース会議を開いた。児童相談所は、母に対して介入し外出禁止することは虐待になることを説明した。一方でSSWは、教員とともに、母や支援対象児童と家庭訪問で面会を重ね、信頼感や安心感を作った。次第に母は、学校で支援対象児童とSSWや教員が面会をすることを了承しはじめ、最終的に

は、支援対象児童は登校できるようになった。

### 【事例2】児童虐待（未然防止）のための活用事例（②児童虐待）＜派遣型＞

支援対象生徒の母は、養護施設から生徒を引き取ったが、家庭の片付けなどができず、支援対象生徒の衣服は異臭がし、学用品なども整わなかった。ネグレクトの疑いがあったため、SSWは、児童相談所と連携しつつ、家庭訪問をし、母と面会を重ねた。母自身も、家が片付いていないことを困っていることを把握したSSWは、母にホームヘルパーサービスの利用を勧め、母も応じた。ホームヘルパーを導入したことで、支援対象生徒の衣服の異臭は改善され、学用品も整うようになった。

### 【事例3】ヤングケアラーのための活用事例（⑩ヤングケアラー）＜派遣型＞

支援対象生徒がリストカットをしたことで問題が発覚。支援対象生徒は、母と二人暮らし。生活保護受給中であり、母はうつ病で日中寝込んでいた。買い物・家事を支援対象生徒が担っていた。また母の通院の付き添いを支援対象生徒が行っていた。リストカットをきっかけに、SSWは、母と支援対象生徒と面談。支援対象生徒が家庭の家事を負担に思っており、母も支援対象生徒に家事を任せることを申し訳なく思っていることを把握。そのため、SSWは生活保護担当の福祉課や医療機関と連携した。家庭にホームヘルプサービスを導入し、支援対象生徒をSCにつなげたことで、支援対象生徒の心身の負担が改善された。

### 【事例4】教員とSSW等の役割分担のための活用事例（⑫教員とSSW等の役割分担）＜拠点校型＞

学校がSSWの相談日を設定し、保護者にSSWの業務説明と相談日が記載されている通知をしている。そのことで効率よく相談が受けられるようになり、教育相談をとりまとめる教員の負担も軽減している。

## 【4】成果と今後の課題等

### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

令和3年度の支援実件数は、4441件で、令和2年度の3227件と比べて、約1.37倍増加した。関係機関との連携数も増加しており、継続ケースにおける関係機関との連携支援実件数は、令和2年度の687件から、令和3年度は626件と、減少となっている。

平成28年度に開始したSSW配置事業も6年目となり、SSWがより細かく児童生徒とかかわることができるようになったことや学校がSSWと連携して支援が行えるようになってきたことにより、多くの児童生徒、保護者に対して支援を行うことができた。また、令和2年度より、全SSW（32名）を、全市立小学校に配置し、課題を抱える児童生徒を取り巻く環境の改善に向け、早い段階で対応することができた。

	SSW 配置人数	支援実件数	学校だけでは対応が難しいケースを関係機関と連携して支援した件数	
			実件数	延べ件数
令和2年度	32	3227	687	3250
令和3年度	35	4441	626	2885

### （2）課題と課題解決に向けた取組

#### ①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

##### ＜課題の概要＞

- ・専門性の高いSSWの確保
- ・SSW活用について教職員への周知

##### ＜課題の原因＞

- ・報酬面を含めた勤務条件
- ・資質能力の向上
- ・教職員への周知の方法

##### ＜解決に向けた取組＞

- ・有資格者や経験豊富なSSWを確保する為に、報酬面を含めた勤務条件を整えられるようにした。
- ・SSW地域連絡会において事例検討を行った。また、常勤の精神保健福祉士が学校訪問等を通してSSWに支援について助言を行った。
- ・SSWの服務や役割について、教育相談主任研修会等を通して学校に周知した。

#### ②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

##### ＜課題の概要＞

- ・SSWの専門性の向上
- ・地域の機関との連携

##### ＜課題の原因＞

- ・資質能力の向上
- ・関係機関職員との顔の見える連携の確保

##### ＜解決に向けた取組＞

- ・常勤精神保健福祉士によるSSWへの助言。
- ・SSW地域連携会議の実施
- ・SSWと各区役所の児童福祉部門職員との情報交換会の開催

【事例1】不登校のための活用事例（④不登校 ②児童虐待）

< S S Wの配置形態：拠点校型>

段階	取組内容及びSSWが担った具体的な役割（具体的な役割は下線太字）
① 問題の発見	<p>個人情報保護の観点から、事例については、簡略化します。</p> <p>母が精神疾患のため、支援対象児童を外出させると危険が及ぶと思ひ込み、支援対象児童を登校させなかった。学校と母で、放課後登校の約束をこれまでしてきたが、当日になると理由をつけて、母は支援対象児童を登校させなかった。</p> <p>就学前からこの世帯にかかわっていた<u>児童相談所からSSWに連絡</u>があり、今後の対応を検討するため、学校と児童相談所とのケース会議の開催の依頼があった。<u>SSWは管理職、担任と調整をし、児童相談所と学校のケース会議を行った。</u></p>
② 学校内での方針の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母は、登校をさせなかったが、支援対象児童の学習の遅れを心配しているので、<u>SSWが母の心配に寄り添う支援</u>をする。</li> <li>・母は、家庭訪問は受け入れてくれるので、<u>SSWと担任で家庭訪問をする。</u></li> <li>・母は、考えが変わることが多く、支援を拒否することが考えられるので、児童相談所は定期的に母に連絡をとり、母への支援が途切れないように見守る。</li> <li>・<u>児童相談所とSSWは定期的に連絡を取る。</u></li> </ul>
③ 支援の実施	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 家庭訪問の実施 2週間に1度程度の割合で訪問。</li> <li>2. 家族との連絡 原則母と連絡をとった。祖母とも連絡をとることを母から了承を得た。</li> <li>3. 家庭訪問でSSWは母の話を聞き、担任が支援対象児童に対して学習支援をした。</li> <li>4. 児童相談所とSSWが定期的に連絡を取り合った。</li> </ol>
④ 経過観察	<p>母と支援対象児童は、SSWと担任のことを信頼しはじめ、学校で支援対象児童を面接させても良いという事になった。支援対象児童が、担任のことを信頼し「学校に行ってみたい」と発言してくれるようになったことが良い変化の引き金になった。</p> <p>支援対象児童が学校に登校してくれるようになってからも、<u>SSWは、母と面接し、母の心配を受け止めている。</u></p>

# 千葉市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うことにより、各学校における教育相談体制の充実を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

教育委員会に4名と6行政区ごとに1名ずつの計10名を配置し、SSWごとに担当校を割り振っているが、派遣申請の内容を精査してうえでSSWを派遣している。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

10人配置（社会福祉士資格保有7人 精神保健福祉士資格保有2人 両資格保有1人）  
年間864時間勤務（週3日、1日6時間勤務を原則としている）

### （4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

#### ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（有）

○ガイドラインの内容、周知方法

- ・活動方針等に関する指針（ガイドライン）を策定し、年度当初、全学校に配布。
- ・管理職研修会等で、ガイドラインを示しながら周知している。
- ・SSWが担当校を訪問し、顔合わせとともに活動や申請方法について説明している。

#### ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

・拠点校を中心に、校内の会議にSSWが参加し、社会福祉の視点から助言等を行っている。「チーム学校」の一員として学校現場で活用できるように促進している。

### （5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（無）

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

○全スクールソーシャルワーカー

### （2）研修回数（頻度）

○研修会：年3回 ○定例会：月1回 ○初任者研修：約2ヶ月

### （3）研修内容

- 研修会：活動方針及び計画、教育関係機関の施設見学・事業説明、講話
- 定例会：事例検討、情報交換、行政機関からの行政説明や通知等の伝達
- 初任者研修：千葉市の教育、千葉市の行政機関・相談機関、SSWの服務・職務

### （4）特に効果のあった研修内容

- 市役所本庁の子ども家庭支援課職員を招いて、事業等についての説明及び情報交換を行った。
- 事例検討を行うことで、SSWの共通認識や対応等について意見交流が図れた。また、スーパーバイザー（SV）からスーパービジョンを受けることができ、事案対応に役立てることができた。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（有）

○活用方法

定例会等におけるスーパービジョンの場と、ケース会議の前後に助言できる場を設定している。



## (6) 課題

- 新人スクールソーシャルワーカーが増加していることから、新人研修のあり方を検討する。
- スクールソーシャルワーカーを対象とした研修を実施し、スクールソーシャルワーカー個々の見識と力量を更に高め、各学校における教育相談体制の一層の充実を図る。

## 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

### 【事例1】家庭環境調整のための活用事例（①貧困対策、②児童虐待）＜SSWの配置形態：派遣型（貧困対策の重点配置、虐待対策の重点配置）＞

#### (1) 家庭環境及び本人・家族の状況

要保護家庭。家賃の未払いのため、家庭には転居が命じられている。本人から弟に暴言や暴力があり、母親が警察を呼ぶ事態があったり、本人が自殺企図で救急搬送されたりしたため、児童相談所と連携するケースとなった。本人は祖父母宅で生活している。本人は在籍している中学校への登校を継続している。

#### (2) SSWの支援（ケース会議のもと、長期目標・短期目標・関係機関の役割分担を確認）

児童相談所、社会援護課、子どもナビゲーターが関わっている家庭のため、SSWは関係機関の支援体制を共通理解、確認するために挨拶訪問や支援の様子を担当者等に聞いた。その後SSWは、関係機関と学校とのパイプ役となり、家庭や関係機関の動きを確認していった。母がSCに相談し、SCより相談機関を紹介された。SSWは、引き続き、家庭の様子を確認し関係機関と連絡、支援体制の調整を行った。

#### (3) 経過

本人は祖父母宅で安定した生活ができています。卒業に際して、大きな問題はなかった。本人と離れて別居した母は各相談機関等に相談をしている。弟は子どもナビゲーターの支援を受けている。弟に関してはSSWの派遣申請はなかった。SSWは卒業後の相談先リストを本人が在籍していた中学校に渡した。

### 【事例2】発達障害の特性への理解のための活用事例（③発達障害）＜SSWの配置形態：拠点校型＞

#### (1) 家庭環境及び本人・家族の状況

本人は、中学校3年生。中学校1年次には他害行為が目立った。学校での別室学習やLD等通級指導教室への通級、フリースクールの利用、放課後デイサービスの利用をしていた。2年次には、本人とSCとの面接も実施した。卒業後の進路について、関係機関との連携が必要となりSSWの派遣に至った。

#### (2) SSWの支援（ケース会議のもと、長期目標・短期目標・関係機関の役割分担を確認）

2年次は多数の関係機関の支援がある状況があった。3年次にはSSWも関わり、教育委員会指導主事や関わっている医療機関を含む拡大でケース会議を実施した。本人は3年次に入り、関係機関の支援者が変更になったことや友人関係の変化などが原因で心身が不調。ケース会議での支援の方向性としては①人とのつながりの再構築 ②服薬で落ち込んだ気持ちの持ち上げ ③訪問看護の検討 となった。

#### (3) 経過

私立高校を受験し合格。高校の教員が中学校を訪れ、本人と面談を実施した。本人は高校進学に慣れるように体験入学を実施した。年度末に引継ぎのケース会議を実施するという話しも出ていたが、高校と本人の交流が出来ているため、学校とSSWとで相談の上、取りやめとした。

### 【事例3】家庭環境調整のための活用事例（⑩ヤングケアラー）＜SSWの配置形態：派遣型＞

#### (1) 家庭環境及び本人・家族の状況

父、母、本人、妹、弟（2歳）の5人家庭。姉妹が遅くまで帰宅しないことがあったため、地域住民からの通告で、児童相談所が家庭訪問を行った。本人と妹とで、夜中まで弟の世話をすることがある。ヤングケアラーの可能性はある。本人は授業中居眠りがある。

(2) S S Wの支援（ケース会議のもと、長期目標・短期目標・関係機関の役割分担を確認）

地域住民からネグレクトとして通告され、児童相談所が関わる。児童相談所、学校は家庭訪問を実施している。S S Wは本人が児童家庭支援センターと繋がるよう働きかけを行ったが、繋がることはなかった。教育センターへの相談につなげた。夏休み明けタブレットの貸出希望があったため、学校は対応した。

(3) 経過

家庭は、学校に知らされないまま突然市外に転出した。終結。

#### 【事例4】民間団体（NPO 団体等）との連携、教員とS S W等の役割分担、オンラインカウンセリングのための活用事例＜S S Wの配置形態：派遣型＞

昨年度、活用事例はありません。

### 【4】成果と今後の課題等

#### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

○令和3年度206件の支援を行い、85件について問題が解決した。年々、S S Wの要請件数が増えている。令和4年度は7月末現在で153件の支援を行っている。

○S S Wを活用することで福祉行政機関と学校が連携しながら、解決に向けて進めることができた。

○教育センター、養護教育センターにS S Wを配置したことにより、両センターの相談事案にS S Wによる社会福祉の視点からの助言が可能となった。

#### (2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

##### ＜課題の概要＞

○新人スクールソーシャルワーカーの研修のあり方の検討。

○スクールソーシャルワーカーの見識と力量を高めていく必要がある。

○地元の大学等の教育機関との連携など、S S Wの人材確保について検討。

##### ＜課題の原因＞

○S S Wの配置人数増に伴う新人S S Wの増加。

○S S Wの対応件数増加に伴い、1つ1つの事案の早期解決を図る見識や力量が必要となる

##### ＜解決に向け実施した取組＞

○新人研修の体系や内容についての見直し。○J Tの充実を図る。

○S S Wスーパーバイザーを配置し、S S W同士の相談体制、研修体制の充実を図る。

○児童相談所や子ども家庭支援課等の職員や相談員を招き、研修内容の充実を図る。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

##### ＜課題の概要＞

社会福祉や健康福祉などの支援への接続を必要とする家庭や児童生徒の実態の適切な捉えと、スクールソーシャルワーカーの活用による支援への接続。

##### ＜課題の原因＞

社会情勢の大きな変化により家庭や児童生徒が経済的な影響や心理的な影響等を受けているものの、問題が複雑化あるいは潜在化し、教職員による家庭や児童生徒の状況把握が困難化している。

##### ＜解決に向けた取組＞

○スクールソーシャルワーカーの配置拡充（人員増・時間増）やS S Wの見識や力量の向上を図ることにより、対応可能件数を増やしていく。

○対応件数を増やしていくことにより、学校による支援ニーズの適切な捉えにつなげていく。

# 横浜市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー（SSW）配置の主な目的

横浜市では、活用事業のねらいを「児童支援・生徒指導専任教諭（児童生徒への支援や課題の解決のため学校の組織的取り組みの中心的役割を担う教員）、特別支援教育コーディネーター等がSSWと協働し、問題を抱える児童生徒を支援するとともに、その支援の過程で学校自らの問題解決力をつけていくこと」としている。

### （2）配置・採用計画上の工夫

小中学校担当SSWを学校教育事務所に、高校・特別支援学校担当SSWを人権教育・児童生徒課に配置し、指導主事等を含めた課題解決支援チームの一員として学校に派遣している。令和2年度から、全小・中・義務教育学校で、令和3年度から高等学校・特別支援学校で、SSWの活用形態を巡回型に移行した。

平成29年度から担当課に人材育成や事業計画等を担当する係長を5年の任期付きで配置。平成30年度には事業を担当する本市社会福祉職1名を配置するとともに、常勤の統括SSW4名を、エリアスーパーバイザーとして学校教育事務所に配置。令和元年度から本市社会福祉職係長1名を増員。令和3年度には、OJTを担当する会計年度任用職員のトレーナーSSW4名を配置。管理・育成体制の強化に取り組んでいる。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

正規職：7名、会計年度任用職員：54名：社会福祉士または精神保健福祉士を必須とする：7.5時間×4日/週

### （4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

#### ① 活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（有）

○ガイドラインの内容、周知方法

SSW向けに業務の詳細を示したハンドブックを作成し、活動の平準化に取り組むとともに、「学校向け活用ハンドブック」によりSSWの活用について教職員への周知を図っている。

#### ② 研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

「SSW活用事例集」を作成し全校に配布。全校向けのSSW活用の説明会を年度当初に実施するとともに、学校の求めにより事例集等を活用した研修を実施。

### （5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（無）

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象、（2）研修回数、（3）研修内容

全SSW	年4回	ヤングケアラー、性的虐待、SSW事業プログラム、SSWスタンダード
新任SSW	年10回	SSW概論、支援の実際、学校・教員文化、校内分掌、発達心理等
統括SSW	年3回	グループスーパービジョン

### （4）特に効果のあった研修内容

SSW事業プログラム：支援の実際を振り返ることができるため、全SSWに有効

SSWスタンダード：SSWのあるべき姿を振り返ることができるため、全SSWに有効

グループスーパービジョン：統括SSWのスーパービジョン実施の振り返りができ、育成体制強化に有効

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（有）：5名（全市担当1名、学校教育事務所担当4名）

#### ○活用方法

定期的な事例検討（月1回）、個別のスーパービジョン、目標管理、OJTによる人材育成

### （6）課題

- ・ 指導者の不足により、SSWの個々のレベルに応じた研修ができる指導体制を構築しにくい。
- ・ 獲得すべきスキルの研修がプログラム化されていない。また、研修効果の検証を十分に行えていない。

## 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】児童虐待・発達特性がある児童への活用事例（②児童虐待、④不登校、⑧その他（発達障害等に関する問題）＜SSWの配置形態：巡回型＞

### （1）ケース概要

小学校高学年男子。世帯構成は父、母、当該児童の3人。過去に児童精神科の入院歴があるが、現在の主治医と相性が合わず受診が中断している。登校渋りがあり、登校時は別室で教職員と過ごす、学習に集中できず、教職員への暴力が度々みられる。過去に父からの身体的虐待があり、児童相談所が継続して支援しているが、状況が改善されず、対応に苦慮した学校からSSWへの支援依頼につながった。

## (2) 支援内容

- ① SSWは、関係教職員から情報収集をするとともに、当該児童の行動観察を実施。その上で、当該児童のアセスメントおよび今後の支援方針を検討するために児童相談所を交えた機関連携ケース会議の実施を提案。
- ② 児童相談所担当者、関係教職員が参加した機関連携ケース会議を実施。会議では、これまでの児童相談所での支援経過と学校での当該児童の状況を共有し、発達特性と愛着の課題、未受診による服薬中断の課題、保護者の当該児童理解および対応における課題などを確認。支援方針の検討を行った。SSWは議事の要点をホワイトボードへ書き出す等協働アセスメントが円滑に進むよう支援した。
- ③ 医療機関の受診については、保護者の意向を確認する面談をSSWが実施すること、児童理解および対応については、保護者とSCが面談し、方針が立てられた。その際、児童相談所の方針と齟齬が生じないよう、児童相談所担当者と綿密に情報共有しながら実施することが確認された。その上で、本児が見通しを持って過ごせる校内環境及び校内体制の整備が検討された。

## (3) 支援後の経過

- ・ SSWと母の面談で、母から新たな医療機関受診の希望が伝えられたため、SSWは受診への支援を実施。新たな医療機関への受診により、服薬が再開された。また、SCが母を支える立場で面談を行い、母から養育の悩みが語られたため、当該児童の発達特性の理解および対応の工夫を継続して相談できるようになった。
- ・ 登校時の具体的な学校生活を当該児童がイメージできるよう校内体制を整備。また、当該児童が参加するケース会議を実施。当該児童からは、不安定になった時にクールダウンできる場がほしいとの意向が語られ、新たなスペース作りが行われた。
- ・ 保護者、医療機関、学校との機関連携ケース会議を提案し、実施。SSWがファシリテーションを行い、医療機関の見立てと支援の方向性を共有。当該児童を中心とした支援のネットワークを作り、児童相談所や医療機関と学校との調整・連携を支援。
- ・ 当該児童は登校渋りが徐々に減少し、学習にむかえる時間が増加。クールダウンのスペースが確保され、気持ちの切り替えをスムーズに行えるようになり、教職員への暴力の頻度が減少。SSWは、学校訪問時にモニタリングを行い、学校の関係機関連携を支援している。

## 【事例2】 貧困・不登校の課題への活用事例（①貧困対策④不登校に関する問題）〈SSWの配置形態：巡回型〉

### (1) ケース概要

小学校中学年女子。世帯構成は、当該児童、姉、母の3人。進級と同時にクラスに入ることに躊躇し、不登校となる。毎日の欠席連絡への負担感を母から相談された担任が、対応に悩み、SSWへの支援依頼につながった。

### (2) 支援内容

- ① SSWは担任からの相談で本ケースを把握。SSWから、管理職を交えた校内ケース会議の開催を提案し実施。
- ② 校内ケース会議では、当該児童が学校で文房具などの持ち物が揃わないこと、自宅で宿題に取り組めないこと、母が当該児童の対応を巡って学校に対して不満の訴えがあることが共有された。当該児童の家庭環境のアセスメント及び母のニーズ把握が不十分であることを課題ととらえ、SSWが母と面談をすることとなった。
- ③ 母との面談では、家庭の経済状況が苦しく、十分に学用品が揃えられないこと、家庭で当該児童の学習スペースが確保できないこと、当該児童に関する学校からの連絡が負担であること、学校に相談しても一向に手だてが講じられない不満が母から語られた。SSWは母に、寄付品の活用や学習支援のための民間支援団体利用や、校内体制整備のためのケース会議への保護者の参加を提案した。
- ④ 学校、保護者双方の了承を得て保護者が参加するケース会議が開催された。会議では、学校と母の連絡方法や当該児童への課題の取り組み等への配慮を確認。当該児童の民間支援団体利用に向けた調整を勧めながら、登校に向けた支援を段階的に進めていくスケジュールが検討された。

### (3) 支援後の経過

- ・ SSWは当該児童の民間支援団体の学習支援の初回相談に同行。当該児童は定期的に通所し、継続的に支援を受けることとなった。
- ・ 寄付品が使用できるようになったことや、学習の遅れがカバーできる見通しのついた当該児童は、段階的に別室登校を開始。別室登校が安定してきたところで、母と当該児童本人が参加するケース会議をSSWが提案し実施。SSWがファシリテーターを務め、当該児童の強みに焦点を当ててケース会議を進めたところ、当該児童

が少数の他児童との交流を希望。他児童との関りが持てるような工夫をした結果、登校できる日が増えた。

- ・ S S Wは学校巡回訪問時に定期的に当該児童や母と話す機会を作り、モニタリングを行っている。

### 【事例3】ヤングケアラーの課題への活用事例（⑩ヤングケアラー）〈S S Wの配置形態：巡回型〉

#### （1） ケース概要

中学生女子。世帯構成は、当該生徒、父、父方祖母の3人世帯。授業中に度々「眠くて、授業に集中できない」と訴え、保健室で過ごすことが多い。当該生徒が養護教諭に、同居の祖母が認知症で夜間徘徊があり、夜通し見守っているため、日中は眠くて授業に集中できないことを打ち明けた。家庭環境の整備に向けた対応を検討するため、学校からS S Wへの支援依頼につながった。

#### （2） 支援内容

- ① S S Wは、関係教職員からインテークを実施。家庭の状況を関係教職員と共有し、協働アセスメントをするために校内ケース会議の実施を提案。
- ② 校内ケース会議では、数年前に母が他界していること、父は仕事を掛け持ちし、夜も不在なこと、父が祖母に暴力を振るっていること、祖母のケアを当該生徒が担っていることが共有され、ヤングケアラーの課題、高齢者虐待の課題が疑われた。S S Wは当該生徒を区役所こども家庭支援課への相談に繋げることを提案。相談に繋げるための当該生徒との面談を担当、S S Wとで行うこととした。
- ③ S S Wは、ヤングケアラーに関する資料を当該生徒へ見せ、誰かに相談してもよいことを説明。当該生徒は区役所こども家庭支援課へ相談することを了承。当該生徒が父の同席を希望したため、学校から父へ連絡。父の了解のもと、学校にて当該生徒、父、区役所こども家庭支援課、担任、S S Wで面談を実施することとした。
- ④ 面談では、生活に余裕がないことなどから精神的に追い詰められ、祖母に手を挙げてしまったことがあることが父から語られた。そのため、区役所こども家庭支援課から地域包括支援センターへ連絡し、今後、学校を含む関係機関と連携し、家庭への支援を行う方向性が確認された。

#### （3） 支援後の経過

- ・ 地域包括支援センターからの働きかけで、祖母の介護保険サービス利用が開始され、次第に祖母の生活全般が安定し、夜間徘徊が消失した。また、祖母に支援者が関り始めたことで、当該生徒の祖母のケア負担が軽減され、日中の眠気の訴えがなくなり、授業に集中できるようになった。
- ・ 父は学校だけでなく、区役所こども家庭支援課や地域包括支援センターの担当者に相談できる関係性を構築でき、精神的に余裕が生まれ、祖母へ暴力を振るうことがなくなった。
- ・ S S Wは、学校巡回を通してモニタリングを実施。関係機関の支援方針に沿った支援が展開されているか確認し、関係機関と学校の連携を促進する役割を担っている。

### 【事例4】不登校事例における民間団体との連携への活用事例（④不登校に関する問題 ⑪民間団体との連携）

#### 〈S S Wの配置形態：巡回型〉

#### （1） ケース概要

対象生徒：中学生女子。中学進学時、数か月は登校していたものの、夏休み明けから不登校となり、自宅から外出せず、昼夜逆転の生活となる。当該生徒への対応に困惑した母が担任に相談し、S S Wへの支援依頼につながった。

#### （2） 支援内容

- ① S S Wは関係する教職員と情報共有および今後の方向性を検討するために校内ケース会議を提案し、実施。
- ② ケース会議で協働アセスメントを進め、母子密着や当該家庭の地域からの孤立の課題が共有された。
- ③ 地域の様々な人達との関わりによる孤立や母子密着の改善を図るため、S S Wが地域の居場所作りをしている団体を当該生徒及び母に紹介することとなった。
- ④ S S Wは、担任と共に母面談を実施し、自宅に近いコミュニティカフェを紹介。母は、S S Wに当該生徒との面談を希望し、後日家庭訪問を実施。当該生徒と何度か家庭訪問を通じて会い、当該生徒とS S Wの間に信頼関係が構築され、コミュニティカフェへの同行が可能となった。

#### （3） 支援後の経過

- ・ 当該生徒はコミュニティカフェに通うようになり、作品の展示やカフェの手伝い等を通じて他者との関わりを持つ機会が増え、地域の他団体が開催しているイベントにも参加するようになった。母もコミュニティカフェの代表へ養育相談をするなど、会自己有用感を実感できるようになった。
- ・ カフェのサポートや、のサポートを通し、朝起床できるようになり、昼夜逆転が解消された。
- ・ 当該家庭の社会的孤立が消失した。
- ・ S S Wは、学校関係者とコミュニティカフェへ定期的に立ち寄り、カフェの代表者と緊密に連携を図りながら、

モニタリングを行うなかで、進路に向けて、母子と面談を重ねている。

## 【4】成果と今後の課題等

### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

横浜市では、事業開始以来「派遣型」の支援を行ってきたが、令和2年度より小・中・義務教育学校において、担当校を定期的に訪問する「巡回型」にSSWの活用形態を移行した。

令和3年度は、会計年度任用職員7名を増員し、SSW1名あたりの担当校数を10校程度とし、前年度よりも学校滞在時間を延長できる体制として活動を行った。また、OJTを行うトレーナーSSW4名を新たに配置。育成体制を強化し、専門性の向上及び支援の質の平準化を推進した。さらに、高等学校・特別支援学校での活用形態も「巡回型」に移行した。

支援対象となった児童生徒数は前年度実績を上回る1855人となった。特に、巡回型に移行した高等学校と特別支援学校での実績が前年度比で倍増した。

学校から区役所・児童相談所への要保護児童に関する定期的な情報提供時に、SSWによる支援を開始。学校における要保護児童のモニタリング体制・関係機関との連携体制を強化した。

児童生徒の抱える課題は、不登校、家庭環境、発達障害に次いで、児童虐待、心身の健康・保健に係るものの割合が多い傾向。教職員との関係、心身の健康・保健、児童虐待に係るものが前年度よりも大幅に増加している。

#### 事業全体

	H28	H29	H30	R元	R2	R3
非常勤職	19人	22人	24人	32人	43人	54人
正規職	0人	1人	6人	7人	7人	7人
配置方法	派遣型		派遣型+巡回型モデル実施		巡回型	

支援の対象となった児童生徒数（単位：人）

年度（SSW数）	小学校	中学校	高校	特別支援学校	計
R2年度（50名）	1,174	476	40	17	1,707
R3年度（61名）	1,120	620	70	45	1,855

支援対象児童生徒の課題別相談件数（複数回答あり）

課題等	不登校	家庭環境の問題	発達障害等に関する問題	教職員等との関係の問題	暴力行為	心身の健康・保健に関する問題	児童虐待	貧困の問題	いじめ	友人関係	その他	計
R2	833	866	656	105	131	219	249	58	101	68	209	3,495
R3	814	805	637	173	115	283	293	44	94	89	114	3,461

### (2) 課題と課題解決に向けた取組

- ① 昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組
  - 課題：経験に応じたSSW育成体制の整備、十分な支援を行える学校滞在時間の確保
  - 原因：増員に伴う経験の浅いSSWの増加、コロナ禍による人員拡大の困難さ
  - 取組：新任SSWの育成と経験年数に応じたOJTの実施、人員の拡充や本市社会福祉職との人事交流の促進
- ② 今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組
  - 課題：人員体制に応じた管理・育成体制の整備、十分な支援を行える学校滞在時間等の確保、児童生徒の多様な課題に対応するためのSSWと福祉部局をはじめとした関係機関との役割分担
  - 原因：増員に伴う管理・育成業務量の増加、コロナ禍による予算措置の困難さ、
  - 取組：相談件数の多いエリアへの重点配置、統括SSWを中心とした業務の整理及び適正な人員配置、社会福祉職との人事交流の促進及び福祉部局との相互理解の推進

# 川崎市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校やいじめ、暴力行為、児童虐待など児童指導上の課題に対応するために、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識及び技能を用いて、問題を抱えた児童生徒や保護者の置かれた環境に働き掛けて、その解決を図ることを目的とする。

### （2）配置・採用計画上の工夫

各区役所（7行政区）に、学校教育部の区・教育担当（担当課長、指導主事、学校運営推進職員等）のチーム支援体制一員として配置し、各区の地域支援課のケースワーカー等と連携しなら、総合的な子ども支援、学校支援に当たれるようにしている。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数：8人
- ・資格：社会福祉士、精神保健福祉士、上級教育カウンセラー、教員免許状 など
- ・勤務形態：4日/週、29時間/週、会計年度任用職員

### （4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

#### ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

「スクールソーシャルワーカー活用の手引き」をもとに、SSWの役割や業務内容、関係機関との連携方法等を再構成したリーフレットを作成し各学校に配布するとともに、年度はじめに指導主事等と共にSSWが学校を訪問し、学校管理職等に説明している。

#### ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

生徒指導担当や支援教育コーディネーター（教育相談担当及び特別支援教育担当）が参加する連絡会議で、SSWの活動の紹介や関係機関連携の好事例の紹介を行っている。

### （5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（有・）

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

全スクールソーシャルワーカー

### （2）研修回数（頻度）（3）研修内容

- ①大学教授より指導・助言（スーパーバイズ）を受ける専門研修（4回）
- ②スクールカウンセラーとの合同連絡会議・研修会（4回）
- ③児童生徒指導連絡会議・支援教育コーディネーター連絡会議・不登校対策連絡会議（6回）
- ④その他、福祉部局が主催する研修や関係機関の視察等（必要に応じて）

### （4）特に効果のあった研修内容

①の専門研修 ②のSC・SSW合同連絡会議・研修会

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（有・）

○活用方法（※年に4回、個別事案について、大学教授のスーパーバイズを受けている。）

### （6）課題

- ・スーパーバイズ機能を拡充して、事例検討や助言を受けられる機会を充実すること

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】不登校児童の支援の活用事例（①貧困対策、④不登校）＜SSWの配置形態：派遣型＞

不登校でひとり親家庭の事例。児童には登校意欲はあるが、母親には子どもに学習させたい気持ちはあるが学校に拒否感が強い状況であった。これまで母親とつながりのあったSSWに、住居や法律相談について母親から相談が入る。SSWが相談内容を聞き、要望の整理、相談日程の調整など丁寧に対応することで、母親と担当者（地域支援課CW）をつなぐことができた。SSWが母親と良好な関係が築けたことで、母親に居場所づくりや学習支援をしているNPO法人を紹介し、SSWが同行し、体験することができた。ひとりで週2回通うことができるようになり友達もできた。

#### 【事例2】進学に向けた不登校生徒の支援の活用事例（①貧困対策、④不登校）＜SSWの配置形態：派遣型＞

不登校で進学を控えた生徒がいるひとり親家庭の事例。不登校が長くなり、昼夜逆転していて、母親自身が精神疾患もあり疲弊していた。学校においてSSWと総合教育センター指導主事、区役所障害課CW、児童相談所CW、学校教職員でケース会議を開催した。SSWが、母親の寄り添い支援をする中で、就労している兄がいることが分かり、兄をキーパーソンと見立て、進学相談については、母親の同意をとり兄と連絡をとりながら進めた。SSWが、学校と本児及び兄とのつなぎ役となり、進学準備を支援した。兄が進路及び生活の相談に積極的に関わる環境を整えたことで改善された。

#### 【事例3】紹介できる事例なし

#### 【事例4】各専門機関が連携した活用事例（⑩民間団体等との連携）＜SSWの配置形態：派遣型＞

家庭での暴力行為（壁をける、ガラスを割る等）が激しくなった児童の事例。学校においてSSWと総合教育センター指導主事、療育センターCW、地域支援課CW等の各関係機関が集まりケース会議を開催した。SSWは、児童が学校外で安心できる児童の居場所を確保するため、相談と学習サポートができるNPO法人を紹介しつないだ。SSWは、NPO法人での児童の様子を学校に情報提供しながら、保護者へも気持ちに寄り添う支援を継続した。男児は定期的に相談（話を聞いてもらえる）できる居場所があることで、徐々に落ち着くようになった。

### 【4】成果と今後の課題等

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

行政区内の支援会議等への参加、スクールカウンセラーとの合同連絡会議、中学校区で支援教育コーディネーターや生徒指導担当との情報共有等、様々な機会を設け関係機関との連携を充実している。特に、令和3年度は、SSWが要保護児童対策地域協議会実務者会議に毎月参加することで、児童相談所や地域支援課のケースワーカー等と定期的に連携をとることができた。

#### （2）課題と課題解決に向けた取組

##### ①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

###### ＜課題の概要＞

- ・児童虐待や貧困、不登校等の早期支援、潜在的ニーズに応える支援体制の充実

###### ＜課題の原因＞

- ・学校からの要請訪問を基本とするため、潜在的な支援ニーズの把握が難しい面がある。
- ・不登校等の未然防止や早期対応など、初期支援からのSSWの活用が進まない現状がある。

###### ＜解決に向け実施した取組＞

- ・学校への要請型の訪問に加え、巡回型の訪問を試行することで、定期的にSSWが児童生徒指導担当や支援教育コーディネーターと情報共有できる体制づくりを行い、多様な支援ニーズの把握に努めた。
- ・SSWがSCと共に中学校区の情報交換会に参加する小中連携支援教育モデルを試行することで、不登校等の未然防止や早期対応に適う学校支援体制の充実を図った。

##### ②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

###### ＜課題の概要＞

- ・貧困やヤングケアラー等の潜在的ニーズに応えるさらなる支援体制の充実

###### ＜課題の原因＞

- ・要請訪問だけでは、支援ニーズに応え難い。巡回型の訪問等による定期的な情報の共有が必要である。
- ・ヤングケアラー等潜在的ニーズがある家庭の状況を的確に把握し支援するのが難しい。

###### ＜解決に向けた取組＞

- ・要請型の支援に加え巡回型の学校訪問を拡充し支援ニーズを把握するために、SSWの増員を含め支援体制を充実する。
- ・支援教育コーディネーターと学校に配置しているスクールカウンセラーとの情報共有や要保護児童対策地域協議会実務者会議等での情報共有等によって、支援ニーズを把握するネットワークを広げる。



# 相模原市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

家庭環境に起因すると考えられる長期欠席や問題行動等のケースに対して、学校や関係機関と連携・協働し、事態の改善に向けて、福祉的側面から働きかけや支援を行う。

### （2）配置・採用計画上の工夫

1人2中学校区を担当し、中学校区内の小学校を拠点に他の学校を巡回する「拠点・巡回型」として14中学校区に配置している。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数：7人

資格：社会福祉士 5名（精神保健福祉士の資格を有するものを含む） 精神保健福祉士 2名

勤務形態：週4回、1回7.5時間勤務

### （4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

#### ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

内容：スクールソーシャルワーカーについて  
スクールソーシャルワーカーの支援について  
スクールソーシャルワーカーの勤務について

周知方法：年度初めに学校担当指導主事が各校を訪問し、管理職及び担当教諭に説明

#### ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

指導主事や社会福祉主事が学校を訪問する中で、管理職や担当教諭（支援教育コーディネーターや児童支援専任教諭、生徒指導担当教諭）にスクールソーシャルワーカーの活用について説明を行っている。また、スクールソーシャルワーカーが教職員向けにスクールソーシャルワーカーの役割等について研修を行っている。

### （5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（有・）

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

スクールソーシャルワーカー 7人

### （2）研修回数（頻度）

スクールソーシャルワーカースーパービジョン 年間4回

### （3）研修内容

- ・事例検討
- ・スクールソーシャルワーカー業務に関する講義

### （4）特に効果のあった研修内容

講義や事例検討の中で、学校の支援力を上げるためのスクールソーシャルワーカーの動きについて知ることができ、実際の支援に生かすことができた。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置（有・）

## (6) 課題

各ケースの内容が深刻化・複雑化していることから、スクールソーシャルワーカーの更なる資質向上が必要であると考えている。そのためにも、研修の充実、各ケースの方向性や児童生徒のアセスメントなどの妥当性等について助言できる常勤のスーパーバイザーの配置が必要であると捉えている。

## 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

### 【事例1】不登校支援のための活用事例（④）〈拠点校型・派遣型〉

小学校のころから登校渋りがあり、中学1年時の分散登校後から欠席が増えはじめ、1年時の10月には登校できなくなり、部屋に引きこもるようになった。登校できない状況の中、学級担任と保護者は連絡を取り合い、支援を続けてきたが改善は見られなかった。中学2年になり、担任から保護者に、スクールソーシャルワーカーについて説明したところ、保護者から支援の希望があり、初めに保護者とつながることができた。家庭訪問では、最初、本人の発語は全くなかったが、家庭訪問を繰り返す中で徐々に話ができるようになってきた。今まで外出をしていなかった本人だが、少しずつ家の外に出られるようになり、公園、児童館、近所の商業施設へと行動の範囲を広げることができるようになっていった。本人の変化について、学校とも連携を取り、学校、保護者、スクールソーシャルワーカーで支援を共有し、進めていくことで本人にとって望ましい変化がみられるようになった。

### 【事例2】虐待対応のための活用事例（②）〈拠点校型・派遣型〉

本人が中学1年時に保護者から「帰ってくるな」という暴言や暴力があるということで、児童相談所のケースとして受理された。児童相談所の支援により、虐待のリスクは低減したが、家庭の見守りは必要であるとの判断から、スクールソーシャルワーカーにも支援に入ってほしいとの要請があった。スクールソーシャルワーカーは、学校を含めた関係機関との会議に参加し、情報共有、支援方針の確認を行い、地域での見守りも必要であるとの考えから、コミュニティソーシャルワーカーとも連携をとりながら支援にあたり、家庭の見守りを強化するなどの対応を行った。

### 【事例3】ヤングケアラーのための活用事例（⑩）〈拠点校型・派遣型〉

中学1年の1学期に体調不良を理由に欠席が続いたので本人に話を聞くと「大丈夫」との返答であったが、学校では注意して本人の様子を見ていた。2学期に入ってさらに欠席が増えてきたため、本人に話を聞くと「家の手伝いをしている」という話が出てきたため、ヤングケアラーの疑いも視野に入れながら、学校、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーでケース会議を持ち、情報共有と支援方法の確認を行った。家庭の様子について学校がなかなか把握できなかったこともあり、スクールソーシャルワーカーが保護者とつながれるよう教職員とともに連携して働きかけた。少しずつではあるが、保護者とつながれるようになり、家庭訪問では本人とのつながりを築きながら家庭の様子を確認していった。そのような中、本人の負担がさらに増える状況となったため、関係機関と連携をとりさらなる支援に繋げることができた。

### 【事例4】教員との連携のための活用事例（⑫）〈拠点校型・派遣型〉

年度初めには、拠点・巡回校となる学校において、スクールソーシャルワーカーとしての役割、仕事内容、活用方法等について、教職員への研修や学校だよりや学年だよりでスクールソーシャルワーカーの紹介を行ったりしている。また、市内学校内で児童生徒支援の中心的役割を担う教職員向けの研修において、活用事例や連携、効果的な支援方法等について紹介している。

## 【4】成果と今後の課題等

### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

スクールソーシャルワーカーの配置方法を中学校区内の学校を担当する拠点校方式に一部変更することで、不登校や養育などの相談件数が増加しており、より連携した支援につなげることができた。

### (2) 課題と課題解決に向けた取組

#### ①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

##### <課題の概要>

配置型・派遣型の効果検証を進めていき、SSWの周知を行う

##### <課題の原因>

配置型では、SSWの周知・活用が進んでいる。一方で、派遣型は学校からの要請で動き出しているため周知や活用が促進されない現状がある。

##### <解決に向け実施した取組>

「拠点・巡回校型」の配置に変更し、スクールソーシャルワーカーの活用の周知を図った。

#### ②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

##### <課題の概要>

- ・スクールソーシャルワーカーの更なる資質向上
- ・より効果的な配置
- ・学校における予防的な段階での取組や支援

##### <課題の原因>

- ・ケース内容の複雑化・多様化
- ・不登校の低学年化

##### <解決に向けた取組>

- ・「拠点・巡回型」での配置を活かした早期対応と未然防止

# 新潟市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

緊急度が高く、学校だけでは対応困難な生徒指導上の諸問題（いじめ、不登校、暴力行為、非行等）について、専門的な見地から児童生徒、保護者、学校等に具体的な支援や働き掛けを行う。特に、児童生徒や保護者の環境への働き掛けを行い、問題の解決、解消を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- ①教育委員会学校支援課生徒指導班に配置する。学校の要請に応じて、学校及び児童生徒の家庭、関係機関に派遣する。
- ②採用に当たっては、必要数を公募によって補充する。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ①配置人数 3人
- ②資格 社会福祉士，精神保健福祉士，社会福祉主事，児童福祉司，教員免許状
- ③勤務形態 週20時間，3日または4日勤務

### （4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

#### ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドライン作成（有・無）

#### ○ガイドラインの内容、周知方法

「スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン」を平成28年4月に策定。年度初めに市立学校・園へガイドラインを送付するとともに、校長会、園長会、スクールカウンセラー等活用事業連絡説明会（教育相談担当者等が参加）でスクールソーシャルワーカーの活用について周知する。なお、ガイドラインは令和3年度に改定した。

#### ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

・教職員のキャリアステージに合わせて生徒指導に関する研修を実施。その中で、スクールソーシャルワーカーの役割と活用について紹介。

### （5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（有・無）

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

・スクールソーシャルワーカー，新潟市教育委員会学校支援課指導主事

### （2）研修回数（頻度）

- ①新潟市教育委員会主催研修会への参加（学校支援課生徒指導班内研修，スクールカウンセラー研修，ゲートキーパー研修）
- ②新潟県教育委員会主催のスクールソーシャルワーカー研修会への参加（年3回）
- ③スーパーバイズ（年6回）
- ④その他ソーシャルワークにかかわる研修に参加（不定期）

### （3）研修内容

- ①児童生徒の自律性と社会性を育む生徒指導の在り方
- ②個別の事例についての検討及び情報交換

#### (4) 特に効果のあった研修内容

- ・事例研修

#### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置 (  有 ・  無 )

##### ○活用方法

- ・スクールソーシャルワーカーが担当する事案についての報告、相談等をSVが受け、必要な指導や支援を行っている。

#### (6) 課題

- ・対応事案の増加に伴い、スクールソーシャルワーカー全員が揃っての研修日を設定するのが難しい。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】不安定な家庭環境のため、心身が落ち着かない生徒への支援

(①貧困対策, ⑧その他) <SSWの配置形態: 派遣型>

##### (1) 家庭環境及び本人・保護者の状況

- ・父子家庭の4人暮らし。生活保護受給世帯。離婚した母の元にも4人の兄弟がいる。  
小学生の時に父母が離婚。父が新しいパートナー女性と交際を始め、パートナー女性とその子ども達との新しい生活が始まる。その後、パートナー女性から本人への暴言により、精神的に不安定となり、リストカット、希死念慮の訴え等、不安定な行動を繰り返す。  
父はパートナー女性と喧嘩が絶えず、同居は解消するも、現在も関係は継続している。
- ・父が仕事をしていることもあり、本人は家庭の中で家事の大半を担っている。  
また、父とパートナー女性の間子どもが生まれ、パートナー女性が精神的に不安定になると父は子どもを預かるため、本人が世話をすることもある。
- ・これまで育ってきた家庭環境、現在の家庭環境、父母、パートナー女性、一緒に暮らす弟妹等への不満、怒り、自分自身へのもどかしさを訴える。

##### (2) 支援内容

- ・本人と定期的または、心身の状況に合わせて面談を実施した。本人の思いを聞き、心身の状態や家庭、学校での状況を確認した。
- ・父との面談や電話連絡をし、父の思いを聞き、家庭での様子を確認した。
- ・要対協管理ケースでもあるため、児童福祉係、保護係、児童相談所、保健師等とは実務者会議や必要に応じて支援会議を開催。家庭状況の把握、役割分担を行い、家庭全体を支える体制を確認した。

##### (3) 支援後の経過

- ・本人と定期的な面談を行うことで、本人の思いを聞き、気持ちの安定を図った。  
現在、リストカットは見られない。
- ・父には学校やスクールソーシャルワーカーから、本人の様子や思いを伝えることで、少しずつ、父なりに本人を理解するように努める姿が見られるようになった。
- ・これまで転校を繰り返してきたこと、転校先での不登校による学習の遅れや、高校進学への不安が強くなりながらも、高校進学、将来の夢の実現に向け、前向きに学習に取り組んでいる。現在は毎日登校をし、適応指導教室や放課後にはボランティアと学習をしている。
- ・関係機関と情報共有し、連携することで家族全体を見守る体制を構築することができた。

## 【事例2】不登校児童のための活用事例（④不登校）＜SSWの配置形態：派遣型＞

### （1）家庭環境及び本人・保護者の状況

- ・両親、本人（小学6年生）、妹との4人暮らし。
- ・本人が小学3年生の頃に先生の説明に納得がいかないと暴れたことがあり、それを機に医療機関に受診。「ADHD」の診断にて内服が開始される
- ・4・5年生の頃は比較的落ち着いて過ごしていたが、6年生になり、教室に入れなくなり、別室登校。登校渋りも強くなってきた。
- ・両親共に会社員ではあるが、仕事の融通をつけては登校支援を行ったり、様子を見に来たりして、職場と家を行き来している。
- ・父親は「学校にいかないといけない」との思いが強い。母親は現状を良くしようと様々なサービスや機関に相談している。
- ・妹も「ADHD」の診断あり、登校渋りが見られている。

### （2）支援内容

- ・本人面談を行い、本人の思いを確認。「別室で一人で過ごすのであれば、家で勉強をしていた方が良い。」  
「用事があれば学校に行く。」との話があった。
- ・学校と相談し、週1回担任が対応できる時間を作り、合わせて、SSWとの面談の時間を設けた。
- ・SSWより本人との面談の様子を電話などで母に報告し、両親の本人理解を促した。
- ・児童相談所にも養育相談に月1回通所していたので、児童相談所と連携し、両親への意識や対応方法について相談していく。

### （3）支援後の経過

- ・週1回、担任による個別対応を行い、その他にも教頭が本人へ声掛けを行うようにしていたことで、少しずつ学校への登校意識が本人に出てきた。
- ・SSWと面談を継続し、自己理解が進んできた。また、両親も精神的な余裕ができてきて、本人の特性に合った対応ができるようになってきた。
- ・登校への渋りが少しずつ改善し、両親が車で送ることが多かったが、一人で歩いて登校する日も増えてきた。また、特別授業などについてはクラスの中に入り、受けることも多くなった。
- ・卒業式の練習にも参加し、卒業式にも参加した。

## 【事例3】性的な被害生徒のための活用事例（⑨性的な被害）＜SSWの配置形態：派遣型＞

### （1）家庭環境及び本人・保護者の状況

- ・父、母、本人（中学女子）の3人家族。父は子煩悩で本人の面倒をよく見ていた。旅行、スキーなど父子で出かけることが多かった。母は本人の幼少期からやや育てにくさを感じており、父親まかせの部分もあった。
- ・母自身、自分の母親との関係性で悩みパニック障害を発症したこともある。また母は実父から暴言暴力の虐待を受けて育った。
- ・本人は思春期になり、家庭内でこだわりが強くなる、睡眠時間が不規則、突然固まるなどの行動が見られ、母は医療機関を受診しようとして本人を連れて行くことにした。またリストカットを母が見つけ医師に相談した。  
その理由として父親からの性的虐待がわかった。医師から児相通告され警察も介入した。

## (2) 支援内容

- ・本人は男性が関わることを拒否。S Cが男性だったためS S Wが介入された。S S Wは母面談、本人面談を実施した。
- ・健康福祉課とも連携をはかり母の面談などを依頼した。
- ・母は弁護士と相談して離婚を決意。本人は父親が家から出て行くことで児相に保護されなかった。
- ・本人は、感情を抑えこんでおり医師からは『強迫性障害』『自閉症スペクトラム』『ADHD』などと診断された。心のケアについて積極的な治療が行われないので医療機関を変え適切な治療をしてもらっている。本人は学校では、普通にすごしており家庭での行動とはギャップがある。
- ・母は経済的不安、今後の不安など訴えることがあるのでその都度、適切な専門機関などを紹介。また母も精神的不安定になったので受診をすすめた。

## (3) 支援後の経過

- ・本人は学校生活を継続している。S S W面談の継続も希望している。しかし、事件後の後遺症なのかメンタル面での不調も訴える。病院とも連携し学校対応をお願いしている。
- ・母を支援することで、本人の安定をはかっている。

## 【4】成果と今後の課題等

### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

#### ①活用実績

支援した児童生徒数：R1…109人，R2…106人，R3…101人

#### ②成果

スクールソーシャルワーカーを活用することで、児童生徒にかかわる問題の発見から解決までを総合的・継続的に支援することができ、各学校での取組改善の方向や家庭、仲間、地域、関係諸機関への働き掛けを的確に行うことができている。

### (2) 課題と課題解決に向けた取組

#### ①昨年度（令和元年度実践活動事例集）に記載した課題，課題の原因，その解決に向け実施した取組

##### <課題の概要>

- ・スクールソーシャルワーカーの人材の確保と育成。

##### <課題の原因>

- ・職員の入れ替わりがあるため。

##### <解決に向けた取組>

- ・持続可能な事業体制の在り方を検討，構築していく。

#### ②今後の課題，課題の原因，その解決に向けた取組

##### <課題の概要>

- ・学校からのスクールソーシャルワーカーの派遣要請が増加傾向にあるため，スクールソーシャルワーカーの増員。

##### <課題の原因>

- ・雇用待遇の改善が必要。他政令指定都市と比較すると新潟市の雇用待遇が低い。

##### <解決に向けた取組>

- ・スクールソーシャルワーカーの段階的な増員と雇用待遇の改善に対する市への要望を継続する。

# 静岡市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

社会福祉等の専門性を有するスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」）を小・中学校に配置又は派遣し、福祉的な視点や手法を用いて、児童生徒が置かれた環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童生徒に支援を行うとともに、学校の問題解決力向上を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- ・市内全12支部に拠点校を位置づけ、その拠点校にSSWを各1名配置。
- ・拠点校以外の派遣校については、各学校からの派遣要請を受けてSSWが訪問する。派遣要請がない場合でもSSWが派遣校を積極的に訪問し、問題を抱えた児童生徒の発見等に努めている。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数…12名（うち1名はスーパーバイザーを兼務）
- ・資格…社会福祉士、又は精神保健福祉士を有している。
- ・勤務形態…拠点校の勤務は、週1回2時間（年間76時間）を基本とし、派遣校の勤務は、各支部の配当時間数内での勤務とした。

### （4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

#### ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（有・無）

#### ○ガイドラインの内容、周知方法

- ・静岡市SSW活用事業実施マニュアルに基づいた実施計画書を作成し、生徒指導担当者会、スクールカウンセリング事業連絡会等において、関係職員に向けた本事業内容の説明を行った。
- ・3年に1度「SSW活用事業実践事例集」を作成し、これを全小中学校及び関係機関に配付することで広く周知を図っている。

#### ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・拠点校コーディネーター担当教員を窓口にし、職員会議や打ち合わせ等で本事業の周知や活用事例の紹介をしたり、校内研修で講師を務め、職員の理解を深めたりした。
- ・SSWとSC、教育相談員等の勤務日とそろえたり、校内ケース会議へ参加したりすることで、情報の共有や課題の整理、的確なアセスメントを行えるように努めた。一緒に検討する時間を増やすことで、SSWの役割や活用の仕方を校内へ広めることができた。

### （5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（有・無）

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

- ・SSW12名、拠点校のコーディネーター担当教職員12名

### （2）研修回数（頻度）

- ・SSW連絡会議を年4回開催し、その中で研修の場を設けた。
- ・静岡市教育センターや子ども家庭課が主催する研修会の中で、SSWに有益な研修講座を年2回選択できるようにした。（研修講座の例：「子どもの貧困」「要保護児童地域協議会実務研修」等）



### (3) 研修内容

- ・本市S Vによる講話：「SSW実践とは」「変わっていく学校教育」 など
- ・指導主事も含めた事例検討や情報交流
- ・切れ目のない支援について  
(小中の入学・卒業時の支援方法、就学時健診や入学説明会への関わり方)

### (4) 特に効果のあった研修内容

- ・拠点校のコーディネーター担当教職員とSSWが出席し、困難ケースや有効なSSWの活用について協議の時間を設け、他校の事例についての情報交換をすることで、苦慮していた事例への対応について見通しをもった。

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S Vの設置 (  有 ) ・ 無 )

○活用方法

- ・月2回児童生徒支援課に勤務。学校や関係機関からの情報を担当指導主事と共有した。また、SSWからの相談や対応困難なケースへの助言や支援も行った。

### (6) 課題

- ・SSWが、さらに多くのケースでS Vからの助言を受けられる体制を検討したい。

## 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

### 【事例1】貧困による生活難を抱える母子家庭支援のための活用事例

#### (①貧困対策) <SSWの配置形態：拠点校型>

中学3年生女子生徒と外国籍の母親と2人暮らし。母親は片言の日本語しか話せない。新型コロナウイルス禍の影響で母親の収入が減少したため、生活困窮家庭として経済的支援をしてほしいと依頼がある。本生徒は不登校であり、診療内科を受診している。高校進学への意欲はあるが、金銭的理由で高校進学をあきらめていた。母親は、今まで日本語の問題で様々な支援制度をうけることをあきらめていた。SSWの支援により、「生活困窮者自立相談支援事業」の緊急小口資金の貸し付け、就学支援制度、無料の学習支援事業を受けることとなり、生活と生徒の学習環境を立て直す。また、地域の学習支援を行っているNPO法人より進路についてのアドバイスをもらい、生徒の進路も決定した。高校進学後の学費については、貸付できる福祉制度を利用することとなった。生徒は進学が目途が立ったことで別室ながら登校を再開することができた。制度の申請や高校の見学などにSSWが同行し、日本語の話せない母親を支援することで、金銭的な問題や進路の問題を解決し、結果的に不登校状態も解消することができた。

### 【事例2】児童虐待へ介入後の長期の継続した支援のための活用事例

#### (②児童虐待) <SSWの配置形態：拠点校型>

小学校高学年女子。本児は、小2の年度末に両親からの虐待により一時保護。その時からSSWが家庭支援に関わる。父母の離婚後、別居の祖母のサポートによって、父親が養育してきた。その父親による虐待の疑いから、再び一時保護となり、支援体制の再構築が必要となった。本児は父母の離婚後、父親と生活してきたが、サポートしてくれている祖母には遠慮があり、なかなか本音を言える大人がいなかった。父親の妹への暴力にいたたまれなくなり、学校にSOSを出すことで救いを求めた。父親は子どもたちの幼少期は育児を母親に任せ、仕事とギャンブルに時間を費やしてきた。母親が出て行ってからは、祖母の手を借りながら、仕事、家事、保育園の送りを担ってきた。特性のある妹の養育に困り感が高まっていたのではないかとと思われる。そんな中、関係機関は、父子家庭の孤立した養育状況に目が届かなくなっていた。SSWは学校や関係機関(児相、家児相、児童クラブ)と連携し、役割分担をやり直し、支援体制の再構築を行い、虐待のリスクにアンテナを張って虐待の表れを見逃さないこと、虐待と思われる表れの限界設定を共有すること、父親、祖母がSOSを出したり、レスパイトできたりする関係を作ることを確認した。今後も、幼保小連携と、毎年の学校内の引継ぎや見立ての再確認が重要であると考え、支援を続けていく。

### 【事例3】不安定な家庭環境を支える女子生徒支援のための活用事例

#### (10) ヤングケアラー <SSWの配置形態：拠点校型>

両親、姉兄4人の家族。両親も含め、全員が児童養護施設入所体験を有する。特に母親は子ども期からの過酷な生活体験による重篤な精神疾患を有し、心身が不安定である。子どもたちは、両親からの虐待や母親の育児放棄などの不安定な家庭環境の影響を受けて育つ。特に三女がその影響を大きく受けており、家庭や学校で過激な行動を繰り返す。長女と次女は自らも大変な幼少期を過ごしてきたにもかかわらず、母や妹を支えるため、家事なども担当している。SSWは、家族6人全員へのアウトリーチによる個別的・日常的支援や、地域の居場所を活用した長女と次女それぞれへの個別ケアを行うこと、関係機関との連携体制を拡充すること、学校と保護者間の関係性を拡充すること、三女の学校での支援体制を構築することを行った。それにより、小中学校、児相、児童生徒支援課、放課後等デイサービス、県警サポセン、地域の居場所による各々の役割の明確化と具体的支援の展開ができ、家族全体の安定化が図られ、長女や次女にかかる負担も軽減した。

### 【事例4】不登校の姉弟と精神疾患を抱える母への多機関と連携した支援のための活用事例

#### (11) 民間団体（NPO団体等）との連携 <SSWの配置形態：派遣型>

中2女子、小6男児、母の3人家族、生活保護家庭。同居していた母方祖母の死後、精神疾患を抱える母の不安定さから子ども達が一時保護を経験し、児相が関わっている。しかし、児相が母子と定期的に面談をすることになっているが母と連絡が取りづらく、思うように関わりがもてていない。中学校は母を支えつつ姉と関係づくりをしていくことを目標にし、姉の担任とSSWが定期的に家庭訪問を継続した。担任やSSW、児相が支援していく中で、母が相談支援事業所の紹介でB型就労を開始し、弟は同法人が経営する放課後デイサービスを紹介され、見学後通所を希望。サービス利用申請のために病院へのつなぎを児童相談所が行い、申請の手続きをSSWがフォローした。その後、放課後デイサービス事業所から学校への送迎の提案があり、弟は登校へとつながった。母が就労を始めたことと、弟が登校を再開したことで姉の気持ちも変化し、週に2回ほど別室登校するようになった。

## 【4】成果と今後の課題等

### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・SSW派遣実績：127校/128校中 ・年間対応児童生徒数：1,069人、延べ支援回数：4,206回。
- ・小学校就学前からの相談、関係構築、入学支援等：36人 ・中学卒業時の制服準備、関係機関連携等：34人

### (2) 課題と課題解決に向けた取組

#### ① 昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要> ・学校の理解促進（継続）

- ・小学校就学前、中学校卒業後の「切れ目のない支援体制」

<課題の原因> ・幼保や高校、就労支援等の関係機関との連携体制のさらなる構築。

<解決に向け実施した取組>

- ・幼保と情報連携した、小学校入学に向けた準備の支援や、小中からの進学準備（制服の準備等や入学金等の諸手続の同行支援等）、定時制高校に進学する生徒に対する就労情報の提供。

#### ② 今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・小学校就学前、中学校卒業後の「切れ目のない支援体制」（継続）

<課題の原因>

- ・義務教育以外の学校（幼保、高校など）との連携体制がまだ不十分であること。

<解決に向けた取組>

- ・SSWを含めた幼保とのさらなる情報連携
- ・就学時健康診断や小中高の入学説明会での支援体制作り

# 浜松市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・学校に福祉分野に係る専門的な視点を導入し、家庭や地域との連携促進、関連機関との協働体制の強化に繋げること。
- ・問題を抱える家庭の状況や児童生徒の発達特性等の情報共有がなされるよう関係機関との調整を図り、不登校やいじめ、問題行動、虐待等の未然防止や早期発見・早期解消を目指すこと。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- ・市内各区の1～3小学校に拠点校型SSWを配置し、配置校に近接する複数中学校区を担当する。
- ・問題の未然防止や早期発見のために、担当する小・中学校への定期訪問を推進する。
- ・SSWの経験年数や実績等から適切な人員配置を行い、各区内のSSW相互の情報共有や相談体制を構築する。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数 : 17人
- ・資格 : 社会福祉士有資格13名、精神保健福祉士有資格5名、教員免許有資格5名
- ・勤務形態 : 活動時間は原則週30時間（7.5時間×4日）とする。ただし学校の実態や活動上の必要性等に  
応じて変更可能とする。

### （4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

#### ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（有）・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

- ・内容 : 事業の狙い、活動内容と役割、SSWの活躍により見込まれる効果、配置校での受け入れ体制、派遣要請の方法
- ・周知方法 : 年度当初に、教育委員会から各小中学校に通知している。

#### ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・各校において、管理職から職員会議等の中でガイドラインの内容について周知する。校内で実施する就学指導や生徒指導に関する校内会議、いじめ対策委員会等に参加し、教職員にSSWの役割や関わり方について理解がなされるよう働きかけている。

### （5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（有・無）

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

- ・SSW及び事業担当指導主事

### （2）研修回数（頻度）

- ・SSW連絡会（月1回）
- ・小中学校の教職員対象の生徒指導研修会やいじめ対策研修会、虐待対応研修会への参加（年間5回）

### （3）研修内容

- ・事業担当指導主事への活動報告及びSSW間での情報共有を行う。
- ・対応困難ケースの事例検討を行い、専門機関等からのスーパーバイズを受ける。
- ・関係機関の担当者による講義や演習、質疑応答等。

### （4）特に効果のあった研修内容

- ・浜松市ひとり親家庭支援施策についての研修
- ・児童相談所心理士による面接スキル講座

#### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 (  有 ) ・  無 )

##### ○活用方法

- ・教育委員会配置のSSWがSVを担い、各区を担当するSSWに指導助言を行う。
- ・困難事例のケース会議に同席したり、直接的な支援を複数対応で行ったりしている。

#### (6) 課題

- ・教育委員会配置のSVが複数の校区を担当し、ケースワークを行っている。また、SSW事業に関連する文書作成や研修の準備などの業務も担っているため、仕事の負担が大変重くなっており、常時SVとして機能することが難しい。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

**【事例1】** 経済的困窮家庭の支援のための活用事例 (①貧困対策、④不登校) <拠点校型 (貧困対策の重点配置)>

小学校外国籍児童が夏休み明けに連絡なく欠席したため、学校職員が家庭訪問したところ、電気、ガスが止まり、生活が困窮していることがわかった。学校から相談を受けたSSWが母親との面談を実施し生活状況を確認したところ、両親ともコロナ禍で失業し、家賃や光熱費を滞納していることがわかった。SSWは母親に生活自立相談支援センターを紹介し、相談に同行した。速やかに生活費や食料の緊急支援を受けることができ当面の危機は脱し、さらに両親の就労支援、本児の学習支援の利用にもつなぐことができた。その後、両親の就労が決まり、本児の登校は安定、学習教室にも楽しく通えている。SSWは学校、主任児童委員と情報を共有し、見守りを続けている。

**【事例2】** 生徒指導上の問題を起こした被虐待児童の支援のための活用事例 (②児童虐待、④不登校、⑥非行・不良行為) <拠点校型 (虐待対策の重点配置)>

持ち物が揃わず、遅刻・欠席が多い本児を、SSWは“支援が必要な児童”と考え、できるだけ声を掛けて話ができるように努めていたが、母親へのアプローチに苦慮していた。そうした中で、本児の金銭乱費や万引きに困った母親が警察署少年サポートセンターに相談。母親の話から身体的虐待が疑われたことから警察は児童相談所へ通告し、要保護児童対策地域協議会の管理ケースとなった。SSWは児相面接に積極的ではない母親に相談を勧奨。同行等のサポートを行い、また学校と児相の情報共有の機会を提案し、調整。母子関係の安定と、本児の理解に基づく支援の推進を図った。

**【事例3】** ヤングケアラー支援のための活用事例 (⑩ヤングケアラー) <拠点校型>

父子家庭に育つ小学生。父は不定期かつ短期のアルバイト職。同居の祖母は長年アルコール依存傾向にあった。父は他県へ仕事に出て、数日間自宅に戻らないということを繰り返しており、本児は父が留守の間、体調が悪化した祖母に代わって、買い物や掃除洗濯などの家事を担うようになった。この状況を知った民生児童委員から相談を受けたSSWは、学校にケース会議を提案。社会福祉課、児童家庭支援のNPO団体、地域包括支援センターにも参加を呼び掛けた。会議では家庭の状況を共通理解し、各機関が役割を分担して本児と祖母への具体的な支援について話し合った。SSWは本児との面接や家庭訪問等により本児の思いや家庭の様子を確認し、学校や各機関と情報共有しながら、支援の継続を図っている。

**【事例4】** コロナ禍における子ども支援の強化のための活用事例 (⑪民間団体との連携) <派遣型>

コロナ禍により一斉休校が行われた際、児童生徒の様子が見られなくなることを懸念したSSWが、市内の子ども支援NPO法人に提案し、発起人の一翼を担うことによって、子育て家庭を訪問し食料品を届ける支援プロジェクトが立ち上がった(R2年6月)。このプロジェクトはR3年度も継続して行われ、SSWはこの食料支援を活用して、経済的困窮のみならず様々な困難を抱えた児童生徒の家庭との相談関係を構築し、さら

なる支援につなげていくことに取り組んでいる。

#### 【4】成果と今後の課題等

##### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・市内各小中学校への定期訪問や要請訪問等を通じて、学校内における情報共有や問題行動等を把握することができ、支援を要する児童生徒の早期発見・早期対応や虐待等の未然防止に繋がっている。そのため、学校や保護者からの相談ニーズも高く、結果的に対応件数が増えている。

【対応件数 1286 件（前年度比 120%）】

- ・問題の背景に家庭環境や発達障害等の問題を抱えるケースが多く、福祉の専門性を生かした支援を行うことにより状況改善が図られたケースが増えている。また、保護者との信頼関係が築かれることにより、支援の継続率は高い。そのため、関係機関と連携した中長期的な支援体制の構築が可能となっている。

【継続支援率 1014 件/1286 件（78.8%）】

- ・SSWがコーディネーター役を果たし、学校と関係機関、地域人材がケース会議に参加できるよう調整を図っている。そのため、個別ケース検討会議への教職員や関係機関等からの参加人数が増えている。

【個別ケース検討会議への関係職員の参加人数 7.80 人/回】

##### (2) 課題と課題解決に向けた取組

###### ①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

###### <課題の概要>

- ・SSWの活用における市内全域の共通理解。
- ・SSWの専門性の向上。

###### <課題の原因>

- ・市内の学校数に対する配置人数が少なく、直接SSWと連携して対応に当たる教職員数が少ないため。
- ・SSWのキャリアや経験によって、専門性や関係機関との調整能力に差があるため。

###### <解決に向け実施した取組>

- ・配置校を2～3年周期で変更し、配置経験校を増やしていくことで市内全域の共通理解を図る。
- ・教育委員会で行う情報連絡会に加え、学校における生徒指導上の諸問題に関する研修に参加する機会を増やし、SSWの専門性を高める。
- ・各SSWが個別で参加した公の研修会などについて、他のSSWに報告して共有する場を設ける。

###### ②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

###### <課題の概要>

- ・1人のSSWの対応校数が多いために負担が多く、配置校以外の学校への支援が薄くなってしまう。
- ・SSWの役割や連携についての共通理解が十分ではない。
- ・学校や児相など各機関の対応方針の調整が困難なケースがある。

###### <課題の原因>

- ・市内のSSWの配置人数が少ない。
- ・学校において、SSWの役割や活用法についての研修や周知が十分に行えていない。
- ・学校との情報共有や意思疎通をする場が不足しているため。

###### <解決に向けた取組>

- ・SSW増員のための予算獲得を目指し、SSW活用の効果や実績を外部に効果的に伝える努力をする。
- ・SSWの適正配置を行い、多くの職員や管理職にSSWの有用性を実感してもらうとともに、SSWについて各校で周知してもらう機会を確実に設定してもらうよう依頼する。
- ・関係機関と円滑な関係を築くための研修を行う。教育委員会が必要に応じて調整役を担う。

# 名古屋市教育委員会 1

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

### (1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

名古屋市では平成26年度から、さまざまな悩みや心配を抱える子どもや親に寄り添って総合的に支援するため、SCやSSW等4職種による「なごや子ども応援委員会」を設置している。その中で、SSWに関しては、課題を抱える児童生徒が置かれている環境への働きかけ、区役所の福祉部門や児童相談所など関係機関等とのネットワークの構築や連絡調整を主な目的としている。

### (2) 配置・採用計画上の工夫

市内を12のブロックに分け、各ブロックの中学校1校（1つのブロックは高等学校1校）を拠点としてチームを設置している。SSWは各ブロックに2名（1つのブロックは1名）を配置。拠点となる学校では常勤的活動を行いブロック内の小中学校（高等学校、特別支援学校）では要請を受け派遣的に活動を行う。

### (3) 配置人数・資格・勤務形態

・配置人員 24人 ・資格 社会福祉士、精神保健福祉士 等 ・勤務形態 常勤職員

### (4) スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

#### ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（有・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

・「なごや子ども応援委員会活用の手引き」を現状に合わせて改訂し、市内全幼小中高特別支援学校及び関係機関に配布した。

・なごや子ども応援委員会の事業内容や、活動内容について記載した広報チラシを作成し、市内小中学校全児童生徒に配布した。

#### ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

・コーディネーター連絡協議会において、各中学校に配置されているコーディネーターを通じたSSWの紹介や協力を行っている。また、各SSWが拠点としている中学校にて、中学校の先生を招いた勉強会を実施し、お互いの理解を深める取り組みを行っている。

### (5) オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（有・無）

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象 (2) 研修回数（頻度）

スクールソーシャルワーカー24名 年間15回程度

### (3) 研修内容

- ・教育や学校文化等の理解について
- ・スクールソーシャルワーカーとしてのスキル向上に関するものについて
- ・福祉的支援制度・関係機関との連携に関するもの

### (4) 特に効果のあった研修内容

- ・スクールソーシャルワーカーとしてのスキル向上に関するものについて
- ・福祉的支援制度・関係機関との連携に関するもの

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（有・無）

○活用方法

学期に1回、各ブロックで行われるケース検討の場にSVを派遣し、他職種と共にどのようにチームとして支援にあたるかのスーパービジョンを行う。

### (6) 課題

- ・外部人材によるスーパーバイザー制度の導入
- ・在籍年数に応じた研修プログラムの検討

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】生活困窮するリスクがある生徒のための活用事例（①貧困対策）＜SSWの配置形態：拠点校型＞  
高等学校卒業後や退学後に生活困窮するリスクや、引きこもるリスクの高い生徒へ、地域資源を紹介・同行し、孤立してしまわないよう支援をした。また、名古屋市外から通っている生徒も多いため、名古屋市外の社会資源を開拓する必要があったため、積極的に名古屋市内外の機関を見学・接触する機会をもち、生徒に紹介をした。

【事例2】悩みを持つ生徒の発見のための活用事例（②児童虐待）＜SSWの配置形態：拠点校型＞

常勤職員として本人の様子を見て、教諭から情報を得ながら生徒児童への声のかけ方に工夫した結果、ある生徒から話がしたい、と相談があった。詳しく聞くと幼いころ家族から虐待を受けていたことがあり、現在でも思い出すことがあるようである。悩みを持つ生徒の発見をし、SCに繋げることができた。

【事例3】病気の母を持つ生徒のための活用事例（⑩ヤングケアラー）＜SSWの配置形態：拠点校型＞

他県から転入の母子家庭のケースであり、母親が重篤な病気で入退院を繰り返していた。本人がヤングケアラーにならないよう、母親の了解を得て、保健センター、民生子ども課と連携しながら対応。ひとり親家庭等生活支援事業のヘルパーを活用、また訪問看護を入れることにより母親の病状の把握をした。また、学校での本人の様子はSCと連携して観察し、支援を行った。

【事例4】小学校教員へのコンサルテーションのための活用事例（⑫教員とSSW等の役割分担）＜SSWの配置形態：拠点校型＞

SCとSSWが小学校を訪問し、小学校のQUの結果を管理職や教務主任等と分析し、リスクが高い家庭への支援について、担任へ具体的なコンサルテーションを行うことができた。

### 【4】成果と今後の課題等

#### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

相談等対応件数は、なごや子ども応援委員会全体で、延べ41,604件、対象となった児童生徒数は実数で6,480人であった。主な支援内容は不登校の生徒や保護者への対応、家庭環境や親子関係に問題のあるケースへの対応などであった。

#### (2) 課題と課題解決に向けた取組

##### ①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

###### ＜課題の概要＞

- ・職員の年齢構成のバランスがベテラン層に偏ってしまっており、早期に退職される方も多い。
- ・学校、教員によってスクールソーシャルワーカーへの期待や理解が違い、分担が上手くいかないことがある。

###### ＜課題の原因＞

- ・福祉の経験のみの方を採用することが多く、仕事へのイメージが異なり、また仕事内容が難しい。

###### ＜解決に向け実施した取組＞

- ・公募で幅広い人材を確保し、またSSWへ研修を行うことでSSWの学校現場に対する理解を深めている。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに関する広報活動を積極的に行っている。

##### ②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

###### ＜課題の概要＞

SSWの人員が足りておらず、多職種で対応すべきケースに対応できなくなっている。

###### ＜課題の原因＞

SSWについて、採用選考にて試験を課しているが、採用に至る人材の確保が難しくなっている。

###### ＜解決に向けた取組＞

臨床心理士や公認心理師の関係団体や養成課程のある大学等に働きかけを行い、情報収集や募集情報の提供・広報活動を行っていく。

# 名古屋市教育委員会 2

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

- (1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的  
不登校児童生徒の家庭に訪問し、生活習慣などの立て直しを図り、早期の学校復帰や社会復帰を目指す。  
(以下「訪問相談」とする)
- (2) 配置・採用計画上の工夫  
名古屋市教育センター（以下「当センター」とする）に置く生徒指導相談員をスクールソーシャルワーカーとして位置付けて活用。
- (3) 配置人数・資格・勤務形態  
主任相談員1人、相談員11人の合計12人を配置。全ての相談員が教員免許状を有す。4週間を平均して1週間30時間とし、別に命ぜられた場合を除き1日について午前9時から午後4時までの間で6時間とし、勤務時間の割り振りは所長が決める。（1人当たり年間勤務日数242日、時数1,452時間）
- (4) スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組
  - ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法
    - ガイドラインの作成：有
    - ガイドラインの内容、周知方法
      - ・ 名古屋市教育振興基本計画にて、活動方針等を策定し周知する。
      - ・ 相談員が、年度初めと年度途中の年2回、全小・中・特別支援学校を訪問して周知を図る。
      - ・ 申込書と「訪問相談のご案内（学校用）」（相談内容・対象・場所・時間・回数・申し込み方法・問い合わせ先を明記したもの）を配付する。
  - ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組
    - ・ 当センターで行われる教育相談に関わる研修において、訪問相談の概要や、申し込み方法を情宣する。
    - ・ 年度初めに、当センターの事業資料において、訪問相談の概要や、申し込み方法について、全小・中・特別支援学校の管理職に周知する。
- (5) オンラインカウンセリングの実態の有無
  - オンラインカウンセリングの実施：有

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

- (1) 研修対象  
主任相談員1人、相談員11人の合計12人。
- (2) 研修回数（頻度）
  - ・ スーパービジョン：1人当たり年間約25回実施
  - ・ 事例検討会：2グループに分けて1グループあたり年間6回実施
  - ・ 全体研修：年間15回実施
- (3) 研修内容
  - ・ 臨床心理士あるいは社会福祉士から、相談者の心に寄り添ったきめ細やかな関わりを行うことができるように、担当する個々のケースについて、相談員1人あたり年間約25回のスーパービジョンを実施した。
  - ・ 事例検討会では、指導主事1人・臨床心理士1人・スクールソーシャルワーカー6人のグループで1事例について検討した。提供者の報告に加え、参加者も提供された事例について「ケースの見立て」と「自分が担当するならどう対応するか」について発表し、意見交換を行った。
  - ・ 全体研修では、業務内容、訪問相談の在り方、応答の基本、初回面接の進め方、社会福祉士の役割、関係機関との連携、特別支援教育の内容、教育相談・就学先決定のしくみ、進路に関わる相談等について、指導主事や臨床心理士・社会福祉士が担当となって研修を行った。
- (4) 特に効果のあった研修内容  
事例検討会で、相談の見立てをする上で必要な情報収集をどのように行うとよいか協議したり、相談を進める上で、参加者が「自分だったらどうするか」という視点で協議したりすることで、参加者が自身の関わり方を振り返りながら様々な視点を学び、関わり方の幅を広げることができた。
- (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法
  - SVの設置：有
  - 活用方法：ケースについてのスーパービジョン
- (6) 課題  
当センターの訪問相談の対象は、不登校を主訴としている小・中学生で、保護者が学校を通して申し込みをすることとなっている。学校には、月1回、訪問相談の経過を報告している。しかし、相談者が不登



校に至った理由は多様化しており、学校だけでなく、他機関との連携も欠かせないものとなっている。当センターの訪問相談の趣旨をしっかりと踏まえ、どのような役割を果たすべきなのか、アセスメントや方向性などを、学校、SC、外部の関係機関とケース会議等を通して共有し、相談者一人一人に寄り添った訪問相談ができるようにしていく。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例】不登校対応のための活用事例（④不登校）＜SSWの配置形態：派遣型＞

＜対象＞ 中学3年男子

＜きっかけ＞

小学4年時、本人の目の前で母が持病の発作で倒れ救急搬送されたことをきっかけに、母のことが心配となり、不登校となった。母は、持病のため、本人を学校に連れてくることができなくなった。また、小学6年の頃には、母子の関係がよくないが増えた。そこで、訪問型の支援を求めて、小学6年の5月に、当センターの訪問相談を申し込むに至った。

＜家庭の状況＞ 母、本人の2人家族

＜相談の経過＞

中学に入学してからも、週1回の訪問相談は継続した。相談員と二人で、ボードゲームなどをしながら、最近あったことなどを話して過ごした。話の中で、祖父や叔母と本人がよい関係であることが分かってきたので、卒業後の進路について、母や祖父、叔母に相談するとよいことを伝えた。また、月1回、相談員が学校に訪問し、訪問相談の様子や経過を伝える際に、進路について本人が考えていることを学校に伝え、進路相談に役立ててもらえるようにした。母は、体調が悪く寝ていることが多く、相談員が訪問してもなかなか会うことはできなかった。母の体調の様子や、本人が考えていることなど、相談員には話すことができていたので、支援が必要だと思われるときは、学校や区役所とも連携した。

「母に代わり相談員に中学校の卒業式に付き添ってほしい」と本人と母から依頼があり、相談員は本人と一緒に登校、卒業式に参加した。中学卒業後の進路については、就職が決まったが、母子家庭であり、母の持病も心配なため、区役所や他の相談機関につなげ、卒業後の相談体制を整えた。

### 【4】成果と今後の課題等

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

令和3年度の学校復帰率 51.4%

#### （2）課題と課題解決に向けた取組

##### ①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

当センターの訪問相談の対象は、不登校を主訴としているケースばかりである。中学校3年時における進路選択は、子ども本人にとっても保護者にとっても切実な重い悩みであることが多い。中学時に不登校を選択した子どもたちが、楽しく、意欲的に通うことができる進路選択をするために、常に新しい情報を持ち、学校と連携しながら適切に支援していく必要がある。

＜課題の原因＞

日々進路情報が更新されているが、最新の情報を手に入れ、相談員で共有していくことが十分にできていないため。

＜解決に向け実施した取組＞

新しい広域通信制やサポート校の情報を手に入れ、進路に関する相談についての研修を、相談員向けに行った。不登校生徒の受験を意識し、長期欠席者等にかかる選抜等について、最新の情報を収集し、教育相談の視点で進路について一緒に考えていけるように研修を行った。

##### ②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

相談者が不登校に至った理由は多様化しており、学校だけでなく、他機関との連携も欠かせないものとなっている。学校、SC、外部の関係機関とどう連携していくか。

＜課題の原因＞

本人の発達の問題やコミュニケーションの苦手さだけでなく、家庭環境が複雑で養育上の問題を抱えているような児童生徒も増えている。また、コロナ禍で、人との関わりが減り、家庭に引きこもり傾向になりがちでもある。全国的にも不登校が増えている傾向にあり、学校以外の機関に長期的に支援が必要な家庭が増えている。

＜解決に向けた取組＞

本人や家庭が関わっている相談機関や支援等を把握し、アセスメントに役立てるようにする。また、必要とあれば、学校や他機関と連携が取れるようにしていく。また、中学卒業後にも、本人や家族が引き続き相談ができるように、本人や家族の了解のもと、関係の相談機関に引き継ぐようにする。

# 京都市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行うSSWを配置し、教育相談体制の整備を図った。

### （2）配置・採用計画上の工夫

拠点校の属する中学校区全体を担当し、拠点校を中心に巡回又はニーズに応じた支援を行った。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

・配置人数：54名（スーパーバイザー4名、派遣型1名を含む）

・資格：下記①又は②のいずれかの要件を満たす者

② 社会福祉士，精神保健福祉士，公認心理師，臨床心理士のいずれかの資格を有する。

②教育相談機関相談員やSSW・SCなどの教育関係，児童福祉関係，又は矯正教育関係における有給での相談又は支援業務経験を1年以上有する。

・勤務形態：会計年度任用職員（週1日8時間×年間35週＝合計280時間を基本とする。）

### （4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

#### ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（有・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

内容：活動の概要・主な業務（アセスメント・校内ケース会議・関係機関との連携・コンサルテーション・教職員研修等について）・活動時の留意点等

周知方法：年度当初，全校及び全SSWにガイドラインを通知し，指針を示している。

#### ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

例年，SSW担当教職員（コーディネーター）に対し，果たすべき役割について理解を深め，校内の教育相談体制の強化を図るためのコーディネーター連絡協議会を開催しているが，令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催できなかった。

### （5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（有・無）

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象 （2）研修回数（頻度）

スクールソーシャルワーカー及びスーパーバイザー 月1回（オンライン開催）

### （3）研修内容

各回においてテーマを決め，テーマをもとに子どもたちを取り巻く環境の現状や子どもたちが抱えている課題への対応策等について議論・検討し，SSW同士で情報交換を行うことで，個々人のスキルアップを図っている。

### （4）特に効果のあった研修内容

- ・京都市の学校体制について
- ・京都市SSWの活動のあり方、これまでの活動の成果と課題
- ・貧困等子どもたちの抱える課題について

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（有・無）

○活用方法

配置校への巡回等により，SSWへの指導助言や教職員への助言を行っている。

### （6）課題

京都市SSWは他の職も兼務しており，実施日程の調整等が困難である。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

**【事例1】児童虐待のための活用事例（①貧困対策（家庭環境の問題、福祉機関との連携）②児童虐待（関係機関との連携）、④不登校、⑧ その他（心身の健康に関する問題）⑩ヤングケアラー）＜SSWの配置形態：拠点校型（虐待対策の重点配置）＞**

前年度、校区内の母子生活支援施設に入所。母からの身体的虐待の恐れがあった。新年度当初は登校できたが、その後全欠。精神迫症状の悪化が見られたため、SSWから早期の要対協ケース会議の開催及び会議内でのアセスメントの共有と手立ての明確化の必要性を学校に伝え、関係機関との協議を行った。母親の課題も大きかったため、学校・関係機関で役割分担して家庭の支援を継続していくことを確認し、適宜、情報共有を行った。

結果、本人に対する心理的支援や医療機関受診、母親への関係機関による支援等につながり、家庭環境及び登校状況の改善も見られた。本人への治療も功を奏し、勉学にも集中できるようになり、高校進学に至った。

**【事例2】貧困対策のための活用事例（①貧困対策（家庭環境の問題）②児童虐待（関係機関との連携）④不登校⑦小中連携）＜SSWの配置形態：拠点校型＞**

単身親家庭・生活保護世帯。母親の精神疾患により養育が難しく、子どもの不登校に加え、母親と連絡が取れないこともあり、家庭内の状況が把握できない状態であった。

速やかな支援の必要性があると考えられたため、SSWから関係機関による情報共有・連携の必要性を提案し、通告に至った。要対協のケース会議では、これまでの本人の様子や母親の状況等を共有し、支援の方針を確認した。校内ケース会議では、別室登校の実施や登校時の対応、母親との関係構築等について職員全体で共通理解を図り、役割分担しての支援にあたった。

母親との関係ができたことによって、家庭との密な連携や母親の意向を踏まえた子どもへの関わりが行えるようになり、子どもの登校状況の改善も見られた。

**【事例3】ヤングケアラーについての活用事例（⑩ヤングケアラー）＜SSWの配置形態：拠点校型＞**

両親の他界により、本人・年長のきょうだい・祖父の3人世帯となる。同居の祖父に認知機能の低下が見られ、きょうだいが家事等の一切を担っていると担任が本人から話を聞いた。きょうだいが家事等を担い切れなくなってしまうと本人にも大きな影響が生じる考えられたため、早期に生活上のリスクを検討し、本人の生活環境の安定を図る必要があるとSSWからケース会議の開催を提案した。

経済的課題や祖父の介護面の課題、相談先の確保等について適切な相談機関を検討し、担任から家庭への情報提供を行った。

また、要対協のケース会議を通じて関係機関との連携をはかり、経済面や祖父の介護面等について支援の方向性を確認するとともに、本人をSCにつなぎ、変化があった際に速やかな対応が行えるよう体制を整えた。現状では、学校生活上の大きな課題は現れていないが、関係機関が連携を行いながら家庭への必要な支援を続けている状態である。

**【事例4】教員とSSW等の役割分担についての活用事例（⑫教員とSSW等の役割分担）＜SSWの配置形態：拠点校型＞**

学校の健診で異常が見つかり、再検査を指示されるも、家庭の経済的な事情により子どもが受診出来ていないケース。保護者からは経済的な困難や子どもの進学等に関する困りの訴えがあったため、福祉的な支援についてSSWに相談が入った。

SSWからケース会議の開催を提案し、家庭状況についてのアセスメントを行い、①健康面の支援については養護教諭、②進学や生活全般に関する支援は担任、③上記①、②に関連した制度に関する家庭への情報提供等はSSW、と役割分担をして子ども及び保護者への支援を実施するとともに、随時、情報共有を行った。

再検査に関する医療補助制度について保護者に情報提供を行うことで、無事に本人が医療機関を受診し、再検査の結果、適切な治療を受けることができたため、健康面での不安は払拭された。また、生活保護の受給に至ったため、生活保護制度や進学に関連した補助制度等についてSSWから保護者に説明し、安心して制度を利用できるよう関わった。男子生徒の進学後についても、SSWが適宜、校内でコンサルテーションを行い、担任・養護教諭の子ども・保護者への働きかけのもと、高校への進学に至っている。

### 【4】成果と今後の課題等

## (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

S S Wが参画する校内ケース会議を開くことで、教職員の役割分担が明確化するとともに、校内での連携が深まり、児童・生徒への支援体制の強化へと繋がっている。また、児童相談所等、他機関との日常的な連携が強化され、児童生徒を支援するネットワーク構築が進んでいる。

## (2) 課題と課題解決に向けた取組

### ①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

#### <課題の概要>

- ・ S S W配置年数の短い学校における
  - ① 校内ケース会議の定着化（継続）
  - ② アセスメントシートを活用した児童生徒への支援体制の確立（継続）
- ・ S S Wとしてのより高い専門性の確保

#### <課題の原因>

- ・ S S Wが週1日の勤務であり、教職員の多忙さもありケース会議が設定しにくい。
- ・ 同様にアセスメントシートの作成や活用がなかなか進まない。
- ・ 令和元年度まで S S Wの拡充を継続的に図ってきたため、経験の浅い者が多い。
- ・ コロナ禍で令和3年度も、前年度に引き続き十分な研修を実施できていない状況であり、S S W個人の自主的な研鑽に委ねている部分が大きかった。

#### <解決に向け実施した取組>

- ・ S S Wによるケース会議やアセスメントシートの有効な活用に関する校内研修の開催
- ・ 短時間かつ少人数でのミニケース会議の導入
- ・ S S W対象のオンラインでの研修の実施
- ・ 教職員対象の学校でのソーシャルワークに関する実践研修（基礎編）を動画配信の形式で実施
- ・ S S Wへの継続的なスーパービジョンの実施（オンライン含む）
- ・ オンラインでの S S W自主研修会・グループスーパービジョンの実施

### ②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

#### <課題の概要>

- ・ S S W配置年数の短い学校における
  - ① 校内ケース会議の更なる定着
  - ② アセスメントシートを活用した児童生徒への支援体制の充実
  - ③ スクールソーシャルワーカーコーディネーター（主として新任）の研修機会の確保
- ・ S S Wとしてのより高い専門性の確保
- ① コロナ禍におけるスクールソーシャルワーカーの研修機会の確保（継続）

#### <課題の原因>

- ・ ケース会議によるアセスメントやプランニングの利点について、教職員の理解にばらつきがあり、ケース会議の効果が伝わりきっていない。
- ・ アセスメントシートの作成や活用について、拠点校においては一定の理解が進んできたものの、対象校ではまだシートの必要性や利点の理解が十分でないため、作成・活用が十分には進んでいない。

#### <解決に向けた取組>

- ・ 拠点校だけでなく、対象校においても、S S Wによるケース会議やアセスメントシートの有効な活用に関する校内研修の開催を進める
- ・ 主に新任コーディネーターを対象とした研修動画を作成
- ・ 短時間かつ少人数でのミニケース会議の導入
- ・ 教職員対象の学校でのソーシャルワークに関する実践研修（基礎編）を動画配信にて実施。ワークを含む発展的内容については、集合研修の形式で実施。
- ・ S S W対象のオンラインでの研修の実施
- ・ S S Wへの継続的なスーパービジョンの実施（コロナの状況によってはオンライン含む）
- ・ S S W自主研修会・グループスーパービジョンの実施（コロナの状況によってはオンライン含む）

# 大阪市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

「チーム学校」の一員として、子どもたちが置かれている環境へのはたらきかけや、関係機関とのネットワークを活用することなど、多様な支援方法を提案し、課題解決に向けた対応を行う。また、校園長及び教職員と協働することにより、子どもの課題に係るアセスメントや、関係機関との連携についてのスキルアップを図るとともに、校園内チーム体制の構築を支援する。

### （2）配置・採用計画上の工夫

S S Wを各区役所（24区）へ配置し、課題解決に向けて学校園と専門家の連携協力の推進を図り、「チーム学校」の役割を充実させる。

各小中学校において、児童生徒の生活状況や、学校での様子を把握するための「スクリーニングシート」を活用した「スクリーニング会議Ⅰ」を定期的に開催し、課題を抱える児童生徒を洗い出す。

S S Wは、「スクリーニング会議Ⅰ」で洗い出した児童生徒について、学校と区役所が参加する「スクリーニング会議Ⅱ」においてアセスメントを行い、支援計画等を検討する。検討された支援計画は「チーム学校」内で共有し、教育的支援及び福祉的支援の連携を行う「こどもサポートネット」を構築する。また、担当区の学校園からの要請に応じて派遣を行う。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

・35名（うちスーパーバイザー2名）を配置している。

（社会福祉士の資格を有するもの26名、精神保健福祉士の資格を有するもの7名、臨床心理士2名）

・他に、行政区の事業として5区の区役所に1名ずつ配置している。

### （4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

#### ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（有・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

・S S Wの活用についての「手引き」を各区に配付している。

#### ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

・学校を訪問し、管理職及び生活指導担当者等にS S Wの活用について説明している。

・S S Wの講師派遣を依頼した学校に校内研修を実施している。

### （5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（有・無）

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

・S S W38名（うち5名は、行政区の事業として配置しているS S W）を対象としている。

### （2）研修回数（頻度）

・毎月2回実施している。

### （3）研修内容

・活動報告においては情報交換、事例検討においてはスーパーバイザーによるスーパービジョンにより、S S Wのスキルアップを図ることでエンパワメントしている。

・個別のスーパービジョンを受けることができる体制を整え、共通理解が必要と思われる知識や視点については、スーパーバイザーが研修会の際に講義や資料配付にて共有を図っている。

### （4）特に効果のあった研修内容

・スーパーバイザーによるグループ及び個別のスーパービジョン。

## (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置 (  有 ・  無 )

### ○活用方法

- ・必要に応じて、SSWとともにケース会議へ出席する。
- ・研修会におけるSSWへのスーパービジョン。

## (6) 課題

- ・SSWのスキルアップ研修や、各校園へのSSWの活用に関する詳しい周知。
- ・スーパーバイザーの育成及び人材確保。

## 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

### 【事例1】生活困窮・不登校改善のための活用事例 (①貧困対策④不登校⑧その他)

#### <SSWの配置形態：巡回型>

○家族構成：父母、高校生長男、小6年長女、小4年次女の5人家族。現在生活保護受給中。

長女、次女とも明確な理由は不明であるが、ともに小学校中学年の頃から欠席がちとなった。学年が上がるにつれて欠席日数が増え、家族との連携も困難となったため、小学校からSSWに相談があった。相談についての報告内容は次のとおり。

- ・長女、次女とも特別支援学級に在籍。低学力に併せ欠席による学習面での遅れが顕著。長女は対人関係の構築が苦手で、登校時でも特別支援学級への入室はスムーズではない。
- ・父母ともに当該児童の登校や学習面の関心や、改善への意欲が乏しい。当該児童の着衣、持ち物の状況からネグレクト傾向が見られる。区役所子育て支援室に報告を行い、要対協事案として登録済。

SSWは、当該児童の欠席日数が減少するよう、小学校が把握している情報からアセスメントを行い、次のとおり提案した。

- ・小学校は、担任、特別支援学級担当、養護教諭らが連携して登校支援と学校生活での支援を図るとともに、母には登校付添いを要請する。

結果、欠席日数が減少し、特に、次女については顕著であった。

SSWは、母と定期的に面接を行う中で、養育力、家庭学習への理解、家事の遂行に課題があることが分かった。父は、子育てや家事、生活全般において消極的及び非協力的であるとの情報を得たため、小学校に報告するとともに、状況の改善について父の理解と参画が必要であると見立て、父との面接も実施する考えを小学校に伝えた。あわせて、父母との面接時に、当該児童の特性等の理解と支援の必要性を伝え、発達検査を受けることが望ましいと提案した。父母は提案を受け入れ、長女、次女とも発達検査を受診し、長女は発達に課題があると認められ、療育手帳を取得した。

また、父がコロナ禍による解雇から、生活費の捻出困難、家賃滞納等生活困窮に陥ったため、社会福祉協議会を通じての各種給付金や貸付金の利用と母のパート就労収入を合わせ、生計を繋いだ。しかしながら、根本的な解決には至らなかった。

そこで、SSWは、生活困窮者自立相談機関の利用や生活保護制度の情報提供を行った。父は当初生活保護申請については固辞していたが、小学校、SSWの提案により姿勢を軟化し、申請した後に受給することができた。その結果、生活保護を受給したことで経済的には安定したが、父、長女の医療面に課題があると分かった。

長女は不安定ながらも登校し、日常面での大きな制限はないものの、今後も定期検査は必須であり、小学校、家庭においての生活は観察を要する。父は病気治療に専念しており、母がパート就労を継続する必要がある。

また、担任やSSWの家庭訪問から、住居内環境の不良が確認された。SSWは、父母に対し、当該児童のみならず、父の治療面においても衛生面の改善は必要であると指導した。今後は父母が協力して片づけと清掃を心がけるよう助言するとともに、子育て支援室や生活保護CW、生活困窮者自立相談機関、主任児童委員らの協力を得ながら、住居内清掃を実施するよう計画している。

SSWは、今後も父母との定期的面接と随時の家庭訪問を行い、小学校と連携するとともに、生活保護CWや子育て支援室、医療機関など協力しながら、当該児童と家族に適切な支援を図る。あわせて、小学校にはスクールカウンセラーの活用と、父母には放課後等デイサービスの利用を助言するよう進めている。

## 【事例2】不登校児童生徒における家庭環境改善のための活用事例（①貧困対策②児童虐待③いじめ④不登校）

### ＜SSWの配置形態：巡回型＞

○小学校低学年男児。母と中学生を筆頭にした5人の子どもがいる6人世帯母子家庭。生活保護受給世帯。

当該児童の家庭では、きょうだい揃って欠席や遅刻が多く、あわせて衣服の汚れや異臭等の状況が目立っていた。

小学校からのSSWへの相談は次のとおりである。

当該児童は、クラスメート数名から「臭い」「こっちに来るな」など言われていると担任に訴える。学校は「いじめ」として認知し、対応を検討しながら、解決するには加害児童及びその保護者へ指導したうえで、当該児童における家庭環境の改善が必要と考えており、その対応方法や手立てについてSSWに助言してほしいと考えていた。

学校は当該児童をスクリーニング会議にて取り扱っており、家庭環境改善のための福祉的支援を行うため、子育て支援室が家庭訪問を始めた矢先であった。SSWは、スクリーニング会議において、当該児童のこれまでの登校状況や学校での生活の様子に加え、加害児童との関係性や今までのトラブルの有無等、必要な情報の収集を行い、アセスメントを行った。

また、SSWは「校内いじめ対策組織会議」へ出席し、学校がいじめの対応として、加害児童への丁寧な聞き取りや、加害児童保護者と密な連携をとることを十分に経て、丁寧に指導を行うことを助言した。あわせて、当該児童における家庭環境の改善について、学校、SSW、区役所が連携して進めることを確認した。

SSW及び子育て支援室が、家庭訪問を繰り返すことで母との信頼関係の構築を図った結果、7月に住居の清掃（衣類、犬の糞尿散乱、キッチンには使用したまま食器が溢れている等の不衛生が目立っていた）を関係機関と共同で行なった。その後、家事支援や登校準備等の支援サービスを受けるに至り、家庭の環境状況を一定改善できるようになった。

また、いじめの対応については、学校が加害児童への聞き取りを「いじめ」という言葉を使わずに丁寧に行い、保護者らの思いを受け止めながら密に連携したことにより、加害児童は、心から反省したうえで謝罪することができた。

次の当該児童への支援策としては、当該児童の学力課題に焦点を当て、SSWは母に発達検査を受けさせることを提案し、現在は「療育手帳」を取得に向けて進めている。手帳を取得した後は、当該児童に障がい児福祉サービスの家庭ヘルパー利用を計画している。従来からの他のきょうだいのヘルパー利用を含め家庭内の環境改善や整理整頓は進みつつある。

今後は、当該児童及び家庭を取り巻く様々な関係機関が見守り、情報共有、連携することにより安定した生活をめざす。さらに、今後は当該児童への学習機会を提供する観点から「放課後チャレンジ事業」を勧め、登校への一助となるよう支援を進める。

## 【事例3】生活改善、ヤングケアラー支援のための活用事例（①貧困対策⑩ヤングケアラー）

### ＜SSWの配置形態：巡回型＞

○家族構成：母、中学生女子姉妹 小学校低学年女児の4人暮らし。生活保護受給世帯。近隣市に母方祖父在住。要対協ケース。

4月に、母のかかりつけの病院より地域包括支援センターに相談があった。母の病状はガン末期で、入院はせず自宅に療養になる。介護ベッドが必要だが、自宅の環境がベッドを設置できる状況にないとのこと。

地域包括センターから区役所子育て支援室に、病院からの情報が共有された。SSWは、当該児童生徒の登校状況等や得ている情報に加え、病院との連携、家庭訪問、祖父からの聞き取りにおいて見立てを行った後、小中学校にケース会議を提案し、実施するよう進めた。ケース会議では、家族全体の生活状況の改善と母の終末期ケア、当該児童生徒における生活支援等の方向性を共通理解した。

自宅は、介護ベッドを設置するスペースを取ることが難しく、ごみが大量に放置された状態であった。さらに、家賃も滞納状態だったため、区役所のサポートを得ながらごみを処理した。その後、祖父の経済支援を得て転居し、生活環境が改善した。

当該児童生徒の状況については、特に、長女が母の世話やきょうだいの面倒を担っていた。学校生活については、全員がほぼ毎日登校できていたため、SSWは、学校に子どもたちの状況を把握しつつ、各担任を中心に登校状況等アンテナを張り、変化があれば連携することを依頼した。

日常生活における支援については、「ひとり親家庭日常生活支援」の利用を区役所担当者から、関係部署に相談し、稀なケースではあるが利用できることとなり、ヘルパー訪問によってきょうだいの家事負担を減らすことができた。

母については、病院から往診と訪問看護においてケアを行った。定期面接の中で、子どもたちに病状を詳しく説明していな

かったことが分かった。S S Wは、病院に子どもたちへの伝達方法やその時期について、母、祖父と話し合ってもらったことを依頼した。結果、母から折を見て伝えることが決まった。その状況を学校及びS Cに情報共有し、子どもたちの見守りと、必要に応じたメンタルサポートを依頼した。

今後、祖父が子ども達を引き取るかは、祖父自身の心身の状態もあり検討中であるため、児童相談所と必要に応じて連携する予定である。

#### 【事例4】「チーム学校」の一員としての対応のための活用事例（⑫教員とS S W等の役割分担）

##### ＜S S Wの配置形態：巡回型＞

巡回型の配置ということから、管理職より教職員にS S Wの役割や巡回日等を周知したうえで、「チーム学校」の一員として、定期的に担当校を巡回し、各校の状況把握に努め、必要に応じて授業視察や教職員との連携を行っている。

また、要請に応じてケース会議を開催し、児童のアセスメントを行ったうえで必要な支援についての方向性を確認し、役割分担を行っている。

小学校担任より不登校児童についての相談がある。保護者は学校から連絡が取りにくく、児童の様子が把握しにくいとのことだったため、S S Wは家庭訪問を定期的に行い保護者と繋がることに努めた結果、児童が定期的に区役所子育て支援室に学習をしに来るようになった。保護者の了承のもと学校がそれに合わせて児童と関わる形をとることができた。

また、学校からの要請に応じていじめの対応や子ども理解等の校内研修の講師を務めた。

## 【4】成果と今後の課題等

### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・各校園の教職員と協働したチーム体制づくりを推進し、S S Wが支援を行った学校園では、組織的対応の強化につながっている。
- ・「スクリーニング会議Ⅱ」において、S S Wによるアセスメント及び支援計画の作成により、教育的支援、又は地域・関係機関等による福祉的支援につなぐことができる体制が整ってきている。
- ・S S Wが区役所に配置されていることから、課題校に対して迅速かつ柔軟な対応ができるよう、定期的な巡回訪問や要請に応じた派遣訪問も行うことができています。

### （2）課題と課題解決に向けた取組

#### ①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

##### ＜課題の概要＞

- ・多岐にわたる支援要請に応える人材育成と、S S Wの増員に向けた人材の確保。
- ・依頼数に対してのS S Wの勤務日数及び勤務時間数のバランス。

##### ＜課題の原因＞

- ・一定経験を積んだ即戦力になる人材の確保ばかりか、有資格者そのものの確保が困難である。

##### ＜解決に向け実施した取組＞

- ・S S W経験者や有資格者を確保するため、様々な勤務条件（勤務日数、報酬月額等）を設定した。
- ・S S Wの派遣申請を区役所で処理することによって、派遣の手続きを円滑化した。

#### ②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

##### ＜課題の概要＞

- ・様々な課題に対して適切なアセスメント及び支援計画の作成ができる人材、多岐にわたる支援要請に応える人材の確保及び育成。

##### ＜課題の原因＞

- ・一定経験を積んだ即戦力になる人材を確保したいところではあるが、有資格者そのものの確保が困難である。

##### ＜解決に向けた取組＞

- ・スーパーバイザーによる講義や研修、グループ及び個別スーパービジョン等を充実させる。
- ・スーパーバイザーによるスーパービジョンを受けられる機会をより多く確保する。



# 堺市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

学校園だけでは対応が困難な、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて児童生徒の置かれた様々な環境（家庭環境等）に働きかけて支援を行い、課題の解決を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

#### ①配置計画

- ・5名を「スーパーバイザー」として活用
- ・8名を「区担当（拠点型）」として7小学校、区役所に配置（要請に応じて拠点校以外にも派遣）

#### ②採用計画 面接による選考を行っている。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

#### ①配置人数 8名

#### ②資格（重複あり）

- ①社会福祉士 8人 ②精神保健福祉士 2人 ③教員免許 2人 ④心理に関する資格 1人

#### ③勤務形態 会計年度任用職員として採用する。

1日7.5時間、週4日（週30時間）9時から17時15分（休憩45分）

### （4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

#### ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

#### ○ガイドラインの作成（有・無）

平成20年度文部科学省委託事業として「SSW活用事業」がスタートし、平成21年度の委託事業廃止に伴い、補助金交付による「学校・家庭・地域連携協力推進事業」として実施している。

SSWの活動内容は、課題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関等とのネットワークの構築・連携・調整、学校内におけるチーム体制の構築・支援、保護者・教職員等に対する支援・相談・情報提供、教職員等への研修活動としている。

#### ○ガイドラインの内容、周知方法

周知については、「堺市SSW活用マニュアル」を作成し各学校園に配付するとともに事業説明を行っている。

#### ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

管理職や生徒指導主事等を対象とした研修やその他の会議において、いじめ、不登校、虐待等の課題解決のために、スクールソーシャルワーカーの積極的な活用を啓発している。

### （5）オンラインカウンセリングの実施の有無

#### ○オンラインカウンセリングの実施（有・無）

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象 （2）研修回数（頻度）

全SSW対象 月2回

### （3）研修内容

生徒指導全般、ケース会議運営方法、

### （4）特に効果のあった研修内容

事例検討など事例検討など

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

#### ○SVの設置（有・無）

#### ○活用方法 ・SSWの周知を図るための講習講師（講習対象：学校園関係者、関係機関関係者）

・月2回のSSW研修会でのスーパーバイズ（SV、全SSW、教育委員会担当者参加）

・SSWからの個別相談対応

### （6）課題 ・SSWの人材確保及び育成

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】いじめのための活用事例（③いじめ）＜SSWの配置形態：派遣型＞

- 10月下旬、管理職から教育委員会が相談を受け、学校への支援が必要だと判断したため、SSWを派遣し、管理職、生徒指導担当、担任、養護教諭から情報収集を行った。
- 11月上旬
  - ・管理職、生徒指導担当、担任、養護教諭と第1回ケース会議を実施し、現状とアセスメントの共有を行い、校内の支援体制の見直しを行った。
  - ・被害生徒及び被害生徒保護者の心のケアが必要と判断したため、SSWが区役所の子育て相談窓口や市の教育相談につなげた。
  - ・加害生徒への聞き取りを生徒指導担当、養護教諭で分担した。その後、加害生徒保護者と面談し、SSWも同席した。
- 11月下旬
  - ・被害生徒保護者が学校の対応に不信感を抱いていたため、SSWが間に入り、被害保護者と学校の間関係を少しずつ修復していった。
  - ・管理職、担任、SSWが被害生徒宅を訪問し、指導経過及び今後の防止対策について説明した。
- 12月、管理職、生徒指導担当、担任、養護教諭と事後経過について情報共有した。

#### 【事例2】不登校のための活用事例（④不登校）＜SSWの配置形態：派遣型＞

- 8月下旬、管理職から教育委員会が相談を受け、家庭への支援が必要だと判断したため、SSWの派遣を決定した。
- 9月上旬、情報収集のため学校に出向き、管理職、生徒指導担当教員、担任、養護教諭など関係教員から聞き取りを実施した。
- 9月下旬、管理職、生徒指導担当教員、学年主任、担任、養護教諭と第1回ケース会議を実施し、アセスメントの共有と校内の支援体制の見直し、プランニングを行った。  
子ども及び保護者の心のケアが必要と判断したため、SCへの依頼、また市の教育相談につなげた。
- 10月、管理職、生徒指導担当教員、学年主任、担任、養護教諭と第2回ケース会議を実施し、児童の特性からくるや生活上の困難に対する対応を検討した。
- 2学期後半から別室登校をしながら登校できる日が増えていった。

#### 【事例3】【事例4】〇〇〇〇のための活用事例

事例として報告できるケースはありません。

### 【4】成果と今後の課題等

#### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

令和3年度支援対象児童生徒の抱える問題の支援状況のべ1826件のうち、「問題が解消・改善した」ケースは、233件で13%となっている。令和2年度の相談件数1440件と比較すると、相談対応件数が増加しており、スクールソーシャルワーカーのニーズの高まりに対応できている。

#### (2) 課題と課題解決に向けた取組

##### ①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

###### ＜課題の概要＞

・SSWへのニーズが低い学校へのアプローチ ・いじめ等の課題に対する早めの介入 ・人材の確保

＜課題の原因＞ ・各校のSSWの役割や専門性に対する理解が低い ・SSWの資質 ・採用条件

＜解決に向け実施した取組＞ ・SSWによる校内研修等の実施  
・SVと連携し、SSWを対象とした研修の質向上や個別支援を充実させる  
・SSWの増員及び採用条件改善に向けての予算要求

##### ②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞ ・各校で高まるSSWの要請に対する対応 ・SSWの資質向上 ・人材確保

＜課題の原因＞ ・複雑化・困難化・長期化するケースの増加 ・SSWの人材不足

###### ＜解決に向けた取組＞

・SSWを対象としたSVによる事例研修の充実 ・困難化したケースに対するSVの同行  
・SSWの増員 ・養成大学等への募集要項の送付

## 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

## 【事例2】不登校のための活用事例（不登校④）＜SSWの配置形態：派遣型＞

段階	取組内容及びSSWが担った具体的な役割（具体的な役割は下線太字）
① 問題の発見	<p>小学校高学年の男子児童（以下、本事例において「児童」という。）は、他の児童とのトラブルがあった際に、担任から指導されたが、担任の指導に納得ができず教室に入りにくくなった。別室登校を利用しながら登校をしていたが、ある時、他の児童と些細なトラブルがあり、担任が指導したが、児童は納得できず、児童、保護者ともに学校に不信感を募らせ、登校できなくなった。家庭訪問をしても児童に会うことができず、母親も不信感から話が入りにくい状況であった。</p> <p>このため、<u>同校の管理職が教委に対し、SSWの派遣要請を行った。</u></p>
② 学校内での方針の検討	<p>教委から派遣されたSSWは、小学校の管理職からケース概要を聴取し、校内ケース会議の実施を提案。その後、ケース会議が開催され、SSWが進行の助言を行い、次のとおり、児童等に関する課題の明確化を行い、支援内容が検討された。</p> <p>参加者：校長、教頭、担任教員、学年主任、SSWSV、弁護士、特別支援教育士、及びSSW（課題の明確化）</p> <p>① 学校・家庭での様子</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童は、小学校高学年から他府県よりの転入してきた。非常に真面目で正義感が強く、こうあらねばならないと思っているところがあり、他の児童に対しても些細なことを注意する。以前の学校の担任が非常に厳しい先生だったが、現担任は経験が浅く、優しいタイプであり児童にとっては指導に満足できない。</li> </ul> <p>② 考えられる背景・要因</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童は、繊細で優しくて周りを見ることが出来る子でないと友達が務まらないぐらい本人の難しさがある。幼少期より習い事をたくさん行っており、習い事をきちんとこなすことで自己肯定感を高めており、以前の厳しい先生の方が児童の特性に合っていたのではないかと考える。</li> </ul> <p>③ 現在行われている学校の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>担任、学年主任が、定期的に、母親へ電話や自宅ポストにと手紙を投函</li> <li>一人一台端末を活用したオンライン授業。</li> </ul> <p>（支援内容の検討）</p> <p>① 目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童の学ぶ場の確保。そのための母親と学校の関係の修復。</li> <li>児童と教員の関係の修復。</li> </ul> <p>② プランニング（手立て）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>信頼されている学年主任が窓口になり、学校と児童、保護者が繋がり続けること。</li> <li>登校するまでは学校は常に児童へアプローチし、常に理解しようとする姿勢で関わり、全面的に肯定する。</li> <li>SCや<u>教育相談等の関係機関につなぎ</u>、児童の特性を踏まえた関わり方の検討、母親に対する支援について検討する。</li> </ul>
③ 支援の実施	<p>① SSWは、母親との面談を学校に依頼。SSWについて児童の母親に伝えてもらい、母親はSSWと会うことを承諾</p> <p>② <u>SSWは学年主任と家庭訪問し、母親から学校への思いや困りごとについて話を聞くことができた。</u>今後、母親の必要に応じてSSWが家庭訪問し、相談を行っていくことを提案、了承された。</p> <p>③ SSWは、学校にてケース会議を開催。SCや教育相談機関の助言を基に児童への適切な関わり方や、今後の保護者対応について話し合い、また弁護士、特別支援教育士から助言を受けた。</p>
④ 経過観察	<p>① 学年主任が窓口になり、週3回母親に電話、担任は毎日児童に手紙を書いてお便りとともにポストインを続けた。児童が家庭で学校の話をしたときや、担任の手紙を読むときの表情が変わってきたので、<u>学校と母親及びSSWで今後について話し合い。</u>管理職や学年主任、養護教諭等と別室登校についてまた、担任との関わりについて話し合われた。</p> <p>② 他の児童と会わない時間帯に登校し、別室で学習を進めたり、会話や遊びを通して教員との関係づくりを行った。児童の希望により休み時間に教室に行くことや、学校行事に参加することができた。</p> <p>③ 母親は学校への不信感が軽減したことで、児童の次年度の学級担任やクラス編成について学校に相談した。</p>

# 神戸市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待などの課題を抱えた児童生徒が置かれた環境に着目し、地域や関係機関とのネットワークを活用し、多様な支援を行うことで、課題の解決を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- 市内全9区15校の拠点小学校に、15名のSSWを1名ずつ配置。
  - ・SSWは担当区内の学校園や関係機関を順次訪問し、情報交換等を行うとともに、事案が発生した場合、事案ごとに対応している。
- 2名をアウトリーチ型として事務局に配置
  - ・AIを活用したスクリーニング等により、要支援と判断した児童生徒及び保護者に対して直接的な支援を行う。
- 事務局にSSWスーパーバイザーを配置（SSWへの助言・支援、各種連絡会や研修企画補助）

### （3）配置人数・資格・勤務形態

#### ①SSWスーパーバイザー

○配置人数：1名 ○勤務形態：1日7.75h・週4日 ○資格：児童福祉行政経験者

#### ②配置SSW

○配置人数：17名（拠点小学校配置15名、事務局配置2名） ○勤務形態：1日7h・週5日

○資格：社会福祉士13名、公認心理士1名、精神保健福祉士7名、教員免許状7名、ケアマネージャー1名、保育士1名

### （4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

#### ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（有）

○ガイドラインの内容、周知方法 SSW活用事業実施要項を定め、年度当初、市立学校園に発出。

また、令和3年度はSSW活用マニュアルを作成し、市立学校園に発出。

#### ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

○生徒指導に係る研修会及び連絡協議会・地区会等に出席することで、学校園との情報共有や相談できる機会を確保。

### （5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（無）

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象 （2）研修回数（頻度）

SSW 毎週木曜日を研修日に設定し、指導主事がSSWスーパーバイザーとともに研修を企画・実施

### （3）研修内容 ○生徒指導に係る事務局担当課の事業内容や関係部局事業について情報共有

○SSWが対応した事案について事例検討及び支援方法等についての意見交換

○生徒指導に係る教育委員会事務局担当課が開催する研修会や関係機関との情報交換会等への参加

### （4）特に効果のあった研修内容 ○社会福祉協議会や児童家庭センターとの情報交換会や合同研修

○SSWが輪番で困難事例を提示し、全員で対応を検討する研修

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（有）

○活用方法 ①SSWへの対応が困難な事例などへの助言 ②各種連絡会や研修会の企画補助

### （6）課題 ○多様で複雑化する児童生徒が抱える課題を解決に導くため、関係機関等との組織的な関係構築

○多様で複雑化する児童生徒が抱える課題に適切に対応するための、SSW全体のさらなる資質向上

## 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

### 【事例1】不登校のための活用事例（④不登校）＜SSWの配置形態：拠点校型＞

（世帯状況）母30代無職、A（小5男子）、B（小4男子）、弟（2歳男子）の4人世帯。

生活保護受給、前年6月に他市から転入。

（概要）コロナ不安により、A、Bが登校しない状況が続いていた。また、学校は母親に電話連絡を試みるが母親が電話を取らないため、子供たちの生活の様子を掴むことができなかった。心配した校長がSSWに、子供たち

や母親と接触するために相談した。

(経過) 翌日、SSWは学校を訪問し、教頭、兄弟の担任、特別支援学級担任と今後の対応について検討した。翌々日、SSWは校長の承諾のもと、生活保護CWと面談し、子供たちの現認ができないことについて相談した。その日のうちに生活保護CWが母へ電話連絡し、登校について働きかけた。初回相談日から6日後より、兄弟は登校するようになった。

(その後の対応) 再度母親と連絡がつかなくなることを想定し、母の了解を得て、日頃からSSW・学校・生活保護CWと情報を共有することとした。

#### 【事例2】児童虐待のための活用事例(②児童虐待) <SSWの配置形態: 拠点校型>

(世帯状況) 母無職、A(小3女子)、B(小1男子)の3人世帯。

(概要) もともと学習用具が揃わず、きょうだいで遅刻することが多い家庭であった。母親が数年交際していたパートナーと破局後精神状態が悪化し、家事ができなくなった。ネグレクト傾向が強くなり、AとBの衣類の洗濯もしないため、着る服がなく、きょうだいは登校できなくなった。SSWと教員が家庭訪問すると、家の中はごみが散乱している状態であった。

(経過) 学校は区役所に通告し、本家庭は要対協に登録された。SSWは生活支援課CWや区こども家庭支援室と連携し、母親を精神科につなぐとともに、母親のリフレッシュステイ先の見学や手続きに同行した。また、母親にこども食堂を紹介したところ、母親の状態が落ち着いた後親子で利用を開始した。さらに、地域の学習支援にもつなげることができた。

(その後の対応) 生活支援課CWや区こども保健係と連携し、学校では養護教諭やSCも含めて見守り体制を構築した。親子の居場所づくりとして、こども食堂との連携も継続している。

#### 【事例3】ヤングケアラーのための活用事例(⑩ヤングケアラー) <SSWの配置形態: 拠点校型>

(世帯状況) 父、姉(高3)、A(中2女)、弟(小5)、妹(小1) 母は前年に死去

(概要) Aが、こども電話相談および児童相談所に架電し、母親が亡くなったことの辛さと父がきょうだいの世話を強要してくるについて相談した。相談の際、本生徒が名前と所属を話したため、こども電話相談と児童相談所は、本生徒の承諾を得てそれぞれ学校に連絡した。学校は本生徒への聴き取りを実施したが、現時点では相談したことを父親に知られたくないと発言した。学校は対応についてSSWに相談した。

(経過) 翌日、本生徒が担任教員に、父親からの暴言により、精神的に追い詰められている旨を記載した手紙を渡した。学校は児童相談所に相談し、本生徒の意向を確認した上で通告し、一時保護となった。翌々日、本生徒の一時保護を受け入れられない父親が祖母と共に学校に抗議した。本生徒の保護解除前に、SSW・学校・ヤングケアラー支援室でケース会議を開催し、本生徒への支援や父・祖母への対応について協議した。また、児童相談所が家庭訪問し、父・祖母に注意指導した。本生徒の一時保護解除後、学校が本生徒への個別学習会を父親に提案したところ、承諾を得た。

(その後の対応) 学校は本生徒が家事等で辛い状況にあることを共有し、本生徒へ見守りや言葉かけ等を含む支援体制を整えるとともに、SSWと情報共有を行った。SSWは、いつでも関係機関と連携できるよう準備しておくこととした。

#### 【事例4】民間団体(NPO団体等)との連携のための活用事例(⑪民間団体(NPO団体等)との連携)

##### <SSWの配置形態: 拠点校型>

(世帯状況) 母、A(小3男子)、B(小1男子)、3人世帯。家庭の基盤が弱い。生活保護受給。

(概要) 母親は学校に子供の学校での様子を問い合わせるなど、育児に一生懸命である。しかし一方では、Aが骨折が疑われる怪我をしているにもかかわらず受診させないうえ、本人が希望しているからとプールの授業を受けさせようとした。結局教員に促され病院で受診させた結果、骨折と診断された。また、母親は前年度、保育士の専門学校に通っていたが、その間朝の支度をせず、AとBを家に置いて通学していた。AとBは、担任が家まで迎えに行き、遅れて登校していた。

(経過) SSWは学校から報告を受けた後、区役所を訪問し、情報共有を行った。その後、AとBの学校での様子を観察しながら、学校や区役所と情報共有を続けた。本家庭は生活保護を受給しているが、母親の生活力が低く、食事内容も適切ではなかったため、食支援を導入することとした。学校と母親との面談で、母親から食支援の受け入れの承諾を得たため、SSWは本市の児童家庭センターに連携を依頼した。その後、児童家庭センターは定期的に食支援を行った。

(その後の対応) 児童家庭センターは本家庭を支援するとともに、家族の状況をSSWに報告していたため、学校と関係機関が連携して多面的な見守りができている。

## 【4】成果と今後の課題等

## (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 令和3年度の学校園からの総相談対応数 19,241 件は令和2年度 11,715 件と比べると約 64.2%増となった。事案対応対象人数 667 件は令和2年度 477 件と比べると約 40%増であった。
- 市立全学校園中 212 校（幼2園、小 137 校、中 63 校、高 4 校、特支 6 校）の対応にあたった。
- 学校現場が直面している学校だけでは解決できない多様で複雑な課題に対して、社会福祉などの専門的な知識や技術を有する S S W が、問題を抱えた児童生徒の置かれている環境に着目し、地域や関係機関とのネットワークを活用することで、学校、家庭、地域、関係機関と連携した支援を実施した。
- 小学校生徒指導担当教員ブロック会、中学校不登校担当教員ブロック会に参加し、生徒指導担当教員や不登校担当教員との情報交換や報告相談への指導助言を行った。
- 学校への連携支援の強化を目指し、区役所こども家庭支援課やこども家庭センター（児童相談所）との連絡を日常的に行い、更なる連携強化に努めた。

## (2) 課題と課題解決に向けた取組

- ①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組  
＜課題の概要＞
  - ヤングケアラーなど支援を必要としているが認知されにくい児童生徒への気づき、支援早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、学校サポートチームの一員として S S W を活用できる体制の整備をさらにすすめること。
  - S S W として職務を遂行できる人材の確保。
  - 年度をまたいで支援を継続する場合における、関係機関・学校・ S S W 間の円滑な引継ぎ。  
＜課題の原因＞
    - コロナ禍で不要不急の会議等が中止となったり、出席を見合わせたりする中で、 S S W と学校との関係構築が十分に図れなかった。  
＜解決に向け実施した取組＞
      - S V が新規 S S W とともに関係機関や学校を訪問し、 S S W と関係機関や学校との関係構築に努めた。
  - ②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組  
＜課題の概要＞ ○ S S W の活用法についてのさらなる周知。 ○ S S W として職務を遂行できる人材の確保。  
○年度をまたいで支援を継続する場合における、関係機関・学校・ S S W 間の円滑な引継ぎ。  
＜課題の原因＞ ○学校によっては、 S S W の必要性の認知が不十分で、ほとんど活用していないため。  
＜解決に向けた取組＞
    - S S W が管理職研修や各校での校内研修に出向き、 S S W の活動や活用法について説明した。
    - S S W 活用マニュアルを作成し、市立学校園に配付した。

# 岡山市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・学校に定期的に勤務することで、困難を抱えている子どもを早期に発見し、保健・福祉等関係機関と連携の上、早期に支援が開始できる体制を構築するため

### （2）配置・採用計画上の工夫

- ・スクールソーシャルワーカーの機能を果たす子ども相談主事を6福祉事務所内の地域こども相談センターに配置している。
- ・月1回全公立小中学校に勤務日を設けているが、週4日地域こども相談センターに勤務する体制になっているため、必要に応じて勤務日以外にも学校訪問や関係する会議への出席、教職員からの相談や子どもや保護者の訪問、面接、電話、関係機関との連絡等に対応している。
- ・地域こども相談センターに配置することで、学校と福祉・保健等関係機関との連携が強化されている。
- ・学校現場の理解があり、またソーシャルワーク機能を持つことで適切に相談や支援ができるよう、教員経験者や社会福祉士を子ども相談主事に採用している。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ・6福祉事務所に各3名ずつ配置 ・18名全員が教員免状を所有。内1人は社会福祉士の資格を所有。
- ・週4日勤務の非常勤職員。1人複数校担当し、1校につき月半日の学校勤務。

### （4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

#### ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ガイドラインの作成（有・無）
- ガイドラインの内容、周知方法

- ・活動の目的や業務内容を記載、学校に向けて概要版（チラシ）を作成し、管理職や生徒指導担当者会議等で周知している。

#### ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

### （5）オンラインカウンセリングの実施の有無

- オンラインカウンセリングの実施（有・無）

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

岡山市子ども相談主事（スクールソーシャルワーカー）

### （2）研修回数（頻度）

年13回

### （3）研修内容

- ・事例検討 ・児童相談所やフリースクールとの連携 ・適応指導教室との連携の在り方

### （4）特に効果のあった研修内容

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置（有・無）
- 活用方法

### （6）課題

- ・相談件数が増加しつつある状況であるが、事例検討会において意見交換は行っているが、スーパーバイザー等、福祉の専門家からの助言を受ける場の設定する等、SSWの関わりにおける質的な向上が課題である。

## 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】自傷行為を繰り返す母親のもとにいる児童の支援のための活用事例（②児童虐待（未然防止、早期対応、関係機関との連携））＜SSWの配置形態：巡回型＞

（概要）母親と小4女児の母と子の母子家庭である。母親は高校生の頃にうつ病を発症し、本児を出産するときにはうつ病と境界型人格障害を持つハイリスク妊産婦ということで見守りを開始している。母親は当時よりうつ症状がひどいときは自殺企図の自傷行為があったり、本児への虐待行為があったりした。その後、実家の近くへ転居し、祖父母の援助のもと本児への虐待行為の改善や母親への精神的な安定が見られ、生活が改善したので見守りを終えていた。

しかし、小学校より、母親が本児の前で自傷行為をしてとても不安であるという本児よりの訴えがあるという連絡が担当のSSWに入り、本児の家庭への援助が再開される。母親は精神状態が不安定になると刃物を出して本児の

前で自傷行為をしたり、本児と喧嘩をしたときに衝動的に自傷行為したり家を飛び出すなどの行為がある。また、援助者である祖父母は昨年より隣接市へ転居している。

(SSWの関わり)

・所属の「地域こども相談センター」(以下「地こ相」)の方針に基づき。月1回の学校勤務時に児の現認と所属調査、管理職や担任との情報交換し、それを整理・記録して「地こ相」で共有した。

・「地こ相」での「支援検討会議」にかけ、記録を基に現情報を把握しながら方針を組織で相談して支援を実施した。

・学校からの相談窓口となり、必要に応じて管理職や担任からの相談や主たる援助者の祖父母との連絡、児との面談、家庭訪問を実施した。

・担当地域の民生委員主任児童委員会に定期的に出席しているので、そこでの情報共有やこの家庭の地域での見守り依頼をした。

(地こ相の支援)

・令和4年度より配置された心理士の資格を持つ職員により、児への定期的な面談を実施し、児の精神的な負担を的確に把握し、児への適切な援助に役立てている。また、専門家による関りがあることで児の不安感が大きく減っている。更に、学校の管理職や担任も専門家の関りにより不安感が減少している。

・医療機関との連携が欠かせないので、保健センターとの情報共有を実施する。その際に本年度より保健師の資格を持つ職員が配置されているのでスムーズな情報共有ができた。

(関係機関の支援)

・学校園 . . . . . 学校生活での児の見守り、関係機関との情報共有、母親・祖父母との連携

・保健センター . . . . . 家庭訪問、医療機関との情報共有

・民生委員主任児童委員 . . . . . 地域での見守り、関係機関との情報共有

・祖父母 . . . . . 緊急時に関係機関との情報共有、母親や児の保護

(今後の方針)

・SSWは所属での児の見守りと担任や祖父母、母親との定期的な連絡を通して現状把握し援助をする。

・心理士の資格を持つ職員は本児への定期的な面談を実施して、本児の精神面の援助をしていく。

・保健センターの保健師は病院や母親と連携して医療面での援助をしていく。

・「地こ相」での「支援検討会議」で支援方針について検討していく。

【【事例2】発達障害のある児童への対応で苦慮している家庭への支援のための活用事例(⑧その他(発達障害等に関する問題、心身の健康・保険に関する問題等))<SSWの配置形態:巡回型>

(概要)両親と児と弟の4人家族。児は登校しぶりがあったが登校はできていた。徐々に学校を欠席することが増え、家族へのコントロールと激しい癇癪を起すようになった。母子で病院受診しカウンセリングを始めたが、改善しないので別の病院を受診すると服薬と入院が必要と言われ、児は服薬という言葉に反応し激しく抵抗し入院させることが出来ず連れて帰宅。母は児への対応に疲れ精神状態が非常に不安定になり知人に相談した。知人が地域子ども相談センターへ心配な家庭があると通告し受理した。

(スクールソーシャルワーカーの関わり)

・地域子ども相談センター職員と学校訪問や家庭訪問で兄弟や保護者との面談を行った。

・兄弟の様子について学校訪問で管理職や生徒指導主事、担任から情報収集を行い緊急受理から児の入院支援へつないだ。

・毎月の学校勤務での聞き取り情報を記録し、地域こども相談センター内で情報共有し支援検討会議で今後の支援検討を行った。

・関係機関とのケース会への参加、学校と関係機関との連絡調整。

・児の退院後の学校受け入れ体制への助言。

(地域子ども相談センター)

・両親をサポートしながら両親と医療機関をつなぎ、児の入院支援を行い入院させた。

・入院後の家族への面談フォロー(保健師による母親精神状態確認、心理士による兄弟との面接及びケア)。

・児の退院後の両親の心理安定のカウンセリングへの受診に向け保健センターの紹介。

(学校及び関係機関との連携)

・学校での弟の見守りや両親の状況把握。

・保健センターによる家庭訪問実施で母親への受診医療機関の提案。

・医療機関によるケース会開催での情報交換。

(今後の方針)



・入院医療機関で児への服薬治療を継続して院内学級転籍、退院時期の検討。入院中の児の様子を学校と共有し、児の退院後の学校受け入れ態勢づくり支援。関係機関によるケース会で家族の状況確認及び必要支援の実施。兄弟の所属見守り。

【事例3】不登校のヤングケアラーへの支援 (④不登校 ⑩ヤングケアラー) <SSWの配置形態：巡回型>

(概要) 母、児(中3) 姉(高2) 妹(4歳) 祖母、母子家庭で生活保護。母は、週3～4日清掃関係の仕事で夜間就労はない。祖母は休職中。母・祖母ともに精神疾患なし。姉と児は家庭保育で育つが、泣き声通告があり警察が訪問。児相が介入するが状況改善のため3年後終結。

現在中学3年生で不登校の児は、無園児の妹の世話をしている。2年時の昨年、担当CWが教頭から聞いた話では、母は「不登校は児の怠惰だ」児は「妹の世話が負担になっている」と親子の言い分にはズレがあった。妹の世話を母に押し付けられているのか、妹の世話を不登校の理由にしているのかは不明。

現担任が母に「ヤングケアラー状態になっているのではないかと心配している」と注意喚起した。母は隠し立てすることなく「悪いとは思いますが助かっている部分もある。祖父の介護や仕事があり妹の世話をすることが難しい」と話した。

(児について)

小学校時代の欠席は、各学年10日前後で不登校ではなく大人しい普通の児童だった。ただ、風邪や腹痛の他に家庭の都合という欠席理由があった。中学1年生の頃(妹が2歳)から欠席が増えはじめた。少しでも学校につきなぎ留めるため、2年生時からSCと面接を始めた。3年になっても月2回のペースで登校しSCとの面接は継続している。特性はないが学習は苦手。進路は、通信制高校を希望している。

集団の中で孤立する事はないが、大勢と過ごす事への負担感があるようだ。個別だとハキハキと話ができる。少数の仲が良い友達はおり、LINEでつながっている。

(SSWの関わり)

- ・所属の「地域こども相談センター」(以下「地こ相」)の方針に基づき、月1回の学校勤務時に児の様子について管理職や担任と情報共有、それを整理・記録。その記録を「地こ相」での「受理支援検討会議」にかけ、要対協に登録し、見守りをしながら方針を組織で相談して支援。
- ・学校が把握している児の家庭状況等を調査。
- ・在籍した小学校に児の出席状況・学校生活や家庭状況等を調査。
- ・児とSCとの面談内容について調査し、今後も面談継続の依頼。
- ・CWと情報を共有し連携して家庭へ支援。
- ・今年から「地こ相」に配属されている児童心理士と一緒に児と面談。

⇒地こ相職員に依頼

- ・児相情報調査、保健情報調査(妹)、福祉制度利用情報調査。

(今後の方針)

- ・児の気持ちを大切にしながら、児童心理士との面談を継続。
- ・児童心理士と母親と面談。
- ・必要に応じて幼稚園か保育園の紹介と入園の支援。
- ・学校・SC・CWとSSWとが情報共有して連携しながら適切な支援。

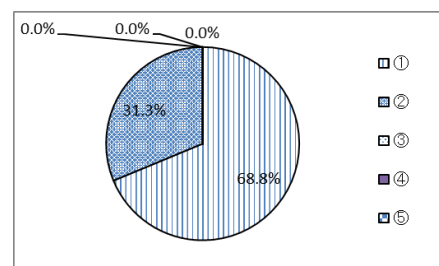
【事例4】該当事例なし

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

令和3年度岡山市スクールソーシャルワーカー(子ども相談主事)の活用報告より(学校から集めたアンケート)

アンケート回答数			
小学校	回答数	91 / 91	100.0%
中学校	回答数	37 / 37	100.0%
全体	回答数	128 / 128	100.0%



子ども相談主事が月1回、定期的に勤務することでの効果				
	小学校	中学校	合計	割合
①非常に効果があった。	60	28	88	68.8%
②まあまあ効果があった。	31	9	40	31.3%
③あまり効果がなかった。	0	0	0	0.0%
④まったく効果がなかった。	0	0	0	0.0%
⑤その他	0	0	0	0.0%

(学校から挙げられた成果)

- ・学校ではわからない家庭の情報を得ることができた。
- ・児童虐待の疑いがあるときなど、家庭訪問、児童へのカウンセリングなど連携しながら対応することができた。
- ・福祉からの支援が必要な家庭の児童について情報共有でき、またその課題解決のための協力と支援を得ることができた。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度(令和2年度実践活動事例集)に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>子どもや家庭の支援について、学校の関わる領域と福祉の関わる領域の認識に差異が生じて連携がうまくできないケースがあったため、互いの業務をより理解していくこと。

<課題の原因>岡山市子ども相談主事(スクールソーシャルワーカー)や学校の担当者の変更の際、十分な引継ぎができていないため。福祉の視点からの関わりについて岡山市子ども相談主事(スクールソーシャルワーカー)の専門性がまだ十分ではない。

<解決に向け実施した取組>

- ・年度当初に、学校の担当者への必修研修を実施したり、岡山市子ども相談主事(スクールソーシャルワーカー)へのスクリーニングや事例検討における専門性の向上を図ったりする研修会の企画・実施。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

・子どもや家庭の支援について、学校の関わる領域と福祉の関わる領域の認識に差異が生じて連携がうまくできないケースは減少傾向にあるものの、依然として散見される。岡山市子ども相談主事(スクールソーシャルワーカー)への相談件数は増加傾向にあり活用が進んでいるが、相談内容等が、スクールソーシャルワーカーの本来の役割に沿わないものも散見され、対応に苦慮するケースがある。同時にスクールソーシャルワーカーのケースワークの質的向上についても今後の課題である。

<課題の原因>

・岡山市子ども相談主事(スクールソーシャルワーカー)の立場や役割について、学校の職員にまだ十分に理解されていない。スクールソーシャルワーカーの福祉の現場における経験が少ない。

<解決に向けた取組>

・管理職や生徒指導主事等、一部の職員だけではなく、岡山市子ども相談主事(スクールソーシャルワーカー)の立場や役割について広く周知するための研修のもち方等を検討する。福祉の専門家を招いて、事例検討におけるスーパーバイズ等が得られるような会や不登校支援や相談機関の方を招いての教育と福祉の連携の在り方を学べる研修会等を設定し、岡山市子ども相談主事(スクールソーシャルワーカー)の資質向上を目指したい。

# 広島市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童生徒が抱える問題の背景に、家庭の経済的困窮や衛生面の課題、保護者の心身の健康など子どもを取り巻く環境に課題が見られる場合、関係機関等とのネットワークを構築するなどして、児童生徒や保護者への支援を行い、不登校や暴力行為などの生徒指導上の課題の改善を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- スクールソーシャルワーカーの拠点校を希望した学校の中から、18校にSSWを配置し、近隣の中学校区と合わせて、4～5中学校区程度を担当するようにしている。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- 配置人数：18人
- 主な資格：社会福祉士及び精神保健福祉士
- 勤務形態：月曜日～金曜日まで1日5時間45分、週28時間45分勤務

### （4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

#### ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ガイドラインの作成（・無）

#### ○ガイドラインの内容、周知方法

活動方針等に関する運営指針を作成し、活動方針等は運営協議会で説明したり、各機関等へ配付したりして周知するようにしている。

#### ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

スクールソーシャルワーカーの活用が、学校において適切に行われるよう、以下の周知活動を展開する。

- ・ スクールソーシャルワーカーを紹介するチラシを学校や各機関等に配付する。
- ・ 管理職や生徒指導主事、教育相談・支援主任、養護教諭等を対象とした研修会等の場を活用し、SSWの役割や活用方法、具体的な実践事例等を説明する。

### （5）オンラインカウンセリングの実施の有無

- オンラインカウンセリングの実施（有・無）

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

SSWのみを対象とする場合と、福祉・教育の各職種を対象とする場合がある。

### （2）研修回数（頻度）

- 県外の大学教授を招聘した全体研修（年2回）
- スクールソーシャルワーカースーパーバイザーによる新規採用者研修（月2回）、全体研修（月1回）
- 各種研修会への参加（適宜）

### （3）研修内容

- SSWに係る理論研修及び困難事例等の検討。
- 各関係機関主催の理論研修や実践発表等。
- 本市SSWの活動についての課題の検討、評価及び検証。

### （4）特に効果のあった研修内容

福祉分野を専門とする大学教授を交えた理論研修及び困難事例等の検討会。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置（・無）

#### ○活用方法

- ・ 適宜、SSWからの相談に乗り、対応するケースに対して助言する。
- ・ SSWの資質向上のための研修会を実施する。
- ・ 広島市SSWの活動実績等の分析を行い、本市のSSW活動の基盤を作成する。

### （6）課題

- SVを配置したことにより、解決困難な重篤化するケース等へ対応に関する研修や助言を行うことができるようになったが、SSWのケースは年々増加し、それに伴い解決が困難な重篤化したケースも増加しており、より一層、SSW一人ひとりの資質向上を図る必要がある。

## 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

**【事例1】生活環境調整のための活用事例（①貧困対策）＜SSWの配置形態：拠点校型＞**

- 本児の状況： 小学6年生男子。特別支援学級(自閉・情緒障害)在籍。不登校傾向。
- 家族の状況： 母、姉2人、本児の4人家族。母はうつ病を患っており、生活保護受給している。家庭の衛生環境が悪いため、関係機関と連携し、何度か関係機関を交えて改善に向けて片づけを行うが、母は空いたスペースを動物の飼育や買い物の段ボール箱で埋めてしまい、すぐに環境が悪化してしまう。本児たちが眠る場の確保ができない状況になっている。
- 関係機関： 児童相談所、生活課、子ども家庭相談コーナー、市民病院、訪問看護ステーション、放課後等デイサービス
- 具体的な支援
  - ・ SSWは、不登校傾向の本児に訪問看護サービスを調整し、遅刻または短時間の登校ができる状況になってきた。また、放課後等デイサービスを利用しながら母子分離を図っている。
  - ・ 母が事故に遭い、多額の保険金が入金されることが判明したため、家庭環境の改善に使用できるよう生活課と連携している。室内の詳細な状況が分からず清掃業者への依頼が進まない状況の中、母から姉への虐待で児童相談所に通告された。
  - ・ 母の子育てを支援する体制づくりと家庭の衛生環境改善について、それぞれ関係者会議を開催した。母の支援受け入れに対する認識が変わり、環境改善について承諾が得られることとなり、生活課、コーナー、SSWで家の2階を確認することができた。

**【事例2】虐待防止支援のための活用事例（②児童虐待）＜SSWの配置形態：拠点校型＞**

- 本児の状況： 小学3年生男子。
- 家族の状況： 父、母、本児の3人家族。両親は医療福祉関係の職に就いている。
- 関係機関： 児童相談所、子ども家庭相談コーナー
- 具体的な支援
  - ・ 母の養育不安の軽減を主訴としてSSWの派遣要請が上がる。
  - ・ 父が本児に体罰を行ったことが分かり、学校が児童相談所に通告している。
  - ・ SSWは、学校長を通して紹介してもらい、母の相談にのることができる存在として受け入れてもらった。
  - ・ 母から話を聞く中で、本児が育てにくい子どもであること、父も本児と同じような特性があることなどが分かり、これらを子ども家庭相談コーナーの家庭相談員と共有し母の相談相手となる窓口を複数設定することとした。
  - ・ 父からの体罰はなくなったが、母が本児を感情的に叱ることが増えたためSSWは母との面談を定期的に持つこととした。母から自身の生い立ち、児童相談所への思いなどを聞き取ることができ、母に支持的サポートが必要であることを子ども家庭相談コーナー、児童相談所、学校に伝え、見守り体制を整えた。
  - ・ 母は、時々本児を叱ることがあるが、SSW等への相談を希望することがなくなったため、現在は学校と共に見守りを続けている。

**【事例3】環境調整のための活用事例（⑩ヤングケアラー）＜SSWの配置形態：拠点校型＞**

- 本児の状況： 中学1年生男子。ADHDの診断。服薬あり。
- 家族の状況： 母、兄、本児の3人家族。母は精神疾患がある。後に、ALSの診断が下りた。母方祖母が定期的に世話をしに来ている。提出物が遅れることが多々あり、家庭環境が不安定なことからSSWの派遣要請が上がる。学校は、家庭への連絡窓口を母方祖母に変更したが、提出物遅れや、持参物が揃わない状況は変わらなかった。
- 関係機関： 児童相談所、地域支えあい課（障害福祉、精神保健）、生活課、母が利用するサービス事業所（計画相談、訪問介護、通所介護、ショートステイ）、こども療育センター
- 具体的な支援
  - ・ 母が一時入院し、この間、兄と本児は母方祖母宅で過ごすことになり、学校は欠席する期間があった。
  - ・ SSWは、母親へのデイサービス利用や兄弟への学習支援など組み込み、日々の生活設計構築を考えた。
  - ・ 母退院後、再び3人の生活が始まった。母は「子どもたちに介護を頼むから」とサービス利用を拒否し、子どもたちが母の介護をする場面が増えていった。
  - ・ 母の介護をめぐり兄弟げんかが起きた後、本児が学校で家庭状況を訴える。取り急ぎ、関係機関・母方祖母と連携し、兄、本児と別々に面談を実施した。
  - ・ SSW主催で緊急ケース会議を開催した。

母への支援導入を急ぐとともに、本児への福祉サービス（ショートステイ）導入を進める。兄の気持ちの受け止めは学校を中心に対応し、タイミングを見てSSW面談の設定、母方祖母との密な連携を確認した。

- ・ 母への支援と本児へのサービス導入を試みるが、母の介護をめぐり、母子の衝突が起き、本児が限界を訴えたことから母方祖母が母の入院入所を決心し、母も渋々ながら承諾した。
- ・ 母の関係機関が開催するケース会議にSSWと兄弟が出席し、母への思い、介護についての思い、今後の生活について兄弟の声を各機関へ届けた。
- ・ 祖父母が自宅に兄弟を引き取り、区外から通学を再開することになったので、今後の兄弟の生活について、児童相談所、区関係課、祖父母が話し合う機会を提案した。祖父母が親族里親になる方向で検討が進み、手続きが進んでいる。

#### 【事例4】不登校児童のための活用事例（⑫教員とSSWの役割分担）＜SSWの配置形態：拠点校型＞

○本児の状況： 小学6年生男子。新しい環境に馴染むのに時間がかかる。納得しないと動くことが難しい。

○家族の状況： 父、母、兄、本児の3大家族。

○関係機関： なし

○具体的な支援

- ・ 4年生の頃から集団生活への適応が困難となり、夏休み後から不登校となる。5年生から週に一度、保護者と登校し、三者面談を行っている。
- ・ SSWは、中学校進学に向けて本児の意向が実現する方法を模索するために、定期的に母と面談することから始めた。本児は自身が知らない人と母が会うことに強く抵抗したため、三者面談の日に合わせてさりげなく顔を合わせることから始め、存在を無理なく知らせるようにした。
- ・ 父と母の進路に対する思いが違っていたので、本児を含めた進路決定を母に提案し、家庭で話し合った経過を聞きながら活用可能な社会資源と利用方法について情報提供を行った。
- ・ 私立中学校、校外のふれあい教室、校内のふれあいひろばの3つの選択肢を検討することになり、母への支持的な面談を続けた。本児は、通学方法、自宅からの距離などについて家族の協力を得ながら考え、最終的には校内のふれあいひろばを利用することで学区内の公立中学校進学を希望した。
- ・ SSWが丁寧に家庭の意向を確認し、必要な手続きに関しては家庭が行い、学校は家庭が依頼した手続きに応じるという役割分担をしたことで、進学をきっかけに家族がお互いの気持ちを理解することにつながった。

#### 【4】成果と今後の課題等

##### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- SSW関わった797件のうち561件は、家族環境や子どもの課題が改善又は好転した。また、関係機関等とのネットワークは、100%構築できている。
- スクールソーシャルワーカーの活動が学校や関係機関等に周知されるにつれ、学校や関係機関等との効果的な連携を図ることができるようになっている。

##### (2) 課題と課題解決に向けた取組

###### ①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

###### ＜課題の概要＞

- 福祉に関する知識や経験を有するSSWであっても、支援が困難なケースが増えている。

###### ＜課題の原因＞

- 令和3年度のSSWのケースは797件（一人当たり49件）で、前年度から継続している困難ケースも多くあり、より丁寧な支援が求められている。

###### ＜解決に向けた取組＞

- SSWを2名増員した。
- スクールソーシャルワーカースーパーバイザーがSSWの対応する重篤なケースに適切な助言を行うとともに、系統的な研修を行い、資質向上を図った。

###### ②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

###### ＜課題の概要＞

- 公募しても応募自体が少なく、専門性の高いSSWを採用することが難しい。

###### ＜課題の原因＞

- 県内のSSW養成機関及び養成体系が十分に整備されていない。

###### ＜解決に向け実施した取組＞

- スクールソーシャルワーカースーパーバイザーによる系統的な研修を実施し、SSWの資質向上を図る。
- SSWの増員に取り組む。
- SSWの待遇の改善を図る。

# 北九州市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

幼児児童生徒が置かれた様々な環境に働き掛けるため、関係機関等との連携を強化するコーディネーター的な存在であるSSWを配置、活用することで、児童生徒が抱える様々な課題（いじめや不登校、虐待、ヤングケアラー等）への対応を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

学校・園からの要請に応じて教育委員会から派遣し、各担当校で対応に当たっている。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

○配置人数：令和3年度は17名配置（リーダー2名、その他15名）

○資格：社会福祉士15名、精神保健福祉士12名、その他社会福祉に関する資格4名  
教員免許3名、心理に関する資格2名

○勤務形態：1日7.5時間、週4日間の週30時間勤務の会計年度任用職員（月額）

### （4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

#### ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（有・無）

#### ○ガイドラインの内容、周知方法

令和3年4月に、「北九州市立学校・園におけるSSWの活用ガイドライン」を作成。各学校に周知するとともに、教職員共用サイトにアップロードし、いつでもダウンロードできるようにしている。ガイドラインには、SSWの導入のねらいや配置状況、職務内容、学校・園における活用体制づくりなどを掲載している。

#### ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

生徒指導主事・主任を対象とした会議等で、SSW派遣までの流れや効果的な活用方法等について周知を行った。また、教職員向けの不登校対策アニメ動画を作成し、その中で、SSWの活用事例を紹介している。（令和4年度、各校で動画を活用した研修を実施）

### （5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（有・無）

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

・SSW全員

### （2）研修回数（頻度）

・職場内での研修：毎月1.5時間程度　・職場外での研修：毎月2～3時間程度

### （3）研修内容

・職場内：事例検討+SSWリーダーによるソーシャルワークの理論や技術等の講義

・職場外：福岡県SSW協会の研修

新任者研修、アセスメントの基礎、LGBTQ+の子どもの支援のための準備講座、SSWの実践報告、発達が気になる子ども達のためのコンサルテーション、高校で求められる学校ソーシャルワーク実践

### （4）特に効果のあった研修内容

新任者研修やアセスメントの基礎などの研修

SSWの職務に沿った研修のため、他ではなかなか受けることができない研修である。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（有・無）

#### ○活用方法

毎月約10時間のSV時間

個人SVとグループSVの実施。グループSVについては入職1年目のSSWを対象に構成。

### （6）課題

コロナ禍となり、対面の研修が少ない状況。対人援助を行うSSWにとっては、対面での研修や

グループワークの機会が少なくなっていることは課題である。また、他機関で開催していた研修にも積極的に参加して、他機関の役割や機能を学んできたが、その研修も開催減少のため参加できていない。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】暴力行為がある児童のための活用事例（⑤暴力行為⑧その他）＜SSWの配置形態：派遣型＞

○対象児童：小学校5年生男児（知的障害特別支援学級在籍）

○ケースの概要

- ・母、兄（高校1年）、本児の3人世帯
- ・学校にて、本児は性的興味から発生する問題行動がある。また担任教諭、友人に対しての暴力行為等のトラブルがある。
- ・病院受診をしており、薬の処方も受けている。また、放課後等デイサービスを2か所利用。
- ・家庭内、放課後等デイサービス内では大きなトラブルはない。

○ケースの課題

- ・母の困り感が薄く、トラブルへの対応や本児の特性理解にも消極的。
- ・病院受診をしているにもかかわらず、本児の状況に改善が見られない。
- ・上記2点から、学校での本児の問題が改善しない。
- ・学校と関係機関の関係が不調。不信感が強い。

- 1 母に本児の特性と必要な支援について理解を促す。（学校、放課後等デイサービスを訪問し、本児の様子を観察する。担任教諭、指導員から情報を収集し、母、学校、関係機関でその情報を共有する。）
- 2 医療的支援（専門的な病院への転院、服薬の調整に向けて受診同行、母への説明と支援を行う。）

○支援結果

- ・母は本児理解が進み、医師に積極的に相談することで、服薬の調整に至った。これにより、以前よりもトラブルが減少。本児自身も学校で安定する時間が増えた。
- ・母は専門的な病院で、本児に合った医療を受ける必要性を感じ、転院に向けた手続きを行った。
- ・学校と関係機関との理解、信頼度が進んだ。特に情報共有が困難だった病院が、学校に連絡するなど、積極的な関わりを見せるようになった。

#### 【事例2】不登校と小中連携、健康課題のための活用事例（④不登校⑦小中連携⑧その他）＜SSWの配置形態：派遣型＞

○対象生徒：小学校6年生 男児（自閉情緒学級在籍）

○ケース概要

- ・母、本児の2人世帯。
- ・小学校2年次より不登校傾向で、小学校5年次よりほぼ登校できていない。
- ・昼夜逆転しており、ゲーム依存が常態化している。
- ・医療機関に定期的に通院中（肥満・心身症）
- ・母は躁鬱病を患っており、養育能力に課題がある。

○支援展開

1 直接支援

- ・中学進学に向けて、学校での面談や家庭訪問で母、本人それぞれの思いの確認を行った。

2 ケース会議の実施

- ・毎月、学校で母子参加型拡大ケース会議を開催。各関係機関が中学進学までにどのようなサポートを行えるかを検討し、役割を分担して支援した。

3 医療機関との連携

- ・本人の健康課題に対して、母のみでは対応できない為、定期的にSSWが受診同行した。
- ・病院（主治医、看護師、MSW）、学校（校長、担任）、相談支援事業所、放デイ、SSWでオンラインケース会議を行った。

4 小中連携

- ・中学校見学（特別支援学校や校区内、校区外の中学校）に行く際に同行した。
- ・中学進学に向けた小中連携ケース会議を実施した。

○支援結果

- ・中学校見学を通して、本児が自ら校区内の中学校（通常学級）に進むことを決定することができた。

その後、小中連携ケース会議を開催し、情報提供と健康課題に対する対応策を話し合い、入学前に学校支援体制を整えた。

- ・医療との連携で生活習慣が改善し、学習にも意欲的になった。本児の状況を病院のみでなく、学校や関係機関が把握し、共通認識することで退院後の生活に生かすことができた。
- ・定期的に母子参加型拡大ケース会議を開催することによって、母自身の本児への対応の役割を整理することができた。

**【事例3】ヤングケアラーのための活用事例（⑩ヤングケアラー）〈SSWの配置形態：派遣型〉**

○対象児童生徒：小学5年生 女子

○ケース概要

- ・母、兄（中学1年生）、本児、弟（小学3年生）、未就学児の妹の母子世帯。
- ・兄が小学生の頃からSSWの支援ケース。3兄弟に発達障害があり、不登校傾向。
- ・生活困窮家庭であり、家庭内は不衛生でゴミやタバコのおいが充満している。
- ・母は発達障害の特性が見られており、経済能力、家事・育児能力が低い。
- ・本児が、家事や、妹の世話のために欠席していることが多い。
- ・かねてより要保護児童対策地域協議会に登録され、関係機関と連携し見守りを継続中。

○支援展開

① 関係機関との連携、ケース会議

- ・本児と弟が利用している障害福祉サービス事業所、区役所、学校で定期的にケース会議を実施。ヤングケアラーが疑われる家庭状況の確認と家庭支援の役割分担を実施。

② 直接支援（本児との面談、病院受診同行）

- ・SSWが定期的に本児と面談。家事や妹の世話などの状況を確認。
- ・適宜、学校でSSWは母と面談（同時に担任・本児は別室で面談）。本児の思いを確認しながら、登校に向けた方針を検討し、共有した。
- ・きょうだいの病院受診同行実施。子どもの安否確認と、それぞれの発達特性の理解と対応を確認。

○支援結果

・定期的なケース会議の実施により、ヤングケアラーへの対応、本児の不登校への対応を学校と関係機関と連携して取り組めた。連携体制構築などのコーディネート機能も果たした。

**【事例4】教員とSSWの役割分担のための活用事例（⑫教員とSSWの役割分担）〈SSWの配置形態：派遣型〉**

○対象児童生徒：小学6年生 女子

○ケース概要

- ・母、祖母、本児の三人暮らし。
- ・母は介護の仕事（交代制）をしており、家事全般は祖母が担っている。
- ・本児は小学5年次のコロナの休校明けより欠席が増加し、小学6年の7月時点で全欠状態。
- ・本児は昼夜逆転した生活を送っており、家から一歩もでていない。
- ・教員が家庭訪問をしても本児と会うことができない。

○支援展開

①直接支援

- ・担任教諭、教頭の家庭訪問にSSWが同行し、保護者と定期的に面談を行った。その中で本児の状況把握、家庭環境等の把握につとめた。
- ・本児との面談を提案したが保護者の拒否がみられた。

②教職員との役割分担・校内ケース会議

- ・SSWが保護者との面談を行う中で、本児が卒業・中学進学に向けて学校への関心が高くなっていると母からSSWに相談があった。
- ・本児は担任教諭であれば会うことができると母に話したため、担任教諭（学校）→本児、SSW→保護者支援と役割分担をして対応することとなった。
- ・今後の本家庭への対応について、校内ケース会議を実施。情報共有と確認を学校と行った。

○支援結果

- ・放課後に数回、保護者と一緒に登校し、担任教諭、学校長と会うことができた。
- ・SSWが母の支援を実施する中で、教員と会うことができなかった本児が再び学校と繋がることができた。



・母と本児の対応をSSWと教員で役割を分けて実施することで、本児の登校や、最終的には卒業式への参加をすることもできた。

#### 【4】成果と今後の課題等

##### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・SSWリーダーによるOJTにより、経験2年目や3年目のSSWが適切なソーシャルワークを展開できるようになってきている。
- ・経験年数が5年以上のSSWが新人研修を担当したり、SSW運営協議会等の公の会議の運営を担ったりするなど、次期SSWリーダー育成に向けた取組を実施。SSW全体のチーム運営や指導育成体制の基礎作りに取り掛かることができた。

##### (2) 課題と課題解決に向けた取組

###### ①昨年度（令和3年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組 ＜課題の概要＞

配置型SSWの不足と配置型SSWの育成課題。配置型SSWは直接配置校に勤務の形態を取るため、教育委員会に在籍するSSWリーダーから細やかな指導を受けられない。月に1回程度の指導では不十分であり、配置型SSWの育成につながりにくい。

###### ＜課題の原因＞

- ・配置型についてのガイドラインがないこと。配置型SSWのOJT体制の不足。
- ・SSWリーダーのOJTや複数名での対応が開始されて日が浅く、SSWの育成に時間を要している。

###### ＜解決に向け実施した取組＞

- ・配置型を再開するにはSSWの育成が間に合っていない状況の為、派遣型で対応する校区や学校数の工夫を実施。将来、配置型で1中学校区または2中学校区になった時に近付けた学校数を検討した。
- ・SSWの経験年数に応じた役割の検討。経験5年以上のSSWが新人SSWを育成するなど、次期SSWリーダーの育成も視野に入れた取組実施。

###### ②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

###### ＜課題の概要＞

- ・SSWの雇用定着の悪さ。入職3年以内の離職率が高い。育成をしてもすぐ離職になれば、また新しいSSWの育成の実施をしなければならない。学校にも安定したSSWの支援を提供することができない。

###### ＜課題の原因＞

- ・非正規雇用という勤務形態の不安定さ。
- ・業務の多忙さ、困難さ。一人仕事になりがちで、抱え込みやすくなる。

###### ＜解決に向けた取組＞

- ・正規雇用などの雇用形態の検討。
- ・学校向けに作成したSSWガイドライン等を利用して、SSW活用の仕方の周知。
- ・教育委員会内でSSWの体制整備等を組織的に検討する。
- ・SSWリーダーだけでなく、サブリーダーなどを創設し、SSW内で育成・指導体制を構築していく。

# 福岡市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- 本市の不登校対策として、教育と福祉の両面から児童生徒を援助する専門家であるスクールソーシャルワーカー（以下、SSW）を配置し、子どもたちを取り巻く環境条件や社会的人間関係の調整、改善を図り、不登校の減少につなげる。
- いじめ、不登校、児童虐待などの子どもの課題は、小学校低学年などの幼少期に要因があることが多く、課題の未然防止、早期発見や対応を行うため、全ての中学校区の拠点となる小学校に配置し、子どもたち一人ひとりにきめ細かな支援を行っている。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- SSW 71名を中学校区内の拠点となる小学校と、市立高等学校に配置し、うち7名は正規SSWとして配置。
- 令和3年度に、特別支援学校にも試行的に配置。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- 配置人数は正規SSW 7名、会計年度任用職員SSW 64名。
- 資格は社会福祉士、精神保健福祉士等。  
勤務形態は、正規SSW週に5日勤務。  
会計年度任用SSW週に4日（27.5時間）勤務。

### （4）SSWに対する教職員の理解促進に向けた取組

#### ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（有）・無）

#### ○ガイドラインの内容、周知方法

・年度当初の事業説明会において、全小中高の校長・副校長・教頭に対してSSW活用事業について説明を行い、周知している。

#### ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・リーフレット等を作成し、教職員に対して周知をしている。
- ・各配置校、各区特別支援教育連絡協議会等において、教職員に対して業務内容や連携に向けての研修や実践事例紹介研修等を行っている。

### （5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（有）・無）

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

- ・SSW 71名（正規SSW 7名含む）

### （2）研修回数（頻度）

- ・区の研修（月1回程度）、グループミーティング（週1回程度）、SV（全12回）、SSWとCSWとの合同研修（年1回）、DV研修（年1回）、正規SSWによる指導助言（適宜）

### （3）研修内容

- ・こども総合相談センター概要について、サービス倫理、学校組織について
- ・SSWに求められること
- ・特別な支援を要する児童生徒への係わりについて

- ・福岡市の保健福祉施策について
- ・コロナ禍でSSWが求められること
- ・進捗状況の確認や事例検討，必要に応じて課題研修
- ・児童虐待・愛着障がい・不登校・カウンセリングについて

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・コロナ禍でSSWが求められること

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 (  有 ) ・ 無 )

○活用方法

- ・大学の先生による指導，助言や研修

(6) 課題

- ・SSWに対する研修体系の構築
- ・教育委員会を主体としたSSWの組織体制の構築
- ・正規SSWによる支援・助言体制の構築

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】 児童虐待のための活用事例 (②児童虐待、⑧その他) <拠点校型 (虐待対策の重点配置)>

本人は中学生女子。父は無職。父母の仲が悪く、いつも喧嘩が絶えない。本人はリストカットしており、手首に傷が絶えなかった。SCの面談には週1で繋がっていて、定期的な面談ができていた。また、本人はステップルームを利用しており、遅刻をしながらも頑張って登校していた。

2学期、一時的ではあるが、朝、家を出てからすぐに学校に来ず、校区内をうろつきどこにいるか分からない状況があった。結果的に公園にいて気持ちを落ち着かせてから登校していたことがわかる。SCによると、この行動も本人には必要なものだとのこと。リストカットを含め、この状況を心配した教育相談コーディネーターの先生からSSWに「関係機関に繋げて、家の状況を改善できないか」と相談依頼。

SSWはまず本人の今の状況について情報収集を行った。教育相談コーディネーター、担任、管理職に話を聞くと、上記のような状況が前から続いており、管理職が母親と面談も行っているようだった。しかし、母親からは父に本人への暴言をやめさせることはできず、母親自身も困っている様子だった。SSWより管理職に、本人の状態も悪く、これは明らかに精神的虐待のため、まずは児童相談所に通告するように助言。中学校側で妹の通う小学校にも情報共有をし、母親にも再度面談の後に通告。児童相談所より区にケース送致され、後日、子育て支援課の担当者と心理士が中学校にて本人に面談を実施した。面談の結果、父親の性格上、すぐに家庭への介入は難しいため、定期的な本人への面談、学校との情報共有をすることとなる。この通告をきっかけに学校側は祖母にも状況を話し、祖母が本人の味方になってくれるようになった。

その後、リストカットの頻度も落ち着き、登校状況も以前より長く学校で過ごせるなど、改善が見られるようになる。SC面談も変わらず実施していたので、SCより、ストレスへの対処の仕方、医療機関への相談(自分でSOSを発すること)を勧めるなども行ってもらった。

現在も学校内で複数の教師の見守り、SC面談、子育て支援課との情報共有をしながら、本人への支援が続いている。

【事例2】 貧困対策のための活用事例（②貧困対策、③いじめ、④不登校、⑧心身の健康、保険に関する問題）＜拠点校型（貧困対策の重点配置）＞

(1) ケースの概要

母と本人(高校生)世帯。生活保護受給中。本人は中学時から登校が不安定で、周囲に働く大人がいないため働くイメージが持てず、進路に対する不安がありSSWにもともと繋がっていた。本人が長期欠席し始めたことで、本人へのいじめが発覚。本人の登校意欲はあるものの腹痛や吐血など身体的な症状が酷く、不登校の状態が長期化したことから次年度での転学を視野に入れる。

(2) 取り組み

学校の取り組み…会議の開催により、いじめ事案とし、対応を始める。学習支援やICTツールを用いた連絡を行う。

SSWの取り組み…母や本人に通信制学校のしくみの説明や学校見学の同行。就労支援の機関の情報提供および見学の同行を行う。

共同した取り組み…担任とSSWが家庭訪問を行い、教育的視点と福祉的視点の両方から転学に関する助言を行い、母子とともに検討する。

(3) 効果的だったと思われる支援のポイント

もともとSSWに繋がっていたことから素早く、家庭の背景を考慮した支援を行うことができた。支援に手厚い学校を選びたい本人と学費の安い学校を選んでほしい母とで意見が対立し、SSWが両者の間に立つことで学校見学等の動きを進めることができた。また、本人が年齢や心理的状况、家庭状況に合わない仕事を見つけてくるため、安定した自立となるよう地域若者サポートステーションに繋が、引き続きの支援を依頼した。

(4) 成果と結果

金銭的な事情から本人の希望する学校への転学は叶わなかったが、本人もそれを納得の上で転学することとなった。学校を転学する目的が立ったことで本人の心理面も回復、アルバイトをしながら転学先の学校に通い、卒業後は一人暮らしで自立したいと目標が立つようになった。地域若者サポートステーションへは本人の意向により、登録し、支援を開始することができた。

【事例3】 ヤングケアラーのための活用事例（⑩ヤングケアラー）＜拠点校型＞

対象児童は今年度4月より欠席がみられるようになり、担任からの相談によりSSWが介入を始めた。

家庭の状況は、多子のひとり親世帯である。その際本児を含む兄弟は子育てショートステイなど行政サービスを利用し、兄相での一時保護も経験した。兄相にて本児は「食事の用意や洗濯を自分が一部担っており、それが負担だ」と話している。また、他の兄弟児が学校で「ご飯を食べていない」「母が夜家にいない」などの話をするすることがあり、虐待（ネグレクト）の疑いもある。

今年度SSWは週1回家庭訪問を行い、児童の無事と生活の様子を確認し、担任および管理職へ状況を都度伝えている。担任と共に家庭訪問を行うこともある。家庭訪問で母と会えないことが続いた際は、母へ個別に電話連絡も行った。児童本人へは家庭での活躍をねぎらいつつ、学校の様子を伝え、学校生活への興味関心の維持に努めている。また、兄弟児を含め、この家庭の様子を適宜自治体の子育て支援課担当者や情報共有し、虐待リスクが高まったと判断した際には児童相談所へ相談を仰ぐ段取りも整えている。本児の登校は復帰していないが、1学期終了時には通知表を受け取りに学校へ来ることができた。SSWは今後も家庭訪問を通じて児童の思いをきき、家庭や本児のおかれた状況を学校へ伝え、登校へ向けたサポートを行いながら、家庭生活上のリスクを判断し関係者間で協働できる仕組みを整えるよう動いていく予定である。

【事例4】民間団体との連携のための活用事例（⑩民間団体（NPO法人等））＜拠点校型＞

母親の養育能力が厳しく、食事を満足に食べることができなかつたりするなど、衛生面に課題がある。

SSWはSCと一緒に母親との継続的な面談を行っていた。母親は自分自身の厳しさを分かっているが、SSWが行政のサポートや校区内のNPO法人のサービス等も紹介しても、サービスを受けることに関しては拒否が強かった。母親との面談を続けながら、子ども達の困り感も聞き、子ども達が直接母親に伝えられるようサポートしたり、代弁をしたりした。母親も少しずつサービスを受けることに対し、前向きになってきた。

SSWは校区内のNPO法人の子ども家庭支援を行っている施設に母子と一緒に見学に行った。実際に見学をし、子ども達もその場所を気に入ったところから利用を開始した。その中で、食事の提供を受けたり、入浴のサービスを受けたりしている。その後は母親の了承のもと、NPO法人と学校と母親を交えたケース会議を定期的に行っている。

【4】成果と今後の課題等

(1) SSW活用事業の成果

- 相談件数は4,066件、介入件数は1,058件、終結率（実際に解決した件数）は724件であった。
- 各学校において、SSWの業務などについての理解が深まってきており、学校とともに支援が必要な家庭へ介入を行うなど組織的な対応が築かれてきている。
- 正規SSWが専門的な支援・助言を行うことにより、SSWの資質能力の向上に資することができる。

年度 件数	R1	R2	R3
相談件数	4,247	4,730	4,066
介入件数	1,069	1,484	1,058

○4段階評価 R3 SSW活用調査より

- ・SSWは児童生徒への対応を丁寧に行っている（平均3.1）
- ・保護者への対応は丁寧に行っている（平均3.0）
- ・教職員と連携をしている（平均3.0）
- ・関係機関と連携している（平均3.0）

○学校からの記述による評価 **(R1 SSW活用調査より)**

- ・SSWがさまざまな課題を抱えている教育力に乏しい家庭に足を運び、保護者に寄り添い、また、関係機関との情報共有も行いながら、教育力の低下を防ごうと努力している。担任の手が届きにくい部分をカバーしてくれている。
- ・厳しい家庭環境の生徒が多いため、子どもたちの権利を守っていくためにはSSWは欠かせない存在となっている。
- ・各機関と連携して、生徒や保護者の支援にあたるので、学校職員としての動きがよく、正確に情報を把握できる。
- ・様々な角度からの生徒や家族理解の前提の上に学校での指導が成立するので、行政からのサポートや学校現場での指導体制などが、今後も密にしていくことを望む。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・子どもを取り巻く環境は、複雑化、多様化しており、課題の解決には、不登校対応教員、SSWやSC等が連携して取り組む「チーム学校」を機能させていくことが必要である。
- ・特別支援学校については、SSWを試行的に配置し対応してきていたが、より高度な専門性を必要とするため、十分な対応ができなかった。

<課題の原因>

- ・SSWの資質向上と教職員の理解及び校内支援体制の構築。
- ・特別支援教育に対する理解と高度な専門性を身につけるための研修。

<解決に向け実施した取組>

- ・SSWに対する研修体系の構築。
- ・SSWの組織体制の構築。
- ・SC、SSWと連携した研修の充実。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・コロナ禍における環境の複雑化、多様化の中で、課題解決には、SSWの専門性向上が不可欠である。
- ・SSWに対する研修体系の充実。

<課題の原因>

- ・SSWに対する研修及びSV体系の構築。

<解決に向けた取組>

- ・SSWのスーパーバイザーと連携した研修及びSVの充実。

# 熊本市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和3年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめや不登校の問題をはじめ生徒指導上の諸問題の積極的予防及び解消のために、SSWを配置し、関係機関と連絡・調整を進め、子どもに関わる課題や環境の改善を行う。

### （2）配置・採用計画上の工夫

熊本市教育委員会事務局学校教育部総合支援課にSSWを配置し、学校からの派遣要請に応じて、家庭や学校、または関係諸機関等に派遣した。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数は、年度当初14人でスタートしたが、5月に2人を途中採用し、計16名体制となった（年度途中で1人が退職）。資格は精神保健福祉士3人、社会福祉士10人、精神保健福祉士と社会福祉士の両方を取得している者が3人。勤務形態は、一人あたり、土曜、日曜、祝日を除く週5日・1日5時間勤務のパターンと、週4日・1日6時間15分勤務の2パターンとし、いずれも週25時間程度の勤務で、年間活動時間は合計12,000時間とした。

### （4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

#### ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（有・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

- ・「熊本市スクールソーシャルワーカー活用の手引」を作成し、事業の目的や活動内容、派遣までの流れ等を示している。
- ・第1回連絡協議会での説明資料を作成している。

#### 【周知方法】

- ・第1回連絡協議会でSSWと学校担当者に説明している。

#### ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・学校の判断で、SSWの活用についての研修を校内で行っている。
- ・「熊本市スクールソーシャルワーカー活用の手引」と第1回連絡協議会の説明資料のデータを全職員が見たり、ダウンロードしたりできる所に保管し、そのことを周知している。

### （5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（有・無）

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

SSW、教育委員会担当指導主事等

### （2）研修回数（頻度）

- ①拠点校ごとの事例検討会（隔週）      ②各SSWの個別スーパービジョン（随時）  
③外部講師による研修会（年間2回）

### （3）研修内容

【①～③】ケースの進行管理、支援スキルなど資質の向上等      【③】SSWの経験が豊富な講師による講演・演習

### （4）特に効果のあった研修内容

- ・SVがすべてのケースに関わることで、熊本市の学校及び子どもの状況を全体的に把握できるため、より効果的な支援が展開できるようになった。
- ・SSWの経験が豊富な講師による研修を取り入れたことで、SSWの資質向上を図ることができた。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（有・無）

○活用方法

SVが支援方針助言や困難ケースの支援等を行うことで、効率的・効果的な運用を図る。

### （6）課題

派遣依頼数の増加に伴い、SSWの対応ケースが多様化している。また、問題が複雑なケースが多く、解決までに相当な時間を要する。今後も研修内容を充実し、専門的知識や技能の向上を図る必要がある。

## 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

### 【事例1】不登校のための活用事例（④不登校）＜SSWの配置形態：派遣型＞

中学3年生(知的学級在籍：療育手帳なし)のAは両親、きょうだい2人との5人家族。家族全員が軽度知的障害、精神障害を

持ち、生活保護を受給している。母は家事、養育面ともに厳しい状況のため父が母を支えている。Aは家庭保育で育ち就園期間を経ず入学するもほとんど登校できないまま現在に至った。人と話すことに強い緊張や不安感がある。Aが利用していた放課後デイサービスと父の就労先が同じ系列会社であり、学校やデイサービスに足が向かないAについて『もっと親として頑張らなければ(不登校は改善しない)』といった指導があること等に心理的負担が強くなり、父はうつ病を発症。就労継続が困難となった父の精神的不安定さからAも不眠や体調不良等を訴えるようになった。自宅から全く外出できない状況となっていた。SSWはA本人の希望、両親の意向を複数回の面談を通して聞き取り、担任教諭、訪問看護師と連携。精神的不安定さについては父とAそれぞれに医療機関への受診調整を行った。学校では担任教諭がAとの短いメールのやり取りを通し自宅での様子観察を実施。父の退職手続きのサポート、放課後等デイサービス事業所の変更等を行った。家族全体の不安感や精神的不安定さは徐々に軽減。新しい放課後等デイサービスではきょうだいも一緒に利用できる形となり、毎回楽しみに利用することができるようになった。行き渋っていた週一回の登校も毎週短時間ながら母と一緒に登校し教室に顔を出すようになった。高校の進学先は両親とAが話し合い通信制高校を検討しており、見学会では小さな声ながら自分で質問をすることもできていた。

### 【事例2】児童虐待のための活用事例(②児童虐待、④不登校、⑧発達障害等に関する問題) <SSWの配置形態：派遣型>

小学校高学年のB(知的学級在籍)、小学校低学年のC、精神疾患を持つ母の3人世帯。施設を退所し、アパート生活を始めた頃より、室内はごみ屋敷状態、Bは完全不登校、Cは入学式から登校できず、表情乏しく、母以外の人との会話が出来ない状態であった。療育も希望せず。一時保護の話が出ると母が自殺をほのめかすため至らず。児童福祉司指導を行うにとどまっていた。

BCの精神科受診をSSWより勧めたところ、共にASD診断、Bについては栄養不十分、-2SD以下の成長曲線であった。支援機関(学校・SSW・訪問看護ステーション・ヘルパーステーション・障がい者基幹相談支援センター)、要対協担当者、児童相談所とケース会議実施。アパート生活を開始後、成長曲線の停滞がみられ身体面に影響が出ていること、児童福祉司指導が遵守されていない、支援継続しても母の理解に改善が見られないことから、支援機関は一時保護を求めたが、児童相談所としては現状の支援継続となった。再度、学校と児童相談所で会議を行ったが、見守り中心の支援方針となった。支援者全てが揃った会議を求めたが、コロナ禍を理由に個別協議の方針となったため、支援機関のアセスメントを文書にし、児童相談所へ提出。支援方針の擦り合わせを求めた。同時に、要対協の重症度判断が「軽度」と支援機関が考えるもとの異なっていたため、同様の文書を提出し「重度」への変更となった。児童相談所より指導が行われたが、母が応じず、一時保護となった。

その後、支援機関と連携を図りながら母のサポートを行った。Bは体重のキャッチアップ、Cは他の人との会話がみられるようになり、BC共に児童養護施設から登校できるようになった。

### 【事例3】ヤングケアラーの生徒の支援のための活用事例(⑩ヤングケアラー)

#### <SSWの配置形態：派遣型>

中学3年生女子生徒D。父、母、弟(5歳)の4人家族、翌年には新生児が生まれる予定。経済的に困窮世帯、父は建設業で早朝から出勤、母はうつ病を患い病歴も長い。母は向精神薬を服用し、日中は寝ていることが多い。そのためDは朝から弟の幼稚園の準備をして幼稚園のバスに乗せ、帰りもお迎えをし、遊び相手をするといった毎日を送る。学校は休みがちになり、たまに登校できても、日々の疲れから授業中はずっと寝てばかりで学習の遅れが顕著になる。SSWの支援は家庭訪問と面談を重ね、母、Dと信頼関係を築いていった。ある日、SSWにDが「誰でもいいから愛されたい」、「死にたい」と吐露したので、心療内科に繋げ、医師に本心を打ち明けることができた。刹那的に生きているDの支援を模索するため校内ケース会議を幾度も開き、校長をリーダーとして役割を明確にする。また、外部機関を交えケース会議を開催(参加者：児童相談所、保健子ども課、心療内科相談員、学校関係者、SSW)し、支援体制を整えた。二学期を迎え、Dの置かれている状況をどのように転換し、思い描く将来のビジョンに近づけるか、エンパワメント支援の視点を持ち支援を展開する。志望校が絞られた頃、公共交通機関の乗り方をSSWとDで練習する。時刻表の見方も、列車の乗り方もわからないといった状況だった。

年が明け、母は第3子を出産するも、児童相談所の判断で乳児院に措置入所となる。家庭内が落ち着かなかったせいか、受験を目の前にして欠席が続く。SSWが家庭訪問を重ね、気持ちが途切れないよう声掛けを行った。すると登校が再開し「自分の人生は自分で決めたい」と学校で意思表示をし、受験まで駆け抜けることができた。高校では欠席なし、皆勤賞を目指している。



高校卒業後は、心理学か経済学を学ぶために大学進学を夢を抱いている。

#### 【事例4】 困り感を訴えない生徒と課題を矮小化する母に対して、教員とSSW等が役割分担をした活用事例 (⑩教員とSSW等の役割分担) <SSWの配置形態：派遣型>

中学生男子Eさんは、入学当初は友人と楽しく登校していた。しかし、次第に授業についていけないと、苦手な教科では机に突っ伏すことが増えた。担任がEさんの態度を指導すると、反抗的な様子があった。

母は、「ゲームの時間を増やしたい」とEさんに言われるがまま部活を退部させた。次第に昼夜逆転の生活となり、母が注意をすると壁に物を投げ週末は自室でゲーム三昧となった。母もその暴力・暴言を恐れ、注意をしなくなった。

その頃、担任から母へSSWが紹介され、支援開始となった。

担任からEさんにSC・SSWの面談を提案したが、「困っていない」と拒否があった。そこで、担任がEさんの困り感を聴取し、SSWが母と定期面談をすることにした。面談の際は、時には担任も同席し、Eさんの頑張りや困っている様子を少しづつ母に伝えた。

当初、母は今は落ち着いていると受診の必要性を感じていなかったが、Eさんのためならと受診が開始された。同時に、SSWは学校の定例会議に参加し担任らとこまめな情報共有をした。また、全校生徒及び教職員に向けてSC・SSWの紹介動画を作成し給食の時間に流してもらうことで、気軽に相談出来る存在だと理解してもらった。

その後、実は母がEさんと継父の板挟みとなり、学校での困り感を矮小化して話しているため、両親の認識のずれがあると判明。担任とSSWは継父と面談し、その想いを聴きながら母への子育てサポートを依頼し快諾がなされた。

その後、生徒の意思を汲んだ家族会議が行われ、家庭で実現可能な生活やゲームのルール決めが出来、服薬も開始された。その結果、3学期はEさんが前向きに授業に向き合う様子がみられるようになった。

#### 【4】 成果と今後の課題等

##### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

不登校対策重点校として1小学校区・5中学校区を指定し、2中学校区に1人のスクールソーシャルワーカーを専任で配置し、スクールカウンセラーや不登校対策サポーターと連携して活動した。

【令和3年度】

- ・ 支援人数：小学校376人、中学校364人、高校2人、特別支援学校3人、合計745人
- ・ 支援内容：家庭環境の問題628件、不登校478件、発達障害に関する問題395件（重複有）他
- ・ 終結人数：287人（終結率38.5%）

##### (2) 課題と課題解決に向けた取組

###### ①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

###### <課題の概要>

- ・ SSWの人材育成

###### <課題の原因>

- ・ 増員に伴い、経験の浅いSSWが多く採用されたため。

###### <解決に向けた取組>

- ・ 配置の工夫や研修のさらなる充実を図る。
- ・ 3中学校に拠点を置き、月2回定期的に事例検討等の研修を行った。

###### ②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

###### <課題の概要>

- ・ SSWの活用が学校によって偏りがある。

###### <課題の原因>

- ・ SSWの役割や活用の仕方などの周知が不十分な学校もある。

###### <解決に向けた取組>

- ・ 教職員対象の研修会でSSWの活用について周知する。
- ・ 各学校の担当SSWが学校の会議等に参加し、連携を図る。
- ・ 学校から教育委員会に生徒指導上の報告があった際、必要に応じてSSWとの連携を促す。
- ・ 教育委員会が各学校の不登校の状況などを担当SSWに情報提供する。